

## 令和2年第4回粕屋町議会定例会会議録（目次）

### 第1号 12月4日（金）

・開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・行政報告	8
・議案等の上程（第103号～第118号）	8
・議案等に対する質疑	13
・発議の上程（第2号）	13
・議案等の委員会付託	14

### 第2号 12月7日（月）

・一般質問	19
田川正治議員	19
1. 新型コロナウイルス感染症防止のために、「地方創生臨時交付金」や「緊急包括支援交付金」、町の「財政調整基金」を活用し、PCR検査や陽性者保護などの抜本的強化と、町民の命と暮らしを守る財政支援と感染防止対策について	20
2. 新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う、小中学校の児童生徒と教職員の授業環境を保障することと、学校と教室での校内学習と、家庭学習環境の体制の確立について	29
3. 営農と地域経済を守るための持続化給付金の交付について	36
4. 老朽化した中央保育所と仲原保育所の建て替えの進捗状況について	37
山脇秀隆議員	39
1. デジタル行政の推進について	39
案浦兼敏議員	48
1. 都市計画マスタープランから	48
中心拠点としてにぎわいと都市空間の充実とは	48
駕与丁公園のさらなる魅力向上とは	53
2. 業務の効率的かつ適正な執行を	57
押印廃止（ハンコレス）の取組は	57
内部統制の構築を	63
木村優子議員	65

1. おくやみ窓口の設置について	65
2. 新たなる財源の確保として、町指定ごみ袋の包装袋に有料広告を	72
3. ネットを使った課題解決システムの構築を	74

### 第3号 12月8日（火）

・一般質問	79
福永善之議員	79
1. 随意契約について（可燃ごみ回収業者選定において）	79
2. 役場内のハラスメントについて	85
川口 晃議員	100
1. コロナウイルス感染症対策をどうすすめるのか	100
2. 洪水時被害を最小限におさえるための具体的な措置について	111
3. 西小学校校区の交通対策について	116
中野敏郎議員	120
1. かすや未来カフェ2020オンラインシンポジウムを受けて	120
太田健策議員	141
1. 給食センター裁判について	142
2. 旧焼却場解体について	146

### 第4号 12月9日（水）

・一般質問	162
本田芳枝議員	162
1. ずっと暮らし続けたい町になる必須条件とは	162
2. 男女共同参画後期基本計画の実践について	166
3. 財源確保のための中長期計画について	179
安藤和寿議員	183
1. 民間企業等との包括協定について	183
2. 元気高齢者支援事業（敬老祝い品について）	189
久我純治議員	193
1. 新型コロナウイルス感染症のリスクを負いながら、保育事業に従事 している人たちに国の交付金を利用し支援金を	193
2. 総合計画基本構想や粕屋町都市計画マスタープランは、誰のため又 何のためのものか	200
小池弘基議員	213

1. 都市計画マスタープランの見直しについて	213
------------------------	-----

## 第5号 12月15日（火）

・（追加）議案等の上程（議案第119号）	228
・（追加）議案等に対する質疑	229
・（追加）議案等の委員会付託	229
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	230
議案第 96号 粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例 の制定について（継続審査分）	230
議案第103号 粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	232
議案第104号 第5次粕屋町総合計画後期基本計画の策定について	233
議案第105号 粕屋町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について	235
議案第106号 粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の制定について	235
議案第107号 粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	241
議案第108号 粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	242
議案第109号 粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 について	242
議案第110号 粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について	242
議案第111号 粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について	242
議案第112号 令和2年度 粕屋町一般会計補正予算について	246
議案第113号 令和2年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算につい て	247
議案第114号 令和2年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算につ いて	247
議案第115号 令和2年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について	247
議案第116号 令和2年度 粕屋町水道事業会計補正予算について	250
議案第117号 財産の取得及び無償譲渡について	251
議案第118号 住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方 法について	252
（追加）議案第119号 備品購入契約の締結について	253
発議第 2号 粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について	255
・委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査	255

・閉 会..... 257

令和2年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和2年12月4日（金）

# 令和2年第4回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和2年12月4日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 行政報告
- 第4. 議案等の上程
- 第5. 議案等に対する質疑
- 第6. 発議の上程
- 第7. 議案等の委員会付託

## 2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 福 永 善 之
2番 井 上 正 宏	10番 久 我 純 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 本 田 芳 枝
4番 安 藤 和 寿	12番 八 尋 源 治
5番 中 野 敏 郎	13番 木 村 優 子
6番 太 田 健 策	14番 山 脇 秀 隆
7番 川 口 晃	15番 小 池 弘 基
8番 田 川 正 治	16番 鞭 馬 直 澄

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文                      議会事務局主幹 山 田 成 悟

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（12名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 山 野 勝 寛
都市政策部長 山 本 浩	住 民 福 祉 部 長 中 小 原 浩 臣

総務課長	堺 哲 弘	経営政策課長	今 泉 真 次
都市計画課長	田 代 久 嗣	道路環境整備課長	安 松 茂 久
総合窓口課長	渋 田 香 奈 子	介護福祉課長	石 川 弘 一

(開会 午前9時30分)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

改めまして、おはようございます。

去る11月25日から12月1日まで、第48回糟屋地区美術展がサンレイクかすやで開催され、268点の作品が展示をされておりました。長きにわたり研鑽を積み重ねた、素晴らしい作品を鑑賞させていただきました。また、高校生の皆さんの作品には、若人の情熱を強く感じ、今後の成長が楽しみに思った次第です。また、新型コロナウイルス感染症防止の対策を、しっかりとられての開催となりましたことに、美術文化の強さを再認識させていただきました。

今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症防止対策としまして、3密を防ぐことから、本会議を含む、委員会等への町執行部の出席要請は、最小限としておりますことをご了承願います。また、本日は、空調機の故障により暖房機が都合入っております。多少、臭いもすることと思っておりますが、換気をしながら会議を進めたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和2年第4回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、10番、久我純治議員及び12番、八尋源治議員を指名いたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月15日までの12日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月15日までの12日間と決定いたしました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

日程第3、「行政報告」並びに日程第4、「議案等の上程」を一括して行います。お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案



は16件であります。

行政報告並びに提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

### ◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

本日、令和2年第4回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末を迎え、何かとお忙しい中全員のご出席を賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

去る11月26日に、このコロナ禍の中ではありますが、全国の町村首長の代表が東京に会し、全国町村長大会が開催されました。大会では、新型コロナウイルス感染の全国的な拡大が、国民生活や経済活動に甚大な影響をもたらしている中に加えて、集中豪雨や台風などの自然災害が頻繁に発生していることを踏まえ、防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の5か年延長と、なお一層の拡充を図ることを決議し、国に対して、その財政措置の拡充を要望することを決議いたしました。

また、政府が推し進める行政のデジタル化については、改正に伴う情報システムの開発・改修についての財源の確保や、システムの標準化、クラウド化への人的、財政的支援措置を講じること。やがて実施が始まる、コロナワクチン接種にあたっては、健康被害救済や相談対応について、国の責任の明確化と円滑な実施体制の構築、そして準備費用も含めた国の財政措置の要望などが盛り込まれました。

令和2年は、初頭から災害というべき、新型コロナウイルス感染の対策に追われた1年でしたが、これからも国・県と連携を密にして、事務事業の執行にあたってまいります。

### ◎町長（箱田 彰君）

それでは、「行政報告」をいたします。

今回は、一部事務組合等の令和元年度の歳入・歳出決算に関する報告が、2件でございます。決算内容につきましては、配付いたしております資料のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、行政報告を終わります。

### ◎町長（箱田 彰君）

引き続き、「議案の上程」を行います。

令和2年第4回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、監査委員の選任同意が1件、第5次総合計画後期基本計画の策定が1件、条例の制定及び改正が7件、令和2年度補正予算が5件、財産の取得及び無償譲渡について

が1件、住居表示関連が1件、以上16件でございます。それでは、議案第103号から順にご説明申し上げます。

議案第103号は、「監査委員の選任同意について」でございます。

令和2年9月15日付けで退任されました、山田重徳氏に替わり、この度、柴田俊一氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。柴田氏の経歴につきましては、経歴書を添付しておりますが、経済産業省九州経済産業局で課長や次長を歴任され、平成28年4月から令和2年3月までは、古賀市の副市長を務められております。また、平成24年からは、中村学園大学において非常勤講師も務められており、優れた識見をお持ちの方でございます。選任同意につきましては、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

続いて、議案第104号は、「第5次粕屋町総合計画後期基本計画の策定について」でございます。

第5次粕屋町総合計画基本構想で定めた、将来像とまちづくりの目標に向けて、その実現に必要な各施策の方向性を示す、令和3年度から5年間の基本計画の策定について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第105号は、「粕屋町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」でございます。

民法改正に伴い、契約書の約款を整備するため、粕屋町財務規則の改正を行ったところ、地方自治法第238条の4を引用している箇所の条項ずれが判明し、本条例も同じ条項を引用していることから、今回改正を行うものです。なお、当該条例改正は、平成18年6月7日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法の一部が改正されたことに起因するものでございます。

続いて、議案第106号は、「粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」でございます。

公職選挙法の一部を改正する法律が、令和2年6月12日に公布され、本年12月12日に施行されることとなっております。これにより、町村において条例を制定することで、町村議会議員及び町村長の選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に関する費用について、町村が一定の金額の範囲内で公費負担することが可能となります。粕屋町におきましても、幅広い人材が立候補しやすい環境を整備するため、本条例を制定するものでございます。

続いて、議案第107号は、「粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」でございます。

延滞金の徴収において、特例基準割合が導入されていることに伴い、道路占用料についても延滞金の割合の特例を設けるものでございます。また、税等の督促手数

料が廃止になっていることに伴い、道路占用料についても、督促手数料を廃止するものでございます。

議案第108号は、「粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」で  
ございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。改正の概要といたしましては、平成30年度税制改正による、国民健康保険税の課税計算への影響を減らすため、軽減判定所得の算出方法を変更するものでございます。

続いて、議案第109号は、「粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」で  
ございます。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に施行され、地方税法に係る延滞金の特例に関する文言の見直しが行われたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

続いて、議案第110号は、「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」で  
ございます。

議案第109号と同じく、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に施行され、地方税法に係る延滞金の特例に関する文言の見直しが行われたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

続いて、議案第111号は、「粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」で  
ございます。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正の主な内容は、本条例に規定する指定居宅介護支援事業所の管理者要件及び経過措置について、改正省令との整合性を図るため、所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第112号は、「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」で  
ございます。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ2億9,303万2千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を222億3,244万2千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、地方特例交付金を622万1千円、国庫支出金を5,270万7千円、県支出金を5,360万9千円、寄附金を1億7千万円増額するものでございます。また、財源不足を補うため、財政調整基金から944万5千円の繰入れを計上しております。一方、歳出の主なものといたしましては、ふるさと納税事業

費を8,569万1千円、障害者自立支援給付事業費を1億6,531万円、ふるさとづくり基金積立金を1億7千万円増額し、特別定額給付金給付事業費を3,755万6千円、小規模企業者への家賃支援金の申請期間終了により、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業費を9,248万1千円減額するものでございます。

続きまして、議案第113号は、「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ44万3千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を37億2,882万5千円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を44万3千円増額し、歳出といたしましては、総務費を44万3千円増額するものでございます。

続いて、議案第114号は、「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額から、歳入・歳出それぞれ68万5千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を5億5,452万7千円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を68万5千円減額し、歳出といたしましては、総務費を23万8千円増額し、後期高齢者医療広域連合納付金を92万3千円減額するものでございます。

続きまして、議案第115号は、「令和2年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、保険事業勘定におきまして、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ899万9千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を25億9,955万6千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を1,094万3千円増額し、支払基金交付金を174万2千円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を282万円、諸支出金を1,263万1千円増額し、地域支援事業費を645万2千円減額するものでございます。

続いて、議案第116号は、「令和2年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容は、粕屋南配水池2号池築造事業について、コロナウイルス感染症の影響もあり、発注が遅れたため、本年度事業費と継続費の総額及び年割額を変更、基幹管路布設工事について、本年度施工範囲の見直しにより減額し、併せて起債予定額の減額をするものでございます。資本的収入につきまして、企業債を2億9,170万円減額し、2億3,500万円とし、資本的支出につきまして、建設改良費を2億9,152万円減額し、6億1,459万9千円とするものでございます。また、継続費につきまして、総額を4,669万4千円増額し、事業年度を令和4年度まで延長するも

のでございます。

続きまして、議案第117号は、「財産の取得及び無償譲渡について」でございます。

今回、町で実施しますシニア世代応援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている65歳以上高齢者への経済的支援として、対象者約8,800人に対し、一人当たり1万円の商品券の給付を行うものでございます。この事業に用いる商品券を購入し、無償譲渡を行うにあたり、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第118号は、「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」でございます。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法を定めるにあたり、議会の議決を求めるものでございます。区域につきましては、別図に示しております区域とし、方法につきましては、粕屋町住居表示実施基準要領に基づき、街区方式で行うよう計画しております。これらの件につきましては、令和2年10月30日に開催されました、粕屋町住居表示審議会において、了承する旨の答申をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

日程第5、「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はございませんか。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

日程第6、「発議の上程」を行います。

発議第2号「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、提出者に趣旨説明を求めます。

福永善之議会運営委員会委員長。

(議会運営委員会委員長 福永善之君 登壇)

**◎9番（福永善之君）**

発議第2号「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、地方自治

法第109条第6項及び第7項、並びに粕屋町議会会議規則第14条第3項の規定により、議会運営委員会委員会発議として提出をいたします。

提案理由といたしましては、委員会審査の充実と専門性の向上を図るためです。また、内容の詳細に関しましては3点あります。一つ、既存の常任委員会を3から2へ、1減らすこと。一つ、常任委員会設置減に伴う所管する事項を変更すること。一つ、常任委員会複数所属制を廃止することとなります。なお、この改正案は、令和3年4月29日より、次の議員選挙の改選後から施行する予定です。

以上、提案理由の説明を終了いたします。

(議会運営委員会委員長 福永善之君 降壇)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

この案件は、素案の段階で議員全員協議会において、説明が行われておりますので、質疑を省略いたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

日程第7、「議案等の委員会付託」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日上程されました、103号議案から111号議案、117号議案及び118号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、112号議案から116号議案の令和2年度補正予算関係につきましては、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。なお、発議第2号につきましては、委員会提出の議案ですので、委員会に付託することなく、本会議で扱います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定をいたしました。

予算特別委員会の正副委員長は、申し合せ及び協議により、委員長に久我純治議員、副委員長に安藤和寿議員となっております。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前9時53分)

令和2年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和2年12月7日（月）



## 令和2年第4回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和2年12月7日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

#### 第1. 一般質問

- |    |      |     |      |    |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 8番  | 田川正治 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 14番 | 山脇秀隆 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 3番  | 案浦兼敏 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 13番 | 木村優子 | 議員 |

### 2. 出席議員（16名）

- |    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 末若憲治 | 9番  | 福永善之 |
| 2番 | 井上正宏 | 10番 | 久我純治 |
| 3番 | 案浦兼敏 | 11番 | 本田芳枝 |
| 4番 | 安藤和寿 | 12番 | 八尋源治 |
| 5番 | 中野敏郎 | 13番 | 木村優子 |
| 6番 | 太田健策 | 14番 | 山脇秀隆 |
| 7番 | 川口晃  | 15番 | 小池弘基 |
| 8番 | 田川正治 | 16番 | 鞭馬直澄 |

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文                      議会事務局主幹 山田成悟

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（16名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	山野勝寛
都市政策部長	山本浩	住民福祉部長	中小原浩臣
総務課長	堺哲弘	経営政策課長	今泉真次
協働のまちづくり課長	豊福健司	学校教育課長	早川良一

都市計画課長 田代久嗣  
道路環境整備課長 安松茂久  
子ども未来課長 神近秀敏

地域振興課長 八尋哲男  
総合窓口課長 渋田香奈子  
健康づくり課長 古賀みづほ

(開議 午前9時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

改めまして、おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

事前に申し上げておきます。本日は、広報委員から中野議員が広報のための写真撮影をするようになっております。それから、事務局のほうも同じく写真撮影をするようになっておりますので、許可をいたしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり、簡単明瞭に、また答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いをいたします。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声を出して挙手されますよう、併せてお願いをいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号8番、田川正治議員。

(8番 田川正治君 登壇)

◎8番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号8番、日本共産党、田川正治です。通告書に基づいて質問いたします。

皆さんご存じのように、世界50か国の国々が核兵器禁止条約に批准調印し、歴史的な国際条約が1月22日発効することになります。核兵器の廃絶と核兵器の使用禁止を世界の国々が実行すべき条約であり、世界で最初の被爆国である日本が、再び地球上で、広島長崎を繰り返さないためにも、日本政府が核兵器禁止条約に批准調印することを求めるものです。

このように国際情勢が平和を求める変化のもとで、安倍首相は、前首相は、集団的自衛権行使や安保法制など、憲法違反の強行、そして消費税10%増税や、医療福祉の切り捨てを進めるなど、国民の命、暮らしを苦しめる政治に対して批判と怒りが高まる中で、政権を投げ出しました。安倍政権を引き継いだ菅自民公明政権、同様に、憲法の思想信条の自由や教育の自由に反する学術会議の任命拒否問題、7兆3千億円の予備費を新型コロナウイルス感染症に予算化せずに先送りしております。

今直ちに緊急に行うべきことは、国民のウイルス感染防止のために、包括支援金

の医療分、3兆円のうち、届いていない2兆4千億円を医療機関、病院に届け、そして医療崩壊から病院を守る。大規模なPCR検査を実施して、全国的にウイルスが感染している第3波を止める。このことが、実効ある対策であります。しかし、GOTOトラベル、大阪と札幌、移動制限、そして食事するときはマスクをして会話する。このような対症療法的な施策しかなく、コロナウイルス感染症から国民の命、暮らしを守る実効性のある対策が示せない。無為無策の菅政権だと言われております。以上を述べまして、以下、質問いたします。

新型コロナウイルス感染防止のために、地方創生交付金や包括支援交付金、町の財政調整基金を活用して、PCR検査や陽性者保護などの抜本的強化、町民の命と暮らしを守る財政支援等感染防止対策について質問いたします。

9月議会でも私は、このPCR検査について質問をいたしました。県内3か所に抗原定量検査機器が配置されました。福岡県のホームページ11月30日現在では、粕屋保健福祉事務所管内の感染者は県内で3番目に多い、297人感染者数になっております。にもかかわらず、この粕屋保健福祉事務所に定量検査機器が配置されませんでした。

この点について、町長の見解について答弁求めます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

福岡県は9月補正予算でその導入を決定し、県内3か所にこの新しい機器を設置するというふうに発表しておりますが、まだ詳細決まっておりません。

所管のほうにいろいろ県との協議をした結果は、後ほど、その内容はお伝えしますが、決してその粕屋保健所を軽視してるわけじゃないと。昨日も1名出て、310名の感染者の確認がされました。非常にこの福岡都市圏の中でもやはり多い地区だろうというふうに私は認識をしておりますし、そういった背景も踏まえて県のほうには、様々な要望を今後も行っていく予定でございます。

詳細は、担当所管のほうからお答えします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

中小原住民福祉部長。

**◎住民福祉部長（中小原浩臣君）**

議員言われましたように、粕屋保健所にはこの機器は入っておりません。

この機器については、県が9月補正で導入を決定しております。導入された保健所は、公表はされておりますが、冬に向けて県内のPCR検査が増加し、保健環境研究所の許容量を超えたときなどに使用するということのようでございます。

ご質問の粕屋保健福祉事務所は、この検査の配置要件に該当をせずに配置はできてないようですが、福岡地区の保健所に、福岡地区内の保健所にも1台導入予定でありまして、粕屋保健所も検体の持込みができるようになっておるようです。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

この抗原定量検査機器については、感染者が多いところということで、配置するということでしたけど、今からでも、まあ9月議会のときも言いましたけど、糟屋地区1市7町、保健所管轄内の市町。市と町が、お金、予算を工面するというか予算を編成してでも、検査機器を購入するということを私はすることが必要でないかと思ってるんです。粕屋保健事務所に仮施設を建てるとか、それとか、県に検査技師を要請する。このようなことも含めて、取り組むだけの緊急性のある検査の必要性というのがあると思います。

一基が2,659万円ということが、県のほうで、県議会での答弁の中でも説明がっております。1市7町でということ、何とかそういうこの検査機器を設置して、そして子どもや高齢者などの障がい者などの、こういうふうなところの施設の中での3密状態が高いところ、教育分野、児童福祉施設の分野、こういうことになると思いますが、是非そういう方向での検討を。

1市7町、糟屋地区の市町長会の中でも、積極的に提案していただきたいというふうに思うんですが、町長の答弁を求めます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

抗原検査はございますが、今現在、本年度内には、1人3回までの無料のPCR検査を、高齢者、障がい者施設の職員を対象に行うというふうになっております。

今後この事業によって、対象施設職員の検査が開始されることとなります。実際、福岡市・北九州市・久留米市、この3市を除く、10万人対象にPCR検査の計画をされております。もう令和2年度中に、先ほど言いましたように、1人3回を限度に無料で検査を行うというふうになっております。まずはこの結果を見て、どういう状態かというのは、私も判断はしておきたいと思っております。併せて、施設以外での住民対象の検査は、御案内のとおり、糟屋地区の医師会が任意に糟屋地区内に1か所ですが、この検査を行っております。

実際かかりつけの病院に行かれて、例えば高熱あるいは咳があれば、すぐそちら

を御案内するというふうに、活発にこの検査は行っておる状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

9月議会でもお話あった、全国的には東京の世田谷とか、千代田区とか、県レベルでは長崎県、こういうところで、自治体独自で取り組むということを行っているわけですが。今、町長からも述べられましたけど、北九州ではPCR検査を200か所を行うということとか福岡市でも200か所を拡充していくと。今後というようなことで取り組んでおるわけです。町レベルで取り組んでるところもあるんです。これを見て私は、非常に大事だなというふうに思ったんですよね。

埼玉県の上野原町では3万8千の町なんですけど、障がい者施設、介護施設、学校や保育所を対象にPCR検査をするということで、検査費用は1千万を9月議会で可決をして取り組んでるということなんです。こういう、町単独でも実施しているところも増えて、今後増えていくと思います。それは国の対応とか予算化も含めて、予備費の使い方が、こういうPCR検査に本格的に取り組むということが、今後当然生まれてくると思いますけど、現状において、急いでやらなければならないという点からも、私は先ほどから述べました、糟屋地区ということも含めて、粕屋町単独でもこういうことは研究し検討していくべき課題ではないかというふうに思っています。

それと併せまして、全国知事会もこのPCR検査全額国庫負担をすることを求めてきてるわけなんですけど、厚労省は9月15日には、クラスター発生の地域における感染状況を踏まえて、感染防止をする必要がある場合には、現に発生したところに限らず、地域の関係者を幅広く検査することが可能であるので、積極的に検査を実施するようにお願いしたいということで、検査に掛かる財源についても、今は、国と自治体での2分の1同士の負担ということに、それぞれ2分の1の負担ということなんですけど、今後、このように全国知事会も、国に対する負担、全額国庫負担ということも含めて要請していったるわけなんですけど。

今までのいろんな国からの交付金なども、この町のほうで先に予算化して、それで後でそれを充てるというようなことなども、この感染防止のためには取り組んできてるわけなんですけど、そういう立場からも予算を先に組んで、そしてこの取組みを急いで行うということが、今感染防止の1番大事な取組みじゃないかというふうに思うんですけど、再度町長の答弁。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

確かに、財源がなければこういった施策は実行できませんが、それに加えて、人材、これはもう医療機関で特殊な、特殊なといえますかそういったドクターを含め、看護師の方々を含めて、医療機関の方々の協力が必須でございます。また、今現在、クラスターがいつ発生するか分からないようなことを懸念しながら、実際の患者さんの医療に当たっていただいているところに、若干疲弊している状況もございます。そういった中で、医師会との連絡をとりながら、今後のこういった検査体制は充実しなくちゃいけないと思いますが、なかなか現実的には、その人材の部分で、非常にハードルが高いというふうに私は認識しております。

今後、県・国と協議しながら、コロナの発生状況を鑑みて検討を行い、連携をとってまいりたいと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

次に、小規模企業者協力支援金について質問いたします。

これは粕屋町としては、この周辺の自治体に先駆けて、家賃の支援ということで実施するというので、大変喜ばれているわけですけど。ただ、県が休業要請した事業者ということで非常に割合が、支給を受ける人たちが少ないと、狭いというようなこともあって、なかなか進まなかったということも結果として出ております。

私は、この県が休業要請したという業種ではなくて、もっと広げて家賃の支援という点では、今、年末年始にかけて必要であるということを思います。そういう点で、収入の減少割合を低くすることとか、すべての事業者にというようなことでの検討をすべきだと思いますけど、まずは、家賃支援の問題についての予算執行等、この残ってる予算残の分、これ8月のときにもらった資料でいえば、予算残は9,359万9千円ということでありましたけど、その後のことも含めて、どれだけ予算執行残としてあるのか説明を求めます。

関係所管長、課長。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

八尋地域振興課長。

**◎地域振興課長（八尋哲男君）**

今、田川議員が申されましたように8月時点の金額とほぼ変わっておらず、実際は申請件数88件、それから内、対象となった件数は77件で、5月に61件、6月に12件、7月に3件、8月及び9月は0件、それから、10月に1件ということで総額751万9千円を支出して、これが確定しているというような状況でございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

この執行残の分も含めて臨時交付金の問題もありますし、そういう財源を使って、対象者家賃支援の対象を広げることも含めて、改めて予算化することなど検討すべきだというふうに思いますけど、町長答弁を。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

この家賃支援の支援事業の後、御案内のように、がんばるかすやの応援金。これ家賃ではなくて、大幅な売上げ減少の業者さん、あるいはその町内の経済活性化のために、その対象にならない方を救済するための別のがんばるかすやの応援金を2本立て、来年の2月の15日が申請期限を設けて、今現在その申請を受け付けておるところでございます。家賃支援にとどまらず、実際の売上げで困ってある方、この方を救済支援しようという方針でございます。まだまだ、まだ申請が今あっております。その普及といいますか、周知についても、先日商工会とお話を設けて、その普及に今後も努めてまいりたいと思っております。

今現在、その先ほど言いました2本立ての応援、支援金の事業で努力したいと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

家賃というのは、それぞれの固定費としてどうしても今財源として必要なものとして、それぞれ業者の人たちは、この年末年始に工面するということにも、収入減との関係から見ても、1番、事業をしていくための、いわゆる事務所を維持するということは大事なことでありますので、検討することも含めて要望いたしまして、次にいきたいと思えます。

次に、小・中学校や学童保育の教育分野、保育所、幼稚園、介護や障がい者等の児童福祉分野で働く職員への感染症対策支援金、学校教室や児童施設など消毒するための臨時職員、会計年度職員になりますが、急いで配置すべきだというふうに考えます。コロナ感染症対策として、これはこういう取組みは、お隣の須恵町でも取り組んでいるのがあります。これについては後で説明もいたしますけど、紹介もいたしますけど、他町のことも御存じだと思います。

そういう点で、直接現場で働いてる人たちの激励金、これについて実施すべきだ



というふうに思いますけど、町長の答弁をお願いします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

小・中学校や学童保育、実際、私どもの粕屋町では、会計年度任用職員を含めた公務員を対象とした支援金というふうになります。

様々な法律的な問題もございますので、ちょっと詳細につきましては、総務課長のほうからお答えします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

お答えさせていただきます。

まず、手当関係につきましては、地方自治法上で支払うことのできる手当というのが定めておりまして、粕屋町では条例上で13種類位定めさせていただいております。その中で議員の言われます手当になりますのが、特殊勤務手当というものになるかと思えます。一般的に、危険手当みたいなものをイメージしていただければいいかと思えますけれども、名称だけが定めておりまして詳細、実情今平常時には、そういった危険業務というのが発生しないということで内容は定められておりません。

今回コロナウイルスの関係で、国のほうからこういったものが対象になりうるということで通知が来ておりまして、それを見ますと、もう感染者の例えば搬送とか、感染地から発進された、例えば船舶とか飛行機内での、もう、ほんとに感染者に直に関わるような勤務という、かなり限定的なものになっておりまして、現状粕屋町ではまだそういったものが業務として発生をしませんので、この手当すぐに対象となるものはないのかなというふうに考えておるところでございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

これはまた後でも、国の交付金の問題については話をしようと思ってたんですが、今課長のほうからの答弁に関連する問題としてあるんですけど、この第2次補正で児童福祉施設職員の慰労金は除外されてる。しかし、厚労省は、職員が勤務時間外に消毒や清掃などを行った場合の超過勤務手当、休日勤務手当など割増し賃金などがかかり増し経費の人件費として包括支援事業分で、対象者に支給できるということを通知をしてるんです。そういう点で言えば、臨時職員の増やすということも含

めてですけど、先ほどの適用の範囲で言えば、こういうのには積極的に使っていくべきじゃないかというふうに思います。

それと、先ほど私質問した中で、隣の須恵町のことを言いました。これはいわゆる現場の人たちに対する、職員などに対する激励金支援金なんですね。須恵町では、出産、これは子育てということもありますが、出産育児手当として、臨時議会8月6日に決めて支給すると、5万円。同じように、子育て世帯支援に対して児童1人に1万円。学童保育の指導費、1人2万円。私立保育所の従業員、1人3万円。

粕屋町で今この分野の激励金というのが、第1第2次の補正も使ってるという点では、十分やられてないわけですね。私はこれを現場で直接、コロナの感染も含めて非常に注意しながら激務である条件の中で働いてあるわけですね。

そういう点からいえば、私はこの分野についての激励金は今からでも検討すべきだというふうに思うんですが、改めて町長の。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

それぞれの町でしてある施策について私はコメントは差し控えますが、今総務課長申し上げますように総務省の規定するといいますか、規制するその対象の範囲がございます。やはりこれは後々の問題にもなりますので、やはりその指導に沿った手当の支給は行ってまいりたいと思います。

それとは別に、例えば対象児童さん、あるいは親御さんを含めたそれぞれの支援金については、今までもやっておりますが、今後も状態の悪化によっては考えざるを得ないと私は思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

では現場のそういう激励金、慰労金というのは町独自でも、そういうことも予算化し、そして働いている人たちに対する苦労を労うという立場からも大事なことだというふうに思いますので、今後の検討もお願いします。

次に、国や県の給付金や支援金、町の支援、給付金の予算執行残額、財政調整基金を活用して、長引くコロナ禍の第3波のもとで町民の命と暮らしを守る施策を拡充していくべきだということで、質問なんですが、これは先ほどは施設に働く人たちの職員の人たちの、この激励金についてですが、これ、今からの質問はこれらの施設に老人施設、介護施設、障がい施設などにはマスク、消毒液などが配られたりして届けられて、大変喜ばれております。そういう点と併せて、施設に対する激励

金ということにもっと広げてやっていくべきじゃないかというふうに思います。

そういう点でマスク、消毒ということだけでなくて激励金を考えて、検討していくことについて、町長の答弁を。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

この支援金につきましては、地方創生臨時交付金の財源を活用して、また、財政調整基金を活用しながら、様々な支援策をしておるのは議員御存じのとおりでございます。

その中で、それぞれまだ救済ができてない、支援ができてないような分野につきましては、徐々にではありますが、今後は広げていきますし、先日も高齢者に対する支援も行っております。そういったことで今後の検討課題とはさせていただきますが、まずもって、緊急にそういった福祉施設へそれぞれの事業をされるにあたって、衛生関係の消耗品、あるいは様々なコロナ対策品について、非常に枯渇していると、不足があるということで、支援を行ったところでございます。

今後の検討課題とはさせていただきますが、なかなか財源もございますので、非常に難しいものがあるなというふうにも実感は持っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

財源問題について、非常に私も地方自治体でどこでも全国苦労してるということについては、マスコミでも報道されてるし、私たちも知っております。問題は国がこの責任を果たしてないからこそ、今国民に対するコロナ感染症に対する問題が、危険性も含めて、みんな国民が何とかしてくれということが直接地方自治体に上げられるという事態になってると思います。問題は国の責任だというのは私ははっきりしてるというふうに思います。そういう点で先ほども言いましたけど、全国知事会も国に対するこういう議会でもそうですけど、国に対してもっと地方自治体に対する財政支援を増やせという取組みを行ってるんですね。

そういう点で言えば、5月22日、ちょっとこれ大分前になりますけど、私は資料を見つけてこのことについて、検討していくべきだなというふうに思ったのは、総務省が、コロナ禍のもとで自治体の税収の落ち込みに対処するとして、2020年度内の自治体の資金繰りを支援するという通知を出したということがありました。この内容は、日本共産党の伊藤参議院議員が、コロナ禍のもとで地方税収の減額分を見込み、地方が必要とする一般財源額、総額を確保すべきという質問に対して、武田

総務相は、必要な一般財源を確保するというで述べているわけです。これはもう国が、まさに地方が疲弊すると、財源が、というのが分かっているわけです。一方ではこの7兆3千億の予備費は使わない。この問題として生まれてきてるわけですが。

福岡市など6自治体は、減収補填債を活用するということが言われてます。それと特別減収対策企業債、これは小竹町や糸田町ということで、福岡県内でもこういうのを利用するという事などが出てきてるわけです。これは国もそういう点では、それぞれの自治体で考えて、そして国に対する支援策を求める。そういうことになってくる一つのきっかけにもなってきたというふうに思います。そういう点では、このままいけば財源が足りない、福祉を切り捨てる、そういうふうな方向に国も含めていく可能性としては、非常に心配な点がある。

そういう点で、この状況を乗り越えるという点では、今言った国も示している、こういう減収補填債なども活用していくべきじゃないかというふうに思いますけど、町長の答弁を。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

私も過去、財政的な分野も関わっておりました。その当時も、景気が低迷したときに減収補填債の運用もしております。

今回、国のほうが示しております、そういった減収に伴う起債措置、これ交付税措置がもちろんございますので、それらが必要ならば、当然減収補填債を起債し、その財政運用に充てるというふうに考えておりますが、今現在、緊急的な財政逼迫になっているということではございませんが、今後の動向を見守っていきたく思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

では次の、

**◎議長（鞭馬直澄君）**

30分経過してますので、ここで換気のため、議場内換気のため、休憩といたします。

再開を10時10分といたします。

（休憩 午前10時03分）

（再開 午前10時10分）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは、再開いたします。

田川正治議員。

**◎8番（田川正治君）**

次に、新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う、小・中学校の児童・生徒と教職員の授業環境を保障することと、学校と教室での校内学習、家庭学習環境の体制の確立について質問いたします。

①、粕屋中学校でコロナ感染者の検査のために臨時休校になりましたけど、生徒や先生、保護者などへの感染状況、経過と結果報告について説明を求めますが。で、このときに、コロナ感染症の影響で臨時休校をするときの判断について国が示しているのは、感染症に関する衛生管理マニュアルというのがある、これに基づいて、休校を決定したものなのか。

3点ほどこの管理マニュアルの中で示したのがありますけど、その点について、教育長、答弁を。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

ネット中継されてる中で、学校名出されるのは如何なものかと思いますが。

学校の休校に関しましては、マニュアルもそうなんですけども、もともと感染症による休校に関しては、学校設置者が判断をするというのがございます。

従って、設置者というのは町長でございますので、この場合については、町長を交えたところで関係部署と相談をいたしまして、休校という措置をとらせていただきました。なお、休校をなぜしたかという、現在は重症者、高齢者と基礎疾患がある方が今増えていると言われてますが、お盆のこの時期から9月10月にかけては若い人が多くて感染者が増加していた、ちょうどそんな時期だったと思います。そこでクラスターを発生させないということを最重要に考えまして、この休校という措置を、今回10月半ば、10、11、12、土日月、この3日間を休校にしております。

ただ議員、ちょっとそこはお願いを1点だけをするところなんですけど、生徒や先生、保護者の感染状況の数というのは、今回休校もそうですけど学校関係者からということではしか言ってませんので、ちょっとそこは生徒だったのか先生だったのかは、この場でもちょっとお答えはちょっとしかねます。これはメールでもホームページでもすべて学校関係者ということで私達発表しておりますので、そこは是非ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

分かりました。私はその管理マニュアルのところで非常事態宣言とか、そういう非常時のときの問題が二つ三つこうなって、今言われた、1番初めに管理マニュアルに載ってるのが、施設長、管理者の責任においてというのがありますので、その立場だったというのは今当然だというふうに思うんですけど、そういうことも慎重に対応することの一つだということで質問をいたしました。

次に、小・中学校での生徒の出校時に赤外線カメラ温度測定器でチェックするシステムもコロナ感染対策の効果と、学校内での生徒や先生に対する感染防止、保健室の体制など、必要な支援が必要と思いますけど、町長の答弁を。あ、教育長の答弁を。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

学校の中での取り組みでございますので、学校教育課長のほうからお答えをいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

早川学校教育課長。

**◎学校教育課長（早川良一君）**

それでは、お答えいたします。

小・中学校で出校時に赤外線カメラでチェックするシステムの新型コロナ対策の効果と、学校内での先生に対する感染防止への保健室体制などの必要な支援を行っていただきたいというご質問です。

新型コロナウイルス感染対策として、赤外線カメラを小・中学校全校に9月中に設置をいたしました。効果といたしましては、登校時に児童・生徒の体温を集団で測定できますので、登校前で家庭で体温等を測り忘れた児童・生徒や、また、急な発熱者の発見にも繋がり、あと感染予防の強化が図られることや、自動で測定できることによる先生の業務負担が軽減され、あと児童・生徒に対しての新型コロナウイルス感染対策の意識づけにもなっています。

また、これが持ち運びが可能ですので、普段の健康管理のときに使うほかに、例えば災害時とかに避難場所に学校を活用する場合とかに、使用ができるというところがメリットがあるところだと思います。それとあと保健室ですが、保健室体制の支援は、例えば、保健室内のトイレ等の便器を取替えを行ったり、学校によりまし

ては、和室があるところは、それを第2保健室として使用できるように修繕したりしている学校があります。また、発熱等で感染が疑われる児童や生徒が出た場合には、保健室と別室で一時待機させたり、分けて、保健室内でも発熱者と、できるだけ離れて密にならないように気をつけているところがございます。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

2点ほど聞きたいんですけど、遅刻してきた生徒も含めて測定器のチェックつちゅうのは、遅れた場合にはその子だけということやってあるんですかね。それが一つ。それでもう一つは、この先ほどの臨時休校になった件で感染症状の問題があったというときも、これもチェックしたことによって、確認できたということですか、その2点について説明を。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

早川学校教育課長。

**◎学校教育課長（早川良一君）**

1点目の遅刻した生徒ということですが、皆さん昇降口から入っていただいたときにカメラの前を通りますので、もちろんそこで記憶されます。記憶されたら後でそのパソコンに残りますので、そのところは、もしおかしければ、そのときに判断ができます。それと、臨時休校です。これは、すいません臨時休校は、この時点では、これで発見はされてないです。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

この設置をする前だったということで分からなかったという。いやそうじゃなくて、関係ないところ、いわゆる生徒とかそういう関係でチェックする必要がない人だから関わりないということですか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

ちょっとどの時期に全校入れたかちょっとちょっと覚えてないんですけど、丁度同じ位の時期だったと思いますけどね。

これがあるから見つかったとかいうことはありません。それから遅刻者とかいろんなところは、これがすべて同じ昇降口から全員が入ってきてるわけでもございま

せんで。また、パソコンでチェックするのも教員が配置しないとけないから、すべての生徒を毎日毎日このカメラの前を全員通らせてチェックというのはまず不可能でございます。ただ、ないより数字は数百倍これいいわけですし、また意識づけでもありがたいし、いろんところで活用できるということで私たちはこれを町長をお願いをして入れていただいたという経緯がございます。

従って、田川議員がおっしゃるようにオールマイティーの、これさえあればというあれではございませんので、ちょっとそこら辺よろしくお願ひ、ご理解いただきたいと思ひます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

分かりました。1番心配するのは、コロナに感染してる子どもはチェックできてということなど含めて、それほど事前についていうことが可能なもの、というところまでを期待しとったというのもあったんですけどね。そういうことでないと言うならそれはそれでいいです。今の現状はそういうシステムでの測定器になってるということは分かりました。はい、それでいいです、はい。どうもありがとうございました。

次にタブレット端末の教室への配置、生徒のタブレット使用による授業、これから冬になる状況の中で窓をあけるということなど、教室内のコロナ感染防止とインフルエンザなどの心配などを含めてあります。現在、普通教室40人以内の生徒が30cm間隔位で机並べて、支援学級の部屋も狭いと、3密状態というのは否めない状況が今あると思ひます。こういう中で文科省でも、1mから2m机の間隔をあけるようにということも指導してるわけですが、現状では、それが粕屋町において、全国的にいろんな問題があると思ひますができておりません。

こういう中で、このタブレットを使ったGIGAスクールを進めていくという点において、非常に苦勞が。先生たち、また子どもたちには、ストレスも含めてということになるかもしれませんが、どのような状況でこの環境で授業をさせていくかということなどがあるわけですね。

そういう点で、現場において、この問題についての対策についてどのように、今話し合われているのかということについて、教育長の答弁。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

現段階では、まだタブレットがやっこの12月で全校に入ります。



やっとそこにきました。あとネット環境も、随時今の工事が完了して、後繋いでいくという契約の段階に。また、3学期になっていくだろうと思いますので、今現実問題としてまだタブレットが起動しておりませんので、今の段階では冬場ですので、エアコンをつけながら30分、今と一緒にですが、30分で換気をする。それと休み時間等についてもマスクを外さず、できるだけ大声でしゃべらないような時間を過ごすとか、そういった注意点は、現在もやっておるところです。

インフルエンザとかコロナの対応としてはということですが、議員今年、御存じかと思いますが、2月末から3月にかけてインフルエンザの罹患者がかなり減りましたね。やっぱりマスクとか手洗いが、徹底されとったからだろうと思います。これは今後も徹底させてまいりますので、3密状態、教室の中の密は避けられませんが、できるだけそのほかの部分で感染拡大防止、若しくは感染しないような対応については継続をさせていくつもりでございます。

タブレットが入ったときに、じゃあ何が変わるかと。恐らくイメージ的には半分登校して半分家庭学習でタブレット使って授業を受けるとか、そういったイメージをもしされてるんだったら、私はそういったふうにするというのは考えておりません。ただ、非常事態のときにはそういったことも考えてはまいりますけど。ですから1人の先生が一組で授業して、半分の生徒が二組の空き、仮に二組が特別教室かなんか行ったらとすると、半分の子どもたちが二組で、画面を通して授業を受けるとかそういったことも私はちょっと考えておりませんので。

使い方については今後現場の先生方と話し合いながら順次進めてまいりたいと思いますが、そういうことでございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

大事なのは、学校現場の校長、教諭とか教員、先生たち職員の人たちの子どもの教室での姿ちゅうですか、環境というのは1番分かっている人であると思います。

そういう点では今、教育長述べられたように、現場の状況と子どもの環境をよく調査。もし、それを把握した上での対応を、今後やっていってもらいたいというふうに思います。

次に関連しての話になってきますが、小・中学校のGIGAスクール授業のために加配教員や学習指導員増やして、家庭環境ができる感染症対策や学習保障のための支援体制。今からの問題になっていきますが、ただ加配教員、学習指導員など、それとか家庭でのこの学習をどういうふうな方向で進めるべきかというのは、もう当然話し合われてきてると思いますので、そういう立場から質問したいんですけど。

普通教室とか支援学級の生徒が、タブレットを使えると。そういう点では初期の状態から教えていく中では、大変それぞれの能力に応じた対応が必要になってくると。もう場合によってはタブレットを使えないで学習が遅れるというようなことなども生まれてくるし、支援学級の生徒は、授業によっては教室から支援学級に行くというようなことなど含め、いろいろ今までタブレットを使っただけの授業の対応というのがあると思います。そういう点では加配の教員とか、学習指導員の配置、それが1番今求められてます。普通でもタブレット、GIGA スクールという点では、国も加配とか、指導員を入れなければならないということなども言ってきてるわけですから、そういう点から言えばコロナ禍とダブる条件の中で、どうするかという問題があると思います。それを一つはどうしていくのか。今どんな方向なのか。これ9月議会でも、国に対し、あ、県に対してですかね、県教委に対しての要請なども含めるということなどを言われてましたので、それについての答弁と、それともう一つは消毒や、清掃オンラインセミナーの支援員。これに対し、この関係についても教員の人たちがこれに関わってしなきゃいけないと。

今でも忙しい状況の中で、負担が増えるばかりという状況にならないようにするためにも必要だというふうに思うんですけど、そういう点について2点、教育長に答弁を。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

2点目の話でございますが、消毒とか学校の教員の働き方改革じゃないけど軽減させる意味で、支援員をとということですが。

なかなかその時間帯だけを来ていただくうちゅうのは難しいだろうし、先生がたも生徒を教室から出したときに、自分たちで、それはもう短時間でやりますからいいですよ、という返事はいただいておりますので、もうそこは甘えさせていただいてるところでございます。道具についてはこちらから十分渡しきれてるんじゃないかなというふうに思っております。それから支援員、それから ICT 支援員等々の GIGA に関する支援のことですが、もう既に各学校担当者を決めて定期的についていますか、臨時も含めてかなりの回数、今担当のほうで準備をしております。その中で当然、授業でどういうふうなセキュリティーも含めてですけど、こういった問題点があるのか、休み時間もさわらせていいのかとか、放課後をそこ個人の時間として貸し与えていいのかとか、例えば家に持って帰らせるときの条件は何なのかとか、そういったものを細かく今詰めているところでございます。

それから人数をとという話でしたけど、はっきり言って来年度学校のほうに、この

GIGAが入るということで、特別に人員配置というのは考えておりません。これは今ある先生がたの資質、能力を高めるというのが最優先だろうと思っておりますが、そういうことで支援員を、今回支援員をすることでプロポーザルをやっとるんですが、調達仕様書というのを担当のほうから作っていただきまして、月当たり3回以上は学校のほうに来て指導をしていただきたいか、原則1日1回来ると8時間は1日おっていただきたいか、そういった細かい部分、それからどういうふうな支援をしていただくかという操作、当然操作のこと。それから、授業の中身、それから教材の紹介、それからホームページの更新とかあとこれ、校務支援システムのほうもなるんですけど、データとか文書管理とかいろんな校内のパソコン関係の生徒の管理面での支援も行っていただくようにということで、本当に多岐にわたっておるんですが。

こういったことで、先生方の常にこう接触をさせて、いろんなことを学んでいただきたい。ただ、タブレットの使い方としては、今特別支援学級の子たちが置いてきぼり、私はタブレットっていうのは一斉に同じような作業させるように使わせるというのは毛頭思っておりません。また、今回の使い方については、その多様性をそれぞれ認めて、適正かつ、教育の効果が上がるようにということが目的になっておりますので、一人一人のニーズに合ったっていうか、興味関心に合った使い方を支援していくというのが、あくまでも基本です。だから、一斉授業の中でどこどこを見なさいとか、これ地図を見てどうだこうだという授業ではないということなんです。

これを今意識改革をしっかりと今、担当者を中心に研修を積ませているところでございます。

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

#### ◎8番（田川正治君）

次、ちょっと関連してですけど。まず、関連じゃない、この家庭学習の問題についてのことが答弁もraitたいんですけど。

これは、いろいろ家庭での学習をするという点では通信環境も含めて、その子がタブレット持って授業、そこ臨時休業の時も含めてですが、そういうことで、家で行うときに、学習をするときに負担がかかるということで、通信の設備をする費用のことなど含めていろいろと心配するというのは出てきてるわけです。

この中で、文科省は学びの保障という総合対策パッケージ、この中で触れてる点で、GIGAスクール構想におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を図ることで、災害感染症の発生などによる学級の臨時休業並び、緊急時においても、すべ

ての子どもたちに学びが保障できる環境を早急に実現するというこで、文科省のほうも家庭環境における通信費の問題について、低所得者の人に対する支援についての通知をしてるわけですけど、そのことも含めて家庭学習についての。

今どういう方向で、保護者に対する指導徹底などもしていくということに考えてあるのかについて説明を。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

国のほうからは、まだ通信環境が整ってないとこの工事費については、1万円の補助ということは公表されております。

ただ、工事で1万円補助があったとしても、あと通信費とかいろんなことを考えると、やっぱり個人の負担に入ってしまうので、現在調査をしまして、ちょっとパーセンテージはちょっと差し控えますが、無線が繋がってない家庭は確かにいらっしゃいます。その中でモバイルルータっていうんですかね、持ち運びができる。あれを学校教育課としても、現在いくつかプールをしておりますので、当初はそれで少し賄おうかなというふうに思っております。ただ、どの時点でどういう使い方をするかっていうのが、まだちょっと具体的に私たちもまだ煮詰めてないので。

ただ、家庭学習もともとありきというふうには、今考えてはおりません。授業で使うのが基本だというふうに思っておりますので、緊急事態は別ですけど。それともう一つは無線環境については、この11月12月位にちょっと各家庭のほうに学校からプリントを出させていただいて、こういうふうに授業が変わってまいります、また、タブレットも使えますよということで、できたら家のほうでも、そういったものを導入していただけんかという啓発は、今やってるところでございます。

ただ、お金の補助がちょっとできない部分ございますが、どうしても場合は、モバイルルータのほうの貸与ということで考えております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

低所得者の人については、保護司、児童・生徒援助金、補助金、援助費補助金、を追加、特例的に追加していくということも言っておりますので、そういう点も含めて検討させていただきたいと思っております。

3番目についてですが、これは国は、農業従事者の人たちに対する持続化給付金を支給するというので取り組んでいることなんですけど、町としてこれについて、

周知徹底も含めですが、今申請と利用数について分かれば説明もraitたいのと、これがコロナ禍の元いずれかの収入。月の収入は平均50%以下が対象になるということですけど、国は、江藤農水大臣当時は、ほぼすべての農業者が対象になるということなども述べてるわけですけど、答弁してるわけですけど、これについて説明と取組みの状況についての報告を求めます。これは町長。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当所管、地域振興課のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

今、高収益作物次期作支援交付金と持続化給付金の話がちょっとセットになって言われておりますので、ちょっと答えようが難しいんですが。

まず、高収益作物次期作支援交付金の状況でございますが、第2回公募分からこれ制度の実施主体はJA 粕屋になりますので、そちらに問い合わせましたところ、第2回の公募分から対応してきて、今現在は11月に制度の変更とかもございまして、第2回公募分と第3回公募分、これを合わせて対応しているような状況ということでございました。第2回の分につきましては、管内15件申請があって、うち1件が粕屋町内の方、それから、第3回公募分については管内180件中、粕屋町は27件の方が応募されているというような状況でございます。

持続化給付金のほうはこれ国の制度なので、ちょっとそこら辺の数字は、町のほうではつかまえないというような状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

是非、この高収益作物次期作支援交付金についても周知徹底もして、今の状況になってるというふうに思うんですけど。引き続き、来年の確か1月やったですかね、何かもう少し期限があると思いますので、是非、これを適用できるようにやってもらいたいというふうに思います。

最後に、老朽化した中央保育所と仲原保育所の建て替えの進捗状況についてですけど、これはいいですか。はい。これは町長選挙のときに公約で、箱田町長が町立保育所の建て替えを約束されているわけで、保護者や関係者から早く実現してもらいたいという声があります。

来年に建て替えるためには、建て替え予算3月議会に提出することが必要になりますけど、町長の答弁を求めます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

保育所の建て替えに関しましては、保護者の皆さまに本当にご心配をおかけしております。

町といたしましても、建て替えを行うまでの間、緊急的な修繕とか改修については鋭意努力をしておりますし、実際実績として今まで行っております。そのような中、議会のほうからも、町立保育所の建て替えに関するその提言をいただいておりますけども、現在の保育を継続しつつ、仲原保育所、中央保育所の園庭に新しい園舎が建てられるかどうかの調査を実施いたしました。結果として、中央保育所は園庭での建設は可能。しかし、仲原保育所は園庭が非常に狭いため、現在と同規模の園舎を建設することは厳しいということが判明いたしました。

以上の調査結果を、先月11月24日に開催されました、町立保育所の建て替えに関する特別委員会に報告をしたところでございます。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

特別委員会で町長が報告をしたときに、傍聴に4名の方が、保護者が、来ておられました。そのときに、終わった後、町長選挙で公約した約束を守りますと、力強く述べられたこととか、町立保育所で建て替えて存続させますということで、言われたことも含め、3月議会で予算を計上するという期待を持って保護者の方々は、傍聴を終わられております。

そういう点からも、是非この期待に応えられるように、また1万人近い町立保育所存続してほしいというこの署名にあらわれた思いを、是非受け止めていただいて、実現できるようにしてもらいたいというふうに思いますけど、最後、町長答弁。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

努力してまいります。

**◎8番（田川正治君）**

これで私の一般質問を終わります。

( 8 番 田川正治君 降壇)

◎議長( 鞭馬直澄君)

休憩といたします。

再開を10時50分の再開といたします。

(休憩 午前10時39分)

(再開 午前10時50分)

◎議長( 鞭馬直澄君)

それでは、再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

◎14番( 山脇秀隆君)

議席番号14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い、質問いたします。

世界を席卷するコロナウイルスは、世界の経済や働き方に大きな変革をもたらしています。いまだ収束が見えない中、日本では、第3の感染拡大が今までにない広がりを見せております。多くの亡くなられた方に哀悼の意を送ると共に、その治療に当たっている医療従事者に対しまして、畏敬の念と、昼夜変わらず治療に専念していただいていることに、感謝申し上げます。

さて、粕屋郡町長会では、救急搬送指定病院の医療従事者に支援金を渡すために、クラウドファンディングで資金を調達する案内をネット上に上げております。

500万円を目標額に、現在では250万円を超える資金が集まっているようであります。

こうしたインターネット技術を活用し、簡単に資金を調達できるのも、広く国民がネット環境に慣れてきたというよりは、デジタルネイティブ社会になりつつあると考えられます。そこで、デジタル行政の推進というテーマで、粕屋町の今後の取り組み方の一考察として意見を述べると共に、粕屋町のデジタル化推進のための一助になればという思いで質問をいたします。粕屋町のデジタル行政の推進について、一括して質問いたしますので、一括して答弁願えればというふうに思っております。

まず、日本におけるデジタル化の遅れは、経済的にも大きく影響しております。菅義偉新政権は、デジタル庁の創設に向けて動き出しました。デジタル変革、デジタルトランスフォーメーション、略してDX。これからDXという言葉が出てまいりますので、よろしく願います。このデジタル変革(DX)の取り組みで、働き方に変革が起きております。町、職員の働き方と雇用について質問をいたします。

ウィズコロナの時代、ウェブ会議、ツールやタスク管理、システムの導入はさることながら、在宅勤務を原則とする企業も出てまいりました。粕屋町のデジタル変革(DX)で職員の働き方はどのように影響するのか、聞きます。

次に、コミュニケーション減少や仕事の進捗状況を把握する解決策が、仕事の見える化と言われております。企業では、管理職と部下が話し合っ、業務を週単位、1日単位で個人がやるべきタスク、作業ですね。タスクがシステムに落とし込まれるように、ウェブ会議等 IT ツールを駆使した取組みがなされております。粕屋町の見える化の取組みを聞きます。

次に、デジタルツールの進化による働き方の変化は、今後、人材の流動化と雇用形態の多様化を一層促進する可能性が高いと言われております。行政の働き方においても、従来の業務の代替も考えられ、不要になる人員の再教育や最適配置も含め、デジタル社会の働き方や雇用形態に対応した、セーフティーネットを備えた雇用システムの構築が求められます。システム構築のための人材が必要であります。そこで、デジタル人材の採用について質問をいたします。

国民が、行政手続のデジタル化が遅れていると認識しているとするれば、民間の各種ネットサービスと比較して、行政のデジタルサービスは使い勝手が悪いと感じている面が少なくないと考えられます。IT 系の人材が、専門職としてはほぼ採用、活用されていない点が根本的な弱みであると指摘されております。今後、デジタル人材の採用をどのように考えているのか、聞きます。

次に、デジタル人材の採用を進め、行政手続の見直し改革を含む、デジタルトランスフォーメーション（DX）が推進されるような仕掛けづくりが必要であります。そこで、企業から学ぶデジタル変革（DX）を自分ごと化することについて質問いたします。一橋大学教授、神岡太郎氏は、近年は、企業のデジタル活用能力の有無が競争力と持続性に直結しており、世界では、デジタルネイティブ企業と DX に成功した企業がトップを占めております。DX を実施するには、これまでにないスキルやマインドセットを持った人材が必要であります。このマインドセットというのは、教育や自分の仕事の経験上、培ってきた信念といいますか、自分の考え方ということであります。そういったマインドセットを持った人材が必要です。DX を戦略的に推進するリーダーが必要でありますし、デジタルを有効に活用できる人材も必要です。それに関わるのは、技術的なハードスキルではなく、経験したことのないチャレンジにリスクをうまく取り入れ、素早く適切に環境を察知し、意思決定をして行動に移せることや、変われる能力等のソフトスキルが含まれます。そのために、人材の採用、育成、活用、評価、インセンティブ等を、よりダイナミックに変えていく必要があります、と指摘しております。

また、トップは遠回りのようでも、社員のマインドセットを変えるための様々な努力を惜しまないことです。全社員が、なぜ DX をしなければならないかを理解し、DX を自分ごと化することで、DX は大きく進展いたします。コロナ禍で大きく環境



が変わったことは、ある意味で過去のしがらみを絶ち、このマインドセットを変えるのに最大のチャンスととらえることができます。DXの最終的な課題は、人の問題です、と結論づけております。町の行政運営に当てはまる指摘と考えます。町長の見解を問います。

最後に、デジタル化で町民の利便性を向上させるためには、行政のデジタル化は必要であります。先に述べたように、行政側にデジタル化の障害が取り除かれれば、行政のデジタル化が進むかという、それほど単純ではありません。行政のデジタル化に残された障害は、民間でのデジタル化の遅れであるということでもあります。日常の生活や経営で、デジタル化する必要性を感じない家計や企業に、行政としてどのようにデジタル化を促すか、考えねばなりません。行政のデジタル化を進めるために、家計や企業に強要するのは本末転倒であります。行政のデジタル化の更なる推進を契機として、民間でのデジタル化も自発的に進むように誘導する方策が望まれます。

簡単ではない粕屋町のデジタル化の推進であります。デジタル化の遅れは、町民や企業にとって不利益となります。粕屋町全体、粕屋町自体のデジタル化は喫緊の課題であります。町長の見解を問います。

以上5点について、質問をいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

行政のデジタルDX化の問題ですが、これは総務省が2021年度の概算要求でデジタルガバメント、これデジタルによる自治体トランスフォーメーション、DX化の推進に139億円の概算要求を行っております。こういった実際予算での計上によって、大きく前進するものと思っております。

ただ、それぞれの自治体がどのようにこのデジタル化を進めるかというのは、今まさに、知恵比べといいたいまいしょうか、国と県と市町村で、一緒に行っている状況でございます。この新型コロナウイルスの感染拡大、これを契機として、確かにデジタル化が進むべきだろうというふうになっておりますが、民間企業でこのテレワークといいますか在宅勤務が進んだことに比較して、自治体行政のほうでは進んでないと、確かに言われております。窓口業務が非常に多いという自治体、そしてまた、個人情報や大量に取り扱う自治体においては、職員の業務用パソコンの持ち出しとか、庁内ネットワークへのアクセスなど、セキュリティーの対策に非常に課題があり、一部の業務でしか実現していないのが現状でございます。

自治体では、これも粕屋町においてもですが、総務省が定める地方公共団体にお

ける情報セキュリティポリシーに関するガイドライン、これに従い業務を実施しており、それが自治体におけるテレワーク実現の壁となっておるのが現実的な問題でございます。

現在、アフターコロナ時代における自治体情報セキュリティ対策の見直しが、総務省において、まさに検討をされておる状況でございます。本町におきましても、既に多くの会議や研修などがウェブ会議によるものとなっており、先日は、総合計画まちづくりシンポジウムでも、これは私は参加をさせていただきましたが、オンラインで開催をさせていただいております。職員の働き方だけではなくて、仕事の手段についても急速に変わる時代になったことを痛感しました。まさにこれは事務改善、イノベーション。これ改革でございますが、これがこの行政における喫緊の課題というふうに私もとらえております。

ただ、テレワークを導入することにつきましては、現状ではまだ課題もございませぬが、テレワークによってワーク・ライフ・バランスが向上する、あるいは移動時間の短縮、有効利用、そしてまた、集中して働くことによる業務効率化など、多くのメリットがございますので、前向きにこれは検討してまいりたいと思っております。

次に、粕屋町の仕事の見える化の取組みはどうかということでございますが、テレワークにおけるコミュニケーションの減少や、誰もがその進捗状況の把握をできる。そういったことを補うために、様々なツールを利用することにより、仕事の見える化が進んでいることは存じ上げております。

業務を可視化することで、職員の働き方改革、労働時間の管理や適正化、また業務の効率化や改善にも繋がるものと考えております。今後、そのようなツールとかシステムの導入につきましても、積極的に調査研究を進めてまいりたいと思っております。

3番目のデジタル人材の採用につきましては、既に過去も、デジタルといひましようか、ITの出身の職員を中途採用したり、あるいは今現在でも新規採用職員にそういった人材を探して、採用しておる状況でございます。ただ、専門職、この情報通信系の専門職が少ないということは、粕屋町も例外ではございませぬ。ただ、パイとして全体的な総量として、このITの人材は減少傾向にあり、また高齢化が進んでおるといふ現実的な問題があります。ただ、このような状況においてもIT人材だけではなくて、デジタル化の改革を担う経験豊富なデジタル人材の採用は非常にこれはハードルが高いものと考えておりますけれども、積極的に採用の道筋といひましようか、採用を図ってまいりたいと思っております。また、そういった今後の採用もございませぬけれども、今、現有の職員の研修あるいは人材育成、これを積極的に

進めたいと思います。併せて、IT 企業との交流支援等の協力、そしてまた協調共同して事業を進める、こういったことを積極的に進めたいと思っております。

次に、4 番目の企業から学ぶデジタル変革（DX）を自分ごと化することについてということですが、議員がおっしゃったように、職員の意識改革、これがこの DX を進める上で 1 番重要だと私も考えます。

職員一人一人が当事者意識を持つためには、今担当する業務において、常に変革、改革の意識を持って取り組むことが必要だと考えております。これから 5 年間、後期基本計画の重点プロジェクトとして取り組んでまいりたいと考えております。来年度につきましては、企業との協働による DX 事業、これは具体的に言いますと LINE。LINE の導入について検討を進めているところでございます。

5 番目のデジタル化で町民の利便性は向上するので、粕屋町自体のデジタル化は喫緊の課題、こういったことをどう町長が思うかということですが、今まで申し上げたことの中に十分含んでおりますけれども、まさに喫緊の課題と思っております。

デジタル化は、この新型コロナウイルス感染症の拡大によって、それを契機として、町民の皆さまの重要度、関心が高い取り組みだと私も認識しております。行政のデジタル化はもちろん、来年度になりますけれども、地域における ICT インフラ整備。具体的に言いますと、公共施設の Wi - Fi 環境の整備を進めることを検討しております。

まずは、5G の時代となりますけれども、まだまだ進みません。この Wi - Fi 環境の環境整備を公共施設からどんどん進めようというふうに、私も号令を出しております。また、そういった町民の方々にそういった用途において利用していただくことで、その利便性を実感していただいて、本町のデジタル化を積極的に進めてまいりたいと思っております。併せて、この DX 化の一つの象徴的な手段として、役場窓口の従来のペーパー方式ではない、デジタルを使ったその申請のやり方、これも研究をただ今行っておるところでございます。

先日の持続化給付金の導入対応のときにも導入をいたしましたけれども、RPA、これロボティクス自動化なんですけれども、この RPA を使ったり、あるいは様々な IT 機器を使って住民ファースト、申請窓口ファーストを模索しながら、また併せて業務の効率化を図っていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14 番（山脇秀隆君）

デジタル人材の登用、雇用ということでお話しいただきましたが、非常にハードルが高いというお話でした。

現有職員の人材育成をして、それに対応していきたいというふうな答えだったろうというふうに思ってます。西日本新聞の11月17日の記事によりますと福岡市は、御存じだと思いますけど、あえてここでちょっと言いますけど、11月16日にDXを推進するDX戦略課を立ち上げ、DXデザイナーとして民間の専門人材を登用すると発表いたしました。職員7人が他部署を兼務する形でスタートし、従来、窓口を訪れて書類申請したようなすべてをオンライン化するための仕組みをデザインするというものです。今町長が窓口ファーストという形で、そういう申請書類をオンライン化するというようなお話でした。兼業が可能で、週2回程度のテレワークも想定しており、居住地は国内外を問わず、数人を採用するということであります。

また、経済専門誌では、一部上場のユーグレナグループでは、正社員をなくし、首都圏以外も含むフリーランスのプロの人材と業務委託契約を結び、フルリモートと出退勤自由という働き方を実現して、コロナ禍でも急成長を遂げているということでありました。デジタル化技術の進化は、従来の業務の代替も加速させていくと言われております。フリーランスのプロを登用することも視野に、デジタル人材採用も考えおるとは思いますが、先ほど雇用が難しいということだったんで、短時間でできるようなものをフリーランスのプロの人材を登用して、やっていくっていう方法もちょっと考えられるので。

今、人材登用がハードル高いということがありましたんで、ちょっとその辺、フリーランスのプロの人材の登用ということで、ちょっと町長の考え方を聞きたいと思えます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

フリーランスのプロの方がどれだけの人数、この福岡地区におられるかというのはまだ把握はしておりません。

今現在、様々な情報とか知識、知見をいただいているのは、もう実際そのITの関連会社の方々と協議、懇談をしながらしております。ちょっとフリーランスの方々については、全く私はちょっと勉強不足で理解はしておりませんが、選択肢として、そういった方がおられれば、これはもう全くそのフリーランスですから、企業の経営姿勢にとらわれることなく、その雇用者である粕屋町ファーストで、そういった開発あるいは研究をしていただけるものとは思っています。

選択肢の一つとして検討してまいりたいと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

近場じゃなくても国内、全国。全国に発信できるんですよね、雇用というのは。フリーランスというのは、そういうプロでございますので、遠隔地でもできると。例えば窓口をオンライン化するというシステムでございます、窓口に来て、例えば外国の方でもいいですよ、外国の方、対応が難しい。そういった中で、そういった委託業務契約できるフリーランスというのは、東京であったり、関西であったり、いろんなところがあると思うんで、そういうところと提携して、その業務に対応した言葉を持ったフリーランスの方に窓口案内をしてもらうとか、そういうことも可能なんですよ。遠隔地から当然そこに参加できるっていうのがあって、短時間で済むわけです。その時だけでも済むし、そういう成り立ちが簡単にできるというのが、フリーランスの技術だと思うんですよ、このプロの。そういうのを生かしながら対応していけば、あえて人材登用するのではなく、そういった分業として、短時間でできるようなフリーランスの方も全国各地にいらっしゃることなんで、それは活用していく方向を考えていく必要があるのかなと、これから進めていく上で。それは、町長の中にもちょっとフリーランスという今知識がないということだったので、そういったこともちょっと念頭にさせていただいて、今後デジタル推進にちょっと向けて、ちょっと考えをしていただきたいなというのがあります。

デジタルの変革は教育や医療の現場で大きな変革をもたらすと言われております。コロナ禍で一気にその方向へ加速しました。医療の現場では遠隔で治療を指示し、学校教育の現場でも、リモート授業も現実になってまいりました。粕屋町においても児童・生徒一人一人にタブレット端末を配布し、各クラスに電子黒板導入を実施するなど、学校のWi-Fi環境を大幅に改善し、GIGAスクール事業を推進しております。

福島県会津若松市は、人工知能AIやビッグデータなどの先端技術を活用することで、誰もが便利で暮らしやすい社会、未来都市スマートシティを目指しております。市民のデータを積極的に収集する際に、同意を求めるオプトイン方式を採用。まちづくりに市民が貢献しようと、意識改革も生まれて、育児や医療だけでなく、様々な分野で活用が始まっております。これらの能力やパフォーマンスもデジタル活用能力に大きく依存することになります。ですから、こういったことをやろうとすると、非常にそういった専門職、知識を持った方がやっぱり必要だっていうことです。それがないとやっぱ進んでいけないっていう現状です。育ててやっていけばいいじゃもう遅いんですよ。だからあくまでも、もうできる人を取り入れてやって

いく。

先ほど教育長のお話の中でも、デジタル人材が必要だと、指導を受けるっていうような支援を受けるというようなお話もあります。そういったことでやらないと、現実に進んでいかない。学んでいくんではもう遅いっていう現実があるということです。このためには、デジタルを有効に活用してあるいは活用できるように、仕事や組織を変革することは重要だと分かります。しかし現実には、組織体制がデジタル時代に合わなくなってきたにもかかわらず、過去の成功体験があるゆえにDXが進まずに苦しんでいます。まさにこのことが、うちのこれからの粕屋町なんではないかなと。なかなかやっぱ進んでいかないっていうのがあると思います。

このことについて識者は、行政においても、行政の無謬性への思い入れが民にも官にもあって、行政はミスを起こさないとか行政ではミスがあってはならないという思い入れが、国民性として強くある。現時点でデジタル化していなくても、行政として支障がなければデジタル化に踏み切らなくていいという考え方があるということです。先ほど教育長が、今タブレット端末をして、家庭での学習は考えてないと。この考え方自体がもう、切替えてほしいと。マインドセットを切替えてほしいということなんです。これ自体がもう、教育長の今までの知識と経験してきた流れの中での考え方っていうことなんです。もう、こういう意識自体が、これからのデジタル化ではもう切替えなきゃいけない。そういうタイミングにも来てるということです。しかし、民間側にデジタルの要請があったり、デジタル化することで業務負担が軽減されたりとメリットがあるなら、社会全体で見たときに、行政事務をデジタル化したほうが望ましいと存じております。

町のデジタル化は、必要不可欠であります。地道に一步一步ずつでも進めなければなりません。今はそういう時期に来ております。国におきましてもデジタル化推進のための財政的支援も含め、システムの提供も打ち出しております。要は、考え方がもう今までの考え方では通用しなくなった時代。ましてや先ほども述べましたように、世界の主要10位以内に、このデジタル社会で生きてきた人たちが作った会社でデジタル化を進めた会社がトップ10を占めてるんですよ、経済。これだけデジタル化の遅れは日本があるんですよ、日本の企業は入ってないんですよ。それはやっぱり、菅義偉首相がデジタル庁をやっぱり作った意味だと思うんです。

日本の遅れを取り戻すために、デジタル化を進める。そのためには、行政事務がまずデジタル化をしていかなければいけない。そうじゃないと、いくら家庭や企業がやっても、ここが行政自体が遅れてれば、それは進んでいかない。その牽引役は行政のデジタル化にあるといういろんな識者の考えであります。そういった意味でもう1度、無謬性っていうか、もう何もなければそれでいいんじゃないかっていう

考え方自体が、もう時代遅れなんです。これからは、やはり積極的に進めていく。大きく歯車を動かしていく。こういうことが求められるときにきてるんだっていうことを、もっと町長に、ちょっともう1回認識をしていただきたい。これを強力にやっぱり進めていく必要がある。このことが粕屋町の利益を生んでいくということを訴えたいと思いますんで。

最後に、デジタル化に向けた粕屋町の今後の在り方をもう1回、いいですか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今、粕屋町は、非常に若い年代の方が元気です。また多いです。

その方々、私もお話をしますが、行政遅れてるんじゃないのというのは、実際、実感として聞いたこともありますし、何が遅れてるかという、やっぱり手続なんです。それぞれの忙しい中でも、様々な手続をやるのにも非常に、役場に来て、窓口で待たされて紙を書いてというようなことを、やはり時代遅れだという実感があるうと思います。

そういった方々の年代が、今後この粕屋町を作っていく、引っ張っていくということを考えれば、当然、今の若い方々の要求に応じていく行政の改革が必要だろうと私も思っております。その中で、これは一步一步になります、法律的なこともございますので。これは強力に進めてまいりたいと思っておりますし、そういった人材の確保、また、議員が言われるような外部にそういった委託をするということも選択肢の一つとして、考えてまいりたいと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

今回、粕屋町のデジタル化推進について質問いたしました。

今回は、町のデジタル化で行政事務の見える化がより明確になり、行政手続の簡素化や、働き方が多様化して、組織の変革の必要性が出てきて、雇用形態も変化し、職員のマインドセットが切り替わることで、DXを自分ごと化としてとらえ、町全体のデジタル化の推進ができるっていうことを申し上げました。

今、町長のほうから、町のデジタル化をしっかりと推進していくと。これからの粕屋町にとって、やっぱり優先課題であるというふうに私も思いますので、しっかりと今後考えていかなきゃいけない取組みだと思っておりますので、しっかりと対応していただきたいというふうに念願しまして、私の一般質問を終わります。

(14番 山脇秀隆君 降壇)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは、ここで休憩といたします。

再開を12時50分といたします。

（休憩 午前11時21分）

（再開 午後0時50分）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは再開いたします。

議席番号3番、案浦兼敏議員。

（3番 案浦兼敏君 登壇）

**◎3番（案浦兼敏君）**

議席番号3番、案浦兼敏です。一般通告書に従い、質問いたします。

今回の質問は、1問目で都市計画マスタープランについて、2問目は、業務の効率的かつ適正な執行について、町長の考えをお伺いいたします。

まず、都市計画マスタープランの重点事業についての質問でございます。

現在、都市計画マスタープランの改定が行われております。目標年次は20年後の2040年としており、粕屋町の将来展望人口では5万8千人となっており、既にこのときには、市制がしかれていると思います。このような状況を想定した、まちづくりの指針となるべき都市計画マスタープランであります。これが絵に描いた餅にならないように、町としては様々な手法で実現に向けて、誘導策を講じるべきものと考えます。

まず、重点事業の長者原から原町駅周辺中心拠点として、にぎわいと都市空間の充実についてをお聞きいたします。この中で、「町の顔にふさわしいまちづくりを進めるため、住民・事業者・行政が一体となって取り組める協議会などの体制づくりを進めます」とありますけども、これはどのような目的、性格を持った組織なのか。また、住民・事業者の参画は、その地区の限定なのか、全町的にとらえておられるのか。また、この組織には、都市開発の専門家などの参画は考えておられないのか。

以上、どのような組織を考えておられるのか、お尋ねいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

本町におきましても、過去様々な開発、地区の開発が行われてきた中で、具体的には花ヶ浦のヒラキ地区、あるいはその原町の開発、そしてまた、今現在進行形の酒殿駅南開発。いずれも住民・事業者・行政がそれぞれ協力して進めてきた事業で



ございます。

都市計画マスタープランでは、中心拠点のにぎわい、そして都市空間の充実として、長者原駅から原町駅、町役場を含む周辺地域を中心拠点に位置づけ、町の顔にふさわしいまちづくりを進めるために、住民・事業者・行政が一体となって取り組める協議会の体制づくりを進めますと。まさに議員が今おっしゃったとおりでございますが、これまちづくりってというのは、当然行政のみで進めるのは非常に困難があります。対象地域においては、住民・事業者・行政が協力して進めることが、重要な、1番最も重要なことだろうと思います。

中心拠点のにぎわいと都市空間の充実に向け、そして地域の範囲、どのような目的、性格、そういったことは、今から当然検討をそれぞれの個別で検討するものでございますが、大事なのは議員がおっしゃるその専門的な知見、これが必要だろうと思います。全く素人ばかりで考えても法律的なもの、そしてまた成功する開発に向けた1番の近道、これを模索するのにやはり専門的な知見が要るだろうということで、その方たちも含めた組織体制づくりが非常に重要だろうと思っております。

ただやはり、住民にとって親しみがあるまちづくり、そしてより使いやすい住みやすいまちづくりが基本でございますけども、そのまちづくりに積極的に参加する、そういった環境づくりも必要であろうかと思えます。その意味で、その作る審議会については、そういった方々を入れて、単なるその議論ということじゃなくて建設的なことを含めて、若い世代の方々、時代にバトンをタッチする。若い世代の方々の住民も加わって、新しい発想っていうか達な、話せる懇親会といいたいでしょうか、懇話会、そういったものも作るのがまずは大事なんだろうかと思えます。

効率的かつ効果的なまちづくりを進めるためには、先ほど言いました大学など研究機関、教育機関、そういった専門的な知識も並行して、そういった知識を取り入れる協議会が必要だろうと思っております。

具体的には、その個別の計画の中でまた考えてまいりたいと思えます。

### ◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

### ◎3番（案浦兼敏君）

ですから、原町と長者原と一体的な部分でそういう組織を考えてあるのかということもちょっとお聞きしたいというふうに考えてますし、やっぱり専門家というのが、やっぱり民間のコンサルもありますけども、粕屋町には都市開発、あるいは再開発についての行政経験を持った方もたくさんいらっしゃいますし。そういう方もうまく活用して、そういうまちづくりを進めていただきたいと思いますし。

原町から長者原一帯的に考えてあるのか、原町駅、長者原駅っていうことでとら

えてあるのか。そこら辺のとらえ方はどういうふうにお考えになったのか、ちょっと併せてお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

過去、原町駅を中心として、市街化の再開発を検討した時期がございました。

残念ながらそれは実現化にならず、途中立ち消えになったこともございます。その地域の範囲っていうのが結局、その単に物理的に、図面上ただこの範囲ということじゃなくて、そこに生活されてる方々の業態とか生活形態あたりも考えながら進めるべきことで。

ちょっと軽々にこれとこれを結びつけるとかっていう、単なるその図面上だけのことではなくて、やはり、中身のことから吟味しながら、研究しながらスタートするほうが成功に結びつくと思いますので、そこまでの具体的な範囲は、今は考えておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

まだ今のところ具体的に集いと何かは、考えてないということでございますけれども、さっき言いましたように、やっぱり専門家ですか、大学の学識経験も必要でしょうし、実際そういう実務に携わった行政の経験者も粕屋町にはいらっしゃいますし。そういう方を、うまく知恵をお借りしてから、町の顔に相応しいまちづくりを進めていただきたいというふうを考えております。

また、「土地の高度利用を誘導し、商業・業務施設などの立地促進を図り、にぎわいと活力ある拠点形成を目指します」とありますけれども、どこにどのような商業・業務施設などの立地促進を図りたいのか。その前に土地の高度利用、後で出てきますけれども、都市計画の中では、用途地域と高度制限がありますけれども、現在の高度制限、例えば10m制限とか15mとかありますけれども。

そこら辺は用途地域と関連してから、高度利用どういう制限があるのか、まずちょっと教えていただきたいというふうに考えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

専門的なことになりますので、担当所管のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

長者原駅並びに原町駅周辺の用途のほうにつきましては、現在用途的に商業地域、近隣商業地域と商業、業務、そのようなことが立地できる用途にもなっております。

ただ駅周辺、長者原駅周辺等については第1種住居地域ということで、こちらのほうに、第2種15m高度地区の高さの制限がかけられてるような状況になっております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

案浦議員。

**◎3番（案浦兼敏君）**

そしたら先程の質問戻りまして、それではさっき言ったにぎわいある拠点、活力ある拠点形成を目指すということで、どこにどのような商業・業務施設などの立地促進を図りたいのか。

今のところ具体的構想をお伺いしたいと考えております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

にぎわいある活力ある拠点形成ということにつきまして、本町では当面人口増加は続くと予測されているものの、高齢化は進んでおります。将来の人口減少社会や超高齢化に対応するため、あらかじめコンパクトなまちづくりを進めておくことも必要かと思えます。そのため、まちの核となるにぎわい、魅力、利便性を併せ持つ中心拠点の充実が、今後より重要になってくるものと考えております。

一方、現在の町の中心拠点と位置づけられております長者原駅から原町駅は、周辺には公共施設も多く、交通の利便性も高い地域ですが、一定のにぎわいは維持しているものの、商業施設の連続性に乏しいなど、面的、線的な拠点とはなっていません。このような中心拠点への社会的要請と現況のギャップを踏まえた上で、拠点の高度利用と魅力づくりが必要と考えられます。

そのため、今回改定いたしました都市計画マスタープランでは、長者原駅から原町駅周辺を、土地の高度利用を誘導することで、市街地の人口密度を高め、商業・業務施設などの立地促進を図り、にぎわいと活力ある拠点形成を目指しますと、まちづくりの指針を掲げ、将来のまちづくりに向け、今後各種の検討を進めていくということで考えております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

案浦議員。

**◎3番（案浦兼敏君）**

商業・業務施設などの立地促進を図るためには、現在の用途、住居地域もありますし、近隣商業地域もありますし、商業地域もあります。

そこ辺の用途地域の見直しとか、先ほどおっしゃいました15mの高度制限、そこら辺の緩和などが必要と考えておりますけれども、今回のマスタープラン改定に伴って、ここら辺を見直す考えがあられるのかお尋ねいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

先ほども少しご説明させていただきましたが、現在の用途地域は、商業地域、近隣商業地域等で商業、業務も可能な用途も一部となっております。

ですが、駅周辺の第1種住居地域、原町駅並びに長者原駅の周辺におきましては、先ほど申し上げましたように第2種15mの高度地区の高さ制限がございます。この通信拠点である長者原駅から原町駅周辺にかけての土地の高度利用や、魅力的な市街地の形成を行うには、特に高度地区の検証を図る必要があると考えております。

また、この土地の高度利用による高密度化を図る際には、一定の緑やオープンスペースの確保をするなど、道路などの公共空間の景観整備、あるいは建築物のデザイン向上や民有地の緑化促進を図るような都市計画による誘導も必要ではないかと考えられます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

案浦議員。

**◎3番（案浦兼敏君）**

そうですね。福岡市でもそういうところで、市街地については高度利用を図るために建ぺい率、容積率を緩和してからその分に見合う公共の空間ですか、それを整備するような形で、そういう緩和策を講じております。是非ともそういう方向で、検討を進めていただきたいというふうに考えております。

また、先日、旧庁舎の跡地の活用について委員会がありましたけども、これについてサウンディング調査を実施されまして、あそこの旧庁舎跡地のほうは道から30m位が、あそこが商業地域。そしてそれから先は、第1種住居地域ですか。ということで混在しておりまして、500坪余りの土地なんですけども、そういう状況の中ではなかなか活用の範囲も限定されるんじゃないかというふうに考えております。ただもう少し、もっと周辺地域を含めて、商業・業務施設などの立地促進を図り、町の中心拠点としてのにぎわいと活力ある拠点形成を図るべきではないでしょうか。

このためには、やっぱり町のほうはもっと汗をかいて、また先ほど申しましたように再開発などの手法を検討すべきじゃないかと思ってます。粕屋町は、人口も4万8千越してますんで、やはり市に近い位置にありますし。ですからそのときに、市制に向けた公共施設の確保も、施設用地の確保も考えなきゃいけないと思うし。

そこら辺も踏まえて、やっぱりもう少し再開発の手法などを検討すべきじゃないかと考えますけども、町長のお考えをお伺いします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

旧この役場があったとこ、非常にその粕屋町の町制施行以来、非常にメモリアルな場所ということで、この用地の活用については過去から様々な検討がなされてきております。

実際、これを売却してくれという話もありましたが、そのときには、やはりこれは先ほど言いました象徴的なシンボリックな土地であるということと、中心の市街地のほんとに拠点的な位置関係にあるということでそれは保留し、借地という格好で商工会のほうの駐車場にお貸しした経緯もございます。

先日の旧庁舎跡地対策委員会でも、これを売却すべきか、あるいは活用すべきかということの議論があったわけですが、周りの周辺施設も含めた市街化の再開発っていうのは非常に時間がかかるものでございます。

従いまして、この土地、旧庁舎の跡地については、売却ではなくて借地ということできょうという結論が、旧庁舎跡地対策委員会のほうで出されたところでございます。その活用については、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

案浦議員。

**◎3番（案浦兼敏君）**

次に、重点事業の駕与丁公園のさらなる魅力向上についてをお聞きいたします。

駕与丁公園は、町内だけでなく町外からの利用者も多く、粕屋町のシンボリックな公園となっております。しかし、桜や薔薇の季節などは駐車場が不足し、また1日過ごそうにも休憩所や飲食場所もない。更には、水鳥橋が落橋し、不便との声も聞きます。

今回の重点事業として、駕与丁公園のさらなる魅力向上が上げられております。

町長が将来的にどのような公園にしたいと思っておられるのか、その構想をお尋ねいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

駕与丁公園は、この粕屋町の印象として何を挙げるかという、1番に駕与丁公園を挙げられる住民の方々多いし、住民の方々以外でも粕屋町のイメージは駕与丁公園だというふうに述べられます。これは衆目の一致するところではございます。

そういった自然、そのままの自然と、ああいうふうなスポーツができる景観を利用して、スポーツができる立地条件。そしてまた、隣にかすやドームがあると、プールもあるというふうなことが非常に魅力でございますが、単にその運動の拠点施設になってる部分を、やはりもうちょっとその魅力ある公園にしたいということで、サウンディング調査も行ったところでございますが、まずはその今あるバラ園の充実、あるいはその現状の立地を生かしたイベントの開催、そして、先ほど言いました民間事業者の活用の可能性、これを検討しております。大きな考えとして今述べたところでございます。

個別につきましては、後ほど所管のほうから申し上げますが、冒頭申し上げましたように、駕与丁公園が粕屋町のランドマークであるということは、裏返せば、これは郷土愛へのシンボル。要するにシビックプライドの一つの大きなテーマであるというふうに私は認識しております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

案浦議員。

**◎3番（案浦兼敏君）**

日曜日になりますと長者原から東環状線とか、かすやドーム前の道路が、駕与丁公園とかイオンモールに向かう車で渋滞しております。渋滞解消のためには、これも前回、言いましたけども、都市計画マスタープランに掲げられております駕与丁公園の南側を、東西に横断する都市間幹線道路南里新大間線の整備が必要であるということを申し上げておきます。

平成30年9月議会で、私は駕与丁公園の利便性向上のために、サウンディング調査を実施するよう提案しておりました。先ほど、町長が答弁ありましたように、町では今年2月から3月にかけて行政へのアンケート調査を実施されました。

都市計画マスタープランの重点事業として、公園利用者の利便に資する飲食店売店等の設置を図り、その際には、民間事業者を活用した公園施設の整備・改修・運営を一体的に行う制度の導入を検討します等ありますけども、先に実施されました民間事業者の調査の結果、実現の可能性をどのようにとらえておられるのか、お尋ねいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

昨年度、飲食事業者の方々を対象に行いました駕与丁公園魅力向上のアンケート。

こちらのほうでは、駕与丁公園というわけではなくて公園に店舗を出店することへの興味等については、ちょっと全体的に少ない傾向にございました。そのような中、このアンケート結果をもとに、駕与丁公園に興味がある事業者を対象に、個別のヒアリング、いわゆるサウンディングを10月頃させていただいております。

そのサウンディングを行ったとき、事業者側のほうからは、公園の利用者数あるいは周辺環境などがちょっと未知数であり、今のところ収益面での見通しがつかず、また今国のほうでちょっと推奨されてます、Park-PFI を活用した民間が一体的に整備する出店方法は、少し難しいような感じを受けられました。また、現在コロナ禍においては飲食業界全体が冷え込んでいる中、なかなか出店に関しては前向きになれないのが、サウンディングを行った際の事業者方々からのご意見もちょっと現状ではございました。今回実施しましたアンケートやヒアリングを踏まえ、実現には多くの課題を解決する必要があると感じているところでございます。

しかしながら、公園利用者からも園内に飲食店や売店などの利便性を望まれる声もありますので、この民間事業者の活用の可能性については、引き続き検討を進めていきたいと考えております。また、都市計画マスタープランが掲げる継続的なイベントの実施に向け、こちらのほうについては民間事業者の活用も視野に入れ、まず、やはり多くの方がご利用いただくというような条件整備等もありますので、こういうところも取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

案浦議員。

**◎3番（案浦兼敏君）**

サウンディング調査の結果じゃ、なかなかちょっとすぐにはっていう難しいと思います。

ただ、今回は飲食関係の業者のほうにヒアリングしてありますし、さっき後段にありましたように、あそこはもうそれだけじゃなくて施設だけでなく、いろんな民間の方もいろんなイベント等のアイデアで、駕与丁公園をこうしたらいい、ああしたらいいというようないろいろアイデアを持ってある方もいらっしゃいますし。そういう方々のアイデアですか、生かしたイベントをやって集客を図るとか。

それと駐車場の問題も大きな問題がちょっとありますけども、そこ辺も踏まえて、今後、更に検討を進めていただきたいというふうに考えております。

次に、駕与丁公園のさらなる魅力向上を図るためには、落橋した水鳥橋の早期復

旧が必要と考えます。

よく地元の方や町外の業者からも、いつになったら橋ができるのかって聞かれます。また、地元の水利関係者から復旧工事もしないんなら、もう池の貯水量をもとに増やすため、あそこは工事に、また工事できるために土砂を残してるということなんですけども。もう、橋を復旧しないと土砂を抜けて水量を増やしてくれというような声も聞きます。

橋の復旧には多額の経費を要し、厳しい財政状況にあることは十分理解しておりますが、例えば、起債、ふるさと納税、クラウドファンディングなど。まあ、ふるさと納税も今年度は、当初予算が5千万見込んだところ、今回1億7千万ですか。町長の努力によってから、ふるさと納税も増えてますし。先ほどクラウドファンディングも、糟屋郡の町村会のほうが、青州会病院の医療関係者の支援のために、クラウドファンディングを当初目標の500万は1か月足らずで達成して、次1千万を目標に取り組むということでホームページにも書いてありましたけども。

そういういろんな財源対策を含めた復旧方法を、やっぱり早急に検討すべきと思いますけれども、町長の考え方をお伺いいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

水鳥橋の復旧については、昨年から様々ご提案をいただきました。

その中で、デザインビルド方式と。要するに普通分離なんですけども、これは大規模な工事などで取り扱います、デザインビルド方式。設計と施工を一括に発注するというやり方、これも検討はしました。当然そうすると、非常に安価にできるんじゃないかなということなんですけども、この実績をある事業所に対して、いろいろな調査をかけましたけれども、デザインビルド方式による水鳥橋の再構築が可能かということをとったら、比較的やっぱり小規模というんですね。小規模な工事だということで、あまりそのデザインビルドのメリットが生かせないというふうな回答でございました。ですから、事実上、この方式は不可能だろうというふうな理解をしております。

議員が今、ご質問の中に言われましたけれども、非常に多くの費用が必要です。今の財政状況では、コロナの関係あるいは焼却場の解体、様々な工事、保育所の建て替えもごさいますが、そういった中でどうやって財源を絞り出すかという方法の一つとして、クラウドファンディング、あるいはふるさと納税でそういった特定目的というのもあるかと思いますが、検討は行いますが、ちょっと早急にできることではないかなとは思いますが。



ただ、この落橋した復旧、水鳥橋の復旧については、当然やるべきことだろうとは思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

案浦議員。

**◎3番（案浦兼敏君）**

やはりこの駕与丁のさらなる魅力向上ということですから、やはり水鳥橋の復旧というのは欠かせないと思いますんで、いろいろ難しいことがあろうかと思えますけども、是非とも何とか実現してほしいなと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次入るでしょ。30分たちましたんで、5分間休憩をとらせていただきます。

換気のため5分間休憩といたします。

再開を1時25分とさせていただきます。

（休憩 午後1時20分）

（再開 午後1時25分）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは、再開いたします。

太田議員のほうから、所用により早退という届が出ておりますことをお知らせいたします。

それでは引き続き、案浦議員、「一般質問」をお願いします。

案浦議員。

**◎3番（案浦兼敏君）**

次に、業務の効率的かつ適正な執行を、という観点から質問いたします。

まず押印廃止、ハンコレスの取組みについてでございます。

今年に入りまして、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って3密を回避するため、テレワークを採用する企業などが増えまして、官庁でも書類への押印廃止、ハンコレス化の動きが加速しております。先日、福岡市の高島市長が国に先駆けて、ハンコレスを達成したと言っております。市の取り扱う書類、4,700種類のうち、そのうち、市のほうで、国・県の条例とか規則等に規定がある分を除く、市のほうで取り扱える3,800種類の書類についてハンコレス化を達成したというふうに言っています。

結構、高島市長も菅首相ともお会いになって、そして河野行革大臣のほうもこれを受けて、国のほうは実印とかそういう必要なもの以外は、廃止するというところで99%の押印を廃止する。そのために、来年3月までに法改正等もやるというようなちょっと発言もあっております。

今回のことでハンコレスが注目されておりますけども、この動きは今から約30年前もそのような動きがありました。当時、私が福岡市の総務局の文書係長の時代、平成2年から5年度までの4年間おりましたけども、そのときもそのような動きがありました。私が文書係長4年してますけども、毎年、テーマを持って改革に取り組みました。1年目は、公文書館の構想ですか、行政が取り扱う行政文書のうち歴史的価値があるものを残そうという。そういうことで、公文書館の設置の構想をと。これも全庁、全局の庶務係長に入ってもらってから検討しました。やっぱりこういう改革に取り組むと、いろんところから圧力とかいろいろ反対もあります。やっぱりこう行政文書というのは、原課のほうは、そういう書類は残したくないというか、後々に残したくないという書類のほうが、非常に歴史的に価値があるものということで、そこら辺はいろいろありましたけど。それで、一方教育委員会のほうでも文書資料館という構想がありまして、ちょうどその頃、百道に総合図書館の建設が進められておりましてから、最終的には助役決裁でその分は教育委員会に任せようということになりまして、これはそういうことでありました。

2年目に取り組んだのは押印の廃止っていうことで、これは横浜市とか一部の市のほうでそういう取り組みがあったんで、これを是非福岡市でもやろうということで職員に発破かけて。これも各局の庶務係長を集めて、1年間かけてこちらのほうは基準を作って、何のために押印が必要かということ。やっぱりそれは申請者そのものの、本人の真正な意思を確認するために判子を求めているということですけども。そういうことであれば、何で三文判とか認印ですか、それで果たして本当に本人の真正な意思を確認するためのそういう押印が必要かということを経験作って、いろいろ各局で検討してもらって出して、廃止できるものとできないもの、そしてできないものは、できない理由を挙げてもらって。それを一つ一つ潰して行って1年間かけて、その当時約4割近くの申請通知書等の押印を廃止したことがあります。

3年目は、私は公印の廃止という取り組みました。当時福岡市は、市長印と専用市長印、それと局長印、部長印、課長印という、そういうたくさんの判子がありましたけども。ですから特に部長印、課長印は、組織変更があるたびに作り替えなきゃいけないし、判子一つ作るなり、一つ2万円位かかりますよ。そういう部分がやっぱり千個近くありましたんで、もう無駄ということで、基本的に部長・課長印はもう廃止するということで。それと専用市長印、粕屋町でも専用町長印というのが、町長印押す必要があるところで配置されてますけども。その専用市長印についても極力減らそうということで、その業務の必要性と実際にその使用頻度ですか。当然公印ですから、公印使用簿でちゃんときちんと管理されている。ちゃんとそういう頻度があるかどうか、そこら辺をチェックして、その必要がない分についてはもう

廃止するという形を入れました。

それと4年目は、文書のA版化等、文書管理システムっていうそんなことしました。A版化については皆さん方、御存じだと思いますけれども、これもやっぱりかなり抵抗がありました。B版に慣れてるんでなかなかA版にできないという。1番端的なのは、人事課のほうが出勤簿をB版をA版に列記したら、1年間分の判子を押せんっていうふうに言いましたけども。そこも押し切ったら、翌年からちゃんとA版にあった出勤簿ができております。だからやっぱりそういうふうに、まずすれば、なかなか、もうそれに合わせた形で改革が進んでくるというふうに考えております。

一方、文書管理システムというのは要するに、今、役場でやってありますように起案から決裁までを電子システムで管理して、そして電子決裁なら判子も押さないでいい。電子決裁でそうする。ということで、その当時1人1台ということで言いましたけども、当時助役からちょっと今の時世で1人1台はちょっと厳しいということで、これもなかなかすぐには実現しませんでしたけども。もうそれから何年か後にはですね、もう1人1台の時代になってきておりますし、もうその決裁の中ではハンコレス化も進んでいます。

粕屋町の電子決裁のほうも、監査のとき見ますけれども、システムになってますけど、やっぱ判子を押してありますよね。何かそこら辺も、今後見直すべきじゃないかというふうに考えます。ちょっと話はそれでしたが、押印の申請、市民から提出される押印の廃止につきまして、先ほど申しましたように全局から庶務係長を集めまして、廃止ができる押印廃止の可否とできない理由を挙げてもらって、一つ一つ1年かけて丁寧に審査を行って、4割近くの押印を廃止したわけでございます。

先ほど山脇氏の、山脇議員の質問ありましたけども、押印廃止は最終目的じゃないんですよ。そうすることによってから、要するに行政システムをオンライン化できる、その途中なんですよ。そういう簡略化できることを簡略化して、それをシステムに載せていってということが目的でございます。

そこで、粕屋町としましてから、押印廃止ハンコレスについて、どのような考えで取り組まれるのか。また、聞くところによるとそういう取組みが何か進められると聞いておりますけども、その際には、各課へちゃんと総務課のほうからそういう考え方なり、基準が示されているのか、それについてお尋ねいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

押印廃止につきましては、まず私のほうから基本的な考え方を申し述べたいと思

います。午前中の山脇議員の質問の中にありましたように、自治体の行政機関のDX化。当然このデジタル化の前に、やはりハンコレスっていうのが必要不可欠だろうと思います。

よく、プライベートの部分でも、振り込みっていうのがインターネットで今できるようになってますが、これは印鑑が必要だったらできないんですね。しかし、もう印鑑を必要としないっていう振り込みの方法は、先に銀行、金融機関のほうでとられてますのでこれは可能になっております。そういったことで、不要な印鑑の廃止をしようじゃないかということは、福岡市方式ではないですが、私のほうからも、トップダウンで、それぞれの所管、各部各課のほうに検討を指示しております。

ただ1番の目的は、やはり住民ファーストなんです。行政サービスの効率化、そして負担軽減化。これを考えなさいと。それにあまり寄与しないようなものは、あんまり考える価値はないんじゃないかなろうかということで、各種の申請書類において押印を省略することで、お客様の負担軽減に繋がる。それが繋がると同時に、反面それによって公平性とか真正性、本当のものなのかどうかという検討を並行してやると。そういったトラブルといましようか、そういったリスクも吟味しながら、可能なものから順次、精力的にハンコレスをするように職員に指示をしたところでございます。

詳細につきましては、総務課長のほうからお答えします。

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

#### ◎総務課長（堺 哲弘君）

ハンコレスにつきましては、先ほど町長のほうも言われましたとおりトップダウンでそういったご指示をいただきましたので、10月の26日の日に、各課のほうに調査を投げておるところでございます。

そういった少し遅れましたけれども、各課のほうからいろいろご質問もいただきましたので、私のほうで基準といいますか、こういう目的でやってるといようなものを整理して、メールで周知をさせていただいたところでございます。

1番は、もう言われましたとおり行政サービスの向上ということで、住民にとっていかに負担軽減になるのかという目線でやってくれと。それと併せまして、2番目の目的になりますけれども、職員のほうの事務負担軽減。これも事務負担が軽減すれば、その分を行政サービスに回せますので、間接的に行政サービスの向上ということに繋がるというところで、こちらも目的としてあげさせていただいております。そういったものを考慮しながら、逆にハンコレスにすることで、いちいち署名をしたり負担が増えるようなものですか、費用とか労力、これが非常に大変なもの。

そういったもの、あるいは先ほど言われました真正性ですとか、完全性とかいったところで後々のリスクが予想されるようなもの、こういう迷うものについては、まず当面後回しにしてくれと。

やらなくていいというものではなくて、まずそうではないすぐできるもの、住民のサービス向上にすぐに繋がるものから優先してやってくださいということで、期限を切って基準をお示しし、取りかかっていたいただいところでございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

案浦議員。

**◎3番（案浦兼敏君）**

それでは、町長の指示によってから検討が進められているということですが、そしたらそこら辺の検討の内容とスケジュール、いつからされるのか。

そこら辺をお尋ねいたしたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

まず、このスケジュール関係でございますけども、押印を必要としている書類がどれ位あるのか、そしてその書類について、押印を省略することが簡単にできるのか。あるいは不可能である、あるいは非常に困難であるというものであるのか。そういったものの調査を、先ほど申しましたように10月の26日に各課のほうに投げております。これが着手という形になります。

その調査と並行いたしまして、要綱ですとか様式の変更、改正。こういったものが、比較的容易にできるものにつきましては、押印廃止を実現できる対象として、まず第1段目の締切り、12月1日というのを定めまして、この日から押印を廃止した運用を開始できるようにということで、並行して対応を進めていただくようにというような、指示といたしますか、お願いをしたところでございます。

今後につきまして、第2第3の、当然締切りを設けまして、どれ位進んでいくかという進捗管理をしていくわけですが、この締切りの日程というのはまだ具体的には決めておりませんので、今後定期的に定めながら、進捗管理を行ってまいりたいと考えております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

案浦議員。

**◎3番（案浦兼敏君）**

第1弾は12月1日からってということですが、実際にどれだけの課、種類の分が、何%位が第1弾でできたのか。

そこらへんについて、分かれば教えていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

書類に関しては、数に関してでございますけれども、まず公印。

町長ですとか議長、教育委員会とか公印をつくものについては、ちょっとやはり、いろいろリスクの可能性が高いものもございますんで、当面、後回しにさせていただいたものがかなり多数ございます。そういったものを除きまして、12月1日までということでのハンコレスの対象となった書類数、これが約1,200種類ございます。

そのうち、先ほど申し上げたような要綱の改正とか、比較的すぐに対応できるよ、12月1日までに対応可能だよというもので、まず第一段階ですけれども、仕分けをさせていただいたもので可能なものが約660ございまして、そのうち実際にもう12月1日からハンコレスで運用可能ですよというものが350ございます。

数的にはそういった状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

着実にやられてると思いますけども。

先日、福岡市の総務課長のちょっとインターネットの見よったら、福岡市のほうでは要するに要綱とか要領とかそういう改正せんで一括してから、それをもう押印廃止するという形のやり方をとってるという記事がありました。だから私のときはそういう発想はなかったんですけど。そういうやり方すれば、要綱の改正とかなんかも、個別のところでも、もう一括的に、総務課のほうでこういうものについてはもう、押印を廃止するという形がとれるんじゃないかということと。

あと、やっぱりこう定期的にやっぱり状況を、進捗状況把握ですか。私のとき4割位しましたけども、その後どうなったのか、ちょっとその辺が分かりませんが。それで、市長が4,700のうち3,800を廃止したということでしたんで。うん。まだ残ったかなという感じがいたしております。そういうことで、だからやはり、こうどうしても判子をなくすとやっぱり原課とか何か不安がっているいろいろしますけども、何でそういう押印を、1番のおっしゃったように、住民のサービスですよ。やっぱりわざわざ、判子忘れたけん判子取りに帰って押さんでいいとか。そういうこともありますし、それが1番大事だろうと思いますし。それじゃ、何のために判子が必要なのかということ突き詰めて考えてもらえれば、おのずと廃止できるかできないかってのは分かると思います。そういうことで、積極的に進めていただき

たいと思っております。

次に、粕屋町では、毎年新聞で不祥事が報じられとって、町民はその都度町のことを深く心配しております。だから、これから市制を目指して準備を進めていく粕屋町としては、このような不祥事を未然に防止する仕組みづくりを早急に整備する必要があると考えております。

そこでまず質問ですけれども、現在不祥事防止のため、各課においてそういうリスクの洗い出しとか、マニュアル等の対応策の整備が行われているのかお尋ねいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山野総務部長。

**◎総務部長（山野勝寛君）**

現在、不祥事や業務上のリスクの管理等におきましては、職員間のコミュニケーション、要するに報・連・相ですね。そういう形をベースとした相互の業務の理解、あるいはその業務チェックというものが大変重要というふうに考えております。

また、先ほど議員が言われますマニュアル化っていうことも、これも非常に重要度の高いものと理解をしております。そういう中でございますけれども、粕屋町の今の現状というところでは、これらのリスク管理や内部統制につきましては、現在、各課で個別的に実施しております、全庁的には人事評価、あるいは課長会等の会議などを通じた間接的な管理に現在のところなっている状況でございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

案浦議員。

**◎3番（案浦兼敏君）**

各課でっていうことですが、各課が原課任せになってるといような感じがします。また、今回の普通財産処分問題では、チェック体制の不備と、そういう関係課との情報共有の不足っていうことで、これにつきましては、やはりそれによってから町の財産のほうが、不当に収入が入るべきところが入らなかったということで、ちょっと厳しい指摘をさせていただいております。

そこで実施業務を通じたチェック体制は、十分に機能していると思われているのか。また、どういうところに不備があると思われているのか、これについてお尋ねいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山野総務部長。

**◎総務部長（山野勝寛君）**

今回の問題にもありましたように、一部、やはり十分ではないというふうには考

えておるところでございますが、先ほどもお答えしましたとおり、現在のところ全庁的には、各課の行っている間接的なリスク管理にとどまっておりますので、やはり現在、十分ではないというふうに考えております。

今後、この改善について必要性、十分考えておりますので、その改善に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

案浦議員。

**◎3番（案浦兼敏君）**

実は国は御承知と思いますけども、地方公共団体の事務が複雑多様化していく一方で、これから人口減少社会に入ってきますんで、それに対応するためには人的、財政的な資源に限られてる中、事務処理についての一層の適正性を担保すると共に、業務の経済性、効率性を強化するために、地方公共団体における内部統制を制度化し、これは平成30年の地方自治法改正の中で挙げられて、今年4月から都道府県指定都市に義務づけられました。市町村については努力義務となっております。

内部統制とは、リスクの発生を防止、発見するために組織に組み込まれた様々な仕組みのことでございます。基本的には、さっき部長の発言あったように、どこの地方公共団体にもこのような仕組みがあるはずなんですけれども、これが徹底してない。これを町の首長の方針のもとに、体制を整備することを国が求めています。

粕屋町においても、毎年様々な不祥事が発生しています。これは職員だけの問題でなく、全庁的な内部統制が機能していないというふうに思われます。このことから監査委員として、令和元年度の決算審査、並びに定期監査の結果報告書の中で、内部統制制度の重要性と、またこれを導入すべきとの意見を申し上げております。

そこで質問ですけども、粕屋町においても、内部統制の構築に向けた検討は必要と思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今回の分の前に、実は内部統制のためのチェック表というのを各課のほうで作ってもらって、作らせて、そちらのほうでチェックを行ってた最中だったんです。

ただ、議員ご指摘のとおり、やはり総合的、組織的な、こういった内部統制の推進体制が要るということで、この粕屋町内部統制の推進体制に関する要綱、これを昨年度定め、31年度、昨年、各課でモニタリングを実施。そして年度末に、全庁的な検証を行うように進めておたわけなんですけど、コロナの関係で、これはコロナを理由にしてはいけないんでしょうけど、実際実務的にはなかなか進まなかったと



いうのは現状でございます。

今後は、この内部統制の仕組みを確実に構築をしたいと私は思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

案浦議員。

**◎3番（案浦兼敏君）**

そういう取組みを考えてあるということで、それは一つ安心してますけども。

ただ、やっぱりこう、町長の強いリーダーシップでそういう部分を早くやっていたらいい。そうされることによって、私どもの監査のほうも、監査もすべて見るわけにはいけませんし、また監査のやり方もあるし、監査の質も高まってくると思いますんで。

是非ともこの内部統制の体制の構築を、是非とも実効性のあるような制度としていただきたいということを期待いたしましてから、以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

（3番 案浦兼敏君 降壇）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは、一旦換気のため休憩いたします。

再開を14時5分といたします。

（休憩 午後1時52分）

（再開 午後2時05分）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

再開いたします。

議席番号13番、木村優子議員。

（13番 木村優子君 登壇）

**◎13番（木村優子君）**

議席番号13番、木村優子です。通告書に従って質問をいたします。

本日、最後の質問者になりました。最後までよろしくお願いいたします。

それでは、早速1問目に入ります。住民の死亡に伴う手続をワンストップで担う、おくやみ窓口を設置する自治体が、徐々に広まってきているようであります。年金や保険、税など、多岐にわたる手続にワンストップで対応することで、窓口でのたらい回しや手続漏れを防ぎ、遺族の負担軽減を図ることができます。

それではまず、(1)の質問です。家族が亡くなった際、粕屋町における手続きに関する現状をお聞かせください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

渋田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（渋田香奈子君）**

ご家族が亡くなった際の各種手続について、亡くなられた方のご年齢や保険の資格等によって異なってまいります。一般的なものとしましては、先ほど議員さん言われた医療保険、年金、介護保険、税等の手続きが主なものとなるかと考えられます。

総合窓口課では、死亡届をお受けしましたら、その方の保険の資格等を確認して、どのようなお手続が必要かを調査しまして、事前に申請書等の準備をさせていただいております。後日、ご家族が来庁されたときに、税金や水道など、ほかにも該当するお手続がないかを一覧表でヒアリングさせていただいた上で、必要があれば関係課に御案内しています。可能な限り、総合窓口課1か所でお手続が完了し、ご遺族の方のご負担にならないように配慮しております。

また、手続きに必要な時間としましては、亡くなられた方の資格等によりまして一概には言えないところではあります。総合窓口課での所要時間は15分から30分程度になるかと思えます。併せて、相続のための戸籍のご請求とかがございましたら、もう少しお時間がかかりますし、他課へ御案内した場合は、それぞれ5分10分とかかっているのではないかと思います。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

木村議員。

**◎13番（木村優子君）**

私が最初にどのような感じでうちの町やってるんだろう、ということでお伺いをしたときに、どの位の時間がまたかかるんだろうと想像いたしまして、他町とか他市町を見るとすごく3時間かかったりとか、というような事例がありましたので、今聞いたところで15分から30分ということで、かなりうちの町としては、スムーズなのかなっていうふうに感じながら、今(1)を聞かせていただいたところでありました。

ちょっとこれをもとに、いろいろお聞きをしていきたいところなんですけれども。今家族を亡くした悲しみの中で、煩雑な手続が必要で、かつどこから手をつけてよいのか分からないという、心理的負担の軽減を図るためにも、より簡素化していく必要があるというふうに考えて、今日の質問に立たせていただいているんですけれども。現状を確認したところ、粕屋町でも基準を分かりやすく書いたものを一覧表としてお渡しをしているということで以前、聞いたような気がするんです。この紙をちょっといただいて。それから、いろんなところで改善がなされた所等もある

のかなというふうに思ったりするんですけども。

今、事前に準備をされたと、されているということで伺いましたので、ちょっと質問の具合がちょっと変わるのかなと思いながら。今、総合窓口課で一括して、できるだけほかに回らないでいいように、ということでしたらっしゃるようでございますけれども、分かりやすく、おくやみ窓口という感じで設置をしていくっていうふうな考え方を、どのようにまず考えられているかっていうところをお聞かせ願います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

洪田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（洪田香奈子君）**

先ほどお答えしましたように、総合窓口課でのお手続きの一つとして、死亡に関するお手続きっていうことをさせていただいてる状態で今あります。

できる限りワンストップでというお手続きでの運用になるんですが、来庁の頻度としては、大体年間死亡される方が300人ちょっと位になりますので、そのお手続きでは、1日1件から2件。そして来庁がないっていう日もございますので、おくやみコーナーとして設置するには、スペースとか人員の確保が必要になりますので。

また、多くのお手続きを1か所で完了させるには、システムの面での課題もありまして、現在のところコーナーとしての設置は、ちょっと難しいのかなって考えております。でも、しかしながら議員さんがおっしゃるように、大きな悲しみを受けられた遺族の方に寄り添って、安心してお手続きができるために、死亡に特化した窓口っていうののニーズがあることは、承知しております。今後はできることからということで、死亡や相続に関わる必要な手続を分かりやすく御案内する冊子、おくやみハンドブックっていうのを作成している市町村がほかにもあるんですが、それはかなり有効ということをお聞きしております。それを作成することと、お客様が来庁された際に迷わないように、今、番号発券機のほうに死亡に特化した手続っていうような項目とかはないんですが、来春入替えをしますその発券機ですね。そこで発券機にそこを表示するっていうことを行いたいと思っていますし。

また、記載していただく書類を減らすために、申請書の統一化とかすることを、検討することを考えております。内閣官房から発出されてる、おくやみコーナー設置ガイドラインっていうのがございまして、お教えいただいたんですが、その辺とか、おくやみコーナー設置自治体支援ナビの活用等も視野に入れながら、少しでも遺族の方々の負担を減らして、できる限り、おくやみ窓口っていうものに近い形で運営していけるように、全庁的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

木村議員。

**◎13番（木村優子君）**

すべて今、お答えいただいたかなと思いながら聞かせていただいております。

私もお提案といいますか、おくやみハンドブック。これってすごくいいなというふうに思いました。ただ、今粕屋町でも準備しているような紙も一つのおくやみハンドブックと言えるのではないのかなというふうに、私は拝見をさせていただいているところでした。ただ、今我が町の状況でこれを事前に誰、いつ、こういったことに経験するか分からないといったような状況の中で、1番見るって言ったら、ホームページを見ながらどういったものがあるのかなとか、手続きに関するものってこう調べたりされるのかなというふうに思いまして。

ホームページのところで、こういったものをダウンロードできたりとか、閲覧できるようにしているところがどんどん市町村増えておりますので、粕屋町においては、まだこれホームページに載せていないのではないかと。検索しましたが、やはり出ませんでしたので、こういったところから、まず、進めていかれるといいのかなというふうに思いまして。

この件に関してはどういうふうに考えられるか、ちょっと質問をいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

渋田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（渋田香奈子君）**

議員さんのお話にもありましたように、まだ粕屋町では、ホームページのほうに載せておりませんので、おくやみハンドブックをちょっと作成をしましたらちょっと載せたいなと今考えておりますし、死亡届は、一応葬祭業者の方が持ってこられることが多いんですが、その際にご遺族の方にお渡しできるように、おくやみハンドブックのほうもお渡ししたいなというふうに考えております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

木村議員。

**◎13番（木村優子君）**

それでは一つちょっと確認なんですけど、先ほど事前に申請書の準備ということでおっしゃってあったんですけども、この準備に関する事で、これ葬儀屋の方が来られたときに、もう既に準備をされているというような感じになるのか。

例えばある自治体は、手続きに来られる前にあらかじめ電話でかけられて、受付をして、各手続きの担当課が必要な書類等を事前に準備と。でもここは、今答弁い

ただいた分では、これできてるのかなというふうにちょっと感じたんですけども。そこはまた後で、お答えいただきたいんですけども。順番にそうやって課が逆に対応してくださる、来て対応してくださるということで、遺族が各課を回らなくていいようなシステムを作っているところもあるようです。

事前にこういった電話を受けて準備をするというような取組みは、うちの町でできているのかということをお聞かせください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

渋田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（渋田香奈子君）**

今は、事前にお電話でお聞きするようなことはしておりませんで、葬祭業者のほうで死亡届を出しにこられたときに、どなたが亡くなられたかなってというのはわかりますので、保険年金の係が同じ総合窓口課内にございますので、そちらのほうで。あと、介護福祉課が隣にあるんですけど、介護保険もお持ちの方だったら、一緒に保険証の返還とかいうお手続きがあるんですけど、一緒に返していただけるように、介護のほうに回っていただかなくていいように、その辺のお手続きの準備をして、お客様が来られたら、それに対応するようになっていうことをしております。

あと、税とか上下水道とかっていう手続がある方は、総合窓口課のほうから電話でちょっとその課に確認させていただいて、必要な方をそちらに御案内しているっていう感じです。庁舎内でも一応東側のほうに固まっているので、そちら御案内、あまり移動されなくていいような形にはなるかと思うんですけど。足の悪い方とかそういうお客様にはこちらに職員が来て、手続きするように配慮はしております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

木村議員。

**◎13番（木村優子君）**

現在コロナ禍でもあるということも考えて、事前に準備できるものは準備をして、遺族も職員も時間的に大幅な時間短縮もできるということで、こういった事前準備というのは、非常に大切なんではないのかなというふうに思いまして、今お聞きしたところでした。

先に課長から答弁の中で出てきましたけれども、内閣官房情報通信技術。IT総合戦略室で、遺族が必要となる手続きを抽出できる新システム、おくやみコーナー設置自治体支援ナビを開発・作成をし、希望する自治体に提供を始め、市町村職員が無償で利用することができるというふうに見ました記事を。実際どのようになっているなどとも、のぞきましたけれども、これって多分ダウンロードをするように

きちんとしないと、内容がはっきり、文字化けして見れないというような状況なんだろうなと思っておりました。

この利用もどういうふうに考えていかれるのか。先ほどもちょっといただいたかもしれませんけれども、併せて、こういった分を、利用をどういうふうに考えていらっしゃるかをお聞かせください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

渋田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（渋田香奈子君）**

このナビは、システムインストールするにサーバー等の環境を整えないといけないということもありまして、それを整えた上で国に申請をして、インストールという形になっておりますので、インストールまでは、今至っておりません。

内容としては、お客様に応じたお手続きを、漏れなくできるようにそれを支援する。職員に対して支援するシステムとか、お客様が何回も申請書とか住所・名前とかを書かれなくていいように、その辺の作成補助っていうのが、そのシステムの内容かと思いますので、その辺のナビの活用の検討とか、又はその参考にさせていただいて、そういったことについて、改善できるように進めていけたらいいなと、今考えているところです。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

木村議員。

**◎13番（木村優子君）**

今後、ICTの活用がどんどん進んでいくというふうに思っているんですけども、香川県の高松市は、おくやみ窓口にテレビ電話によるビデオ会議システムを活用して、職員や遺族が、手続きを担当する各課の職員とそれぞれテレビ電話で会話をしながら、移動せずに手続きを完了することができるということであるようでした。

こちらは3時間かかっていたものが、1時間で大幅に短縮できるようになったというふうに、こう書いてあったんですけども。それからするとうちは、早く済むのかなあというふうに感じたところでした。

先ほど、案浦議員のほうからも、ハンコレスということで質問のほうでしたが、この香川県の三豊市は、タブレット端末を活用した、遺族の手続システムの運用を開始をしております。このシステムは、来庁した遺族がタブレット端末の使用に同意した上で、職員が口頭で聞いた住所や氏名などを端末に記入。最後に遺族が署名をすると、入力した情報が各種書類に転記されて、記入内容が役所内で共有される仕組みというふうに書いてありました。

朝の質問で山脇議員も質問をされてきていたわけですが、これからこのように AI とか ICT などの活用した、業務改革も進んで行くと思いますし、また粕屋町も目指しているところではないのかなというふうに思いますので、私が今述べました事例に関してテレビ電話であるとか、タブレット端末によるものとか、そういった取り組みをどのように考えられるかということをお聞きしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは総合窓口課だけではなくて、それぞれ窓口を持っておる、住民の方々、町民の方々と最前線で対応しておる窓口で、本当に必要なことだろうと思います。

先ほどの案浦議員のご質問にもお答えしましたが、これあくまで行政サービス、事務の効率化に則った上で、最終的には住民ファーストの精神で、この改革をやっていく必要があると思います。

行政の DX 化と同じ歩調の中で、こういった ICT 化を図って行きたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

一つ、またちょっと戻ってしまうような形になるんですが、手続きの中で年金の手続きに関しては、厚生年金とか、3号が含まれる方の手続きは、年金事務所の窓口というふうになっていると思いますが、これを変わりはなく、やはりこちらのほうに行かないといけないのかなというふうに思っております。2度、役場と年金事務所に行かないといけないということが発生しているという状況でありますので、これが、例えばうちだけではなくて、県下とか、すべてこう進んでいくとここに行かなくても、例えばもうそのテレビ電話で済むであったりとか、タブレット端末等で済むといったようなことができるのかなというふうに考えるんですけども、そこら辺はどうですか。

原課としては、ICT 化が進むところからも、簡略化されるんじゃないかというふうに考えられるのか。ちょっとお聞きしたいなと思います。

うちの町だけではないので、なかなか難しいのかなと思いながら、如何でしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

そうですね、先ほど年金のことですね。年金は、今でも年金事務所のほうでのお手続きがっていうことになりますので、こちらで必要書類を御案内して、年金事務所のほうに予約をとっていただいて、行ってくださいってというような御案内を差し上げているところなんです。

そのご遺族の方にとってみたら、その年金事務所に行かれる手間っていうか、予約をとってもなかなか取れないってこの頃お聞きもするので、そういったことが進んでいけばいいなど。

ちょっと私では、ちょっと難しいことかもしれないんですけど、そういうふうになっていけばいいなどはちょっと考えます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

木村議員。

**◎13番（木村優子君）**

うちの町だけじゃなくて、これ全体的なとか県下とかでやっば進めて行くべきことなのかなというふうに考えながら、今聞かせていただいたんですけど、町長はどんなふうを考えられますか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

個人的には私自身も経験しております。また年金事務所に行けなくちゃいけないのかっていう、時間的、また、そういった物理的な問題もございます。

行ける人はいいんでしょうけど、なかなか行けない人もおられるということなんです。これ組織が確かに国と県と市町村とありまして、それぞれの中での範囲っていうのは、範疇がございますので非常に難しいハードルがございます。

大きなうねりとして、例えば全国町村長会あたりでの今後の働きかけ、それは私も声を出していきたいと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

木村議員。

**◎13番（木村優子君）**

期待をしておきたいと思えます。

それでは、続きまして2問目の質問に入ります。

新たなる財源の確保として、また経済効果を考えて、今日は町指定ごみ袋の包装紙に有料広告を掲載しては、ということで質問をさせていただきたいと思えます。

1問目の質問にも事例として、香川県の高松市申したんですけど、実はこのところは、同じように市の指定家庭用有料ごみ袋の包装袋に今日ちょっと持ってたんで



すけど、うちの町のこの包装袋のほうです。ごみ袋ではなくて、包装してるこっこの紙のほう、袋のほうに広告を、有料広告を掲載したということで、掲載を始めたという記事をちょっと最近見かけました。それで我が町においては、町の封筒とか、ホームページ、また広報誌など、有料広告を掲載してあるというふうに思っております。

今回は、町指定のごみ袋の包装紙。ここに裏でもいいと思うんですけど表でもいいし、まだすごく余裕があるし配置し直したら、きれいな広告入るなというふうに思いながらもちょっと見ておったんですけども。燃えるごみ、燃えないごみ、ペットボトル、缶瓶というような袋の中に、特大、小、極小とか、いろいろ種類があるとは思うんですけども。

こういったものに、有料広告をというふうに考えているんですけど、町の考えは、どういうふうに思われるかということで、お聞かせを願いたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

検討はしております。

担当所管のほうからお答えします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

安松道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（安松茂久君）**

お答えいたします。

指定ごみ袋や外装袋に掲載する有料広告を、募集されている自治体がございますが、今議員さんが言われましたように、粕屋町ではまだ行っておりません。

糟屋地区内の状況といたしましては、宇美町のみが、可燃ごみ袋に有料広告の掲載をされております。他の市町の状況につきましては、ごみ袋に広告を掲載することが、広告としての効果が見込めないことや、スポンサーの申し出がないことなどの理由により、断念をしてあるところがございます。また、ごみ出しパンフレットやカレンダー等に掲載することを実施、または検討している自治体がある状況でございます。

粕屋町といたしましても、今後、有料広告を掲載することについて、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

木村議員。

**◎13番（木村優子君）**

それではよろしくご検討のほど、お願いいたします。

続きまして、3問目にまいります。昨年の6月議会において、行政では、目の届きにくい小規模の道路の修繕や公園遊具の破損、ごみの不法投棄といった問題や、違法ポスターなど、住民からの気づきをいち早く解決できる方法をとってまいりまして、各市町の事例を通じて、また粕屋町のホームページがリニューアルされたことから、LINE やツイッターなどの無料アプリを使用し、少しでも早く対応・解決できるように、インターネットを使つての課題解決の方法をどのように考えるか、お聞きをしてみいました。

山野総務部長からは、新しいホームページを作成する際に、いろんな機能を付加したものとして検討を進めたいとの前向きな答弁をいただき、町長からは、ネットを使用するということは時代の流れ、必要なツールとして、自治体は取り入れるべきだろうと思います。その反面、使用に関してのルール、あるいはモラルの関係を整備しなければいけないと。新たなる問題も生じているのが、現実的な課題と答弁をいただきました。

新しいホームページになって半年を過ぎてきましたけれども、その後の検討された結果など、進捗状況をお聞かせください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山野総務部長。

**◎総務部長（山野勝寛君）**

インターネットを使つての課題システムの構築ということでございますけれども、現在、地方自治体地方公共団体向けの公式LINE アカウント。福岡市等では、もう既に付与されているようでございますけれども、この中で住民との情報連携をいたしまして、住民の方が、写真や位置情報を添付して、危険箇所等を我が町に情報提供をできるなどの機能を備えたものを、現在検討しておりまして、来年度のほうに予算計上等を今、進めているところでございます。

この公式アカウントを導入いたしまして、情報発信を行うだけではなくて、住民の方が必要とする情報を取得できる。要するに、セグメント配信やAI を活用した手続きや問合せへの自動対応等もできるシステムの導入を、今後、更に検討を図ってまいりたいというふうに考えております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

木村議員。

**◎13番（木村優子君）**

ご検討いただいたみたいで、大変うれしく思っております。

また、来年度にこう予算が計上を進めていただいているということですので、また楽しみに待ちたいというふうに思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

(13番 木村優子君 降壇)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは、これにて本日の「一般質問」を終わります。

お越しいただいております、傍聴者の皆さまにお知らせをいたします。本日は4名をもって終了といたします。明日8日、及びあさって9日にも、それぞれ4名の一般質問を予定いたしております。時間の都合がよろしければ、明日以降も引き続きお越しいただきますよう御案内を申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時30分)

令和2年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和2年12月8日（火）

## 令和2年第4回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和2年12月8日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

#### 第1. 一般質問

5番 議席番号 9番 福永善之 議員

6番 議席番号 7番 川口 晃 議員

7番 議席番号 5番 中野敏郎 議員

8番 議席番号 6番 太田健策 議員

### 2. 出席議員（16名）

1番 末若憲治

9番 福永善之

2番 井上正宏

10番 久我純治

3番 案浦兼敏

11番 本田芳枝

4番 安藤和寿

12番 八尋源治

5番 中野敏郎

13番 木村優子

6番 太田健策

14番 山脇秀隆

7番 川口 晃

15番 小池弘基

8番 田川正治

16番 鞭馬直澄

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文

議会事務局主幹 山田成悟

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（15名）

町 長 箱田 彰 副町長 吉武信一

教育長 西村久朝 総務部長 山野勝寛

都市政策部長 山本 浩 住民福祉部長 中小原浩臣

総務課長 堺 哲弘 経営政策課長 今泉真次

協働のまちづくり課長 豊福健司 学校教育課長 早川良一

都市計画課長 田代久嗣  
道路環境整備課長 安松茂久  
健康づくり課長 古賀みづほ

地域振興課長 八尋哲男  
総合窓口課長 渋田香奈子

(開議 午前9時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

改めましておはようございます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手をされますよう併せてお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号9番、福永善之議員。

(9番 福永善之君 登壇)

◎9番（福永善之君）

議席番号9番、福永善之です。通告書に従って質問をいたします。

12月定例会、今回2問質問をします。

まず1問目。随意契約、これ可燃ごみの回収業者の選定においてということで質問をします。

粕屋町は、可燃ごみの業者を、1970年12月から半世紀以上も、随意契約で委託をしております。この件については、令和元年度6月議会、12月議会、及び令和2年9月議会で質問を行っております。随意契約は、地方自治法上では例外に位置づけられているため、本件随契においては、競争原理が作用しておらず、行政コストの点からも重大な問題があると言われております。一例として、鳥取県米子市は、可燃ごみの回収に当たっては、一般競争入札を導入済みであります。

先の議会答弁を踏まえて質問をします。令和2年度の試算額についてということで、収集運搬手数料の算出は、平成9年に糟屋郡町長会及び古賀市と粕屋清掃事業協同組合との間で締結した覚書が基本で、一世帯あたりの単価に世帯数をかけて委託金額が決定するようです。

過去の答弁で、令和2年度の試算額は約3億7,700万とありますが、試算額の算出方法をお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

安松道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（安松茂久君）**

令和2年度の試算額の算出方法につきまして、お答えさせていただきます。

粕屋町の可燃ごみ収集運搬委託料金は、不燃ごみ及びペットボトルの収集料金も含まれておりますので、試算額も同様に作成しております。

まず、前年度4月分の可燃ごみ収集実績から、収集運搬に要する作業時間の合計を算出しております。また、1か月のパッカー車の使用実績から1日の使用台数を算出しまして、作業時間とパッカー車使用台数から1台当たりの使用時間を算出するなどしまして単価表を作成し、1日当たりの可燃ごみ収集運搬の単価を算出いたしまして、年間の金額を出しております。

また、不燃ごみ及びペットボトルにつきましては、1年間の搬入台数及び改修日数等の実績によりまして、作業時間及びパッカー車の1日使用台数をそれぞれ算出いたしまして、単価を出しまして、年間の金額を出しておるところでございます。

可燃ごみ、不燃ごみ及びペットボトルのそれぞれの金額を、道路維持工事設計と仮定いたしまして諸経費等を出し、可燃ごみ等の収集運搬委託料の設計額として試算をしているところでございます。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

可燃ごみに焦点を当ててますので、可燃ごみの試算額、これが3億7,700万ですよ。一世帯当たりはどの位で計算されてますか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

安松道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（安松茂久君）**

すみません。世帯につきましては、ちょっと計算をちょっとしてないところがございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

粕屋町が妥当な金額の根拠として業者から、業者が出した一世帯当たりの単価から、金額を粕屋町として金額を出して、それが妥当ですよというふうに答弁をされてますね。その中で、粕屋町含め近隣の自治体が、粕屋清掃協同組合締結した陳述書の中では、一世帯当たり税抜で千円で契約してるということです。これが基礎に



なって、どうして粕屋町が、一世帯当たりの金額が出せないのかというところが不思議と思われませんか。

一世帯当たりの金額が基礎になって、自分たちの粕屋町として一世帯当たりの金額は出ないのに、どうして業者の出した、陳述書で出した単価が妥当だというふうに述べているのでしょうか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

安松道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（安松茂久君）**

今、手元に数字がちょっと作っておりませんが、試算額としましては金額は3億7,680万円ほどということで、試算をしております。

先ほどの覚書が、当初の額の町の今契約している1,080円かける世帯数ということで、これは2万471世帯ということになっておりますので、3億7,680万円を、この2万471世帯で割れば出ますが。

ちょっと計算機をちょっと持ってきておりませんでしたので、ちょっと計算がちょっと数字が出ないということでございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

続きまして、情報開示請求についてということで質問をします。

町が算出した積算根拠に関し、情報公開請求を2019年10月10日付で行いました。同じ年の10月24日付で、非開示決定がなされています。非開示の理由は、粕屋町情報公開条例第8条第5項により、町または国などの事務事業に関する情報であり、開示することにより当該事務事業の目的が達成できなくなる恐れがあると述べられております。

町は、福岡県が作成している積算のための資料を活用して積算を行っており、これらの金額は非公開となっているため、公開をしないと理由を述べられております。

福岡県の、どこの部署と確認をされていますか。お答えください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山本都市政策部長。

**◎都市政策部長（山本 浩君）**

新たに今回開示請求があった際に、福岡県の特定の部署や担当者、こちらに確認を行っていたわけではございません。

質問書にもありますように、福岡県作成の積算のための資料の中に、設計単価の公表は物価資料掲載単価を除いた公表単価表でなされておりますので、非公開とし

ておりましたので、非公開とさせていただきます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

福岡県の情報公開部局に確認をしたところ、公共工事に係る単価及び金額の記載された設計書、いわゆる金入り設計書です。これに関しては、開示。これはもう、ほぼ都道府県どこでも情報開示。

入札が終わった後、ある一定の期間を過ぎたら開示するというふうになっておりますが、その辺はいかがでしょうか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山本都市政策部長。

**◎都市政策部長（山本 浩君）**

確かに一定の期間を過ぎた場合は、開示されているものがあるかと思います。

あと具体的には、今回、設計に当たりましては、パッカー車の運転施工単価積算におきまして、運転手の単価や機械損料、こちらのほうは公開されています。しかし、一部、経済調査会及び建設物価調査会の出版物、掲載単価を使用承諾に基づき引用しており、公正な慣行上に合致し、かつ、引用の目的上、公正な範囲の引用を超えて、著作権者に無断での引用及び公表は認められていないというような注意書きが記されております。

これは積算の単価表の注意書きのところに記されておりますので、そういった観点から、非公開とさせていただきます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

それは、今現在の福岡県の内規でそういうことが明文化されているということでしょうか。

福岡県の情報公開局に確認したところ、福岡県としては情報公開してますよということでありましたが、確認はされましたか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山本都市政策部長。

**◎都市政策部長（山本 浩君）**

先ほども言いましたように、新たに今回の開示請求にあたりまして、特定の部署と担当者等に確認ということは行っておりません。

こちらといたしましては、引用しました資料、こちらのほうに注意事項の記載の

中に、そういったことが明記されておりましたので、公表は認められていないというような記述内容でございましたので、公表は行っていないということでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

先の9月議会では、福岡県が作成している積算のための資料を活用して試算を行っておると。これらの金額が非公開になっておるというふうに、だから公開しないと答弁されましたね。ただ、福岡県に確認したところ、福岡県としては開示してまますということです。ただ、誰と確認されたのかというところを聞いてるんです、福岡県の誰と。今、明文化して書いてありますと言われましたけど、福岡県としては開示しますよと言っとるんです。

ただ誰と確認しましたかというところを教えてください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

先ほどから申し上げておりますように、新たに今回の公開にあたりまして、福岡県の特定の部署や担当者、こういった方に確認をとっておるわけではございません。情報開示の部署ではなくて、元来、使用している部局がございます。そちらの部局から出されている資料といたしまして、そういう記述がございましたので、それに従いまして公開を行っていないということでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

福岡県の環境部局ということですかね。環境部局にも確認をとってもらいました。情報公開局からです。ただ、粕屋町の言ってることは分かりませんと。環境部局としてじゃなくて、福岡県としてもうすべて情報開示してまますよと。一定期間入札が終わった後には開示してまますと。ただ、この一般通告で出してますよね。どうしてじゃあ福岡県と確認をしなかったのか、というところも問題なってきますよね。以後、気をつけてください、こういうことは。

前日も最高裁の関係で情報開示しました。ただ、特記事項を書いてませんでしたよね。不備がありますよね、開示するのに。こちらから指摘をしてから、間違えましたみたいな訂正をかけてるじゃないですか。今回もこうやって一般通告として出して、準備万端の状態で行うのに、その関係先とも確認をとってな

い。そこはちょっと改めてもらえませんかね、次回から。よろしいですか。

続きまして、3番目です。一般廃棄物収集運搬業の許可についてということで、一般廃棄物収集運搬業の許可を得るためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づき、町へ一般廃棄物収集運搬許可申請書を提出し、町から許可を得る必要があるようです。

町は現在、新規の業者の募集は行っていないとのことですが、なぜ、半世紀以上もの間、同じ業者に対してのみ契約を与え、新規の業者に門戸を開けないのか。

公平性、透明性、経済性の観点からそれぞれ理由をお答えください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山本都市政策部長。

**◎都市政策部長（山本 浩君）**

現時点では、町といたしましては、一般廃棄物収集運搬業の入札による業者選定は予定しておりませんので、公募等は行っていないという状況でございます。

町に収集運搬許可申請の提出があり、その内容を審査し、許可の基準を満たしている申請者に許可をしております。許可を得た業者と随意契約を行っておりますので、公平性、透明性は図られているというふうに考えております。また、経済性につきましては、廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するもので、当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものであるため、委託処理する場合においては、委託基準において受託者の能力・要件に加え、委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることとされている。環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性に鑑み、経済性の確保等の要請よりも、業務の確実な遂行を重視しているものであります。

少しでも安価にすることよりも、安定して業務を遂行することが重要。この業務においてはそういう位置づけになっておると思っております。

すべての町民の衛生的な生活環境を保全することが、町村に与えられておる義務というふうに考えております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

では、半世紀以上も同じ業者に随契をやるということは妥当だということで、これがどの位まで続くのかということが問題になってきておると思います。

財務省、国が公共調達に適正化についてということで、これ平成18年8月25日に通達を出しております。その中でこう述べてます。公共調達については、競争性及

び透明性を確保することが必要であり、いやしくも国民から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことがあってはならない。しかしながら、昨今、公益法人などとの契約に関する各省庁の運用には広範囲にわたり、容易に随意契約を行うなど、必ずしも適切と言えない事例があるのではないかとの指摘が行われるなど、国民に対する説明責任を十分に果たしているとは言えない状況となっている。このように国として、財務省としては通達を出している。要は、半世紀以上も随契をやってると、説明責任、説明ですよ、説明が足りない。

今の町としての答弁を町民に対して、こうだからこうですよということをやっばり伝えるべきと思いますよ。変えることができないというのであれば。半世紀も随意契約をずっと続けている根拠っていうのがやっばり第三者、税金を払っている者からすると分かりにくい。半世紀も随契続けているのがあれば、もう町の一部としてやっていいんじゃないかという指摘も出てくるかと思いますので。わざわざ業者を挟む必要はないという感じで私は考えてます。ではこの質問はそれで終了させていただきます。

続きまして、役場内のハラスメントについてということで質問をします。

平成9年4月1日、粕屋町役場に採用になった22歳の女性が、採用直後から男性職員にハラスメントを受け、平成11年2月3日から3月31日まで、第1回目の病気休暇を取得した。これは病院の診断の結果は、自律神経失調症となっております。職場復帰後もハラスメント行為は続き、平成29年5月18日、心療内科を受診し、抑うつ状態、PTSDと診断を受け、5月20日から2回目の病気休暇となっております。この件については、令和2年3月議会及び9月議会で質問を行っております。先の議会答弁と、また被害女性とご家族から役場へ提出のあった書類、またその書類に対し役場からの返答について質問をします。

まず、6月10日に副町長、ご家族のお父様と面談をされたということで、お父さんのほうから面談の依頼があったというふうに答弁をされておりますが、それは確かでしょうか。お答えください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

吉武副町長。

**◎副町長（吉武信一君）**

お父様のほうからです、間違いありません。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

お父様のほうも、第三者の方を間に挟まれたということではありますが、間違いは

ありませんか。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

間違いございません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

コンプライアンス委員会、使用した書類のことで質問をします。

相談者は、コンプライアンス委員会で、使用してもらいたい書類というのを懲戒処分申出書で、その相談者に対して申請をしたのですが、コンプライアンス委員会では、この懲戒処分申出書をもとにした審査をされたのか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

懲戒処分の申出書と、同時にいただきました別の書類を使っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

別の書類というのは、相談者の許可を得て使ったのでしょうか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

相談者との個別のお話した内容については、ちょっとこの場ではお答えをしかねると思いますけれども、ご理解をいただいて、ご理解いただいてといいますか、きちんとお話をした上でコンプライアンス委員会のほうに諮っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

相談者とEAPですかね、EAP。それから、役場の職員、それからEAPが指定した診療病院の方、四者で面談をされてますね。そのときに相談者は、そのときに出席された役場の職員に対し、書類を渡しております。それは、その書類に関しては、EAPに対しても念を押して、この種類はそういう書類ではありませんよということを伝えております。その辺は間違いはないでしょうか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

ちょっといつのこと言われてあるのかが分からないんですけども、前段として私の知る限り、EAP の指定した病院で、ご本人と面談等を行ったことはございません。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

EAP の面談した事はないということですね、四者で面談されたこと。またその日に、その日に町長に対して懲戒処分申出書を提出をされております。間違いないでしょうか。面談はされてないでしょうか、その日に。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

懲戒処分の申出書が出された日にちに、ちょっと具体的に、どのような行動をその時ご本人ととったかということは、ご本人の個人情報、プライベートな話に関わりますので申し上げられません。

書類をいただいておりますので、お会いしております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

平成30年の11月14日に、四者面談をされております。四者面談ですね。そのときに相談者は、相談者がそのときに出席した役場職員に出したのは、公務災害の請求書用の資料を出したんですよ。個人情報が入ってますので、悪用されるといけないので、EAP の方にもこうやって役場の人に出しましたということ、念押しをされております。その辺は間違いないでしょうか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

何度も申し上げます。具体的、個別の対応した内容についてお話をしかねますけれども、今お話を聞く限り、かなり事実関係が違うと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

コンプライアンス委員会で使用した書類に関しては、先ほど答弁の中で先ほど今、私のほうが申した公務災害の請求書への資料、及び懲戒処分申出書も同じように使用したというふうに答弁されておりますね。それは間違いないでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

すみません。ちょっとご質問の内容が分かりません、もう1回お願いできますでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

コンプライアンス委員会が、9月17日に最終的な結論を出してますね。そこまでよろしいですか。その結論の中で相談者から言われてるのは、相談者は、懲戒処分申出書、これは町長に提出された懲戒処分申出書をもとに、コンプライアンス委員会で審議をしていただきたいというふうに考えておられました。

ただ、実際に使用された資料というのが、懲戒処分申出書をもとにした審議ではなくて、さきに述べた個人情報が入ってる公務災害請求書だったというふうに言われておりますが、その辺はどうでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

まず、最終結論を出した日にちも違いますし、使われてる書類も違います。

いろいろ中身が違うんですけれども、こうですということが、先ほどから申しておりますように具体的な中身はお話しできませんので、ちょっとご質問いただいている内容そのものが違います、としか申し上げられません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

何が違うんですか。人、1人の名誉、それから今後の人生がかかるとるんですよ。彼女が言ってるのは、9月17日にコンプライアンス委員会で決定しましたよね。彼女自身が申入れをしてる内容をもとにしたコンプライアンス委員会じゃなかったということであるので、9月18日付で新たに懲戒処分申出書と同じ内容のものを陳述書として、また提出をしておるんですよ。それをもとに審査をしてくださいと。

それをもとにコンプライアンス委員会は、1回だけ審査をしましたよね。そこは



でしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

コンプライアンス委員会の日付につきましては、前回ご質問の際にもお答えをしました。

9月17日最終結論を出そうとしたんですけれども、議員の言われますようなことがありましたので、最終結論を出さずに、10月の9日の日、コンプライアンス委員会を開きまして、これが最終結論を出すための最終の委員会となっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

それでは相談者が出した陳述書をもとに、コンプライアンス委員会を開いたという事は間違いないでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

委員会の審議内容に関わりますので、何の書類を使って何のお話をしたということとはちょっと申し上げられません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

私は委員会の結論の、その過程に疑問を抱いとるんですよ。委員会が出した結論に対して、不服申し立て、及びは再審議申立てというのが、全くできないような状態になっている。ましてや、コンプライアンス委員会から出た結論に関しては、法令に基づいて適切に処理をしていると。これのみですよ。中の審議が全く見えない。彼女はかなり詳しく書いてますね、陳述書の中に。固有名詞も出してかなり詳しく書いてます。彼女は情報公開請求を出して、その中で、11月13日付で彼女が出した関係者に対する申出に関しては、コンプライアンス委員会としてはすべての案件についてハラスメントとして認定することができないという結論に至りました、というふうに出しております。

そこは間違いないでしょうか。

時計止めてもらっていいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

一旦、時計を止めてください。

◎総務部長（山野勝寛君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

すみません。確認させてください。今福永議員がおっしゃったのは、コンプライアンス委員会から本人に通知を出したものでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

コンプライアンス委員会ではなくて町長名で出されてますね、公文書として。ただ中身は、コンプライアンス委員会が開かれ、慎重審議した結果、以下の事例に関する者たちへのハラスメントは認定することはできないというふうに出されています。これが11月13日付です。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

それは間違いございません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

では、こういう事例はハラスメントとしては考えられないのか、お聞きをします。彼女が出した陳述書の中に、審議されてるので読まれてると思いますので。当時、ある職員とある職員の思い込みで、彼女に対するいろいろな嫌がらせがあったと。そのときに当時の総務課のある職員が、理由もなく双方を呼び出したと。相談者は、理由は何ですかと言っても、その理由を答えなかったと。その中で、いろいろなありもないことを、いろいろそのとき言われたということを言われております。

内容的にはそういうことではあるんですけど、それに関してはハラスメントという認識はないということによろしいでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

ハラスメントの防止に関する要綱の中で、パワハラというものについて定義をしております。職員が職場において職権等を利用し、業務の適正な範囲を超えて相手の人格等を、尊厳等を侵害する言動を繰り返し行うということを定義しております。

す。

今議員が言われた、面談の中でああいうことを言われたこういうことを言われたという、こう言われた内容、頻度、そういったものが、これに当てはまればパワーハラスメントであるかとは思いますが、今の内容からだけでは、ただ面談をして何らかを言ったっていうだけでは該当するかどうか、ちょっと判断つきかねます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

彼女いわく、まず事実確認を怠って、呼出しを受けたこと。それから、要件も教えずに呼び出して、申出者である職員と対峙をさせたこと。本人同士を対峙させ相談者の話を聞き入れず、2人で一方的に責め立てたこと。長時間にわたる叱責。その最中に、今回の件に関係のない話題、以前のそういうハラスメントにあったことを匂わせることを話し出した。それから話の最中に、相談者が胃の激痛に苦しみ泣き出しても、叱責をやめずに続けたというふうな事例が、陳述書の中には述べられておりますが。

これに関してハラスメントでないというふうにお考えでしょうか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

まず1番目の要件を伝えずに呼び出した。これについては、今総務課庶務人事係のほうでいろいろご相談なんか受ける際、面談等を行うときには、周りにちょっとその面談内容、こういうことで呼んでるとかということが分かるとまずい場合もありますので、用件伝えずにちょっと来てっていうようなことは十分ありうる話かなというふうに思います。

それ以外のもの、2人で一方的に責め立てたとか長時間にわたりとか、体調不良にもかかわらずその責め立てるのをやめなかったとか、いうものに関しましては、これが事実であるならば、パワーハラスメントにあたる事案ではないかなというふうには考えます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員、少々お待ちください。40分近く経過してますので、議場内換気のために、5分程度休憩をとりたいと思います。

ただ今から休憩といたします。

再開を10時15分といたします。

（休憩 午前10時09分）

(再開 午前10時15分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは再開いたします。

福永議員続けてください。

◎9番（福永善之君）

7月4日と7月5日にコンプライアンス委員会の中で、関係者に対する聞き取りをされてますね。その中で、先ほど陳述書が9月18日に出されたので、その後にまたコンプライアンス委員会を開いて、その陳述書をもとに審議をしていったという事は言われてます。

では、その陳述書の中に彼女が出している申し立てですね。その関係者と言われる方に対する聞き取りは、網羅されていますか。ちゃんとされておりますか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

コンプライアンス委員会の中で、誰に聞き取りを行ったとかという具体的な委員会の内容の話になりますので、ちょっとこの場でお答えしかねます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

これは大事なことですよ。コンプライアンス委員会では、11月13日付で彼女が申し出てる事案に対する方たちへ対して、ハラスメントとして認定することができないというふうに、結論に至ったというふうに出しております。では、彼女が申し出した方たちにきちんと聞き取りをしたのかというところが担保されないと、コンプライアンス委員会が出した結論というのが、公に一般的にこれが認められるのかというところになるかと思いますが。

その辺は、彼女が申し入れをしている方たちに聞き取りをしなかった場合でも、コンプライアンス委員会の結論が妥当だというふうにお考えでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

もう一般の制度上の話でございますけれども、関係者として挙がっているもの、若しくはそれを知りうるであろう周辺の第三者を含めまして、必要な相手方には聞き取りを行って、委員会の審査を行いますので、そのように今回のコンプライアンス

ス委員会も行われているというふうに考えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

それでは平成9年4月1日、22歳の女性が初めての就職として、粕屋町議会に入社したと。そのときに、冒頭に申しましたように、ある職員からハラスメントを受け、休職に至ったと。その休職に至った原因をもとに当時の上司の方、2名がご自宅に伺ったと。そのとき対応されたのが、お父様は所用で不在だったので、お母様とご本人が対応されたということであるんですけど、それは事実でしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

それは申告されております、ご本人が行かれたかどうかという問題でしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

コンプライアンスではなくて、すいません、ハラスメントがあって、彼女が休職に追い込まれましたと。その責任を感じられて、当時の上司の方がご自宅に見えられたと。そのときに、配置転換もお約束になられて、彼女が復帰した暁には、彼女は当時の所属から違う部署のほうに行かれたというふうな感じなんですけど。

その辺の確認はとられましたか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

すみません、何遍もお尋ねして申し訳ございません。平成9年から11年当時の話で、その頃の申告者の上司が、そのような約束をしたり、対応したかどうかということを確認したかというお話でよろしいですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

彼女が陳述書で出してるじゃないですか。なぜ彼女が陳述書で出したかというのと、彼女は初め、その彼女の上司にこういう事案があるということで、その上司いわく、当時まだ要綱、コンプライアンス委員会というのは存在しませんでしたから、その上司いわく、上を説得するためには内容を書いてくれということで、懲戒処分申出

書というのを書いたということです。分かりますか。その懲戒処分申出書をもとに、コンプライアンス委員会ができましたので、そのコンプライアンス委員会で、本来であればその懲戒処分申出書をもとに、審議をしていただくというのが趣旨のはずだったんですけど、それがどうもできなかつた。それはそれでいいでしょう。ただ先ほど、9月18日に彼女のほうから陳述書が出たということで、それをもとにまた審議しましたということですよね。審議をするのであれば、彼女が中に書いている陳述書の中に書いているその事例、関係者をまず聴取するのがすべてじゃないんですか。事実関係を明らかにするために。

その事実関係が抜けた状態で、どうしてこの11月13日のハラスメントとして認定することができないというふうに断言できるんですか。お答えください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

すみません、何遍も繰り返しになって申し訳ございません。個別の内容にはお答えできかねます。

ハラスメント委員会では、必要な関係者については聴取を行って審査を行っておりますので、そのように対応がされているというふうに考えております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

それで担保ができるんですかねえ。コンプライアンス委員会が出した結論がもう絶対的っていうことではないですか。通常であれば、これコンプライアンス委員、この要綱の不備ですよ。コンプライアンス委員会が出した結論に対して、その相談者が不服申立てもできない、再審査もできない。コンプライアンス委員会が出したものがすべてですよということであればですよ、これ常識的に考えて私たち第三者が見ても陳述書にはこれだけ具体的な事例、具体的な固有名詞が出ているのにもかかわらず、この固有名詞の人たちにまず聞き取り調査もしてない。事実関係を出してない。で、どうしてこういう認定できない、認定することができないという結果に落ち着くんですか。それ分かりません、それ。今私が言ってること。

担保できてますかね、そのコンプライアンス委員会が出した結論というのは。もう1度お聞きしたい。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

議員何度も関係者に聞き取りが行われていないので、担保できていないんじゃないかということと言われておりますが、私先ほどから申し上げておりますように、コンプライアンス委員会の制度としまして、関係者に聞き取りを行っている、行って審査をするという制度になっておりますので、そのようにされているかというふうに思います。

そういう意味では、関係者に聞き取りを行って、それをもって結論を出しているというのであれば、関係者に聞き取りを行っていないんじゃないかという前提自体が違うのではないかなというふうには考えますが。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

先ほど一事例として、ある職員からのハラスメントの事例を挙げましたね。理由もなく呼出しを受けた。先ほど課長言われました、それは確かにあるでしょう。職務上の権限で呼び出すこと。ただ、内容が内容で一方的に2人で責めたりとか、呼出した内容と違う方向にいて、本人がもう苦しんでるのも構いなしに、1時間位続けたというような、そういう状況の中ですよ。そういう事案があったというふうを書いてあるのにですよ。そのことに対する方たちに対しても、ハラスメントとして認定することができなかったというふうに、11月13日の審議結果には明記されておるんですよ。だから、そういうことが明記されてるのであれば、常識的に第三者として、その方たちに本当にコンプライアンス委員会として聴取したんですか、というふうになってくると思うんですよ。聴取してでもこうなりました、ということであれば、それを今、断言してください。よろしいですか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

すみません、また何遍も繰り返しになります。具体的にコンプライアンス委員会の中に、誰に聴取をしてこんなことを聞きましたからこういう結論でしたということは、ここでは申し上げられません。それはプライベートなお話にもどうしても関わってまいりますので。

なので、必要な方にはちゃんと聞き取りを行って、それをもとに審査をして判断をするという制度になっておりますということしか申し上げられません。もう一つ先ほどから議員のほう、コンプライアンス委員会の要綱として不備があると、不服申立てとかができないんじゃないかということも言われていらっしやいますけれども、コンプライアンス、ハラスメント防止に関する要綱、そもそも目的としまして第1

条に、健全な職場環境を確保することを目的とすると。もう当然ハラスメント等を起こらないようにして、起こったものについては解決をして、職場環境を良いような状態で保持をするということが第一目的でございまして、ご本人、あるいは加害者だと指摘をされているような方に対して、何らかの処分を下すということはこの委員会の目的ではございません。

ただ、そういう処分が必要であるんじゃないだろうかというような事案につきましても、そういったことを町長のほうに答申しまして、その先、処分が必要であれば処分の委員会に進む。あるいは極端な話ですけども、刑事的な事件に発展する必要があるとすれば、そういうことをしていくと、進言をするというような委員会でございますので、必要があればそういう方向に進んでいくのではなかろうかなと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

それであるならばですよ、先ほど私が申し上げたように、当初彼女は、その該当する職員に対する懲戒処分をしたいというふうに考えておりました。ただ、その当時の上司が、上に説明するのがしづらいから、頭として、懲戒処分申出書の中に具体的に書いてくれというふうなことを言われてですね。彼女自身としては、懲戒処分の指針ののっとり、そちらのほうでしていただきたいというのがあったにもかかわらず、なぜこのハラスメントの要綱の中にあるコンプライアンス委員会で、その事案を審議したのか。そこは如何ですか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

これにつきましても先ほどから申し上げておりますが、個別にこのような話をしちゃうふうなことになったという、ちょっと話の内容はお話できませんけれども、ハラスメントのコンプライアンスの委員会の趣旨として、懲戒処分するしないというのを判断をする委員会ではそもそもございません。

ハラスメントがあったかどうか、あったとしたら今後どうしたほうがいいのか、ということ判断するものですので、懲戒処分の申出書というものを送られて、懲戒するかしないかという判断をしてくれ、判断をしてくれって言われても、それはコンプライアンス委員会のそもそも仕事ではございませんので。そうではない本来のコンプライアンス委員会の趣旨として、仕事内容として定められている範囲の仕事をするためのことをしているということでございます。



**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

コンプライアンス委員会の第1回目の会合で、当然この懲戒処分申出書に関する話し合いもされましたね。このコンプライアンス委員会では、この懲戒処分申出書、懲戒処分に関することは話し合わないというふうな結論に至ったと思われませんが、その辺の確認はいかがでしょうか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

個別に委員会にてこんな話をしましたというのは、私の口からは申し上げられませんけども、そもそもコンプライアンス委員会は、懲戒処分するかしないか、この懲戒処分どうしようかということをお話する場ではございませんということだけ申し上げておきます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

いや、話したでしょう。もう公文書として彼女が情報公開した中で、懲戒処分に関することは、このコンプライアンス委員会では話さないというふうに書いてあるんだから、したでしょう。それは、彼女は懲戒処分をお願いしたいということで、今回の告発じゃなくて、もう相談に至るとるんですよ。それをコンプライアンス委員会に流れたと。今課長が言われるには、コンプライアンス委員会は、そういうことをすることではないと。職場の環境をよくするためにやってるようなものだというふうに言われましたけど、それでは彼女が考えてる趣旨と全く違うことをミスリードしてるじゃないですか。

その相談者が、その当時の上司にですね、相談したこととですね、違いますか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

ハラスメントの要綱のほうの10条に、「必要があると認めるときは、懲戒処分その他人事管理上必要な措置を講ずるものとする」ということがうたってございます。

まず先ほどから申し上げておりますように、懲戒処分するかしないかをハラスメントコンプライアンス委員会のほうで話すものではございませんので、あくまでコ

ンプライアンス委員会では、ハラスメントというものがあつたのかなかつたのか、それを調査して判断する。で、あつたという話になれば、それに対して例えば懲戒処分が必要ではないのか、あるいは人事異動とか人事管理が必要ではないのかと。そういったところを意見として出して、その先に進んでいく。

懲戒処分に関しては、懲戒分限審査委員会という別の委員会がございますので、それに諮るべきじゃないのかとか。そういう話が出て初めてそちらの委員会に話が進んでいって、懲戒処分まで進んでいくという流れになるのかなというふうに考えております。ご本人のほうに個別にこういう内容の手紙を出しましたということ自体が、ちょっとなかなか私どもからは本当は申し上げにくいんですけども、議員が先ほどから言われてあります、事実確認できなかつたというような内容の結論に達してあるのであれば、その先には当然、事実が確認できないものを懲戒処分にするという話にはならないかと思っておりますので。

そこで、必要がないという判断になつたということかなというふうには考えますが。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

ハラスメントを一括りに、例えば、考えてないかなということがあります。

今回のわいせつもそうなんですけど、わいせつの案件と、例えば言論・言動による言葉の暴力とか、そちらを一緒くたに同じようにして、ハラスメントをわいせつのほうに、傾注して、このハラスメントとして認定することができないという結論に至つたのかなと。

先ほど私が事例を申しましたね。この陳述書に書いてる、ある職員の彼女に対する一方的なこと、長時間に渡る。それが引き金になって、彼女の2回目の休職に追い込まれたというような、そういう事例があるんですよ。それに関して、役場としては、先ほど答弁の中でありましたが、そういうことであればハラスメントです。ただ、委員会はこういう結論を出したので、ハラスメントじゃなかつたんじゃないかというふうに今曖昧になつてるんですけど、その事実関係を本人も含めて確認をされましたか、では。本人はこう書いてますと、陳述書の中に。その相手方に対してはされたかどうかというのは、されたという認識でよろしいんですかね。聴取聞き取りを。

じゃあその聞き取りに対して、またご本人にそういう確認をされましたかというところはどうでしょうか。抜けてませんか、そこは。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

この委員会の一般的な流れとしまして、聞き取り、関係者への聞き取り調査等を行うときには、ご本人のほうにも聞き取りを当然行います。

ご本人が来れないとか、来庁して聞き取りではなくて文書で提出とかいうことも、ご希望されればありうると思いますけれども。そういった聞き取りの機会というのは設けるようにしておりますので、そのような流れで、委員会の審査が進んでおるものというふうに思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

では、9月18日以降に、今回の陳述書をもとにしたコンプライアンス委員会が開かれて、その開かれた中で最終的に11月13日付の各該当するであろうという方たちに対するハラスメントの認定ができなかったという結論が出てますよね。その9月18日以降に、彼女に対して聞き取りをするアプローチを試みられましたか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

9月18日と言われてるのは、昨年度、令和元年度の9月18日のことですよね。前回のコンプライアンス委員会、前年度のコンプライアンス委員会が開かれてた部分のときには、コンプライアンス委員会の中で先ほど申しあげましたように、手続の中で聞き取りの機会を与えているものと思います。

今回出されている手紙、1年以上、11月13日でしたか、経っておりますので。その手紙を出すにあたって、特にコンプライアンス委員会が開かれてるわけでもございませんし、そこで聞き取りの機会というのは当然、設ける場がないかなというふうには考えますが。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

福永議員。

**◎9番（福永善之君）**

ハラスメントの認定できないというやつは、今年度出されてますよ。先月、先月ですよ。で、1度聞き取りの機会を与えたというのは確かにありますよ。それは7月の4日ですよ、文書で。その中で彼女、相談者はメールで当時の上司に対して、こうこういう事例で、出席できませんと。ただ、今現状はこうこう、身体的にちょっと苦しいので出席できませんが、よろしく願いしますというふうになん

と上司とメールのやりとりは…。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。時間オーバーになりますので止めてください。

◎9番（福永善之君）

今回のハラスメントに関しては、やはり第三者がやはり納得のいくように、第三者が納得いくじゃなくて、申し出した人が納得のいくような、やはり透明化した審査が必要ではないかというふうに私は考えますので、第三者委員会の設置を進言して、私の一般質問を終了させていただきます。

（9番 福永善之君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

それではただ今から休憩といたします。

再開を10時50分といたします。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時50分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号7番、川口晃議員。

（7番 川口 晃君 登壇）

◎7番（川口 晃君）

皆さん、こんにちは。議席番号7番、日本共産党の川口晃です。これより一般質問を始めます。

去る10月25日、中米のホンジュラスが核兵器禁止条約を批准し、批准国が発効要件の50か国に達しました。核兵器を全面禁止し、違法化する画期的な国際条約が、来年1月22日に発効します。広島、長崎の被爆者や世界の市民と多数の国々の共同の力が、国際社会や歴史を動かしました。唯一の被爆国である日本が、米国の顔色を伺うばかりで署名も批准もしないことは、悲しいことです。7割の国民は、日本は条約に参加すべきと答えています。被爆者団体、広島と長崎の市長も署名、批准の要請をしています。日本政府は先頭に立って、核軍縮に向けた行動をとるべきだと私は思います。このことを述べて質問に移ります。

最初に、コロナウイルス感染症対策をどう進めるのか。

福岡県及び粕屋保健福祉事務所のコロナウイルス感染症対策の進行状況です。新型コロナウイルス感染症は、第3波が襲ってきています。11月の27日、政府の新型コロナウイルス感染対策分科会の会長であります尾身茂氏は、次のように発言しています。個人の努力に頼るステージは過ぎた。国、自治体の対策が必要だとの見解

を示しました。今こそ、政府、自治体共に今まで以上の対策を講じなければならぬときではないかと思えます。12月5日、東京は過去最高の陽性患者584名、大阪のこの日は399名。全国で約16万2千というふうに患者が激増してきています。医師会も医療崩壊の事態に陥っていると警告を発しています。危機的な状況です。

12月7日、昨日ですね、昨日の福岡県の陽性者は65名でした。昨日までの累計では6,100名程度になっています。関東関西に比べるとまだ少ないですけども、近々、寒さの接近と共に、激増化の現象が生じるやと思えます。糟屋7か町では、12月5日現在で陽性患者が累計として310名です。古賀市は外れてますので古賀市は23名でしたが。

粕屋保健福祉事務所管内は、福岡市、北九州に次いで感染者数は3番目に多いんです。箱田町長は9月議会で、太宰府市の環境保健研究所にTMA検査方法を導入したことで、1日の検体数が450件に増大したこと。また、抗原定量検査を導入、これは1日に検査する能力が500件だそうです。現状の2,400件から4千件に増大が図られると述べられました。そこで、TMA検査方法についてまず伺います。

一般的にTMA検査方法は、PCR法と同じように、遺伝子を増幅させて検査する方法ですが、PCRは鼻の奥から検体を採取するのに比べて、TMA法は鼻の入り口から検体を採取します。安全で短時間で作業は進むと言われてます。それで、TMA検査方法が導入されても、福岡県はどのような取扱いしてるのか、全然分かりません。

この方法で検査した検査人数と陽性者数が分かれば報告してください。

箱田町長、答弁をお願いします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

議員ご指摘のように新型コロナウイルス感染、これが非常に爆発的に多くなるんじゃないかと。関東圏関西圏のように多くなるんじゃないかというような危惧は、専門家のほうでは囁かれております。

そういった環境の中で、県が、直接的にはこういった検査方法は県がしておるもんですから、調査をしておりますので、担当所管のほうからお答えいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

古賀健康づくり課長。

**◎健康づくり課長（古賀みづほ君）**

県の事業についてのご質問ですが、分かる範囲でお答えをいたします。

TMA検査方法の導入についてですが、福岡県では、福岡県保健環境研究所がTMA法、これは日本語では核酸増幅法というふうに言いますが、この自動検査装置、検

査システムを導入しております。

この検査システムは、大規模クラスターの発生など、検体の数が急増した際に補助的な利用を想定して、県が導入をしたものです。特徴としましては、PCR 検査よりも、検査結果が出るまでには少し時間を要しますが、検体を装置にセットすれば、検査に係る人員を減らすことができ、県の保健環境研究所の1日の検査能力を300件から450件に増やすことができるということです。

現在までに導入から使用したのは1、2回だということで、ほとんどはPCR 検査で対応しているということです。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

今の答弁の中には、ちょっとPCR 検査法より時間的、ちょっと長くなるっておっしゃったけど、短時間で作業が進むというふうな方法でしたけど。

分かりました、分かりました。判定が出るのが遅くなるということですかね。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

古賀健康づくり課長。

**◎健康づくり課長（古賀みづほ君）**

検査としては少し時間はかかるんですが、PCR に比べると検査に係る人員が減らせるというところが1番の特徴のようです。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

次に進みます。9月補正に計上した抗原定量検査方法、それについて伺います。

新型コロナウイルスに感染した人は、特異なたんぱく質を有しているらしく、これの有無で、感染しているかどうかを判定するというのがこの方法らしいです。

検体採取から30分で判定ができるそうですが、陰性の場合は、再度PCR 検査をしなければならないということで、一面、面倒くさい方法でもあります。福岡県が公表している新型コロナウイルス感染症の発生状況というのがあるんですが、PCR 検査件数の中に、抗原検査の件数も含むと書かれています。すなわち、TMA 法と同様に抗原定量検査法が導入されて、どの位検査したのか、検査人数とか。そのうち陽性者数が何人位判定できたのか。分かりましたらお願いしたい。

答弁をお願いしたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

古賀健康づくり課長。

**◎健康づくり課長（古賀みづほ君）**

ただ今の分、この抗原定量検査は、9月補正に計上してる分につきましては、県の保健所に3か所に導入すると言っております。保健所のほうに問合せをしましたところ、この県に導入した抗原定量検査につきましては、早いところで来年の1月からの使用だそうです。

ですので、今、抗原定量検査をしたというふうに書かれている分は、この保健所に導入された分ではないと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

分かりました。これはほかの場所で抗原定数した数字だと思います。

それでは次に移ります。福岡県の検査能力については、現状の2,400件から4千件に増大されるだろうとも述べられてました。現在の福岡県の検査能力は、大体1日に何件位に達しているんですか。そして常時大体何件位の検査をしているんでしょうか。

お答えできれば、答えていただきたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

古賀健康づくり課長。

**◎健康づくり課長（古賀みづほ君）**

福岡県全体、福岡市など含まなくて、福岡県の管轄で、全体で今何件可能かがちょっと分からないんですが、2千何件とかを1日に検査をしておりますので、かなり多い数はしていると思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

なかなかその辺がつかめておりませんから、なるべく詳細に調べていただきたいというふうに思います。

3番目です。粕屋保健福祉事務所のPCRセンターに導入されている検査方法とその能力についてお聞きします。

医師会が進めているPCRセンターでは、PCR検査法で判定していると思うんですが、ドライブスルー方式で検体を採取し、これは自前で検体判定をしてるんですかね。それでも、ほかのところに依頼して判定をしてるんでしょうか。どういったらいいですかね。

PCR センターでは、判定をする機械を自前で持っているんですかね。

その辺をお聞きしたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

古賀健康づくり課長。

**◎健康づくり課長（古賀みづほ君）**

よく検体採取のことを検査と言ってしまうので、ちょっと紛らわしいところがあるんですが。粕屋保健福祉事務所では、濃厚接触者などの行政検査対象の方について、検体採取を実施しております。

内容につきましては、PCR 検査の検体採取を行っておりまして、鼻咽頭の拭い液か、唾液を採取しています。これも人数によって、検査方法を変えていらっしゃるようで、大人数の場合は鼻咽頭の拭い液。どうしても唾液のほうが少しお時間がかかるということで、そこら辺は調整をなさってるようです。

また、検体採取の能力につきましては、多いときは100人以上の方に実施をしております。対象者の人数が極端に多い場合は、ほかの保健所に医師などの人的な応援を依頼しまして、行政検査を速やかに実施しておられます。検体採取を行いましたら、その検体を先ほどの太宰府にあります福岡環境保健研究所のほうに出しているということです。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

そしたら、PCR 検査やってる PCR センターでは、要するに検査する機械はないということですね。そして、太宰府のほうに検体を判定を依頼しているということになりますね。

9月議会の町側の回答では、ドライブスルーの検体能力は1日12件、週3日で36検体。それから PCR センターでの受診者数は5月12日から開所から8月末まで、286名とおっしゃられました。重症者のベッドは60ベッド。使用は、そのときは15床ほど使ってたということでした。普通病棟は430用意してるということ、使用してるのは224使用してるということでした。

今までドライブスルーで検査された検体数、陽性者数、そういうことが分かりますか、累計で。ドライブスルー。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

古賀健康づくり課長。

**◎健康づくり課長（古賀みづほ君）**

今のドライブスルーというのは、医師会がなさってるほうですかね。



すみません、そこの今の現在の数が伺っておりませんで分かりませんが。病床については、福岡県の病床が、今確保できているのが551床。そのうち重症病床が90床。それから宿泊療養の施設に関しましては、1,057室を確保している状況です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

次に移っていきます。

粕屋保健福祉事務所の発表では、12月5日現在では、陽性者が310名となりました。300名を超えました。11、これはいいのかな。11月でしたか、我が党の粕屋議員団として、粕屋医師会に対して、PCR検査機器の導入に関して要望を出していましたが、その回答が来ました。中身は、導入場所、検査技師の確保等、問題が多くあり、糟屋地区での導入は難しいと考えます。多くの診療所、病院にて、検査診療が実施できる状況が整いました。整備されましたと回答です。医師会では相当な努力をされているということが、この回答で分かりました。感謝しています。

それでは、PCRセンター以外に、どの医療機関が検査しているのか。行政として掴んであれば、教えていただきたいと思いますが。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

古賀健康づくり課長。

**◎健康づくり課長（古賀みづほ君）**

11月より福岡県では、発熱等の症状がある場合の相談、受診方法が変わりまして、まず地域のかかりつけの医療機関に相談をしていただくことになっております。

以前は、帰国者接触者相談センターにお電話をしてから、帰国者接触者外来とかにご紹介をされてたんですが、今はもう身近な地域のかかりつけ医に、まずはお電話でということになっております。県内の千件以上の医療機関が、福岡県診療検査医療機関として、指定をされておまして、発熱等の症状がある場合は、地域の医療機関で診察やPCR検査等の検体採取まで受けられるなど、検査体制も身近な医療機関へと少しずつ整備をされてきております。

今の数なんですけれども、福岡県のホームページのほうに公表がされております。

12月の1日の時点で、本当は千以上のところがあるんですけども、公表のご了解を得られたところだけが載っております。今のところ279の医療機関です。そのうち、町内の医療機関が4か所。それから粕屋町を除いた糟屋郡内が15か所になっております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

分かりました。ありがとうございました。それでは、大きな2番目に移ります。

第3波のコロナウイルス感染症の対策として、クラスター対策中心の方法から地域全体に広げていく検査体制、及び医療、介護等、危険な業務に対する社会的検査の確立です。

問題です。12月に入り、過去最高の陽性者の発生というニュースが毎日のように報道されてきました。新規陽性者、重症者数が最多を更新していますので、12月5日のNHKの日曜討論で、先ほど述べました政府のコロナ対策分科会の会長、尾身氏がGoToトラベルの一時停止を提言される事態になりました。大阪府はもちろん、クラスター発生の中心は医療機関と高齢者施設が7割を占めているそうです。そして、重症者は高齢者が多くなっています。死者数も激増しています。政府も感染者多発地域などにおける、こうした施設への一斉定期的な検査を、自治体をお願いする事務連絡を矢継ぎ早に出していると言っています。9月15日、それから11月16日、それから11月19日、それから11月20日、連続して出しているらしいです。残念ながら費用は、国と自治体がおのおの2分の1の折半負担で、その費用負担が重いので、検査拡大にためらっている自治体が少なくはないというそうです。私が自治体任せではなく、政府が先頭に立って7兆円ある予備費を使って、社会的検査を推進しなければならないというふうに思います。

続いて、私は9月議会でも感染震源地域のPCR検査の拡充を述べましたが、今では、医療関係者や学者やマスコミでも毎日主張しています。クラスター対策だけに留まらず、感染急増し、何かポットスポットというふうに言うらしいですが、リスクのあるところに対して、無症状の患者を把握、保護する。保護するための面の検査が必要です。アメリカのニューヨークでは、いつでもどこでも何度でもの方式で、それから東京の世田谷では世田谷モデルと言われる方式で、北九州市も北九州方式で、住民や働く人の全体を対象に、網羅的に面での検査を行っています。糟屋地区も福岡市に隣接していますので、医療機関の大量のクラスター発生もありました。準備していく必要があるんじゃないかと思います。

この点、社会的検査、それから網羅的な面的検査について、どう準備が進んでるんでしょうか。糟屋地区として。

箱田町長、答弁をお願いします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

第3波対策ということで、当然、検査体制の充実が図られるべきでございます。

県のほうでも、これは精力的にその拡大に向けて計画をしてあります。

詳細につきまして、また古賀のほうからお答えします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

古賀健康づくり課長。

**◎健康づくり課長（古賀みづほ君）**

先ほど地域全体でということでは、先ほどお答えしましたように地域のかかりつけ医でということですが、

続いて医療従事者の方ですが、既に国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金というところにおきまして、医療機関や薬局等における感染拡大防止支援として、職員のPCR検査の費用も上限はありますけれども、補助の対象となっております。また、高齢者や障がい者施設の職員につきましては、昨日の田川議員への答弁と重複しますが、福岡県が12月の補正予算において、無料のPCR検査を実施する方針を発表しておりますので、今後、対象施設の職員の皆さんには検査が開始されることと思います。

医療や介護、障がい者施設職員、住民の方を含めまして、症状のない方への検査体制の確立には、そこに係る医療機関や検査機関、保健所等の影響が大きく、更に多くのマンパワーが必要となります。県の実施体制が少しずつ整備をされまして、高齢者や障がい者施設職員への検査が開始される予定ではありますが、更なる対象者の拡大には、直接的な医療体制の影響などもあり、県などの大きな枠組みで検討していく必要があるかと思っております。

町としましても、国や県の動向を注視しながら、今後も検査体制については検討をしてみたいと思っております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

政府が言っている国と自治体が折半するっていうのは、あれは県が国と県の関係ですか。それとも町村も含めた関係になるんですか。

例えば国が負担、半分出して町が半分出すとか、そういうシステムもあるんですかね。分かります。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

古賀健康づくり課長。

**◎健康づくり課長（古賀みづほ君）**

国と県だと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

分かりました。3番目に移ります。

かすやっ子応援事業、それから大学生等応援事業、それからがんばるかすやの応援金（第2弾）の執行状況です。

ゆりかごから墓場までとは、イギリスのすばらしい福祉行政を敬意を込めて、褒め言葉として使われてきました。粕屋町箱田町政も、コロナ対策としてきめ細かい、そして各種、次第にわたる施策を講じられてきました。問題は、こうした施策がどの程度浸透して、町民を潤しているかが評価の分かれるところだろうというふうに思います。

最初にかすやっ子応援事業ですが、0歳児から18歳までの子どもたち、1万円のクオカードを進呈する事業でした。これは、子どもたちからも大変喜ばれました。私、ここで読んでみましようかね。7月に共産党として、町の世帯に対してアンケートをとりました。町政アンケートをとりました。この中で、こういうのが私に返事返ってきました。子ども7人います。まずお金がない、かといって放棄もできない。毎日どうやってお飯食べさせようか、悩んでいると。何かしらの手当として、金額を増やしてもらわないと、生きていけませんというような返事が返ってきました。この方を私尋ねていきましたら、1か月ほど時間がかかって、訪ねてきました。もうここには住んでありませんでした。どこか引っ越してありました。この人がどこへ行かれたか、私、電話で何回呼びかけても返事がありません。心配で心配でたまりませんが、やはり生活がきつってというのは、今、日本国民も非常に切羽詰まった状態になってきつつあるんじゃないかというふうに思います。

かすやっ子応援事業、それから大学生等応援事業。大学生の場合はこれは多分、申請をして、もらうということでしょう。だから非常にこれ難しいですね。私の知ってる人は何人か言いましたら、申請しています。

だけど、その進行がどれ位進んでるのか、二つについて一括して、西村教育長答弁してください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

中小原住民福祉部長。

**◎住民福祉部長（中小原浩臣君）**

住民福祉部総合窓口課が窓口となっております。かすやっ子応援事業について、状況をお答えさせていただきます。

対象者が2万281名に対しまして、1万279名に交付いたしております。

すみません、対象者が1万281名。1万281名が対象者で、交付人数が1万279名です。執行率といたしましては、99.98%の方々に交付をいたしております。

かすやっ子応援事業の執行状況は、以上のとおりです。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

大学生に関しましては、今おっしゃるように申請した方へということになっておりますので、事務的なことでもございますので、学校教育課長のほうからお答えをいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

早川学校教育課長。

**◎学校教育課長（早川良一君）**

それでは、大学生等応援事業の執行状況を報告いたします。

9月から受け付けを始めまして、申請の期限は12月31日までとなっております。11月末まで、現在527件の申請がございまして、527件、全件支給をしております。予想の人数がちょっと2,300人で立てておりまして、そのうちの申請人数が527件です。11月末現在です。それで執行率は、今のところ22.9%となっております。

その527人の高等教育機関ごとに分類した分をちょっとご報告いたします。大学生が406人で77.0%、大学院生が13人で2.5%、高等専門学校生が1人で0.2%、専修学校生が84人で15.9%、予備校生が5人で1.0%、あと短期大学生が18人で3.4%となっております。

12月末までが申請の期限となっておりますので、最後の追い上げといたしまして、広報やホームページの掲載はもちろんですが、あと公共施設、ドームとかフォーラム、サンレイクや、あと町内のJRの駅等にもポスターを張って、学生への周知を図っているところでございます。

以上でございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

かすやっ子応援事業、ほんとに99.98%だったら素晴らしいだろうと思います。

大学生等応援事業、非常にこれ難しい、申請だから難しいと思いますけども、もう少しね、上がればね、成果が上がればいいと思います。学校教育課の方、努力して頑張っていたきたいなと思います。

最後に、がんばるかすやの応援金（第2弾）、これは小さな商店などを対象にし

た5万円の支援事業でしたが、結果としてどれ位申請があったんでしょうか。私の知り合いもこれを申請しまして、非常に喜んでありました。

どの位の進行状況でしょうか。お答えください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

第2弾は5万円がございまして。その前に、持続化給付金の給付対象者に対しての10万円、この2段階構えで、このがんばるかすやの応援金事業をしておるところです。

詳細につきまして、担当所管のほうからお答えします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

八尋地域振興課長。

**◎地域振興課長（八尋哲男君）**

がんばるかすやの応援金事業でございまして。

申込み締切りが来年2月15日となっております。途中経過の数字ではございませぬ。11月25日時点での執行状況でございまして。10万円の補助が605件申請されておまして、うち交付決定されたものが599件、5,990万円を支給しております。

また、5万円の補助は115件申請され、うち交付決定されたものが109件、545万円を支給している状況となっております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

両方とも、率で言うたら何%位なるんでしょうか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

八尋地域振興課長。

**◎地域振興課長（八尋哲男君）**

予算上の話になります。

予算上では10万円補助のほうを対象は1,000事業所ということで計画をしております。よって総額は1億になりますんで、それからいくと約60%。5万円の補助が対象は800事業所としております。額としましては4千万円のうちということになりますので、執行率は約13.6%ということになります。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

両方とも、非常に業者にとっては非常に助けになると思いますが、少額のほうは

なかなか、もう思うようにいかないということでしょうけども、やはり申請っていうのは、なかなか本人がもう途中でやめてしまうとか、もう諦めてしまうとかいうこともあります。

宣伝を行き渡らせて、もう少し伸びるように頑張ってもらいたいというふうに思います。これで一旦、休憩しましょう。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

分かりました。

それではただ今から、議場内換気のため休憩といたします。

再開を11時30分といたします。

（休憩 午前11時23分）

（再開 午前11時30分）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

再開いたします。

川口議員、続けてください。

**◎7番（川口 晃君）**

それでは2番目に移ります。

洪水時、被害を最小限に抑えるための具体的な措置について。

まず最初に、農林水産副大臣に要請された中身はってということで、町長のフェイスブックについては、いつも見させていただいております。11月の12日版は、農林省を訪ねられて副大臣に農業河川改修などの要望を行われたよしの記事がありました。町長の多忙さは、しばしば感づいてはいるんですが、こういうこともされているんだなということは、興味を湧いてきました。

須恵川や多々良川などの大きな川については、河川改修がしばしば行われ、報道などもされますので知り得ますが、農業用河川といいますと、手溝、大溝、それから昔は障子や襖などを洗ったりする洗い場、足洗いというような表現で、呼び名で親しみを込めて言われてきたものです。

今回の農業河川改修はどのような要望だったんでしょうか。

箱田町長、答弁をお願いします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

フェイスブック、ご拝読ありがとうございます。

粕屋町の農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。

まず、高齢化、そしてまた恒常的な担い手不足、こういった問題が年々悪化して

いる状況。これは、皆さまも御存じのことと思います。そういった中で、幸いに地元の福岡4区、福岡第4選挙区の国会議員、宮内秀樹氏が本年の9月、農林水産副大臣に就任されました。彼が示されている経済の成長力強化、そしてまた安心できる社会づくり、未来をつくる教育再生。こういったことは、この粕屋町においても、まさにまちづくりを進めていく上で共通するものがございます。氏の、実は要望も実はございました。副大臣せっかくなったんだから、何か要望があればということも常々言うてありますので、これ幸いに私はその文書を携えて、11月11日の日に直接農林水産省に出向き、副大臣室で談話をしております。その際に、この要望書を手渡しをしております。まず、一つ目、三つございます。

その一つ目は、農業施設の改修に係る補助事業の要件緩和。経年劣化した施設が河川にございますが、具体的には転倒井堰の修理、これが実は補助対象外なんです。そういったことから、非常に多額の費用がかかるこの大規模修理について、補助の採択要件の緩和をお願いしております。

二つ目は、国庫補助事業。県営農業農村環境整備事業における補助の拡充をお願いしております。具体的には、粕屋町が管理する農業用ため池が12か所ございます。現在進めておりますため池の耐震診断の結果によっては、対策工事が必要となる場合がございます。その工事について、県が行う整備事業を要望する予定としておりますけれども、福岡県内の状況は、非常に類似要望が多いということを経験から聞いております。採択年度がいつになるか分かんないと、不透明な状況が予想されますので、早期の採択及び町の負担割合の軽減を目的に、支援の拡充をお願いしてきたところでございます。

最後に三つ目でございます。これは農振農用地域の農地区分の判定緩和をお願いしております。具体的には、人口増加傾向にあります本町において、今後見込まれます人口増加を、現在の市街化区域だけで対応していくことが難しくなってきたこと。そしてまた、将来にわたり安定した自治体経営や新たな雇用創出などを目指す観点から、産業拠点の用地確保など、土地利用の見直しが必要となっております。このため、第3種農地の判定に当たる鉄道の駅、あるいはインターチェンジなどの交通の要衝となる施設までの距離の緩和をお願いしてきたところでございます。距離を広くしてくださいということでございます。

宮内副大臣には、粕屋町の課題を非常に理解していただいて、ご支援をいただけるよう、この要望書を直接お渡ししてきたところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）



直接関係のある要望で、この要望は効果出せばいいですね。

次に移ります。来年度予算化が予想される国土強靱化対策の要点はちゅうことで進めていきます。

政府は2018年の西日本豪雨を契機に、総事業費7兆円の3か年、2018年から20年、国土強靱化計画を組みました。強靱な国土、経済社会システムとあとは、私たちの国土や、経済、暮らしが災害や事故などにより、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指して、四つの国土強靱化基本目標を作っています。一つは人命の保護、二つ目が、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。3番目が、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化。4番目が迅速な復旧復興ということでした。さて最初に、2018年から20年の3か年計画で、この対策を使って粕屋町で実施した事業はどのようなものがありますか。例があれば、3点ほど上げていただきたいと思います。担当課でも結構です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山本都市政策部長。

**◎都市政策部長（山本 浩君）**

川口議員がお尋ねの、洪水時、被害を最小限に抑えるための具体的な措置ということに基づいて答弁のほうはさせていただきたいと思いますが。

先ほど、質問の最初にあります要点ということでいきますと、先ほど4点述べられましたが、その下に事前に備えるべき目標というようなことが掲げられております。6点ほどありますが、その1番最初の項目に直接死を最大防ぐという項目がございます。そして、その最大に防ぐという中で示されております中で、河川の管理に関連しましては、あらゆる関係者により、流域全体で行う流域治水ということで、河川管理者が主体となって行う治水事業等をより一層加速すると。こういったことが掲げられております。

国、都道府県、市町村、企業、住民、これらの流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進すると、こういったふうにならわるところでございます。このような動きの中で粕屋町が直接というような事業内容ということですが、これは県のほうに関わってくるかもしれませんが、須恵川や多々良川の河川管理者であります福岡県のほうは、水位計を設置したり、一般の管理とも重なるとは思います。樹木の伐採、浚渫作業、こういったことを行っているというのも一つの例ではないかと思っております。

また、現在粕屋町では、先ほど町長の要望の中にも関連してきますが、国庫補助事業である防災減災事業を活用いたしまして、農業用ため池の耐震性診断、ハザー

ドマップの作成等を行っております。この事業はまさしく国土強靱化対策の一環として取り組んでいるものであるというふうに考えております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

それでは、次の質問に移ります。

12月1日、国土交通省は、防災減災のための国土強靱化について、菅首相から2021年から2025年度に15兆円規模の5か年計画を策定するよう指示があったと発表しました。前の3か年の予算の倍の事業計画となるんですが、詳細は今後決まると思います。

私は9月議会でも質問しましたが、粕屋西小学校校区は、粕屋町の中でも標高の低い位置にあり、それゆえ須恵川の西側地域はハザードマップでは、浸水指定地域にピンク色で指定されています。私は垂直避難ができるような、早急な大がかりな対策の必要性を述べました。

今回の5か年計画の中で、粕屋町としては、大胆に計画を組んでほしいと思っておりますが、具体的な計画や事例などが考えられれば、箱田町長の見解をお願いしたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今、この国土強靱化計画の延期、延長。これを、体制としてはあるだろうというふうになります。

予算化の状況でございますが、詳細はまだ来ておりませんので答えられませんが、今考えられる内容について、部長のほうからお答えします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山本都市政策部長。

**◎都市政策部長（山本 浩君）**

令和3年度の国土強靱化関連予算概算要求の概要というような文書が、内閣官房の国土強靱化推進室のほうから、今年の9月付で出されております。

その内容でいきますと、概算要求の基本方針といたしまして、経済財政運用と改革の基本方針というものにおいて、先ほどありましたように3か年の集中期間を過ぎても、今後とも取り組んでいくと。オールジャパンで対策を進め災害に屈しない国土づくりを進めると。その中では、緊急防災減災事業債等についても、適切に検討を行うと、そういうふうな位置づけがされております。

先ほど、重点事業等のことは議員のほうが言われましたのであれですが、具体的には先ほどもちょっと述べさせていただきましたように、河川、こちらの管理、対策につきましては、あらゆる関係者により、流域全体で行う流域治水というような観点で、河川管理者を主体として行っていくというような方針が出されておるようでございます。今後具体的な対策というのは、流域全体の広域にわたっての対策というようなことで、やはり国土強靱化対策事業につきましてはその性質上、広域で取り組むことが有効な事業が多いというふうになっております。

福岡県や周辺自治体との連携を行うということが必要になってくるかと思っておりますので、こういった情報の発信に対しまして町といたしましては、アンテナを立てて、取り組みを今後進めたいと思っております。

具体的には、ちょっとまだ情報は来てないという状況です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

時間が短くなってきてます。今年の1月か、2月ごろでしたか、次に移ります。

須恵川と南里水路です。福岡東県土事務所に折衝しました。阿恵橋上流の浚渫の次は、下流域を浚渫するという話でしたが、残念ながら今まで浚渫の様子が見えません。それで、11月26日、再度浚渫計画等について話を伺いたいと、我が党の東区県議の立川県議と訪問しました。管理課の吉岡課長ほか2名と対談したんですが、今後の浚渫の計画は、粕屋町のほうで検討してあるとの回答でした。どうもこれ奇妙な回答でした。不思議な。検討なんてしますかね。

担当課長、過去にもあったら報告してください。なければないで結構です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

私は知り得ておりません。これは県の事業ですので、県が検討し、その連絡をお受けするという事です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

奇妙な回答でした。それから、先日、立川県議のほうから、県の計画が伝えられました。

私が言うよりも、正式には担当課長のほうから報告してください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

須恵川につきましては、県の対応でよろしいでしょうか。

須恵川につきましては、福岡県の対応は、今年10月に河川維持工事といたしまして、昨年実施いたしました7,800㎡の除草工事を発注されております。また、12月4日には、扇上堰から扇橋までの2,430平米の河道掘削工事を発注されております。以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

今後の計画ですよ。報告があったでしょう。

◎議長（鞭馬直澄君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

今後の計画っていうのは、今申しました浚渫になります。

要望等ほかにも草刈りとか上げておりますが、それはまだ、町と協議してから現場を見ながら、順次していくということは聞いております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

分かりました。今後の計画が進んでいくようですので、それなりの成果があったというふうに思います。

3番目に移ります。西小学校校区の交通対策です。

阿恵橋信号から柚須信号までの歩道の中の電柱の移動です。この件につきましては、過去数度質問してきました。今年の春も内橋二区の人からも、柚須駅から通勤してるんですけども、あそこの歩道が電柱があって狭い、何とかありませんかという苦情がありました。

また、さっき言いましたアンケートが返ってきたんですけども。これは阿恵の方です、読んでみます。阿恵橋から柚須のセブンイレブンの道、狭すぎる。大型トラックが離合できない。自転車走るのは自殺行為。しかも歩道が狭すぎ。早急に広くしてというふうに返ってきました。

歩道の南側には、里道が2か所あります。また、空き家もあります。また、空いた土地もあります。その空いた空間を借りたりすると電柱の移動は可能だと思います。あの歩道には、電柱と電柱の区間が通常とは考えられないほど長い間隔で立て

られたりしています。60m、70mの間隔があります。屋根に電線がぶつかるようでしたら、道路の向かい側に電柱を立てて引っ張れば、屋根にぶつかりません。これはもうどこでもやっています。至るところにそのような場所があります。工夫すれば可能だと思いますが、そろそろもう解決しないとおかしいのではないかと思います。

これは九電の事業なんですけども、町から強力にいつてもらいたいと思いますが。箱田町長、回答をお願いします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

このご質問は昨年の12月議会でも受けておりますが、その現状については、もうその狭い歩道の中に、電柱が7本設置してあるものと思います。

議員がご指摘のように、電柱所有者の九電がすべき事業なんですけども、これは町と連携をとって、また地元区長さんのご協力。これを受けながら、その移設にあたる隣地地権者のご理解、ご協力。これを今後も、この用地確保の協議を進めたいと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

これはもう10年前位からの要求なので、もう、早急に解決ができればいいと私は思うんですが。頑張ってくださいというふうに思います。

2番目は、柚須駅から柚須西信号までの道路の拡幅と歩道の設置、及び柚須西信号の北側に横断歩道の設置を。この横断歩道については、同僚の議員も、1度か2度か、質問はされました。

今年の夏、横断歩道を自転車で渡ってある女性が大型トラックに巻き込まれて、お亡くなりになりました。トラックの運転手さんも、無念さがあつたんでしょう。歩道にうずくまって、うつ向いてあつたそうです。非常に無念さが滲み出ていたそうです。柚須西信号交差点は、大型トラックの交通量が非常に多く大変危険です。この信号から柚須駅に向かっていく道路は道路幅が狭く、それでも朝の通勤者は、ミヨリ緑道は通らないで、柚須駅に向かって何人も歩いてこられます。もう見てみますとこちらがハラハラする、そういう状態です。多分、柚須西信号の北側に横断歩道があれば、ミヨリ緑道を歩いて行かれると思うんです。

この前は、西側の横断歩道が設置されました。3年ほど前かな、設置されました。やっとできたという感じですが、今回のような事故を再度発生させないためには、

安全方策が必要です。横断歩道があれば、通行者をミヨリ緑道に誘導できるのではないかと思います。いずれにしても歩道の設置と横断歩道の設置の実現については、非常に難点があるのですが。

この点について、箱田町長の答弁をお願いします。

**◎7番（川口 晃君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

この実現に向けては、警察当局、交通関係の公安ですが、そちらとの協議もごさいます。

当然、早く町としてもしたいんですが、そういった状況、今の状況についてお答えしたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

安松道路環境整備課長。

**◎7番（川口 晃君）**

柚須駅から柚須西信号までの道路の拡幅や歩道の設置につきましては、隣地地権者のご理解、ご協力をいただけないと実施することができませんので、ご協力が得られましたら、道路改良工事を実施し、歩行者の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

また、柚須西信号の北側に横断歩道の設置につきましては、現在、横断歩道の設置の協議と共に、横断歩道の設置だけではなく、交差点改良についても、検討を行っている状況ではありますが、現時点では、詳細内容につきましては、お答えできる状況まで至ってないということでございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

それでは3番目です。JR 柚須駅の駅舎建設と JR 篠栗線の立体化問題についてです。

駅舎建設についてですが、私がいつも使っている粕屋町要覧資料編によりますと、JR 各駅別利用状況が掲載されています。柚須駅の1日平均乗車数は、令和元年で4,222名ということです。150人増加しました、1年前より。この数は、ついに長者原駅の4,069人を上回りました。今年度はコロナの関係で大学生が自宅でのオンライン授業で少なくなりますけども、傾向的增加は進んでいくと思います。

総合計画でも、駅を中心にしてまちづくりを進めていくという計画を打ち出しています。柚須駅周りをどのようにしていくのかの計画を早急に作るべきではないか

というふうに思います。更に、立体化問題についてですが、現在、西鉄天神大牟田線では、福岡市内の雑餉隈駅付近連続立体交差事業、1.9kmと、西鉄天神大牟田線、春日原から下大利連続立体交差事業、約3.3km。区間合わせて約5.2kmの鉄道施設を高架化する事業が行われています。工事は、2011年から始まり、完了は2年程度遅れて、2022年3月に予定だそうです。事業主体は前者が福岡市後者の春日原から下大利、連続立体交差事業は、これは県となっています。

私に関心があるのは後者のほうです。春日原、白木原、下大利駅、各駅を含む県の負担は12か所の踏切を撤去し、高架化にする計画です。総事業費は約557億円に西鉄が約39億円負担し、県と国が残る518億円を折半することだそうです。春日市と大野城市は鉄道の高架化には費用を出していません。今まで鉄道の高架化や踏切、駅舎の建設は地元自治体の負担だと聞かされてきました。調査してみるとこういう方法もあることが分かりました。

前の町長の話では、福岡市の吉塚から原町までの高架化の事業では、約200億円の費用。須恵川の鉄橋の架け替えには約20億円の費用がかかるとのことでした。これでは100年かかっても、篠栗線の高架化ができないとそう思っていました。県と国の力を借りれば、少しは展望が見えてくるんじゃないかというふうに思います。篠栗線はもともと複線が引けるようになっているようで、南北のへりはかなりの広さがあります。複線化も可能です。

篠栗線は昔から黒字路線と聞いています。現在はもちろん、将来も乗客数は増えて、黒字路線は続いていくでしょう。駅舎建設が独立でできないならば、春日市、大野城市のやり方で、駅周辺の、これは土地区画整理事業とか再開発事業とかの方策を組み合わせることも考えられると思います。

なかなか費用がかかるのでそう簡単にはできないと思いますが、言わないと駄目だと思いますので、箱田町長の見解を伺いたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

このJR問題は、私もはがゆい思いをしております。JRのほうの負担が発生することを、JRのほうはなかなか承諾しないという部分がございます。

これいずれの路線でもあっておる状況のようでございます。今最後のほうで言われました、その立体化問題。これもJR九州の回答が今年の4月でございますけども、JR九州篠栗線筑豊本線整備連絡協議会、こちらのほうは、電化複線化の関係でしてまして、電化のほうはもう当然、御存じのとおり完成しておりますが、複線化とか線形の改良については、多額の事業費が必要であり、現在の需要の動向、投

資効果を考えると、非常に実施が困難というような、通り一遍の回答なんです。

今議員が言われるように、西鉄大牟田線の改良の事例もございます。国、県の支援をいただきながら、要望については粘り強く行ってまいりたいと思います。

(7番 川口 晃君 降壇)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは休憩といたします。

再開を午後1時ちょうどといたします。

(休憩 午前11時56分)

(再開 午後1時00分)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは再開いたします。

議席番号5番、中野敏郎議員。

(5番 中野敏郎君 登壇)

**◎5番（中野敏郎君）**

議席番号5番、中野敏郎。一般質問を始めさせていただきたいと思います。

まず初めに今回は、かすや未来カフェ2020オンラインシンポジウムを受けてと、いうふうな形で質問するんですが、その前段になっております。前段といいましようか、オンラインのこの放送を見られてる方がどの位あるか。手を挙げてもらいたいというふうな思いもありますがそういうことはしませんが、実は、私もずっとチェックしておりました。まずは、苦言からこんな素晴らしい提言をされて、いろいろな人からいただいてっていうか、そういう場、内容をもっと身近なものにしたほうがいいんじゃないかという、私は思います。

このシンポジウムのまとめの言葉というのは、積極的な熱感を持って、情報発信を続けていきたい。最後に町長言われた言葉ですね。もう1回言います。積極的な熱・感、持って情報発信を続けていきたいでした。先日まで、この映像というのはホームページで、新着情報で見れたんですよ。新着情報で見れたんでそれでチェックしてたんですが、だんだんだん時がたったら私も分かりますが、三つ位しか新着情報は、しないんでしょうかね。だけど今は、そうしたらどうなってるかといったら、これが大変なんです。見ようと思ったら、まずトップページに行きます。その次に、「行政・まちづくり」という項目に行きます。「町の計画・取り組み」に行きます。「総合計画」に行きます。「第5次総合計画」、そして、「まちづくりオンラインシンポジウム」となるんですよ。それぞれに、何か所も項目がありますから、それみんな足していったら、6分の1とか、12分の1とか、6分の1とか、2分の1、2分の1です。そしたら、計算上は1,278分の1のチェック項目の



中で、そこにたどり着くんですよね。残念だなあ、と私は思ってるんですよ。これこそ、私は、町長の部屋とかあります。町長の場所がありますから。その中の施政方針やございますよね。そんな中に、一緒に入れたらいいんじゃないか。いつまでもと言ったら、一応3月とかいうね、話になってたと思いますが、そんな期間、その町長の部屋に置いとけばいいじゃないか。みんなに見てもらいたいな、そういうふうな思いが私にはあります。

後でね、町長もどうかというところも聞きたいと思いますが、實際上、私のユーチューブで昨日の夜位で、視聴回数と言うんですか、大体見たら130回位なんですよ。130回、これがきちんと出てるのかどうか分かりませんが、130といたら職員何人いますか、議員何人いますか。ね、合わせて300何十人もいて、その中の何割ですかというふうな話になりますね。当日、私も残念ながら見れませんでした。見たかったけど、広報委員会やってました。役場にちょうど担当課のところに行ったら、担当課の方ちょっと見たりしよる方もいらっしゃったんですが、いろいろほかでも話しても、結構職員も見られていないっていうか、これは残念だなというふうな思いがあるんですよ。

町長がどこまでこれを管理されてるか分かりませんが、私からしたら職員、担当職員の無理解、あるいは、ね、無策。そういうふうなことじゃないかな。もったきちんとアピールすべきだなというふうなことを思いますが。担当になる人後で、それが答えられるんだったら答えていただきたいんですが。是非、何か今からでも遅くないしですね。私がここで一般質問するというのも、是非それを見てもらいたいというふうな思いがあるからこそ、こうやってしてるんだから、是非変えていただきたい。もっと見やすい場所に、どんと置いていただきたいと思いますが。

町長あるいは担当の方、どなたか、このことに関してコメントをお願いしたいと思いますが。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

ご視聴ありがとうございます。

私自身は自分が出演してる関係で、もう見返すことはあまりないんですけども、確かに言われるように、もうしばらくの間、年度中位はもうちょっと簡単に見えるように。

例えば町長の部屋もございますし、SNSで発信しているような協働のまちづくり課あたりでも掲出できるような欄が、コーナーがございますので、その辺ちょっと知恵を絞って考えたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

中野議員。

**◎5番（中野敏郎君）**

豊福課長のほうに十分届いたと思いますので、よろしく願いしときます。

それでは第1問目からいきたいと思いますが、大きく分けてこれ、第3部に分けてっております。それぞれ3、40分ですかね、ありまして、第1部のほうが、ICT教育というふうな形になっております。

タイトルとして私は、そのグランドデザイン、ターニングポイントはというふうな言葉を書いておりますが。基本的には、このシンポジウムの中で語られた言葉なんかを引用させていただいて、質問にあてております。教育長のほうが最初に、お答えになってくるかなとは思いますが、11月の25日の補正予算審査における審査のときに、教育長が素晴らしいことを言ってくれました。ね、誰1人取り残さない。私はこの言葉を、ここの報告の中でも使わせていただきました。

今日はカメラがこうやって写りますので、久しぶりにSDGsも、このバッジを付けて、そういう思いでの質問も是非、今日の主眼に置いてやりたいと思っておりますので、1問目、GIGAスクール構想に対応する町の基本方針というのは、どういうものなのかということをお尋ねしたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

町のということですが、町長と教育委員会と先日、総合会議をやりまして、その中で指示を受けておりますので、代わって私のほうから述べたいと思います。

まず、GIGAスクール構想とは何なのかというと、グローバル アンド イノベーション ゲートウェイ フォー オールという、この略をとってGIGAという言葉が造語として出てあります。そしてこの目的につきましては、今議員がおっしゃったように、多様な子どもたちを、誰1人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に。こっから大事と思いますが、個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育。ICT環境の実現ということで、子ども一人一人の学びを保障する、していくものだ。

そしてICTと簡単に言っておりますが、インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジーというふうに訳されまして。ネットを通して人が繋がっていくこと。すなわち、今皆さんはスマホあたりでよくされてるメールとかチャットとか、ネット検索とかいうのは、それに当たるだろうと思います。これのバックボーンには何があるかっていうと、ITという言葉が以前、出された部分があります。

これは情報化社会という言い方をします。インフォメーション テクノロジーということですね。これについては、パソコンとかそういったものを指す訳ですが、機器のお話です。いろんな情報が飛び交ってるんですが、この GIGA 構想の中で特に重視されているのは、それを、より選択判断していくですか。それと活用していくという、だからいろんな情報に惑わされない、正しい判断をしてそれを活用していく能力が必要なんだよ。いわゆる情報活用能力を、子どもたちに身に付けさせていく。そして学びを、効率よく伸ばしていくということ。そういったことで考えていきますと、情報、いろんな全体に対して選択する能力、身近なツールとして活用する能力。また、授業改善にも使っていきたい。

それから、誰一人というのは、基礎学力をどの子にも付けさせるということ。そして、皆さんよく心配していただいています、発達障がいの子ども、特別支援の子どもたちにも十分効果がある教具、文具だということです。そして最後には、ちょっとこれ教師側になりますが、働き方改革として、教師の業務軽減というところも役立つという。そういったものを GIGA スクール構想ということで、私はとらえております。

また、これを積極的に推進して行きたい。先日、町長のほうから予算化していただきました、電子黒板。これも ICT 機器の一つのあれになるんですが、学びを継続していくということで、非常にこれはありがたい配置をしていただきました。だからタブレットばかり皆さん注目してありますけど、こういった電子黒板とかということで、授業改善にも非常に役に立ってるということを申し添えて、私の回答とさせていただきます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

中野議員。

**◎5番（中野敏郎君）**

なかなか素晴らしい内容の回答だと思いますが、今ね、私も初めて聞いてというか、きちんとしたかたと聞いて。

もう一つ言えば、教育長の考えとしてとか、その中でこうされたんでしょうが、ただ私が一つ思ってるのは、これに何でないんだろうっていうかですね。このことについては、何かね、一言あるんじゃないかなと思うんですね。これに書くべきじゃないんか。すみません、皆さんが分かんないかなと思いますが、粕屋町教育大綱というのがございまして、これは更新日がホームページに出てるのは4月8日なんですよね。じゃあ、間に合ったんじゃないかっていう思いもあるんですよね。

その辺あると思いますが、どうぞ。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

当時は、中野議員も指摘されたと思いますが、非常に本町は ICT 機器の配置が遅れておりました。それで、情報機器を使った事業を推進していくというレベルしか私はそれ書けてないんです。

一気にコロナ関係で令和5年までの予定の、何と言いますか、整備が前倒しされたという。そのことで一気にこれ加速しまして、今まで粕屋町にちょっと配置が遅れた分が、今はもう、近隣の町から比べると随分うちは、先進的な配置をしていただいてるかなと思いますので。

ちょっとそこは、また見直していかないかなというふうに考えております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

中野議員。

**◎5番（中野敏郎君）**

もう一つそれに上乗せて言いますが、それ3月の議会で、臨時議会で初めて出てきたことですよ。またその後、全部という話ですが、その期間にもう一つ、これはその後、出したわけですよ。粕屋町教育行政の目標と主要施策ですよ。これもやばいなと思ってあるんじゃないかなと思いますが、これに何て書いてあるかって言ったら、はっきり申しまして、小学生には、タブレットを配る。中学生に配るなんてもう書いてないんですよ。

この辺チェックする時間なかったのかなって、いうふうな言い訳もでも結構ですので、おっしゃってもらいましょう。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

町の施策につきましては、12月・1月あたりに本年度の反省をしまして、それを踏まえまして1月・2月に作成するものでございます。

その中では、5年間を見据えてこの配置をとというふうに最初考えておりましたので、まず、小学校の低学年から慣れていただくと。だから休校になって、進路とかいろんなことに関係してくるってのは想像もしなかったものですから、低学年から入れていきながら徐々に慣らせていく。これ言語活動と同じようなもので、とにかく低学年のうちからいろんなことに慣れさせていくということで、入れていこうかというふうに思ってたものですから、そういった形になっております。

今、全面的に全然違いますけどですね。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

中野議員。

**◎5番（中野敏郎君）**

今、低学年から少しずつ徐々について言いましたが、私たち議員もというか、私も、なかなかそういうことを掴みきれませんので、是非、チャンスあるときに、やっぱ書き換えないとおかしいですよ。

何か目標がなくて、そんなことはやらせないですもんね、普通。だから、是非今の段階でって、今からの段階で作ってもらわないと、あれ、ていうふうな形が大いに起こり得ます。教育長の発言の中でも、田川議員の説明でもありましたよね。やっぱ先生たちと相談しながら、意味よう分かるんですよ、僕もそんな世代だから。そうやって相談していったら、いいものができてくるというのは分かるんですが、何かやっぱ柱があってっていうふうなところがあると思いますので。是非これは相談されて、一つの形を作って、これを基にやっていくんだ。変更はあるかもしれませんが。余りにもこう日本中、いろんなことをシンポジウムで言われてた話の中でも、いろいろと出ておりましたから。是非、その辺は考慮をお願いしたいと思います。

IT世界、さっき ICT とかいろいろ出てきましたが、基本的には私も、IT リテラシーがないなんていうふうなことを息子から言われる位、なかなかこうできないんですよ。だけど、もう是非、私も落ちこぼれたくないというふうな思いもあります。だけど、乗りたくないという思いもあります。そういうふうな思いでの、2問目の質問に入っていきたいと思います。

先生の理解、先生の底上げを図るって、これ町長の発言でしたよね。シンポジウムの中で言われて、これを聞いたらストレートに教育長聞かれたら、んー、とか思うこともあるかもしれませんが。

町長補足することがあれば、今してもらっても結構ですよ。今、聞いてない方が結構いらっしゃるんで。こんな思いで言ったんだというところでお願いします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

子どもたちに、ICT 教育を伝える。広く子どもたちの学習に使うには、当然先生たちの理解。そしてまた、推進する力がないと駄目だ、というふうなことで、その底上げを行うべきだということを、あの場では発言しています。

当然その前には、教育長ともそういった話を常々しておりますので、よければ教育長のその辺の受けた答弁をしたいと思います。

**◎5番（中野敏郎君）**

すみません。確かに、そういうところあるかと思います。

さっきの目標っていうか、というところで、佐々木さんという方が使い方を考えて配らないと、ね。目的があるのとないのでは、随分僕らでも、皆さんの世代だったら子どもに何かを買い与え、いろんなことをやってきたでしょうが。一言何か言って、それで配っていったんじゃないかな。プレゼントにしる、いろんなものを。そういうふうなことを佐々木さんが、ぼろっと言いました。

今日、町長も素晴らしいこと言われましたよね。教育というのは、先生と子ども、児童とのコミュニケーションで成り立っている。それはツールになるんかもしれませんが、そういうことを受けて、町長との間であの話が絶対あったと思って。

教育長のほう、もう構えてありますから、どうぞ。

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

#### ◎教育長（西村久朝君）

確かに町長あのか、そういうふうにおっしゃって当然だなというのは、誰しもそう思うだろうし。また、先生方もそこは、プレッシャーに感じるのではなくて、楽しみにはしてあるというのが正直なところです。

それはどういうことかという、もう机の上で子どもたちに、もう全員が同じものを見えるって言うかな、使えるというか。そして瞬時にまた、いろんなことが集計できていくという。本当に、夢のようなツールだろうと私は思います。昨日もちよっと話の中で私触れたんですけど、今先生方にはいろんなルールづくりと、注意せないかんセキュリティの問題とか、情報のマニュアル、モラルといいますかね。そういったものの指導は、先生方がしっかりやってくださいと。それと授業の中でどう使うかというところは、先生方に使い方の支援員は入れるけども、どんな使い方ができるかは、子どもの実態と先生方のある程度の考え方で、どんどん進めていただいているですよというところを、私は今と当分の間、4月以降はそれをお願いしてる。

従って家庭でどう使うかは、後回しでいいということ、私は昨日申し上げていたところです。そしたら、子どもたちがだんだん使ってくると、家でも使いたいなとか、ちょっとの時間に、先生貸してくれんといった休み時間でも使いたくなる。僕はこれがやっぱり主体的な学びであるし、本当の学びだというふうに私思います。だから、これまで授業が講義調の授業は、できるだけ脱皮しようというのが教育現場でも随分あったんですが、対話を入れるとか小集団とか。

今回、このタブレットが入ったことで、そういった授業からの脱却が一気に僕は加速すると思ってるんです。子どもたちが知りたいことを自分で知っていく。そし

て学んでいながら、先生たちがいろんな準備をしてくれて、その中でやりとりをする。また、子ども同士で、例えば土曜日曜持って帰っておけば、通信しながら、宿題終わったか、自分はここまでしたぞとか。

例えば、ホワイトボードをそれぞれ、恐らく次に僕はホワイトボードを配ろうかなと思うんですが、それを画面上に見せて、僕の答えはこうだよとか、そういった使い方が本当に双方向でできていく。僕はそういった使い方を先生方にまず基礎として、学校の授業とかルール作りをまず先生方にやってくださいと。いずれ子どもたちがこうしたい、あーしたいっていう来るときが絶対、そういった時期が来るから、そのときに一気にぼっと僕は広げていきたいなと。だから先生方楽しんでやってください。今非常に各学校担当者が、LTE を今渡しながら、研修会やってるんですが、これもできる、あれは遅いけど家でちょっとこんなことやったら、この話し合いがものすごくあつという間に終わってるというふうに、私は報告を受けております。

非常に私は、粕屋町はいいスタートを、町のほうから支援をいただいておりますが、いいスタートが私4月には切れるかなと、いうふうに思っております。

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

#### ◎5番（中野敏郎君）

もともとの話は、底上げしなきゃいけないっていうか、先生たちがとか特に言えば年配の先生たちとか、もう単純に分かりますもんね。私なんかもそういうふうなところですごく思うっていうか、今は人生経験よりもっていうか、パソコン経験のほうに優遇されていくような時代になってきてしまったという。僕はなってしまったっていうふうな思いある。

だから主従関係、明らかに狂ってしまってますもんね。主従関係か師弟関係、これも壊れてしまってる。私なんかももう子どもが中学の頃から、もうその関係が狂ってしまってる。そういうことは当たり前ですもんね、結構。そういうふうな中でっていう、じゃあ先生っていうのが、先生であるためっていうところが、今教育長の話聞いて、先生も新発見楽しいというふうなことで喜んでおられますが、ただ、追いつき切らないんですよね。ある意味での追いつき切らないとこありますよね。

私たち、まあ私たちって言ったら教員やったものというのは、いろんな課題を与えられてきました。何でかよう分かりませんが、私が教員になるときには、初めてだったと思うんだけど、水泳の実技があったんですよね。何でか、その前位に何かそういう事件があったんでしょうね。だから、採用試験のときに水泳だったんですよ。残念ながらそれなかったけど、雨で。その次に今度は何か。いろんなことを新

しく先生、小学校の先生たちなんか、英語なんて関係なかったけど、英語も知らな  
らなきゃいけないじゃないですか。ああ大変だな、次から次にそういうふうなもの  
を学んでいかなきゃならない。大変だな。そういうふうなことを考えたときに、私  
が言いたいことを、分かってきてるんじゃないかなと思います。

やっぱりこの間、チドシちょっと言いましたよね。なんかね、3倍もないような  
競争率の中で、それ以上言いませんけどね。それ以上は言いませんけど、そういう  
ふうな世界でのやっぱり難しさというのがありますし。やっぱりもう一つ言えば、  
勉強する時間というか、そういうのが、さっき言われたような主体性じゃない部分  
も大いにある。だから、そういうのを大いに取り入れてもらいたいという要望を出  
したいというのが、私の今回の質問の趣旨なんですよ。

もう是非そういうふうな回答もいただいておりますし、やっぱりそうでないこと  
には、いろんなことは作っていけないとも思ってるんです。やっぱ本人が楽しんで  
やっていく。あのシンポジウムの中でも、コメントってそうでしたよね。子どもた  
ちが生き生きしてる。先生たちが生き生きしとかなきゃ、子どもたちも生き生きし  
ないというのも当たり前に分かることですので。教育長に、僕がどうのこうのって、  
立場的には一つ上ですけど、人生経験じゃない、年は。というふうなことです、  
そういうふうなことと思いますので、是非ともっていうんですか、お願いしたいと思  
います。

私の教員時代の最後頃にワープロというのが出てきて、おい、これで楽になるな  
と思いました。文章書くのに、よくなったなあって思ったけど全然ですよ。パソ  
コンが出てきたから教員の世界楽になったか、そうじゃないですもんね。そういう  
ふうなグッズが、次から次に入ってきてっていうんですかね。私たちってというのは、  
だんだんだんだんタブレットに、あるいはこのパソコンに、そんなグッズにすごく  
煩らわされていると、いうふうな現実があるんじゃないかなあと思うんです。

最終的に言ったら教育ってというのは、何のためにするのか。教育長が答えられた  
今日、ITのどうのこうのありましたが、僕はやっぱり、これなんだよな。そりゃ  
人生でも一緒かなと思いますが、いつも何かこの言葉出てます。私が粕中におる頃  
にもこの言葉ありました。「育てよう心豊かな粕屋の子ども」。だからこのタブレ  
ットとか、そういう世界を使って、何か心豊かになるような世界を導き出してほし  
いというふうな思いで、この1問、2問目させていただきました。こうやってから、  
世の中がだんだんだんだん、もう子ども中心の世界になってきて。

じゃあ次、第3番目、スマート自治体との兼ね合いっていうふうな形で、これは  
執行部というふうな形になってきますが、この間、昨日ですか。山脇議員のほうか  
らDXというか、そういうふうな形で、まあそういう質問でいかれたから、進め



ていくというふうな方向での質問趣旨で。そして、あったのではないかなと思いますが、私は逆にここの中でっていうか、誰1人取り残さないというふうな観点でのっていうか、そういうふうなスマートシティにならないかな、スマート自治体にならないかなと思います。

その辺りのこと。まあそれだけじゃなくて結構ですが、この質問に対して回答をいただきたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

質問のご趣旨は確認なんですが、子どもたちに誰1人残さず、そのレベルの高い教育を与えるといいですか。そういった教育を目指すという部分で、じゃあ大人の世界として、例えばこの行政体、行政自治体でも、そういったことを当然目指すべき時代になったんじゃないかという観点でよろしいですね。

そういったことで自治体DX、デジタル トランス フォーメーションは、これはもうこの子どもたちのGIGAスクールと、呼応するように、この大人の世界でもICT化、これを進める。デジタル化を進めるべきだという、これはもう国全体の大きな流れだろうと思っております。そういった意味で、この粕屋町においても、ほかの自治体に負けることなく、遅れをとることなく、自治体のDX化を図っていくという観点でございます。これは私の口から言うのは、若干憚られますが、これ議員さんたちも同じようなことになろうかと思えます。

全体的に行政全体、行政立法すべての面でDX化を図っていくというのが、みんなが歩調を合わせて、この日本のデジタル化を図っていくということになろうと思えます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

中野議員。

**◎5番（中野敏郎君）**

先ほども言いましたように、そういうふうな方向で進んでいくかなあと思うんですよね。いろんな施策というのが、国やら県やら町やらいろんなところでやっていく。そういうものを触れながら、世の中の進歩、早いな。例えばの話、ETCとかいうのがございますよね。ETCなんていうのは、こんなものが何がとかいうふうに思ってたけども、今90何%ですよね。そういうふうに広がっていく。だけど、ですよね。それを使いたくない人がいる。持っても使わないとか、そういうニーズがあるっていうか、そういうものもあります。

それから、例えば電車に乗るのに、メーカー名言ってそういうチケット。SUGOCA

であるとか、そういうふうの、みんな使ってるだろうな。僕も何か自然に使うようになってから、便利だな。何でかって言ったら、どこに降りてもいいっていうのがありますね。目的地が決まらなくてもとか。そういうのがあって、じゃあみんな使ってるだろうなと思ったら、例えば議員で視察行ったら、いや私持ってませんとかいう感じで。ああそうか、そんなのは当然みんなが持つもんでもないっていうふうな、意味合いにもなってくるのかなと思いますね。それを受け入れる、受入れないというのそれぞれの価値判断あります。もう一つ言えば私から言っても、高速のチケットにしる、そういう乗車券にしる、やっぱり対価交換なんですからね。500円出したからこん位運べよというふうな思いが、あのカードになると消えていく。お金を簡単に何か使ってしまうとかね。そういうふうな問題も、起こってくるんじゃないかなというふうなことっていうのが起こるわけですよ。

じゃあ、もっと切実な話でみんなが関係するんです。マイナンバーカード。世の中は、たった20%という話ですよ。幾ら今なんか増えてても20何%ですかね、そんなもんなんですよね。もちろんと言ったら、あれおかしくなりますが私もしてませんが。まあ何かしたくないっていう思想的なものもちょっとあるというか、そういうふうな思いもあるし、まだ、この間、前回のここでCOCOAでしたか、末若議員が言ったような。そういうことでもっていかね、そんなもの、何らかの自分の自由であるとか、どっからでも監視されてるような世界になりたくないとか、いろんな思いというのがあって。そういう人たちも、そういう世界の中に組み込まれていくというふうな、時代になっているところに、どうなんだろう。だけど、町はこの間の話みたいにやっぱ推進していく。その辺りでどうやって折り合いを付けていくのか。

この新しい5年間の計画の中の重点プロジェクトの中に、このスマート自治体というのは入って、AI。そういったものを利用しながら、IT利用しながらやっていく、構築していくというふうな方針になっていますが。いやあこれが、このままずっとやっていったときっていうんですかね。私たちは、逆っていうか、世界を制することは例えばできるかもしれんけど、かってっていうんですかね。そうじゃない部分も、今まで私も何かいろんなところで勉強したところから出てきたんです。前もこれの本出しました。AIで子どもたちが、どういうふうな形の姿になっていくかと。最後の目次だけをちょっと読ませていただきましたら、最後の二つで、実は最悪のシナリオなんて書いてあるんです。AIに分断されるホワイトカラー。企業が消えていく。そしてAI世界恐慌がやってくる。先日、週刊新潮で、AI社会で中間層が消えるというタイトルの記事がありました。私もそれコピーしてから、ああそうかもしれんな。頷いてこれらっていますので、そのちょっと要点だ

けを読ませていただきます。

デジタル トランス フォーメーション、DX が進み、現在企業では、大規模な組織やビジネス変革が行われていると。例えば、証券会社のトレーディングルームはAI が株を売買し、銀行でも窓口の女性を判子を押す管理職だけがいて、判子がなくなれば、判子を押す管理職も要らなくなりますね。その間で作業していた行員が、こぞっといなくなっているからです。このままDX やAI 化が進んでいくと、1 番打撃を受けるのが中スキルの労働者たち。これまで職業的な訓練を必要としていたホワイトカラーの事務作業が、デジタル化によって消滅していく。ていうふうな、まだ悲惨なことが書いてあるんです。私もこんなのを読みながら、いろんな読みながら、ああ学校の先生は必要だから、これなくならんあなんていうふうなことを思ってたけど、最近の基準の中ではこういうデジタル世界で、誰かが模範的な授業を作るとか、いろんなプログラムできれば、先生も要らなくなるなんていう話も出てきたりするんです。そうやってきたときの世の中の流れっていうんですか、そういうふうなことを私はすごく悲観するんですよ。

先ほど、町長のほうも、住民とのコミュニケーションというのが大切だと。先生たちももちろん生徒との間のコミュニケーション大切だ。じゃあ、そのコミュニケーションというものを、僕らは言葉でこうやって交わしてすることから、そういう世界にずっとだんだんだんだん変わってきていることが、どう変わっていくんだろうか。この次の時代に、そういうことをすごく危惧してきているんですよ、私。

この辺もう質問ということはないんですが、私は何かもう実は半年も前っていうか、GIGA スクールが出ていた頃、この本たまたま読んでいたんですよ。タイトルは、新しい小農。小さな農業ですね。私は学会に入ってるのつだけあります。小農学会というのに、どういう流れか入ってるんです、学会に。本を読んでたら素晴らしいな、私と一緒にのことを考えてみると。誰が考えたか、2 千年前の人をこれを引用されてる。ちょっとだけ読ませていただきます。

2,300 年前の荘子。孔子とか荘子とかいう人です。荘子から説明を始めよう。1 人のお百姓さんが井戸に降りては、カメに水を汲んで畑に水をやっている。それを見ていた孔子の弟子が声をかける。羽つるべ、つるべです。つるべを使えば100 倍も効率が上がりますよと。百姓は何と答えたか。そういう機械を使うと、機心、機械の心です。機心、機械に頼ろうとする心が生じる。機心が生じると、作物の気持ちに分からなくなるから使わないのだ。こういう思いを持ってる人もいるっていうか。

現実には、私も実は自分の人生、大部分は植木屋さんというか造園屋やってたんですけど、私のポリシーは、三日月の庭を造る。要するに15 の日付の中の3 日目位の

形で、庭を完成させる。あとはお客さんやってくださいよというパターンだったんです。で、あるとき半年位たっていったら、その庭がすごいきれいなんです。こんなこと初めてだったんです。何でかって。この話なんですよ。機心っていうか、機械に頼ることをしなかった。グウタラはいかんですね。楽をしようと思えば、水をかけるの1番楽は、金かけて灌水装置を作って、自動に天水する。あるいはもうちょっとやる人は、ホースでバツとかける。けどこの方は何してたか。毎回毎回ジョウロに水汲んで、その植物んどこ行って、ああ伸びたね。で、また戻ってきて、また次のとこ。こんなこと、これこそコミュニケーションですよ。机間巡視かもしれないし、子どものこと見てるっていうか、住民のことを見てるちゅうか。そういうことをやってあるからこそ、成長していくっていうふうなことが自分の中にあって。あんな庭造りができたらっていうか、個人的にですよ。自分はそんな時間がないから、なかなかほっとり、ほったらかしになりますから、そんなことが大切なんだろうな。機械を使って、だんだんだんだんやっていくことに対してっていうんですかね、すごくこう不安を持つところというのが、私もございます。

そういうところを是非、何かいろんな観点でっていうか、何か町の町政の中で、考えられる手だてっていうか、誰1人取り残されてないっていうようなところのことを思いたいと思います。

町長、最後一つまとめてお願いします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

確かにデジタル化っていうのは、非常に効率化を追求するものでございます。

将来の人口減少社会にも備えるべき、必要なツールだろうと思いますが、果たしてそれだけではなくて、やはり心がないと自治体運営はできません。

様々な住民の方々の一人一人のお顔を考えながら、想像力を豊かにして行政運営をするというのは、これは幾ら機械化されたとしても、デジタル化されたとしても変わらない、普遍の思想だと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは30分過ぎておりますので、ここで休憩といたします。

再開を13時45分といたします。

もう1度言います、再開は13時45分です。

（休憩 午後1時37分）

（再開 午後1時45分）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは、再開いたします。

中野議員。

**◎5番（中野敏郎君）**

それでは、3部構成になっております、第2部のほうでやらさせていただきます。

第2部は「防災」、「“いつどこで起きてもおかしくない災害状況”の中で。」というふうなタイトルをつけましたが、この中で町長は、防災から減災へシフトしていく、そういうふうな発言されました。

何か言い得てるところあるかと思いますが、一つの考えがあつて、ポンと言われたので、このあたりもう1回思うところを言っていただけたらうれしいんですが。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

これは、この減災というのは、私が考えた言葉じゃございません。皆さんが昨今、本当に声高々に申し上げられてる部分でございます。

やはり災害は、本当に予想だにしないような時、場所で発生しているのが、昨今のもう現実でございます。ですから、何とかその、もう全く防ぐことができない災害ならば、少しでも災害状況を減らすような努力をすべきじゃないかということで、ハード面、ソフト面でも、この対策が叫ばれているという観点から、減災ということを上上げたわけでございます。

従来は、防災というのは非常にその主流でございました。具体的に言いますと阪神淡路大震災、あるいは東日本大震災など、もう想定を超えるような災害が発生し、先ほど言いますように完全に防ぐことができないと。それならば、減災という考えでございます。そういった中で、減災的なコアの部分でいうと、やはり自分の身は自分で守るというのが原点だろうと思います。そういうことがないと、大きな災害に対する心構えといいましょうか、根本的な対策ができない。自分が自分の身を守るというのは当然家族も守るということに広がりますし、地域で全体で守る。そしてまた、共助、互助、そしてまた公助というふうに発想がどんどん広がるわけですが、基本的には、自分で守るということを基本に減災への第一歩の考え方を進めるべきだろうと思います。

それが、公助による防災といえますか、大きな災害対策と結び合わせて、災害による被害を最小限にとどめることが可能であろうというふうな発想でございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

中野議員。

**◎5番（中野敏郎君）**

大体、そういうふうな発想になってきてるところあるかなと思います。

何かこの中でというか、もう一つ私も何か、こないだたまたまラジオ見てて、聞いて、ああそうかと思った。減災なんですよ。減災ということは、災害を減らすというふうなことで、何が災害かといったら自然の災害もありますが、心の災害。何かといったら、災害が起こった後の面倒をどう見るかっていうか、そういうふうなこともやっぱ減災だなあと。森田東洋大学教授がラジオで言った、アーカイブスで東北の大震災。なんかといったら簡単に言えば、中学3年生なんか悲惨だったと、あのとき。みんな想像できますね。東北の大震災で中3の人たちは、もうそのあと卒業して、高校がある意味ではないみたいな世界ですよ。義務教育じゃない、高校というのは何ちゃこう手を出してくれない。じゃあそんな人たちを誰が救うんかっていう。そういうことを救えば減災にもなりますよね。救えるような、そういう面も持つっていうか、もちろん震災で家なくした人を防ぐ、家を建てるとかいうこともあります、心の面も、というふうなことも思ったりしたんで。

町長の思ってるところに、これをつけ足したらいいのかなあというふうなことを思いましたが。何分にもこういうふうな災害の大元というのは、やっぱりリーダーじゃないかなあというところでの発言がございまして、この2番目の質問に入らせていただきますが、地域防災リーダーを育成するためにはっていうふうなところで、このあたりってというのは、いろいろ町のほうもやってあるんです。私も全然気づかなかったんですが、リーダーを作るためじゃないんやけど、わざわざ皆さんにアピールしたいと。広報私んとこ来てなかった来てなかったって文句ばかり言ってきましたが、ちゃんとしてあげました。何かって言ったら、5月から毎月こうやって、豊福課長、防災マニュアルというのを作ってあるんです。これを切ってから、こうやって結びなさい。そしたらこうやって自分とこ置いときゃ、いい勉強になりますよ。確かになるんですよ。私ぐらいしかしてないかもしれませんが、こうやって持って作ってくれて、ああすごく展開してくれてるなあというふうなことを思ったりしたんです。

この中で防災のことを私もいろいろ学びました。今回、議会のほうでも、ちょっとバッティングするんかもしれませんが、こういうふうな形で、広報のほうの1番裏に、震災が起きたら、あるいは大水・台風、そんなときにどうするかというふうなことで、もうこれは単純です。もうアンケートが返ってこなくてもいいとかいうふうな思いでもありました。何をしてもらいたい。もうよく言われるように、家庭の中で話してもらいたい。話題になればいい。ねえ今度台風来たらあそこに逃げるよとか、そういうふうな観点でやってきましたが、リーダーというものを、じゃあどうやって育てていくかというような話に、町はっていうか、いろいろ工面さ

れてるんじゃないかなと思いますが。このとき1人だけアンケートをいただきました。その方、もう言いたいこといっぱいあって、議会まで来ていただいているいろんな話をされました。その中でローリングストックですか、食糧を貯蓄してて貯蔵しててそれを、少しずつ食べていこうとかそんな話とか、AさんをBさんが見てBさんはCさんが見てとか、いろんな貴重な話をされていきましたが、リーダーの存在ちゅうそういう人がなってもらったらいいかな。私も議員辞めた後、何かそんなことで貢献できるならやりたいなあなんていうふうな、もっと勉強しなきゃいけないし、議長みたいに防災何とかというのを受けたりとかして、やっぱりやらなきゃいけない。そういう人が核がいっぱいあるほうがいいかなというふうなところがあるんですが、質問しなきゃいけないんですが。

この地域リーダーを育成するために、町としてどのような工面というか考え、こう持っているか、何かこうしたいとか、そういうことがございましたら、是非お願いしたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

担当課ございます。協働のまちづくり課、課長がお答えします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

豊福協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）**

今後、発生が予定されております大規模災害に備えまして、自治体だけではなく、住民自らが自分自身と周辺地域の人たちの生命や、生活を守ることができるよう、平常時から災害対応力を高めておく必要があると思われま。

このためには、行政区ごとに設置されました、自主防災組織を中心とした地域の防災リーダーの育成が非常に重要であると考えております。防災、減災に対しましては、自助、共助が大変重要であり、とりわけ自主防災組織は、共助の要となる組織だと考えております。

自主防災組織の中から、地域を牽引する防災リーダーの発掘や、育成していくことを引き続き重要課題とし、防災月間を活用した防災講演会の実施や、防災講座、研修会等との開催により、地域の防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

中野議員。

## ◎5番（中野敏郎君）

ありがとうございます。豊福課長は役目柄なんでしょうか、そういう災害が予定されていますっていう、断定の言葉で言いました。

是非そんな気持ちが強いかと思いますから、もう来るんですよね。本当に来るんです。そういう気持ちで、是非そういうリーダーとかいろんな、システムを作っていていただきたいなと思います。

特に今年来年から、国土強靱化地域計画というのを組立てていくんじゃないかなと思っております。私はこれが重点プロジェクトになるべきだと思ったりして、本当に動くためのそういうふうな計画ができるものと思ってたんですが、この重点プロジェクトにはなりませんでしたが、是非それに負けないような、支えをやっていただきたいと。これは町全体でっていうことです。

4番目行きます。備蓄食材についての考えは。

これ、もう余計なことは言いません。町長のほうは前の一般質問でも言いましたが、月間にして、特定日を決めるか決めないかそれはまだ決まってなくて、例えば6月の1日を防災の日にしようとか、そんな話もしておりましたが、私からいったら、さっき言った重点プロジェクトにならないんだから、これがなってますよね、これが。このことが食料じゃなくて、防災月間とかそれを重点化するためにも、是非シンポジウムでも話してありました。先ほども僕が言いました、ローリングストック、そういうふうなイベントを大々的になんか開いて、防災の意識とか、グッズとかいろんなものを販売するなり、やるというふうなことによって意識づけしてもらいたいなと思いますが。

今年は、震災、コロナとかいうふうな形であれやったですが。その辺、来年も微妙かもしれませんがね。それ以上に、箱田町政のすばらしいことをやっていただきましたが。

来年、あるいは再来年そういうふうなことに向けてやってもらいたいと思います。町長そのあたりはどういうふうな計画を立ててありますか。

## ◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

## ◎町長（箱田 彰君）

今年から防災月間を定めて、防災に対する意識・啓発を広く住民の方々に普及したいということを考えておりますが、いかんせんコロナの関係で、そういった密になるような集まりが規制されました。

そういったことで今年は断念しましたが、来年こそは今議員が言われるような食料に関する、備蓄に関する講義といたしまししょうか、実際に物を展示してこういった



ものがありますよと。やはりビジュアルで見ないと分からない部分があります。話だけでは分からない。それと併せて、防災のグッズ。自助の部分で、減災する部分で家庭でできるようなそういったグッズを展示したり、あるいはその実際に使ってみてこういったものですよ、というようなことも比較したいと思っております。

日ごろの生活の中で、できる限りの減災対策をやる、そういった意識づけを住民の方々に持っていただきたいなと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

中野議員。

**◎5番（中野敏郎君）**

そういうふうなイベントになると、私もこれ神戸に豊福課長やらとみんなで視察行ったとき、つい買った。こんなものがあってから、自分家に飾ったらいいなと思って1回もお手伝いさせてくださいとか、こういうふうな素敵なすぐにできますとか。こんなものがあってもいいですよ。こんな粕屋町バージョンを新しく作っていただけたら楽しいかな。

シンポジウムの中でも、箱田町長が遊び心とか言いんしゃって、そうやね、そういうことも含めてやっていったら楽しい。楽しくそしてから、防災のことを学んでいけるというふうなことになっていくんじゃないかなと思っておりますので、是非、次回のっていうか、次次回か分かりませんがその辺は。何か少しパワーアップしてやっていただきたいし、応援していきたいなと思っております。

じゃあ最後、第3部ですね。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

中野議員。(3)はよろしいですか。

**◎5番（中野敏郎君）**

すいません、これも豊福課長に言った、すいません。

ビブスの有用性についてということですが、私もいろいろ交通指導じゃないけどそんなんしてて、ジャンパーというか、ビブスっていう、そうですねあれが。私も名前知らなかったんですが。あのジャンパーみたいなもの、あれに胸に防犯って書いてるんで子どもたちとこうするときに、大変これはねえ、あんまりストレート過ぎるよねなんて思って。僕はちょっと後ろに go to school やら書いたり、楽しんでやってるんですが、もう1人の方もちょっと消しんしゃったとか。

シンポジウムの中でありましたよね。ああいうもので、いろいろ何か、豊かなっちゅうか、する人も楽しんでやれるようなという。楽しんであるかも分かりませんが。私も、仕事をここに来る以外のところで現場に行くときに、例えばこの間、新宮小学校に行ったときは、夕刻になると子どもたちを見る親がズラーと同じジャ

ンパー着てから、後ろに新宮小学校なんかと。あるんですよね。それから松島小学校、東区のあのあたりでもなんかしてあるっていうか、そんなことに対しての予算ってほんのちょっとだと思っただけなんですよね。やる人が何か気持ちよくやれるとか涼しくやれるとか、暑くなくやれるとか、あるいは寒くなくやれるような、そういうグッズを揃えるのもいいし、いろいろあのときにも勉強しましたよね。出ました。豊福課長何かアイデアがありましたら、是非公表してください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

豊福協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）**

防災用のビブスにつきましては、1部の自主防災組織の訓練等で活用のほうをしていただいております。

ビブスを着用することにより、認識しやすい色やデザインのビブスにより、地域の防災リーダー等が分かりやすくなるのではないかと考えております。それによりまして、避難所運営に関します情報の伝達や避難者の不安解消に繋がるものではないかというふうに考えております。

重要となります、今後、地域防災リーダーの発掘や育成と併せまして、今後検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

中野議員。

**◎5番（中野敏郎君）**

遊び心も入れて、そういうふうなのを設定してもらったらいいかと思います。

残りが7分になりましたが、第3部のまちの魅力発信ということで、これもう限定しております。

公園利用を中心というふうな形で、1番公園に対する住民の主体的さが望まれる発言があの中で多々ございましたよね。やっぱり公園というのは、みんなの思いがあって、そういうふうな、こういうふうな公園にしてもらいたいと。今、町のほうではいろいろサウンディング調査、いろんな形で企業やらにも聞いていますが、住民がどう思っているのか。住民がこうしたいとかそういうふうなこともあるんじゃないかなと思います。こういうふうな住民の声というふうなのを拾われて、いろんな形で運営されているのか。

私も建設委員長でこんな話を実は1回してるんですが、このあたりについて、一応答弁お願いしたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

実際の実態について、担当所管課のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

公園に関しまして、住民方の皆さまのほうからのご意見、並びに関係につきましては、まずやはり地元の行政区長様のほうから、公園に関して各種の要望等、まず住民の声を代表してということで、お受けさせていただいております。

そのような中で対応できる関係等につきましては、町のほうとしてもご要望のほうに対応できる関係については、お答えさせていただいているような状況でございます。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

田代課長、シンポジウム聞かれてどういうふうに思われました。

率直な感想で結構です、その辺のことについて。

◎議長（鞭馬直澄君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

今回オンラインシンポジウム、聞かせていただきまして、ゲストの方が公園の中で、例えばよくあるのが、利用の関係の看板とかで、あれやっちゃ駄目とかこれやっちゃ駄目っていうような公園よりは、もっとうるさいことをしましようというような、表現があるような公園が、自分たち、地域の方が愛される公園としてはいいのではないかというようなご発言がございました。

そういう中で、公園利用につきましてはそれぞれの公園の状況によって、不特定の方がたくさん利用されますので、町のほうとしましてはある一定のルールっていうのは、どうしてもちょっと要るのかなというふうには思ってます。例えば、阿恵大池公園では、公園内の中では火器の使用はやめましようとか、バイクの乗り入れを禁止ましようなど、そういう看板は設置をさせていただいております。

ただ公園は地域コミュニティーの場でもありますので、地域のほうでそういうふうを考えていただければ、更にその公園に対しての愛着も増してくるのではないかというふうに思っておりますし、今後の公園の魅力アップにもつながるのではないかというふうにも考えております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

中野議員。

**◎5番（中野敏郎君）**

田代課長、最後に言われましたね。ほんと公園というのは地域交流というか、コミュニティーの場になっておりますんで、是非何かそういうふうな動きというのができるように。

私も議員としてというか、そういうふうなの前も言いましたよね。何かそういう公園で老人がみんな集まって、ちょっとボッチャとか、何かそういうふうなことをやれたらいいな木陰でとか、そういう思い持ってますし、それを推進するのはやっぱり役場じゃないかなとも思うし、前も言いましたように、役場はこうぐるっと1周回っても昼休み、みんな携帯持ってから、こんな世界ですよ。ああそうか、これが次の世代かというふうな思いも持ちますが、何か、僕らの世代、箱田町長でも昔はキャッチボールしたりとか、そんなことはあったんじゃないか、ないか。そういうふうなこともやるような動きというのは欲しいな、というふうなことを思っております。そういうふうな思いを持って、せつかく住民の思いがあってってというか、今日の話というか。

コミュニティー、コミュニケーションやって住民がこう思いを持って、その人が主体になってやっていくというのが一つの町づくりのすごい成功例になってくるんじゃないかな。町長、この最後の最後にこの言葉言われたんです、2番の質問です。

読みますが、住民がまちを作るのは、住民からのプッシュ型を吸い上げて行政に生かす、というまとめの発言があったが、どのような政策、どうのこうのではなくてもいいでしょう。思いを2分30秒ございますので、是非よろしく願います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

具体的には今公園の話が出ております、地域の公園。

粕屋町には、その数多くの公園ではありませんが、ある程度その地域的には充足したような都市公園が点在しております。その公園を利用してある方の地域住民の方々が、こういう公園にしたらどうでしょうか。アイデアは役場のほうには結構来るんです。でも、それは地域の課題となっていないんですね。その地域で練り上げて、いやこういった公園にあったらいいよねとか、いやこれは駄目よね、そういった論議、要するにプッシュするわけです。意見をプッシュして、そこの地域で話し合う。これはまとめ上げるのは区長さんでもいいでしょう、地域のリーダーの方でもいいでしょう。そういったことを、話される場を作ったらいいかなという意味でござい

ます。

公園に関してはそれと共に、行政全般的にやはり様々な意見を吸い上げる、住民の方々の要望あるいは意見をお聞きするような場は必要かなと思って、今も実は各行政区のほうにそういった投げかけを、年度の頭にはしております。出かけますよと。我々その役場の部長・課長含めて、出かけて出向いて、そのお話をしましょうという懇談会の場は設けるようしておりますが、ちょっと今年はコロナの関係でできませんでしたが、従来そういったことをしてます。

最近の言葉で言うとタウンミーティングというようなことも、来年度以降、実現化していきたいなと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

中野議員。

**◎5番（中野敏郎君）**

是非何かお願いそういうタウンミーティングとか、今日は時間あれば、町長の部屋っていか手紙というか、そういうのもありますよね、ホームページ上に。そういうふうな動きどうかなあなんていうふうなこともお聞きしたかったんですが、私の目標は、公園というのが駕与丁、駕与丁とかいうふうな言われ方するけど、町全体が公園になるような、そういうふうなまちづくりができれば1番いいなど。椅子のことベンチのことやらも話したりしてましたが、そういうふうなことを思っておりますし、是非タウンミーティング、いろんな会合をやられてっていうか町の中に出て行かれて、あるいは来ていただいて、何かいろんな意見を聞いてもらえたらいいかなと思います。

議会もそういうふうにあるべきだとも思っております。

今日はありがとうございました。

（5番 中野敏郎君 降壇）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それではここで休憩といたします。

再開を14時20分といたします。

（休憩 午後2時08分）

（再開 午後2時20分）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは、再開いたします。

議席番号6番、太田健策議員。

**◎6番（太田健策君）**

今日、本日の最後の質問者であります、6番、太田健策です。通告書に従いまし

て、3問の質問をさせていただきます。

1番は、給食センター裁判について。給食センターのことが長くなりますので、もう、忘れられてしまってるんじゃないかなということで、あえて質問を、取り上げさせていただきます。

1番、粕屋町給食センター建設住民訴訟の裁判について、今までに公判が何回行われたか。また、1回目がいつだったのか、知ってありますか。

知ってあったら教えて、報告をお願いいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山野総務部長。

**◎総務部長（山野勝寛君）**

今まで、公判が何回行われたかということでございますので、1回目の公判。要するに、口頭弁論でございますけれども、平成30年4月12日が第1回だった。

それからそれ以降、昨日の令和2年12月7日の間で換算しますと、17回になるかと思われま。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

太田議員。

**◎6番（太田健策君）**

実質裁判が行われたとは、昨日で15回ですね。2回は、弁護士同士の打合せということになっております。

15回、回数が行われましたのは、もう2年6か月もなります。2年6か月も裁判がかかったということは、何でこんなに長くかかったのか。

考えられたら町長、長くなった理由を思われとうことがあったら、教えていただきたいと思いま。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

長いか短いかというのは、私もそういった法律関係の専門家じゃございませんので分かりませんが、様々な事実確認、そしてまたその証拠の確認等で、時間がかかったものと思われま。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

太田議員。

**◎6番（太田健策君）**

町長がただ今、長くかかった理由を言われましたんですね。ちょっと、その報告と違う面があるようですので、報告をさせていただきますが、本件の住民訴訟で

は、被告である粕屋町に対する求釈明や、訴訟外での公文書開示請求などの方法によって、審理にあたって、必要となる資料収集に取り組んできましたが、十分な対応を受けることができないまま、長期間が経過していたところ、最初に本件の住民訴訟や、提起して2年6か月が経過して、ようやく新給食センターの建設に関する設計資料や事業者による、建設工事費用の明細などの、極めて基本的な資料が開示されました。現時点においては、開示された資料をもとに、基本的な主張を行いつくして、いった段階に至っており、今後は、承認申請を行って、給食センター事業の粕屋町担当者や、給食センターの建設を中断した当時の粕屋町長、事業者に対して、支払う費用について交渉にあたった担当者に対する尋問を準備していくこととなります。

原告や、補助参加人となっている粕屋町民の皆さんは、自身が納めてきた税金が違法、不当に支出されてるんじゃないかと、大変な不安、憤りを感じておられます。弁護団として、粕屋町民の皆さまのお気持ちに答えられるよう、今後も尽力してまいりますと存じますという、これは原告側の弁護士の私たちに対してこれ、報告を受けております。

先ほど町長が言われました、長くかかった理由というのは、ここに今、主張されております。住民が、2年6か月もかかって、この裁判に取り組んでおるということは、やはり、自分たちが払った税金が、どういうふうに使われているのか、ということが町のためになるっちゃないかと思って、原告は一生懸命2年6か月もかかって、この裁判に取り組んでおると思います。それに対して、町長の報告では、町の弁護士から聞かれたかどうか知りませんが、余りにも、原告の住民に対しての思いやりのない返事やないかと思っております。

そういうことはありませんかね。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

それは感想という意味ですか。私の気持ちというか、係争中、裁判中の公判中のことですので、それはコメントは差し控えさせていただきます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

太田議員。

**◎6番（太田健策君）**

もう、その言葉何回も聞きましたけど。

係争中やから、住民が不安に思ったりすることを、やっぱり解消してやるためには、最小限の努力をして報告して、やらないかんといいふうに思われませんか。これ

は何も町をいじめるために、住民が訴訟を起こしたわけでもない。自分たちの払った税金が、まともに使われておるかどうかということ、ちゃんと調べてもらいたいという意思表示なんですよ。

先ほども、福永議員の質問にもありました。そういうことからして、町長は、住民に対しての思いやりが足らんのじゃないかと。やはり住民のことを思われとったら、もう少し住民の立場に立って解決しようということをお考えなのかな。14回もなると、これ弁護士料が要るんですね。これも全部我々の税金なんです。税金が出ていきよるんです。住民訴訟の裁判、弁護士は、住民訴訟を起こして費用はかからないんですよ、お金は。最初払うだけで。しかし、町の弁護士は、1回1回についてお支払いされとるわけですよ。それだけ無駄な税金を使われておるんですよ。それもこの回数を何回も後に、続いて2番目の質問に重なりますけど、まだ町から1回も来られておりませんよ。いっぺん来てみんですか、どういうね、裁判が有りようの。

これ、ごみ代が6千何百万、遅延費用が6千何百万、遅延損害金は、逆に勝てば町が請求するんですよ、業者に。それが約8千万位ありますよ。それを考えるとね、もう少し熱を入れて、本当のことがどうやったのかということ、やはり誰か代理の方を。町長が忙しいから行かれんにしても、代わりの方をやって聞いてこらせるとか、というような方法あつるじゃないかと思えますよ。町民は、参加した町民はみんな言うとりますよ。なんで町からは誰も税金の無駄の、無駄遣いに対して真剣に取り組まないのか。ほかの面でも、こげん無駄遣いがありようとかなど。というようなことを言われよりますよ。

町長としてやはり、町民の推されて町長になられたんですから、もう少し町民の立場に立って、事業者の立場にならんで取り組むべきじゃないかと思いますが、どう思われます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

繰り返しますが、係争中のことなので、私の感想は控えさせていただきますが、顧問弁護士を代理人として、所管部署であります給食センターと、それぞれ打合せしながら、細かい打合せをしながら対応して、真摯に対応しております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

太田議員。

**◎6番（太田健策君）**

そしたらその真摯に対応されとうことが、どういふことを対応されとうか、教え



てくれんですか。

町民として知りたいですよ。町民は、どんなことを町長が皆さんと弁護士と、報告されよう給食センターの課長か誰か知りませんが、どういう報告を受けられよるのか。知りたいと思いますよ、そう思われんですか。町長のお金やないんですよ。町長のお金やったら心配しませんよ、私らも誰も。これ町民が払ろうた税金ですよ。それがいかに、どの方向に行ったか分からんということのもう少し真摯に打合せをされよんなら、その打合せの内容を町民に報告せんですか。何、どこにも出てこんですよこれ、粕屋町代理人。こういうことがありようっちゅうのは、町民あんまり知りませんよ、これ。参加しよう人以外のほかには。

もう少しね、町長ね、町民のためになったとやったら町民のための仕事を、事業者のための仕事をせんで、町民のための仕事をせないかんでしょう。あれでもいいですから、自分とこで雇った弁護士がどういう発言をして、どういうことをしよんのかっていうのは、生の声で、文書で報告を受けるんじゃなくして、生の声で聞いてみんですか。町が雇うとう弁護士がどんな仕事しようか。ざまあないですよ。裁判の部屋、いつも遅刻ギリギリに来られる。ここも出とうやないか、資料は出さない。だから14回も15回もなつとる。来られんから分からんでしょう。いっぺん言うたじゃないですか、私は。誰か対応してきて、本当のことを町長に報告して、これやったら弁護士を変えた方がいいですよとか、

やはり誰か対応する人を決めて、町長としてやっぱりこの問題について、真摯に取り組んでいかないかん。それが、本当に真摯に取り組む姿じゃないんですか。

ただ報告だけ受けたなり、そんな真摯受け止める言葉だけじゃ駄目でしょう。

(許可のない発言あり)

◎6番(太田健策君)

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員、押さえて。それからプライベートに関することは、遠慮していただきたいと思います。

◎6番(太田健策君) (議長と同時発言)

押さえとうばってん、横からいたらんこと言う必要ないやないですか。

質問あったら手挙げて、反論はしていいっちゃから。手を挙げて反論せんですか、

(注) 黒塗りの箇所は、  
12月14日に太田議員本人より「発言取消申出書」が提出され、12月15日の本会議において、申し出が許可されたもの。

議長。反論するとなら。反論させんですか、反論すつとなら。どげんですか、反論させんと。本当はしたいっちゃろうもん。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

問題と町長の噂とか、そういうことは、ちょっとおかしいんじゃないですか。

これと関係ないことじゃないですか。

また、この裁判自体は、議会で議決した案件じゃないですか、違いますかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

議会で議決、国会でも議決したら、質問も何もされんとね。国会でもやりようやないですか。ねえ、何か、かつこいいこと言うて国会でもやりようでしょう。

あんた勉強しとうかも知れんばってん、こっちもねえ、それなりに質問するとに勉強しとんですよ。大体町民から、おかしいと思われて、質問の後、町長それに普通は答えないかんのでしょう。裁判中やろうがなんちゅうやろうが。本当のことを追求しよんですから、本当のことを言えばいいんでしょう。何も嘘言いなさいと言うわけやないし、それに答えられんとか、いろいろ言うほうが間違いやないですか。

本来なら、そういう住民訴訟を●●したらま1回これほんなら調べましよう。町のほうとしては、ま1回この問題について調べましよう。言う位の姿勢やったら、裁判にならんのですよ。その姿勢がないから裁判になつとるんですよ。裁判の結果が出てくれば、分かりましようけど。

大体、議長、今質問したらなんかもう、1番については、大体質問は、重なりまして終わりましたんで。2番の旧焼却場の解体についてというところに行かせていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

はい、どうぞ。

◎6番（太田健策君）

旧焼却場の解体について。

9月議会で一般質問しましたが、住民に説明できないことがありますので、再度質問いたします。

平成25年度に報告された解体撤去費が、2億6千万だったと思いますが、それはその当時の積算で2億6千万っていうのは、確かだったんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

平成 25 年当時の設計金額。これは詳細に言いますと、約 2 億 6,200 万でございました。これは、確かな計算でございます。

その当時の確かな計算でございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

太田議員。

**◎6 番（太田健策君）**

今回、解体撤去費について建設委員会で 8 億 7 千万円位になると報告をされたんですが、3 倍近くになったので、いろんなところから、何でその 3 倍もなったのかということ、尋ねられるんですが、そのときの委員会で、私は課長に質問してみましたところ、アスベストが 1 億。地中障害物撤去が、4 億かかって、後、それに経費が上乗せになりますというような報告を受けましたが、簡単にやはり、アスベストが 1 億、地中障害物撤去が 4 億という報告があったんですが、報告が前の 2 億 6 千万円やった当時と、何でこういう調査が違ってきたのか。

前はまだそういう、調査は何で行われなかったのかということが、分かりましたら教えていただきたい。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

詳細につきまして、担当部署のほうからお答えします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

安松道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（安松茂久君）**

お答えいたします。

平成 25 年度当時の設計金額は、先ほど町長が申しましたように約 2 億 6,200 万円でございましたが、今回、設計をしましたところ、物価変動や、建設用仕上げ塗料にも、特別管理廃棄物に該当するアスベスト類が含有するものがあり、解体工事において石綿飛散防止措置を講ずる旨の通知を、平成 29 年 5 月に県のほうから、受けましたため、調査をその時点で行っております。25 年度当時は、それは行っておりません。その結果、外壁塗料に含有していることが判明いたしましたため、その処理処分費の見直しを行っております。

また、土壌調査により新たに発生しました、特定有害物質による汚染土壌の除去、掘削除去の増加工事。これも当時は、土壌調査も行っておりませんでしたので、今

回その分を調査しましたところ、土壌汚染が判明しておることが分かりましたので、その工事費等が含まれたということでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

課長、この調査には、1回目に積算して2億6千万出たときの調査会社と、今回の調査会社というのは、会社は違うんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

平成25年度に当初設計をしましたコンサルと、今回変更を委託しましたコンサルは、同じ業者でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

同じ業者で、調査が違って来たというのは、当時の法律から何か、法律は、何か変わったんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

まず一つは、先ほど申しましたように、石綿含有仕上塗料の除去等の作業における石綿飛散防止対策ということで、解体する、施設を解体するときに、当時は外壁塗料にアスベストが含まれているというようなことは、通知がなされていなかったんですが、29年の5月30日付けで、その旨の可能性があるということで、調査をするようにという指示がございましたので、今回その旨でしております。

また、土壌汚染調査につきましても、ちょっと詳細は持ってきてないんですが、これも当時25年より、ちょっと厳しくなったということで、そして土壌汚染につきましては、環境保全の関連もありますので、県からの、これは指示ではございません。

義務ということで、土壌汚染調査を町独自でしたということでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

義務でして、これ4億位かかるって報告されましたね、4億。解体が2億6千万。

これ、この当時の解体については、アスベスト撤去は、焼却場ですから普通の行政やったら焼却場を撤去するとなると、どげな有害物質が出てくるかっちゃうのは、大体業者やったら分かると思うんですよ。全く分からんような業者に頼んだというのは別でしょうけど。それなりにやはり、調査を、専門をにしてきた業者でしょうから、それが全くなかったっちゃうのは、アスベストなんで煙突の中にも、すごいアスベストが出るはずですがね。

それ外回りの吹きつけって、吹きつけなんて焼却場の煙突に吹き付け、何の吹きつけをしたんですか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

安松道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（安松茂久君）**

アスベストにつきましては、煙突ではございません。

工場等の外壁の塗装であります。その塗装に、含有されている可能性があるということで、指示がありましたので、それを調査をした結果、アスベストが含有されておりましたので、その分の除去工事が、新たに追加もされておるところでございます。

それと新規汚染土壌を撤去する分でございますが、これ土壌調査の深さを調査する土壌汚染。詳細調査というふうに言いますけど、これで土量が2,167 m<sup>3</sup>ほど、一応持ち出すような形になっておりますので、この処分量が2,167 m<sup>3</sup>の処分量が、大きく加算されたというふうになっております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

太田議員。

**◎6番（太田健策君）**

加算されたのが、2億6千万の解体工事で4億の土壌汚染にかかるっていう報告だけでも、なかなかやはり一般の町民は、信用しにくいんじゃないですか。

何でかという、先ほどから言いました給食センターの問題でも、ごみの問題で問題が出とるわけですよ。何もなかったらね、一般町民じゃあ、そんな疑いを持たんと思うんですけどね。

ごみの問題、特に問題になっておる中で、土壌汚染調査をしとらんやったら4億プラスになったとか、そういうことをね、ぽんと言われてもなかなかね、それは町が、皆さん方が、そのお金出しんしゃればいいんですよ。そうじゃないんでしょう。町民の税金から払うんでしょう。そしたらまずもう少し、さっき言うたように、町民が理解しやすいような報告を作って、やっぱり報告してやらないとね。なかなか、ああそうですかちゅうわけにはいかんと思うんですよ。

そう思われんですか、町長。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ですから、それぞれ建設常任委員会のほうに、詳細の報告をしたところでございます。

また、その設計金額。これは総合した高度な技術。中の吟味、あるいはその相当の知識がございます。ですから、その設計と施工両方の技術要素を総合化できる技術力等、ノウハウを有する、近年解体実績のある大きな業者。三業者に見積り、仕様書をそれぞれ依頼し、そしてその見積平均直下額を見積り採用額として、またそれに諸経費を、環境省、そしてまた、厚生労働省が定める諸経费率等に準じて出した結果でございます。

いずれもその業者の内容については、所管のほうも吟味しておりますし、ほぼ同じような内容でございました。ですから、その妥当性についてはあるものと思えます。

なおかつ、今言いましたその増加額についての理由は、アスベストを含有している塗料の分が法改正によって、25年に法改正によって増えたと。なおかつ、焼却場を除去するためには、汚染された土壌を完全に除去しなければいけないというふうな、県の義務化されたものもございますので、そういったものが増えたというふうにご理解をいただきたいと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。できたら休憩をと思ってます。よろしいですか、流れの中で。

はい、分かりました。

ただ今から、休憩といたします。

再開を15時ちょうどといたします。

（休憩 午後2時54分）

（再開 午後3時00分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

太田議員、続けてください。

◎6番（太田健策君）

先ほど町長からアスベスト、地中汚染物質のことで報告がありましたけど。

建設委員会では、町長、言うて失礼ですけど、課長はそういう専門的な視野を持ってないんですよ。そういう人がね、こう言われたけんって、ああそうですかとい

うわけにはいかんのです、やはり。どれだけの資格を持ってあるんですかと。それについては、ほんならどういう専門の業者に、業者じゃなくても資格を持った人に相談してされたんですかと。勉強してこれだけのことを打ち出しましたというような、努力した証が見えてくればそうでもないですよ。我々もそういうところで飯食うてきましたから。正しかつても正しくないと言われる場面も何遍もありましたから。

そういう面が町にも、そういう県からのOBを雇う。どうですかというようなことも、何回も言うてきましたし。そういう分野で勉強していただいて、費用がそういうことになりましたよということで出てくるなら、なるほど町は一生懸命勉強してあるとやなと思うんですよ。しかしただ、課長が調べてこうこうこうでします。課長がどれだけのその●●についての視野があるのか。勉強されてるのか。分かりませんよそれ。見えてきませんから。町民にも我々にも、それから先は信頼関係なんですよ。中のこういう、給食センターの問題でも問題が起こったときに、続けてこういう金額的なものすごいね上がりすると。誰なのか疑って当たり前ですよ。疑わんほうがおかしいんですよ。やはりその辺をやはりね、今後の町政にやっぱり生かしてもらってね、やはりその専門的な視野を持った人を、県からのでもいいけん退職者を入れて、職員に勉強させるとか、そういうことをさせていただかんと、今後そういう問題が起きる可能性もありますよ。

それは、町長たち皆さん方、あんまり町に出られんかもしれませんがね、我々はあっち行ったりこっち行ったり、飲んだり食うたり、いろんなことをしゃべったりしておりますが、皆さんやっぱそういうことをね、心配されてもの言われるんですよ。町にはそういう専門屋がおらんから、給食センターのような問題も起きてくるとやなど。今度もそうやないとなど。また業者にだまされよっちゃないとな、とか。私がひとりで作って言いようことじゃないんですよ。

そこを切り替えするのが町長の責、仕事やないですかね。それは努力されてから、分野が違ったら分野の違う責任持てるような方を臨時でも雇ってでも、説得できるようなことをしていただくようにすればね、問題は収まっていくかと思えますけど、何もしないでただ3倍もなる金額を全く素人の人から言われて、ああそうですかっちゃ、我々はやっぱり町民を代表して出てきとう以上、こうやって言うことが仕事なんです。言わんで、町長によかことばっか言うときゃそりゃ楽でしょう。しかしそのために選ばれてなってきたんですから。

それと続けてお尋ねしますが、この解体撤去費については、国・県の補助は出るんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

国・県の補助についての調査をしておりましたが、ごみ焼却施設の解体のみに伴う補助金はございませんでしたので、公共施設等適正管理推進事業債の除却事業に該当いたしましたので、起債による解体を予定しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それは今の時点では、見積りに対しての何%かというのは分からんとですか。どん位のパーセンテージで出るとかっていうのは。

◎議長（鞭馬直澄君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

公共施設等の適正管理の事業債につきましては、補助事業ではございませんので、通常、事業債、地方債の充当率というのがございます。

これが通常であれば、この除却事業というのは75%になっております。その分がこの事業債を適用、活用すれば、充当率が90%ということになっております。それでこれは平成29年度から令和3年度までの事業ということになっておりまして、この起債がございましたので、これを活用して、解体工事ということで、今まで進めてきたところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

ちょっと再度聞きます。90%出るということですね。

そういうことを、早く報告していただくと。何倍になったっちゃ、国・県からそんなお金が出るということ言われると、やはり我々自身も町民にしても、それを利用してされとうやなあというようなことで一安心すると思うんですよ。

それ報告が今ありましたから、その報告通り、町民には報告したいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

確認です、あくまで起債でございます。

借金でございますので、その辺はご理解をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）



太田議員。

◎6番（太田健策君）

おっしゃってんですか。ちょっとたまらんですな。

もう借金でも何でも、何も出ないよか、よかろうかと。どっちみち解体撤去せな  
いかんでしょうから、その辺はしよんないかなと思います。

それからこれは、9月議会で一般質問した健康診断について。

54年7月に実施していると報告されました。地元では、また区長も何年もしてお  
りましたし、そのほかに区長された方にも打診しましたら、町は一切そういう健康  
診断ちゅうのはやってないという、皆さんから報告を受けました。しかしこの前の  
報告では、検査していますと、7月に実施している報告されました。実施をされて  
おるのやったら、その実施報告書を提出してくださいと要望しておりましたが、  
今日まで何も出てきません。

そこでね、やっぱり町長ね、言われたことはね、ちゃんとやっばしてもらわない  
と。しとらんことやったらしとらんでね、やはり詫びていただかんとね。

しとらんことをしたというて、なら出してくださいて出してこな。

議長、議長。

◎議長（鞭馬直澄君）

はい。

◎6番（太田健策君）

ほんでその資料が出てくるまでちょっと、暫時休憩しましょうか。

資料があるとなら。

◎議長（鞭馬直澄君）

それは一旦執行機関からの回答の後でよろしいんじゃないですか。

回答まだもらってない、質問に対する回答がまだ出てませんが。

◎6番（太田健策君）

回答は前のときしとんですよ。

◎議長（鞭馬直澄君）

今また再度やられてるわけでしょ。

執行部、太田議員の今の質問に対して。

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

9月の議会の際に健康診断のお話を、一般質問で私のほうが答弁させていただき  
ましたので。

その際にお答えした内容といたしましては、実施されておるといふふうに私のほ

うは認識しております、というような回答をさせていただきました。それに対して、太田議員さんのほうから、健康診断をされた証拠を出していただいてっていうようなところで、こちらのほうの答弁ないままに終わったというのが、状況だったというふうに思っております。実際、何らかの答えを太田議員さんのほうにしておりますので、その点についてはお詫びさせていただきたいと思いますが、町といたしましては、昭和54年の健康診断。この実施について、詳細な証拠っちゅうか、そういうふうな資料としてお出しするものがございませんでしたので、回答をしてなかったという状況でございます。

ただし、清掃センターに関する健康診断、これはあの引き継がれてきた情報を、これは公文書として業務報告等々では残っておりませんでしたので、資料としてお出しはしてありませんが、実際の実施された日付、それから場所、人数、こういったものについては、引き継がれた情報がございます。

受診内容についても引き継いだ内容がございましたので、そういったことをもとに、これまでも平成25年6月、それから26年6月にも同等の回答をしてきたところでございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

太田議員。

**◎6番（太田健策君）**

回答したとなら、したという回答であるとなら、証拠を出してくださいと。

健康診断を実際にしたっていうことやったら、その診断の結果をあっこの住宅で何人も死んだかとか私は知りません。それが本当に原因かというのは、医師の診断とかそういうのはあるんですかね。

副町長も朝日区出身やから、その頃朝日区おったんじゃないですか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

吉武副町長。

**◎副町長（吉武信一君）**

あの、私がおったから、それが原因というのは分かりませんよ。

何人死んだかとか私は知りません。それが本当に原因かというのは、医師の診断とかそういうのはあるんですかね。

それが原因というのは私聞いたことありませんよ。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

太田議員。

**◎6番（太田健策君）**

あなたが住んどったっちゅうことをさっき、健康診断がされた当時におったから、この話を知っとっちゃいかと、健康診断を。それを言いようですよ。

死んだかどうか知りませんか、死んだやつをどうかせいって言いようわけじゃない。実質死んだ人がおるんですよ。

◎議長（鞭馬直澄君）

ちょっと待ってください。質問と回答を区切りますので、はい。  
吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

私は住んでたけど、その診断があったのは私は知りません。  
若かったからそういうふうなあったというのは知りませんね。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

知らんなら返事せんどきやよかったい。知らんとに何で返事せないかんと。

◎議長（鞭馬直澄君）

質問続けてください。  
質問を続けてください。

◎6番（太田健策君）

私、知らんとに報告せれて、私何も言ってませんよ。  
あの当時に朝日区に住んであったから、健康診断受けたことを知ってあるっちゃないかというだけの話ですよ。

◎議長（鞭馬直澄君）

だから知らないっていう今、回答がありました。

◎6番（太田健策君）

知らないなら知らないでいいんですよ。  
しかし、朝日区でその当時から死んだ人が何人もおられるんですよ、その町営住宅の中で。ね。そういうものを出してる。ほったらそんなときにね、健康状態が分かって、あそこは炭鉱から来た人ばっかやから肺の悪い人やら、何でも入っちゃったわけですよ。そういうとにね、結びつくわけですよ。それがあつとれば何も問題ないんですよ。だから、そこ辺をいいようわけですよ。

取りあえず、議長。今度ね、資料をね、急いで出させてください。

◎議長（鞭馬直澄君）

その件につきましては、実施した資料がないという回答ですよ。  
山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

再度言わせていただきます。

先ほど言いましたように、公文書的な業務報告とか、そういった形での資料は残っておりません。そして情報として、今まで引き継がれてきたものの中に、日付、54年の4月に実施した日付、それと人数、場所、それから受診内容というようなものは残ってきておりますので、こういった単なる引継ぎの情報としてだけしか残っておりません。公文書的なものはありませんでしたので、お出しできないということやってきております。ただ、この同等の内容については、25年、26年についても同等の回答はさしてきてもらったところでございます。

こちらといたしましては、具体的な日付とか人数とかが記されておりますので、実施はされているというふうと考えております。

ただ今現在、診断結果がどうだったのかとか、そういったことの資料等は残っておりませんので、そういった意味での因果関係とか、そういったことの回答はできないかと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

太田議員。

**◎6番（太田健策君）**

焼却場作るときに、議長。焼却場を建設するときに、朝日区との協定書の中に、1番にあるんですよ。着工する以前に、健康診断を実施すると。その後も定期的に健康診断をするということが謳ってあるんですよ。それは町長にもお渡ししておりますよ。それだけきちっと協定書に謳われておるということやってたら、やはり報告はしていただかんと。

言い出した以上ね、言い出した以上ね、いや私が間違っておりましたとかね、それはおかしいと言われませんか。やはり町からこういう資料もろたから、実質されたことは間違いのないごたあですねというような報告はされますけどね。何をどう、いや何かこしょこしょ書いたとはあったばってん、結果的にはなんも資料なかったばいと。そげな子どもだまはね、通りませんよ。せえけんその資料は、出していただかないと。私も引き下がりませんよ、それは。議員としての仕事ですから。

議員としての一応仕事ですよ、ねえ、そうじゃないですか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

私、回答するんですか。

そうですか。あくまでも一般質問ですので、質問内容について執行部と質問やって答弁をいただいているということですので、はい。

太田議員。

**◎6番（太田健策君）**

そういう町長の時代の約束事になかっても、やはり前の人の約束事でまだ続けら

れとうとなら、だけん何遍も言ったんですよ。

何かされない理由があったら、その理由取り上げてやはり申し訳なかったということだね、言うていただくのはもう、崩そうかというときですから。しかしそれも道すじがでんやないですか、なんも。ただ黙って、お前たちは黙っとけて、そんな通りませんよ、今。先ほどもありましたコンプライアンス委員会か何か知らんばってん。そげなわけじゃいかんですよ。そう思われんですか、町長。

朝日区はそんな小さな部落やけん、貧乏部落やけんってね、そこしかこんなもん続いてこんやないですか。言うた以上はなんかどうかして、結末は見つけないと。結末も見つけれんやったけん、いろんな方向に発展しよう問題もあるでしょう。町はやっていこうとするなら町長も知ってあるけどね、いろんな問題出てきますよ。やはりそれはそれでね、やっぱ解決していく道を作らないとき、やったっていうんなら。その証拠出してください。

私は出してもらうまで、ずっと質問を続けますから。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山本都市政策部長。

**◎都市政策部長（山本 浩君）**

協定書の中では、健康診断を開始前に健康診断を実施し、また操業開始後も必要に応じて無料健康診断を実施するというふうにされております。

それに基づいて、昭和54年の4月に3回ほど、3日間を使いまして、健康診断を実施したというふうに、こちらとしては認識しております。その後、朝日区との協議の中でこれ以降の健康診断については、町で行っております健康診断、こちらのほうを受診していただくというようなお話が起きたというふうに思っております。

先ほど言われました、今現在こちらが知り得ておる情報、こちらについて先ほどから言っておりますように、業務報告とか、そういった文書的な資料としては残っておるものはございません。ただ実施したという内容については、こちらで情報としては今把握してるものがございますので、それが必要だということであれば、文書化の検討をさせていただきたいと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

太田議員。

**◎6番（太田健策君）**

取りあえずもう、やったという証拠があるならば、それを出してもらおうということで。後の質問につきましては、次の議会に出させていただきますんで、その資料を出していただくということで、この質問を終わりにします。

ありがとうございました。

(6番 太田健策君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

これにて本日の「一般質問」を終わります。

お越しいただいております、傍聴者の皆さまにお知らせをいたします。本日は4名をもって終了といたします。明日9日にも、4名の「一般質問」を予定しております。時間の都合がよろしければ明日も引き続きお越しいただきますよう御案内を申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後3時26分)

令和2年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和2年12月9日（水）

## 令和2年第4回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和2年12月9日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

#### 第1. 一般質問

9番 議席番号 11番 本 田 芳 枝 議員  
10番 議席番号 4番 安 藤 和 寿 議員  
11番 議席番号 10番 久 我 純 治 議員  
12番 議席番号 15番 小 池 弘 基 議員

### 2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 福 永 善 之
2番 井 上 正 宏	10番 久 我 純 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 本 田 芳 枝
4番 安 藤 和 寿	12番 八 尋 源 治
5番 中 野 敏 郎	13番 木 村 優 子
6番 太 田 健 策	14番 山 脇 秀 隆
7番 川 口 晃	15番 小 池 弘 基
8番 田 川 正 治	16番 鞭 馬 直 澄

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文                      議会事務局主幹 山 田 成 悟

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 山 野 勝 寛
都市政策部長 山 本 浩	住民福祉部長 中小原 浩 臣
総 務 課 長 堺 哲 弘	経営政策課長 今 泉 真 次
協働のまちづくり課長 豊 福 健 司	都市計画課長 田 代 久 嗣



子ども未来課長 神 近 秀 敏

介護福祉課長 石 川 弘 一

(開議 午前9時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の出席議員数は16名、全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては質問者は、会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく、的確にしかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して意思表示をされますよう、併せてお願いを申し上げます。

それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号11番、本田芳枝議員。

(14番 本田芳枝君 登壇)

◎11番（本田芳枝君）

改めまして、おはようございます。

11番、本田芳枝でございます。通告書に従って質問をいたします。よろしくお願いいたします。

昨年より町長に対して、5万人のまちづくりはいかにというテーマで、そして前回より都市計画マスタープランの「暮らし続けたいまち。かすや。」というテーマを中心に質問をしています。

1、暮らし続けたいまちの必須の条件とは。この町が好き、この町の人が好き、そう思えるまちづくりができればいいかなと思っています。そんなまちづくりの基本となるものは何でしょう。私は情報だと思っています。情報によって人は動くからです。町情報の伝達には、かすや広報、ホームページ、回覧版、防災無線などがあります。平成23年度から変わっていなかったホームページの改善をずっと訴えてきましたが、この3月、ついにリニューアルできました。今日はそのホームページのリニューアルから質問を始めます。

今年3月議会で、豊福協働のまちづくり課課長は、ホームページリニューアルの目的について、5点述べておられます。1、トップを初めとするデザインの変更。2、スマートフォンへの対応。3、検索機能の強化。4、高齢者、障がい者を含めたすべての利用者が、どのような環境でも柔軟に対応でき、アクセスもしやすいように。5、緊急時の対応として、トップページの目立つ位置に災害緊急情報を設け

ている。アクセスが集中した場合にも、安定して情報を発信できるというものだと思います。実際、10か月近く発信して、当初の目的をかなえることができたでしょうか。まず、豊福課長にお尋ねします。

そして、それに続けて、箱田町長は、同じ3月議会で、飽きないような、とおり一遍のことをただ上げるのではなく、何かおもしろく読まれるようなホームページの充実化を行っていくとおっしゃっておられます。が、今、どう感じておいででしょうか。

町民の皆さんの反応はどうですか。また、何か数値化できるものはありませんか。アクセス数など。それぞれにお答えください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

豊福協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）**

今年3月にリニューアルしましたホームページにつきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、5点、ポイントを設けて導入のほうを進めてまいりました。

アクセス数に関しましては、以前のホームページより、概ね2倍の、同期間で2倍のアクセス数をいただいております。住民の方からのご意見としましては、見やすくなったとか、そういった形もありますし、今回、緊急情報なんかもコロナウイルス感染症対策なんかで、積極的に情報発信にホームページのほうを活用して、住民の方からも分かりやすくなったというようなご意見をいただいております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今、課長が申しあげましたように、非常にアクセスがしやすくなった、あるいはそのアクセス数も多くなったという事実はございますが、ただ今年はコロナの関係、その感染が非常に高まったために、あらゆる情報をホームページにリアルタイムでスピーディーにお伝えするという方法で、ホームページに掲出したために、そのアクセスが多くなったのはもう事実だろうと思います。また、それによって、ホームページの過去からの基礎的なアクセスが増えたんじゃないだろうかという、そういった効果もあったと思っております。ただ、私が言いますように、ホームページを利用した特集記事とか、そういったものをこのコロナの時期になかなか出せない。

やはりリアルタイムで、今の情報、例えば支援策の内容とか、こういったコロナ対策をしてますっていうような情報掲示のほうが、やっぱり優先されたということで、今後そういった特集的なものに取り組みたいとは思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

まだ10か月ということで、1年を経過していませんし、行政評価という観点から見るにはちょっと早いかなと思いましたが、ホームページの改善は、もう皆さんが望まれていたことだったので、どうだったかなって。行政の担当者はどういうふうに思っておいでかな、と思ってお尋ねいたしました。

私の感想は、実はトップページがあまり変わらないというか。大きな写真があって、その写真の内容も変わっていないので、その辺の工夫がないのかなあとってはおります。ただ、災害情報などはきちんと上げてくださっていますし、アクセスランキング、あれがとてもおもしろくて、いろんな勉強をさせていただいています。日々、自分もブログを書いておりますが、同時に、コロナのこともありますのでホームページを見ておりますが、一般の皆さんの反応はどうかというふうなことで今回お尋ねしましたら、やはりまだまだ皆さんかすや広報、回覧板、それから行政無線。私がお話する方は、若い方もいらっしゃいますが、あえて年配の方を聞きますと、そういう感じでございます。

だから今後そういう方たち、あるいは障がいをお持ちの方にも、一応その目的としては、対応できるようにしておられますので、私としては、担当者がそういう方にどういうふうに今言ってるんだらうかという、そういう調査もしていただきたいなと思っております。やはりまだまだというような感じがいたします。また、今後よろしくをお願いします。

それでは次に、今回、特に力を入れた災害時の情報発信についてお尋ねします。

情報発信の中で、災害時緊急の場合の情報獲得手段は、特に高齢者の方は、防災無線を最も重要視しておられるようです。今お話しいたしましたね。ところが内容がよく分からないという苦情も、また多くあります。電話をして調べるところまで、一応ホームページに今の内容は、電話で調べられます。ということで電話番号も書いてございますが、そこまでは至っていないようです。9月の大型台風の時にも聞こえなかった、自主避難については分からなかったという方が多くいらっしゃいました。段ボールベッドに関心を寄せられた、どうやって知ったとね、と疑問を投げかける方が結構いらっしゃいました。

同じく3月の答弁の中に、LINEアプリのことについて検討を進める。また、今回11月30日に発表された令和3年の予算編成方針にも、LINE自治体公式カウントの活用による住民との情報連携とありましたが、それはどのような検討が今なされていますか、お願いいたします。

どなたに、豊福課長かな。お願いいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

豊福協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）**

LINEの導入に関しましては、まだ検討段階ではございますが、基本的にLINEの中で持ちたい機能としては、必要な情報を必要な方が取っていただくようなセグメント配信なんかと、セグメント配信の導入なんかを検討しております。

項目としましては、先ほどのお話もありましたコロナ関係であったり、災害情報であったり、ごみの分別情報であったりっていうのをセグメント配信で住民の方と情報の連携といいますか、やりとりができるような形で導入の検討を進めております。

あともう一つ、FAQということで、よくある問合せ等につきまして、AIチャットボットを活用した、対話形式の情報交換っていうのを現在検討しております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

本田議員。

**◎11番（本田芳枝君）**

今年6月に築上町のLINEアプリ、公式アカウントです。

友達追加をして情報を今、流してもらっています。どういった仕組みなのか調べたくて、実は私も7月より、自分のホームページに貼りつけました。読者を増やす、確実に届ける情報。この点ではこれほど便利なツールはないように思います。築上町はまず職員の方は無料の分で試行し、現在、有料での事業を検討されています。ホームページに、プロポーザル実施要綱と運用業務委託仕様書が公表されていますので、是非参考にされたらいいなと思います。

担当者とお話をしますと、福岡市とか春日市の例を挙げておられますが、福岡市などは本当に職員の数、それから予算も桁違いに多いんですね。ところがこういう小さな町でこういうことをやっている、その背景、思いの背景とかも調べた上で、是非検討していただきたい。私もホームページのアクセス数を一応、担当者に聞きました。そしたら3月、4月、5月はとても多いですね。やはり2倍位ありますが、最近9、10、11月はまだもらってないんですが、昨年、改善前とあまり変わらない数字があったように覚えています。年間で平均するとね、昨年の2倍になったかもしれないんですけど、もう少し皆さんの努力をお願いしたい。それから、このLINEは、実は高齢者の方にとっても好評なんです。LINEをしたいためにスマホを買うといった方が多くいらっしゃいます。

それでここからの切り口、それから私最近聴覚障がい者の方にお目にかかる機会が多いんですけども、その方は、本当にスマートフォンを上手に使いこなしておられます。ご自分の障がいのためにそうなのかなということだけではないんですが、いろんな意味でこのアプリ、LINE 公式自治体公式カウントアプリというのは、無限の可能性があると思うので、結局町民の皆さんが親しみやすくアクセスする。そうすると、それを発信する側も、よりよいものというふうに思われると思うので、私自身もそうなんですけど、是非検討して来年、よろしくお願ひします。

では次に行きます、2番目。男女共同参画後期計画の基本計画の実践についてというところで、男女共同参画の視点及びダイバーシティ、これは多様性というんですが、ユニバーサルデザインによる避難所設置運営について、災害が発生したときの避難所の在り方について、質問をいたします。

東日本大震災や熊本地震発生後の混乱の中、女性の被災者の困難な状況が少しずつ明らかになるにつれて、避難所の運営にも、男女共同参画の視点を取り入れるべきだという声が高まってきました。粕屋町の計画書にも、防災による男女共同参画の視点という箇所があります。

避難所の実態で、実際ではどのような対応になっているのでしょうか。それに併せて外国人の方や妊婦の方、障がいをお持ちの方への配慮などは、どのように考えておられますか。

お願ひいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

男女が共同して参画する、これは行政面についても当然でございます。

特に、災害が発生した非常時について、男女かわりなく、災害の避難所にはお集まりになりますので、その運営について、男と女っていう全く性別に関係なく、やはり平等に運営がされ、快適に避難所の生活ができるっていうような、そういった視点が非常に大事だと思います。

詳細につきまして、担当部署のほうからお答えします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山野総務部長。

**◎総務部長（山野勝寛君）**

避難所運営につきまして、お答えをさせていただきます。

粕屋町では、有事の時に避難所運営ができるように、29年度に粕屋町避難所運営マニュアルというのを作成しております。そういった中で、避難所を利用者の自主

運営に基づきまして、有事のときは、避難所運営委員会というものを組織するように位置づけております。そのときには、避難所運営については、女性の視点も取り入れて運営していく必要があるということから、構成員については、女性にも、積極的に参画いただいて、更にその委員会の会長あるいは副会長の選出には、いずれかに女性を置くように定めております。

また、この有事のときの各運営班、いろいろな運営する班がございますけれども、その運営班の中では、女性だから、あるいは男性だからという固定概念に縛られることなく、本人さんの希望を聞きながら業務分担を行っていくと。あるいは、先ほど議員がおっしゃいますように、子どもから高齢者まで、あるいは年齢に性別に関係なく、可能な限り役割を分担いたしまして、より多くの人たちが運営に参加できるように、というふうに運営マニュアルには記載し、努めていくようにしております。また、要配慮者に対しては、多様な手段によりまして情報伝達がなされるよう、配慮いたします。

など、男女共同参画の視点、要するにまた、先ほど議員がおっしゃいましたダイバーシティ、あるいはユニバーサルデザインに配慮した運営をいたしていくように、この中で定めております。実際に今回の今年の9月の台風のとき、自主避難所をいくつかの場所で運営してきております。そのときにも、性別に関係なく、町の職員ですけれども、すべての職員を参集いたしまして、その中でも女性の目を生かしながら、避難所を設営をしたところでございます。今回、その中でも設置しました段ボールパーテーション、御存じだと思いますけれども、これは、コロナウイルス感染症の対策と同時に、あの機能はプライバシーが守られているという点。それから、ベッドがあるというところ。それから、あのベッドは見ていただいたと思いますけれども、分解すれば椅子になるという、そういう点では、プライバシーの保護、あるいは高齢者の方々の配慮に沿った避難所ができたかなというふうに思っております。

今後も、誰もが安心して避難所にですね来ていただいて、快く生活できるように、僅かな時間ですけれども、そういうふうな運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

本田議員。

**◎11番（本田芳枝君）**

今、初めて聞いたことが一つあります。それは運営委員会の委員長、会長に、あるいは副に、どちらか女性をとすることを決めていきますというふうにあります。実際それは周知徹底されていますか。

私行政区のね、自主防災組織の研修会には必ず参加するんですけども、一応、構成図があって、当然そのときの区長さんをトップに、あるいは組長さんをいろいろ配置しておられるような状況を経験してるんですけど。

トップか副に女性をっていうのを初めて聞きましたが、実際そのように通達をしておられますか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

従来の避難所運営がそれがなかったということで、今後はそれに努めたいということでございます。

そういう計画でございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

本田議員。

**◎11番（本田芳枝君）**

計画であればすぐ実践してほしいし、明日災害が起こる可能性もあるんですね。

こればかりは予測ができないので、是非周知徹底をお願いしますし、行政区のほうも困ると思うんですね。突然、女性になってますから手を挙げてくださって言われても、その心積もりがなければ、あるいはその中に女性の役員さんがいらっしやればなりますけど。そうじゃない行政区もあると思うので、やはりその辺の普段からの研修において、今年は研修ができなかったということもあるかもしれませんが、その辺の周知徹底をお願いしたいと思います。

それで、段ボールベッド、パーテーションですかね、あれはとてもよかったなど。皆さんの目を引きつける、防災に関心を寄せる。でも、私が6月の一般質問で、書面による一般質問させていただいたときも、そのことを申し上げていましたが、すぐに今の国の予算からそれを取り入れられて実行されたのは、とてもよかったなあと思いますから。皆さん何か緊急時に。でも、そこに人が集まるというふうな可能性もあるんですね。実際、その災害が起きた場合の1次避難、2次避難、そういったことも含めて、もう少し今後住民の皆さんに周知徹底をお願いしたいと思いますが。

今、総務部長のお話の中に、外国人の方とか、高齢者の方とか、それが一行政単位で、それぞれの公民館の中で、その方たちに対する対応は難しいと思うので。私はどうしても福祉避難所という、そういうことが必要になるんじゃないかというふうに思っていますが。ちょっと今回、質問するには時間が多過ぎますので、今後そのことの検討、まだあまりマニュアルを作っておられないようですし、ホームペー



ジにも一切そのことの記事がないんですね。ところが、福岡県のホームページでは、福祉避難所を利用されたい方は、個々のそれぞれに電話をしてくださいということで、各60の自治体の電話番号があるんです。その中に協働のまちづくり課がありました。だから、外国の方はそれを見て、対応をお願いしますということになる可能性もあるし、それは明日かも分からないんですね。だから、そういうことも含めて、今後の検討課題としてお願いいたします。

次に行きます、女性リーダーの養成について。

地域防災リーダーの養成について、昨日の同僚議員の質問に対して、豊福課長の答弁は、人材の発掘、育成とおっしゃっていましたが、具体的にはどのようにお考えですか。そしてまた、女性リーダーに、リーダー育成に関してはどのように、地域防災リーダーと、それから女性リーダーの養成というのはどのように考えておられるのか。

それをお願いいたします。

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

#### ◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

粕屋町の男女共同参画計画後期計画におきまして、町では、政策方針決定の過程への女性の参画を図るため、審議会委員等の女性の登用を促進すること。また、あらゆる施策を男女共同参画の視点で見直せるように啓発すること。女性が地域や団体の中でリーダーとして活躍できるよう、福岡県などが開催する女性リーダーに関する講座やセミナーの積極的な情報提供を行うことを掲げております。

町におきましては、防災、防犯への助け合い。子どもへの育ちや老後の生きがい、暮らしなど、人々が生活する上で重要となる方針決定の場に、男女が対等に参画、協力して、地域の様々な課題に対して多様な視点で取り組むことが重要であると考えております。

先ほど申されました、昨日からの地域防災リーダーへの女性の登用などにつきましては、来年度、本年度も予定しておったんですが、防災月間とか防災講演会そういうものを活用して、是非、女性の方にも積極的に参加していただいて、地域の防災リーダーとして、男性だけではなく女性も先ほど話がありましたけど参加していただいて、まずその自主防災組織の活動の中心として活動していただけるような講演会であったり研修会を開催していきたいと思っております。

以上です。

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

## ◎11番（本田芳枝君）

今の答弁の中で思ったことが、男性もジェンダーバイアスって偏見があると思うんですけど、実は女性の中の偏見がとても大きいんですね。

それは私自身がすごく痛感しております。私自身のジェンダーバイアスに対してそれを解放してくださったのは、うちの中野議員です。私がとてもこれは言えないだろうと思ってたことを、堂々とおっしゃってくださって勇気付けられました。私もこれじゃいけないなというふうに今思っ、自分を反省しているところですが、実は、女性の方にも声を上げていただくというのはとても言葉としてはスムーズですが、なかなかそれが女性は特にその場の雰囲気を読みます。だからその場が、女性の声、あるいはみんなの声を是非聞きたいという気持ちがあれば声を上げるんですけど、実はないことが多い。もう言葉だけのことが、これ私の経験でもあるんですけど、多いので、やっぱり仕掛けが要るんですね。行政が切にそのことを望んでいるならば、もちろんこのことよっての行政のプラスは、とても多いんですね。何せ女性、半分は女性ですから。

だから、運営をよりよいものにしようと思えば女性の力が必要なんです。そのことを分かった上で、そういうアピールとかを、もう本当に心からされると、声を上げやすいですけど、なかなか現状は難しいというところがありますので。

例えば今ホームページで、いろんなあれがなかったから、なかなか情報だけを発信っていうことをおっしゃってましたけど、粕屋町の中で、女性リーダーとして頑張っておられる方がたくさんいらっしゃいます。農業関係、商業関係、PTA、そういう方たちをピックアップしてね、活動を報告するとか、婦人会の方も頑張っておられます。だから、そういうところの記事、それを特集にするとか、そういうことはあると思います。

私は一つの提案として、防災士、昨日もどなたかおっしゃってましたが、うちの議長は防災士の資格を持っておられますが、福岡県で無料で受けられる防災士の養成講座がブロックごとにあります。それに例えば、いくら無料でも、教科書だったり資格試験を受ける、あるいは認定書をするためにお金が必要です。だから、そういう補助をするとか、あるいは託児の体制を整えてあげるとか。そういったことで女性に、男性もそうですけど、そういう講座に参加してもらって、その上で地域の防災力の要になられるような。で、お1人では駄目なんですね。やっぱり何人かの方が一緒にやって、お互いに自分の地域、自分の状況を話し合いながら高めて、それを地域に返す。そういうことが必要なので、その辺のことをお願いしたいと思いますが。

そういう、女性リーダーの資格を取るための何か講座に対するその支援の仕方っ

ていうのは考えておられませんか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

防災だけではなくて行政全般で、女性リーダーの育成といいますか、登用は必要だと思います。

今議員がご指摘の商業、農業、あるいは工業もあるでしょう。そういった中で、非常に女性が活躍している方も私もよく知っております。ですから、そういった方にスポットを当てたようなことで、エポックメイキングといいたいでしょうか、焦点を当てると、皆さんがそこに注目するということで、全体的な機運が盛り上がる。そういった効果を狙った広報のやり方、あるいはホームページのやり方っていうのを、今後してまいります。

様々なそういった女性進出のための講座。これは検討して、その予算措置については、ちょっと調査してまいりたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは多分、町長のことですから即実行してくださるかなど、楽しみ。

そういう、男女共同参画に関しては、思いが深く言っていच्छるっていうのは分かっていますので、是非お願いしたいというふうに思っております。

それで次に行きます、次が3番目。3月定例議会で言及された相談窓口設置の進捗状況について、質問いたします。

私が3月議会でこの条例ができたときに、相談窓口の設置をするという内容がありますので、これを是非お願いしたいということで一般質問しましたけれども。そのときに町長は、今進めているというようなお話をされて、組織の構築を進めたいというふうに3月の定例議会でおっしゃっておられます。それで、2点質問を用意しています、このことに関して。

一つは、現在、相談があった場合の対応はどのようなものか。いろんな相談が町にあると思います。それはどういうふうなものなのか。それともう一つは、コンプライアンス委員会からの今後の対応について、何か示唆的なものはないか。その二つについてまず質問いたしますので、お願いいたします。

どなたが答え、それは町長。はい、お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

現在の対応、これは所管のほうから今からお答えしますが。

2番目のコンプライアンス委員会への対応、もうちょっと具体的にご質問お願いします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

本田議員。

**◎11番（本田芳枝君）**

それじゃ先に、1番が終わった後、2番をお話ししたいと思います。

1番お願いします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

豊福協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）**

現在の相談があった場合の対応についてでございますが、現在、統一して男女共同参画の苦情処理に対します受け皿と申しますか、窓口を1か所に設置しているということはありません。

今現在はそれぞれの事案に応じて、かすや地区女性ホットラインに繋いだり、DV被害者相談ホットラインに繋いだりというような形で、対応のほうをしております。今後、町のほうとしまして男女共同参画条例第20条に規定されております相談窓口の設置について、苦情処理体制として、専門的な見地からの処理を可能とするために、男女共同参画審議会委員に福岡弁護士会から推薦を受けた弁護士さんを選任し、ほかの自治体の状況なども参考にしながら、法令の整備等を行いまして、令和3年度からの相談窓口の運用開始に向けて準備を進めております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

本田議員。

**◎11番（本田芳枝君）**

ということは、条例の改正とかあるいは要綱とか、そういったものを3月議会でお出しになるご予定であるということと考えるとよろしいですか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

豊福協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）**

法令の改正も含めまして、現在検討のほうを進めております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

本田議員。

**◎ 1 1 番（本田芳枝君）**

今、現在の体制はどのようになっていますかということをお尋ねいたしました。

現在の分析がなければ、次に進めないと思います。それで、本当は今相談があったものは、この件はこっち、この件はこっちとおっしゃってましたが。協働のまちづくり課でどのような相談があって、それをどうしたという報告書が本当はね、あったほうがいいんですね。そういうのはないんじゃないかな、今。ありますか。

その報告、相談を受けて、例えばほかの課が、こういうことに関してこういう相談があってこういうふうにしたとかいう、そういう数の報告っていうのはありますか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

豊福協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）**

今現在、数を把握してるっていうのはございません。

逆に男女共同参画の問題で直接、協働のまちづくり課のほうに来られる事案というのが、現在のところ私のほうでは把握しておりません。もう直接、そのホットラインであったりとか、その窓口のほうに相談されたい方が行かれてるっていうのが現状でございます。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

本田議員。

**◎ 1 1 番（本田芳枝君）**

決算の審査のときに、介護福祉課からホットラインの相談件数について、表があります。

本当は、その表を中心に話を進めたいと思ってるけれども、決算の審議時間はそんなに多くないので、それをできずにいますが。その中で、令和元年度かすや地区女性ホットライン年間相談件数というのがございます。それではこれは1市7町、全体が1,645件。実はそのうちの35%が粕屋町なんです。粕屋町と古賀市が多いんですね。多いから困ったではなくて、そういう問題に丁寧な対応をしているところほど多いということもあります。だから、粕屋町が全然対応してないから多いんじゃないなくて、そういう問題に関心がある、あるいはホットラインの状況をきちんと伝えている、ということの結果でもあります。

私としては、この数値を検討して、今後の対応に繋げてもらいたいというふうに思っているところです。いくつも項目があるんですが、特に目立っているのはドメ

スティックバイオレンス、それから夫婦関係、労働問題、対人関係、健康問題、生き方、これが数が多いんです。お1人の方が複数回、相談をされているっていうこともありますので、この数字がこのまま延べ人数とは限らないんじゃないかなと思いますが。

そういうものを分析しながら、今の粕屋町に必要なものは何なのか、ていうことを分析した上で、次なる施策に進めていただきたいというふうに思っていますが。昨年、前回協働のまちづくり課の課長であり、今、住民福祉、総務部長である部長は、そういった問題は特に関心があるんじゃないかと思いますので、何かありましたらお願いしたいです。

◎議長（鞭馬直澄君）

総務部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

私ですかね。

◎11番（本田芳枝君）

いいですかね、こういう形でお願いして。

◎議長（鞭馬直澄君）

総務部長とおっしゃったんで、どちらかなと思ってます。

すいません、ちょっといいですか。どうしたらいいですかね。

◎11番（本田芳枝君）

すみません、ちょっといいですか。どうしたらいいですかね。

その件に関して質問をお願いいたしますということで、議長がされるということ

で。  
すみません。ごめんなさい。

◎議長（鞭馬直澄君）

住民福祉部長、回答できますか。

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

今言われましたように、件数が多いから困っておられる方が多いというわけでは私もないと思います。

丁寧に相談で受けて、回答しておる。それからまた啓発も関係しておるんじゃないかなというふうに思っておりますので。まずは啓発をしながら、相談が件数が少なくなるような方策を、今後も検討していきたいというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

先ほど続けてお話ししようかなと思うんですけど、こういったことも含めて災害避難ということで、実は福祉避難所というその存在、とても重要になると思うので、その検討を早めをお願いしたいということを重ねて申し上げます。

それから次に行きます、30分。

◎議長（鞭馬直澄君）

換気の件ですか。

◎11番（本田芳枝君）

大丈夫です、してください。

◎議長（鞭馬直澄君）

やっていいですか。

◎11番（本田芳枝君）

はい、どうぞ。

◎議長（鞭馬直澄君）

小池副議長、その件ですか。

◎15番（小池弘基君）

提案でございますけども、30分過ぎてますので、換気の休憩をとっていただければと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

流れに沿って見てましたんで、区切りのいいとこでと思ってましたけども、40分になりますので、本田議員よろしいですか。

◎11番（本田芳枝君）

はい、どうぞ。

◎議長（鞭馬直澄君）

分かりました。それでは、議場内換気のために5分間休憩といたします。

再開を10時15分といたします。

（休憩 午前10時09分）

（再開 午前10時15分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

本田議員、先ほどのコンプライアンスのところから再質問をお願いします。

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは説明不足だったと思いますので、コンプライアンス委員会からの今後の

対応についてというところで質問を、説明を質問の内容を趣旨させていただきますが、私が今年の1月の新聞記事に粕屋町の女性からの、女性についての記事が出たときに、びっくりいたしまして、全員協議会でもお話を町のほうからしていただいたと思います。

その後、気になることがございましたので、新聞記者の方にお尋ねをしました。そして、相手の方へは私が直接会うとか会わないとかそんな問題じゃなくて、これは非常に重要な問題、ニュアンスがあるので、私はその新聞記者の方を通してその方から資料をいただいたり、あるいは情報公開で、コンプライアンス委員会の開催の日にちとか、そういうことを取得いたしております。そういったこともあって3月に相談窓口を、是非これは早く設置して、苦情、第三者の苦情処理委員の方にお願いたしたいなというふうに痛切に思ったので、3月にしたんですけど。

今回、この質問をこの時点で取上げたのは、実は私は知ってるのは、昨年10月の末に、コンプライアンス委員会からの通知書が、相談者のところに行っているというところまでしか知らないんですね。その後、いろんなことをされているようですが、あとは私は自分は調査ができていない状況なんですね。これをどういうふうに考えたらいいかということで、議会でも一般質問という形で表になっていますが。

私が心配しているのは、外から見ると、混迷を極めているというふうな印象を持っています。そしてそれは、町として今後の明確な対応を、もう新聞記事にもなっていますので、印象付けないと、それこそイメージ、町のイメージを損ないかねないのではないかというふうに思っています。だから現在、コンプライアンス委員会でいろいろ話し合われた内容で、一つの決断が下されて、終わっているというふうに思っていたんですが、実際はまだ引きずっているような感触がいたします。

それで私の考えでは、コンプライアンス委員会の中だけでは、この問題は解決できないのではないかというふうに思っているので、その辺の状況。昨日は、同僚議員は総務課長にお尋ねをすることが多かったんですが、今日はこのコンプライアンス委員会の委員長である、副町長にお尋ねしたいと思います。

この内容は町長名で出しておられますが、副町長を中心としたコンプライアンス委員会での、

**◎議長（鞭馬直澄君）**

本田議員。

質問の途中ですけども、相談窓口の設置についてということをご質問ですので、コンプライアンスに関する現状のとか、内容についてとはちょっと違うと思いますが、いかがですか。

**◎11番（本田芳枝君）**



いや、だから、そこでこれがカギになるんです。行政がそのことをどう把握しているかということを知りたいために、今質問をします。

ただそのことで、何も思っていないというようなことが出れば、それはそれで結構です。ただ、私としては、この町の現状を打開するためには、もう少し分析、あるいは今後の対応が必要ではないかと思うので。

しかもこれは、女性問題絡んでいきますし、そうしたことも含めて、

**◎議長（鞭馬直澄君）**

本田議員。

質問内容、先ほども申し上げておりますけども、明確にお願いいたします、はい。簡単明瞭にということで、何度も申し上げますので。

**◎11番（本田芳枝君）**

難しい内容なんですよ。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

いやだから、そこは簡単にまとめて質問をしてくださичゅういうことですよ。

苦慮しているんですが、ただ、これは

**◎11番（本田芳枝君）**

私も苦慮しているんですが、ただこれはあの、私たち粕屋町が乗り越えるハードルだと思ってます。

そのハードルは高いなというふうに思ってて、このことで町の印象が損なわれるのが困る。町長ご自身は非常に男女共同参画に対しても、人権に対しても、優れたあるいは見識が高い方です。私はそのことをよく知っているので、解決方法として、このことを考えたほうがいいのではないかと思っ、お尋ねしたいというふうに思っているところです。

よろしいでしょうか、お願いします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

通告書にはないんですよ、はい。

**◎11番（本田芳枝君）**

あ、コンプライアンス委員会のことについてということに関しては。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

今おっしゃってる質問が、はい。

**◎11番（本田芳枝君）**

あ、なるほど。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

先ほど本田議員がおっしゃったのは、相談窓口の設置についてちゅうことです

ので、通告書にありませんので、はい。それで私が申し上げております。

本田議員。

**◎ 1 1 番（本田芳枝君）**

議長がおっしゃることは、もったもだと思います。通告書にはありません。

ただこれを根底に、私は総合窓口の設置を是非お願いしたいと思っているんですが、豊福課長の今の発言では、今度の3月にそういうことが用意できるような可能性を挙げておられましたので、そのことのために、現状分析をしてほしいということをお願いしました。それで今回、その質問を実は昨日の様子を見て、あるいはその前のことも見ていろんなことを考えて質問したかったんですが、通告書には確かにございませんので、そのことはちょっと今回は取り止めにいたします。

それで、町長の思いがよく分かっていて、今後町が、うちの町を持っている資質を再発見、更に向上させるために、よりよい施策を是非お願いしたいというふうに思います。

それでは町長のお答えを、今期待してもよろしいですか。

総合窓口に関して、設置に関して。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

確認します、本田議員。

総合、相談、相談窓口の設置に関してですか。

**◎ 1 1 番（本田芳枝君）**

ごめんなさい。相談窓口設置に関して町長のこと。

先ほど豊福課長からしか聞いていません。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

はい、分かりました。

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

豊福課長のほうからお答えしましたように、これは計画というよりももう実際、準備を進めております。

令和3年度から専門的な、県弁護士会から推薦を受けた専門的な弁護士を選任して、そういった相談窓口を設置するように今準備を進めておりますので、それはご安心ください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

本田議員。

**◎ 1 1 番（本田芳枝君）**

はい。その件に関して、豊福課長がおっしゃったように外部の弁護士の方とか、

そういう方をその苦情委員として、採用したいようなお話をされていまして、安心いたします。

私が3月議会で答弁をいただいた内容は、庁内の中での組織として、協議する場として男女共同参画審議会との兼ね合わせの中で考えていきたいとおっしゃったので、ちょっとこれはというふうに思っていたのですが、明確な答えをあくまでも外部の方を、しかも有識者の方を採用すると、お願いするということが確実ということなので、分かりました。それでは3月を楽しみに、と同時に私ももう少し勉強を進めて、よりよいものが提案できればいいなというふうに思っています。

では次にまいります、はい。3番目、財源確保のための中長期計画について。

昨年度、あるいは今年度にかけて、粕屋町行政の主な計画が立て続けに公表され、また、現在進行形のものもあります。その計画を実行に移すためには、町の行政組織のありようと財源問題が絡んでいます。そこで昨年から、中長期計画について質問をしているところです。今年3月に粕屋町公共施設等個別施設計画ができ、町立保育所の老朽化対策は喫緊の課題となっています。また、焼却場解体工事もあり、中長期での計画が必要となっています。昨年12月での町長のご答弁は、公共施設個別計画の策定が年度末になる予定ですので、つまり今年の3月にもう終わってるんですね。従いまして今現在、財政計画と呼べるものはありませんけれども、これまで、別に無計画で財政計画、財政運営をしたわけじゃありません。

決算等の分析はもちろんのこと、今後予定される事業関係の把握、そして基金の残高、町債の残高の動きも総合的に考えながら、財政運営を図ってきているのは、皆さまも御存じだと思いますとおっしゃっていました。それでなお、策定します財政計画の期間につきましては、社会情勢の変化、まさにその人口がどんどん変わるような、2、3年すれば将来的な人口予測も変わるような情勢。こういった中で、町長ご自身は5年間の中長期位が妥当だろうというふうにおっしゃっておられました。

今年11月30日に、令和3年度の予算編成を公表されました。中長期財政計画策定の上での発表と推察いたします。

町長のご答弁をお願いします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

財政計画、これはもう私もそういった業務に関わっておりましたので、必要なものというふうに認識しておりますが、これほど時代の変化といいますか、事案が。

コロナの関係ですが、これほどのことまでなるとは全く想像もしていませんでした。ちょうどその公共施設整備の計画をやりながら、これはもう必ずこういった

中長期的な財政計画がいるというふうに思っておりましたが、全くその予想だにしないような、コロナ対策、これが必要に迫られましたので、財政当局と協議しながら、一時保留するようなことにしております。

ちょっと詳細につきましては、財政、経営政策課長のほうからお答えしますが、コロナ感染症がひとまず収束するまでは、この計画については保留する状態にしたいと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

今泉経営政策課長。

**◎経営政策課長（今泉真次君）**

令和2年度予算につきましては、御存じの通り新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで多くの補正予算を編成し、支援策を実施しております。

11月補正予算時点での令和2年度一般会計の予算規模は、当初予算から大きく膨らみ、約68億円の増加となっており、支援策には、国の地方創生臨時交付金、補助金に加え、財政調整基金を積極的に活用しております。また、様々な事業が中止や先送りを余儀なくされ、計画的な財政運営ができていない状況となっております。新型コロナウイルス感染症がいまだに収束の兆しを見せていない中、新たな支援策の必要性による歳出の増加や、基金残高、税収等の見込みが不透明であるため、不確定要素が多い中で、令和2年度中の中期財政計画の策定は難しいと判断し、新型コロナウイルス感染症の状況次第ではありますが、令和3年度中の策定を目指したいと考えております。

令和3年度においても、緊急時の財政運営となる見込みではありますが、無秩序な財政運営を行うことなく、積極的な財政支出と、財政規律のバランスを図った財政運営を行っていきたいと考えております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

本田議員。

**◎11番（本田芳枝君）**

はい。今の町長と、それから経営政策課の課長の答弁はそのとおりだと思います。昨年12月は、私どもは今日の、今日のような状況になるとは誰一人予測できていなかったんじゃないかと思うし、一応9月位で、先の見通しはって考えていることができたような気もするけど、今の第3波は今後の予測が本当につかない。しかも医療体制が逼迫しているような状況の中で、やはり計画を立てるっていうのは難しいだろうな。国の補正予算の話もあるし、予備費の70兆円の話それをどう使うか。今回もその60数億円の財政補填をしていただくような感じで進んでいますが、だから難しいだろうなと思います。

ただ難しい中でも、財政運営、あるいは町の運営は確実にこなしていかなければならないというのが現状です。それで私あの地域振興課に聞いたんですね。国勢調査で人口が出てると思うんですね。そして地方交付税は、5年ごとに、その人口をもとに交付税は決まるみたいなので、5年前よりも確実に増えてるから、人口規模からいえば、交付税も少し伸びるかなと。でもそれ以外に財政が、例えば固定資産税とかそういう町税が増えればまた減ります。だからその辺の兼ね合いが、非常に難しいかなと思うんですけれども、経常経費をどうするかという視点は必要だと思います。

私これは平成27年度に当時の経営政策課の課長から、10年間の地方債残高の返済計画、あるいは起債のこと、すべて10年間を見通したものをいただいております。その前は2回ほど合併協議がありました。そのときに、財政計画を町が出してくれているのを、手元に持っています。それで、大きく違うところと変わらないところという二つのことが見受けられます。大きく変わるのは扶助費が増えている。だからそれは今後も、国民の社会情勢の中で生活が逼迫しますので、町も国もそのことに力を入れられるだろうと。それがどの程度のものなのか、全然予測はつかないだろうと思います。でも、町の担当者の方々はそれを見据えながら、教育も、あるいはいろんな意味で、町の施策をしないといけないと思うんですね。それで、計画は公表はされないと思いますが、そういうことを踏まえて、今後進んでいかれるのかなと推察しております。

だから来年オリンピックがどうなるか分からないし、コロナがどうなるか。ワクチンがうまい具合にいけば、来年の秋の今頃は終息しているかなという可能性もあるんですけど、それも全然分かりません。そういった中で、今後の運営の、町運営のかじ取りは非常に難しい、難しいだろうなと思います。そういった中で、是非町民の皆さんが、お金はないけれども幸福である、町長がいつもおっしゃってた幸福感を感じるまちづくりをしたいっていうふうに、昨年からおっしゃっておられます。

幸福というのはお金に関係もちろんありますが、基本的な生活の。だけれども人と人とが交流し合い、互いにお互いのことを知り合いながら先を目指す。そういう気持ちがあれば、どんな状況でも乗り越えることができるのではないかと、私はこの中長期財政計画のことを考えながら思いました。幸いうちの町は、固定資産税の占める割合がとても高うございます。だから、よその企業の税収に依存しているその自治体よりも、ひょっとしたら運営はしやすいかもしれませんが、でもやっぱり困難な問題もたくさんあると思います。

そういった中で、是非来年のこと、再来年のこと、それから今総合計画をね、立てていますが、後期計画、いろんな計画を今立てて、実際来年の3月から実施され

ると思いますが、そういった中で是非是非、十分に考えておられると思うんですが、お願いしたい。

町民のみんなが生き生きと暮らせる。そして、ずっとこの町で過ごす。この町にいてよかったと思えるようなまちづくりを是非お願いしたいと心から思っております。

もし何かあれば、よろしく申し上げます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

先ほど言いましたように、見通しが立たないということはありますけども、やはり住民の方々に明るい展望を示すのが私の責務だと思っております。

自主財源を増やすような政策、そしてまた住民の方々が明るく楽しく、本当に住みやすいまちを作るのは私のもう一方の責務だろうと思っております。そういった中で、来年度の予算編成方針、これ見通しはちょっと分かりにくいんですけども、まずは私の経営方針としてゼロシーリングだと思います。経常経費については、やはり去年がこうだったから今年もこうだよってということじゃなくて、一つ一つの事業、事務事業を見直しながら、それを積み上げていって、だから必要なんだという、こういったゼロシーリングの方針。そしてまた、私が提唱を昔からしていますが、ペイアズユーゴーで。新たな事業を起こすときには、従来の既存事業についての見直しを図り、財源的には変わらないようなベースを保持していただきたいということを、予算編成方針にも各部署、各課のほうにはお伝えしております。

そういったことを念頭に置きながら、知恵を絞りながら、来年度予算を予算編成を行っている最中でございます。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

本田議員。

**◎11番（本田芳枝君）**

はい。これで私の一般質問を終わります。

今後ともよろしく願いいたします。

（11番 本田芳枝君 降壇）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それではここで休憩といたします。

再開を10時50分といたします。

（休憩 午前10時36分）

(再開 午前10時50分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議席番号4番、安藤和寿議員。

(4番 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

議席番号4番、安藤和寿です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、民間企業との包括協定について。2問目、元気高齢者支援事業、敬老祝品についてお尋ねしたいと思います。

まず初めに、令和2年、町長の新年の年頭の挨拶で、労災に対する日ごろからの備えを重視し、民間事業所と物資の提供等の部分で、協定を締結しておられます。昨年12月には、某電力会社さんとの締結がされておられます。日にちが12月25日のクリスマスの日だったんで、私もこういったことができてくるんだなあというふうに注目しておったところです。かすや広報誌においても町の話題として、3月のかすや広報誌においては4月のかすや広報誌ですか。大手飲料メーカーさんとの包括連携協定を締結ということで記事が載っておりました。粕屋町在住の方もお話ししましたところ、こういったこと、何かの災害時の安心した備えに安心できますねという感想もいただいております。4月の大手飲料メーカーさんとの提携のときには、赤いラベルの飲料が飲めるとですかねというふうな質問もありましたけども。機会があるときにお尋ねしておきますということで、今日の日がお尋ねの日というふうになったわけですけども。そういった中で、質問に入りたいと思います。

日ごろからの備えを重視し、これまでに、民間事業所と防災パートナーシップに関する協力、締結など、様々な分野で協定締結されていますが、現状の備えについて質問いたします。

まずはじめに、包括連携協定とはということで、企業と自治体が連携して、福祉、環境、防災、まちづくりなど、地域が抱えている様々な課題に対して、自治体と民間企業などが双方の強みを生かして、課題解決に向けて連携していく取り組みのことです。企業にとっては、新たなビジネスチャンスの開拓。町にとっては、施策効果の拡大というウィン・ウィンの関係を築くことができるものと思います。現在まで、町として、安全安心なまちづくりに関する包括連携協定の防災に関する協定が締結されている状況です。

1問目、これまでの実績。包括協定を締結した民間企業の件数。2問目の当初の締結目標に対して、目標が多分あったと思うんですけども。

実績の達成率、100%に対してどの位達成されたのかなという2点についてご質問したいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

豊福協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）**

まず、民間事業者との防災に関する協定でございますが、33件締結のほうをしております。

参考となりますが、公的機関との防災に関する協定も7件締結しております。また、ご質問にありました、安全安心まちづくり等の包括連携協定に関しましては、5件締結のほうをしております。2問目の協定締結の目標に対する達成率についてですが、災害による被害の未然防止と災害による被害からの迅速な復旧復興であり、具体的な締結目標数を定められるものではございませんので、必要なときに必要な締結を結ぶような形で協議のほうを進めております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

安藤議員。

**◎4番（安藤和寿君）**

一応、締結件数は33件ということで、ちょっと中身について知りたいなという気もするんですけども。

締結におきましては、防災協定の費用負担という形の部分が気になるところがあるんですけども、協定を結ぶ際に覚書として協定書に明記されているとは思いますが、内容についてお尋ねしたいと思います。

ちなみに全国都道府県広域応援協定では費用の負担は、原則として応援を受けた側。例外のある部分もあるということでしたのですが、当町の契約に関するものに対しまして、費用負担、協定期間などは定められているのかご質問いたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

豊福協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）**

それぞれの協定によりまして若干の差はございますが、連携事項であったり、費用負担、期間等については必ず定めるようにしております。

先ほど、その中にありました受けた側の費用負担とか、別途協議するとか、費用負担についても、基本的には協定書の中に明示のほうをしております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**



安藤議員。

**◎4番（安藤和寿君）**

有効期間ですけど、締結の覚書の中で、これは西宮市の某大手医薬品メーカーさんとの締結では、締結の日から3年後の基準として有効期間が満了する1か月前までに、いずれからの本基本協定に関し、特例の意思表示がないときは更に自動更新で1年間更新するという形の部分になってますけども。

現状大きいところで、昨年12月25日に締結した某電力さん。あと、4月の広報誌に載りました某飲料メーカーさんの状況というのはどういうふうになっておりま  
すでしょう。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

豊福協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）**

ご質問の電力会社、飲料水メーカーとの協定につきましては、1年間の基本的に1年間の包括連携協定という形で締結をしております、質問の中にありました自動更新と。

双方からの異議等がなければ、自動的にその協定を更新するというような形で明記のほうはしております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

安藤議員。

**◎4番（安藤和寿君）**

次の4番目の質問なんですけども、特異な例として、大阪府に関しましては専任部署、公民戦略連携デスクっていうのを設置しまして、積極的に連携協定を推進するなど、行政がカバーできない行政サービスに企業のネットワークを生かしていこうという発想で、防災や高齢者の見守り、高齢者の雇用であったりとか、子育て支援、観光振興、健康増進、スポーツ振興など、地域活性化などが様々であります。

そこでご質問したいんですけども、今後の包括協定、福祉、環境、防災、まちづくりなど、様々な課題を解決していくために今後の展開は、どのようにお考えになるのか。

町長、ございますでしょうか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

様々な分野、あるいは業種、そしてまた官民を問わず連携する相手はたくさんあ

ります。

そういった中で、キーワードは協働だと思っんですね。共に、お互いに協力しながら働くと。まさにうちの協働のまちづくり課が、基本的な部署として今存在しております。

少ない人員でこの組織運用しておりますので、非常に厳しい面はございますが、今後そういった連携の分野、あるいはフィールドが広くなれば、拡大化していく必要があるかと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

安藤議員。

**◎4番（安藤和寿君）**

いろんな課題の中で企業とのやっばタイアップ等、是非ちょっと進めていただきたいなあというふうに思います。

先ほども申し上げましたとおり在住の方は、やっばこういったかすや広報誌で、企業とのタイアップと、本当安心できますねということ感想で言われてましたんで、是非続けていただきたいなあというふうに思っております。ちなみに、大阪府のほうでは、先程言いました大阪府のほうでは約250社との提携が成立してるというふうに伺っております。

次に、この質問の最後になるんですけども、洪水浸水想定区域に緊急に避難する指定避難場所がない行政区の緊急避難場所（指定）の確保っていうのが必要ではないだろうか。防災協定（災害時の応援）締結は進められているのかということでご質問したいと思っんですけども。今年度3月に防災マップが変わりました。今日は、仲原小学校エリアの部分を持参してきておるんですけども、その中で、やはり指定と言われる緊急避難場所がないっていうのが現状であります。原町交差点から南に下ってきたところのエリアの行政区においては、公民館すら避難場所に指定されてない。じゃあ、どこに避難すればいいのかっていうところで迷っておられる方もいらっしゃると思います。

そういった中で、今回の民間企業との包括協定を是非取り入れていただいて、避難場所の指定っていうのをやっていただきたいなあというふうに思ってるんですけども。

5番目の質問はいかがでしょうか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

豊福協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）**

浸水想定区域内で緊急に避難する場所が近くにない行政区に対しましては、過去

にイオン福岡東店やミスターマックスと避難場所に関する協定を締結しており、今回の台風10号の際もご協力をいただきました。

また、新たに株式会社ベルコと指定緊急避難場所施設利用に関する協定を締結し、同様に今回の台風でご協力をいただいております。

今後も民間企業等との協定締結により、指定緊急避難場所の確保及び拡充に努めてまいりたいと思います。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

安藤議員。

**◎4番（安藤和寿君）**

先ほどベルコさんというお名前が出ましたので、ここの葬祭場さんですかね、ちょうど県道607号線から下ってあるところであるんですが、この協定が7月の27日に行われております。

そういったところで、その施設も本当にありがたい形で感謝する次第なんですけれども、特に高齢者の方とか、緊急避難したというところでは、距離もちょっと若干ありますし、歩いてあそこまでっていうところの部分も非常に困難じゃないかなと思います。そういったところで、想定区域に指定の避難場所がないというところの部分で、条件を満たしてる物件と、物件っていうか施設等が目につくところであります。

特に乙仲原西区のほうでは、物流センター等ございます。トラック事業者が管理している物流センターであったりとか、特にここでちょっと公表したいのが、地上高からプラットフォームの高さですね。トラックがプラットフォームにつける高さというのは1.5m、道路挟んで向こう側の物流センターのほうでは2mあります。そういったところで指定と、万が一の有事の際には、協力いただきたいというのも考えられるんじゃないかなというふうに思いますんで。

今年の町長の念頭の挨拶の中にあっただけですけども、地域に飛び出せ公務員というキーワードを謳われております。そういった中で職員の方が、例えば私はこれを見たときに、役場の職員の方が飛び込み営業されるとかいなというふうに思ったところだったんですけども。私もトラック運送事業に関わって、飛び込み営業というのは年間で数百件位行くことがあります。今コロナ禍の中で、せいぜい50件回って1件話を聞いてくれるかどうかという状況でありますけども。特に役場職員の方が民間企業に名刺を持って行かれると、もうすぐ中に通してくれると思うとですよ。

そういった中で、やはり企業とのパイプっていうか、情報交換しながら協定に結びつけていただきたいなというふうに思っておりますので、是非、現状の今の避難

場所の課題について、埋めていってほしいなというふうに思っておりますけども、いかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ご意見ありがとうございます。

今はやっぱり時間的なもの、あるいはその距離的なもので高所避難というのが非常に大事だろうと思います。

議員が今、ご意見を出されました流通、物流の関係の倉庫、これも非常に粕屋町は、物流施設が多いので非常に有効であると思います。それと併せてマンションとか、高所避難ができるような物件が多数ございますので、その辺はもう従来から協定を結ばせていただければ、どんどんその推進をしておりますけども。これも、今後も変わらず推進して、そういった動きをしてまいりたいと思います。

ただ、そういった情報をやはり職員が、自分が住んでるところ、あるいは関わりのあるような方々からの情報。アンテナを高くしてその情報を収集し、私ども、若しくはその協働のまちづくり課のほうに連絡をする、情報提供するというようなことも、これは地域へ飛び出せ公務員の役目だろうと思います。

そういったことから、全方位的にこの災害時、有事の際の住民の安心安全を保つための施策は、今後も図ってまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

今町長の答弁聞きまして、今後のやっぱり備えに対して、やはり更に強化していただきたいなというふうに思います。

先ほどちょっと冒頭の中で、某飲料メーカーさんとの提携の中でジュース。赤いラベルっていうのは飲めるんでしょうかということちょっと伺ってますので、もし分かれば。供給に関する協定を締結して、飲料水、飲料だとかの部分をかすや広報誌で掲載されておりますけど、その中身についてもし分かりましたら、お願いします。

これがこの質問の、最後にしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

飲料メーカーとの協定の中で自動販売機の飲料水が飲めるかというご質問ですけ

ど、一応有事の際に、災害に災害対応型の自動販売機を設置するというようなことも協議事項として含んでおりますので、何らかの災害が発生した際に、うちのほうで保管しておりますメインキーをひねることによって、どなたでも自動販売機からジュースを取っていただくとか、いう形で対応する自動販売機の設置のほうを行っております。

あと、別に今回台風10号の際なんかに向けて、その飲料水メーカーさんから、職員向けではありますけど飲料水の提供とか、そういうものを受けております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

安藤議員。

**◎4番（安藤和寿君）**

それでは、次の質問に行きたいと思います。

元気高齢者支援事業として、令和2年度から敬老祝金、お金から敬老祝品贈呈の変更になりました。

本年度初めての品、カタログギフト贈呈において家族、該当者からのご意見が町に対して寄せられたのかなあというふうに感じてるところでありますけども。

本年3月議会に、当初予算より敬老祝金が祝品へ変更になりました。予算は671万円ということです。贈呈品にカタログギフトが考案され、対象年齢77歳の喜寿、80歳の傘寿、88歳の米寿、90歳の卒寿、99歳の白寿の該当者の方に無事に送られたこととは思うんですけども。

その後、町のほうにお金から品物に変わったということについて、何かご意見があったかどうか、ちょっと確認いたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

石川介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（石川弘一君）**

9月に送付いたしましたカタログギフトに対しまして、町には10件程度の意見が寄せられました。

内容としては、「現金がよかった」という意見もございましたが、「ありがとうカタログで選ぶのが楽しかった」、「〇〇を食べました」、といった好意的な意見が多くございました。中には、ご丁寧にカタログギフトから選んだ商品を大事に使わせていただきます、といった感謝の葉書も頂戴いたしております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

安藤議員。

#### ◎4番（安藤和寿君）

寄せられているっていうことで、今初めて知りました。

まず、カタログギフトが、私もそうですけども婚礼等々に行くと、ほとんどがカタログギフトの引き出物というのが現状だと思います。まず贈答品にカタログギフトが人気の理由ということで、贈る側もらう側とのアンケートの集約したものがありましたんで読み上げたいと思います。

受け取る側に直接欲しいものを選んでもらえるので、失敗がないと。贈る側は品物、並びに手間と時間を欠くことができる。現金や商品券に比べ、かけた予算が相手に伝わりにくいと。ジャンルも価格帯も広く、贈る側受け取る側の両方の選ぶ楽しみも大きいということで、先ほど課長のほうから答弁した内容、答弁された内容については、そういったご意見もありましたんですが。

次の2問目で贈呈品において、こういったカタログの部分をもらったときに、オーダーする手続っていうのが必要になってくると思います。町民の方で、何人かご意見をいただいたんですけども、高齢者にとっては負担、難しいというところがまだまだご意見も聞かれますが。

その辺り、町としての考えは、今回ご意見をいただいたのを踏まえた形で、来年度どうしていこうかというお考えもあるかと思うんですけども。

負担は難しいというところの部分のご意見については、どうお考えでしょうか。

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

#### ◎介護福祉課長（石川弘一君）

安藤議員さんが言われたとおり、確かにカタログギフトの中から対象商品を選びまして、同封の返信はがきに商品番号等を記載するといった手続は生じてきます。

しかし、店舗に買い物に行く場合には、選ぶために何箇所も店舗も回る時間がかかったり、商品によっては重いもの、大きいものであるような、持ち帰りにご負担になる場合も考えられます。

店舗に行かなくてもいろいろな商品を選べ、ご自宅に届くカタログギフトのメリットは大きいというふうに考えております。

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

#### ◎4番（安藤和寿君）

そうですね、そういった中身でカタログギフトに関してはもう送料も込みでありますし、現状このコロナ禍の中においては、ご自宅に宅配されるっていうのがいいのかなというふうに思ったりもするんですけども。

こういったご意見もあるんですね。ほかの自治体ではあるんですけども、3番目の最後の質問になるんですが、町の商店の限定で利用できる、長寿祝い地域商品券に変更すると。町の長寿者、そのご家族が、町の商店主とコミュニケーションが図れるっていうところがあります。

町のイメージアップにも繋がる、限定の商品券の発行に変更するお考えはないでしょうか。

お尋ねします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

石川介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（石川弘一君）**

この敬老祝品事業につきましては、平成26年度までは、区長を通じた現金支給でございましたが、組合長による現金の受渡しが難しくなったことから、平成27年度からは、粕屋町商工会の地域商品券を支給いたしました。

しかし、商品券の取扱い店舗に地域差がある使用店舗に偏りがあるといった意見が多く、平成29年度より再度、現金支給に変更しております。平成30年度からは、口座振り込みによる現金支給を行いましたが、振り込みに際しましては、事前に口座情報を役場に届けていただく必要がございますが、ご高齢でもあるため記載ミスが多くて、役場から問合せや訪問を行うと、特殊詐欺ではないかといった不安を持たれるなどの事案がございましたので、対象者に遅滞なく届ける方法を検討した結果、今年度にカタログギフトにしたという経緯でございます。

現金や地域商品券、カタログギフトにつきましては、それぞれメリット・デメリットがあるため、一概にどれがいいかという判断は現時点では難しい状況がございます。カタログギフトにつきましては、今申込み途中ではございますが、11月末現在で約8割の商品を発送しております。

今後いろいろな意見を反映させていただきまして、どういう形がよいのか、検討していきたいと考えております。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

安藤議員。

**◎4番（安藤和寿君）**

商品券を選んで配られてる自治体で、参考になるかどうか分かりませんが、先ほど確実に現金、賞金を該当者の方に渡すというところで、大きなちょっと自治体がありました。

これは東京の港区の品川区であるんですけども、配布に関しては、人口15万2千

人の港区は、該当になる方。この人たちを、地元の商店街に取り込みたかったというところの部分で、特に地元の商店が粕屋町商店がどうかというと、やはり現状少ないのかなというふうな気がします。そういった中で、単発ではあるんですが、町独自の商品券を発行することによって、リピーターになっていただけるのではないだろうかということです。

今、東京の品川区の例を言いましたけども、埼玉県鴻巣市も敬老祝い、寿商品券という形の部分の限定で商品券を配布いたして、地元商店会の活性化に役立っているというところもありました。その中で一つ、商品券に変わったというふうにしても町の独自の部分で、先ほど冒頭にも言いました日本百貨店協会から、イメージカラーというのが出ております。77歳の喜寿は黄色だとか、88歳の米寿においては米寿の色。90歳においては卒寿の紫の色というふうに色分けしたような形を独自に出すと。更に、地元の商店で使われる際に、会話が楽しくなるんじゃないかなというふうに思いますので。

このあたりは、やはり粕屋町の商店の単発ではあるんですけども、潤わしていただきたいという思いがありますので、是非、再度改めて検討していただきたいなふうに思いますので、よろしくをお願いします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

ご意見ありがとうございます。

今課長が申し上げましたように、現金支給そして商品券、今回のカタログギフト、様々なメリット・デメリット、長所・短所がございます。私も個人的には、ご意見は頂戴しております。全く反対のご意見も聞いております。

しかし、総合的にこの辺は判断して、また、シニアクラブ連合会の方々とも今後、ご意見を頂戴しながら、来年度へ向けたどういったものがベターなのかということ協賛してまいりたいと思っております。

**◎4番（安藤和寿君）**

それでは、これで一般質問を終了、終わります。

ありがとうございました。

（4番 安藤和寿君 降壇）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

休憩に入りますけども、ちょっと悩む時間ではありますね。

10分後に再開して、久我議員が40分目処というようなお話をお伺いしておりますので。30分再開で12時10分位の終わりと思っておりますけども。



まず、その質問者の久我議員どうですか。分かりました。

それでは、ただ今から休憩といたします。

再開を12時50分といたします。

延びるんであれば、やむを得ないですね。

(休憩 午前11時21分)

(再開 午後0時50分)

### ◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号10番、久我純治議員。

(10番 久我純治君 登壇)

### ◎10番（久我純治君）

議席番号10番、久我純治。通告書に従いまして質問いたします。

まず1問目、新型コロナウイルス感染症のリスクを負いながら保育事業に従事している人たちに、国の交付金を利用して支援金を。

今年3月以降、新型コロナウイルス感染症のため、日本や世界中、いろんな国が今までにない経験を味わっております。日本の中でも、医療機関関係者をはじめ、一般のすべての職場でも大変なことが起きております。国、県、いろいろとメニューを考えて、交付金や支援金を出しています。粕屋町でもいろいろと支援金、新型コロナウイルス感染症対策事業を出してありますが、我が粕屋町は、「子育てしやすい町」が町の自慢の一つでもあります。

その中で、新型コロナウイルス感染症に怯えながら、大切な子どもさんたちを預かっているのが保育事業の人たちです。医療関係の人たちを、コロナウイルスの防波堤に例えるなら、保育事業の人たちは、防波堤前の波消しブロックのような役目で、縁の下の力と言いますが、陰の力です。ほかの市町でも、公立を除いた保育事業の人たちに支援金として、1人3万から4万支援しているというところもあります。近隣では、須恵町、志免町、久山町、福岡市、飯塚市、久留米市等があります。なぜ今というか、数年前から、住宅手当の支給、支援金として出しているところもあります。

今保育事業の人たちは、本当に大変なときです。特に0歳2歳児まではたくさんおりますので、先生たちは必死でやってあります。5月6月のコロナの時期に、私自身が公立認可保育所等をすべて回ってみましたが、大変なことをいろいろ聞いております。今年4月より国の働き方改革というか、会計年度任用職員、今までの嘱託職員やもう一つの、ちょっと名前忘れたんですが、職員の採用がありますが、支援金に対して、先日町長にもいろいろ聞いたんですが、うちは見送ったと聞

きましたが、再度私これは町長の決断でできることですからと思って、質問を上げておりますが、町長の考えを問いたいです。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

質問事項にない部分のご質問なんですけども。医療関係者が、今日の朝のニュースでもありますけども、非常に逼迫した状況になってる。内容的には、医療従事者の方々の疲弊といいますか、非常に過度な労働時間といいますか、そういった面で苦勞されているというニュースがあります。

これは議員がおっしゃる、保育事業に携わる人ももちろん例外ではありません。これはコロナの関係では、様々な介護事業所あるいはそれ以外の福祉事業所、すべての面でコロナの影響を受け、それぞれの従業員の方々が様々な問題を抱えながら、必死に頑張っている状況、私も認識をしております。その中で、議員が保育所ということスポットライトをあてて言っておりますが、その業種の中の一つという分野で、それだけをというのはちょっとこの段階では、独自の支援はしかねるということで、先日もお答えしております。

今後、様々な国の支援策があれば、その時点でいろいろ検討は重ねてはいきたいと思っておりますけども、今の時点ではこの保育所、認可保育所も含めた保育所の職員の方々に手当を、支援金を支給するっていうことは、財源的にも困難なものがあると思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

久我議員。

**◎10番（久我純治君）**

今、通告書外って言われましたけど、私はこの最後に、町長の考えを問いますということで、これを質問しますということは事務局に言ってますから。

ただ今言われるように、いろんなどこ出してあるのはよく知ってるんですよ。この前見たから。大学生とか子どもとか。今度は65歳以上の人1万出された。それ分かるんですけど、ただ保育事業の人は、その陰の力というか、やっぱりその働けるために預かってもらってるとこなんですよね。よく1か所の保育所の、結局コロナが出るともうそこは駄目になること、やっぱり神経を使ってあるんですよ。だから私、よそはこんなふうで3万とか、近隣の町でも出してあると思うんですよ。だからこれは、町長の裁決できると思ったから私今再度言ってるんですが、これがもし、国から一銭も出らなくていうなら私言いませんけど、国もいろんな方向で出しますよね。だからその中の一部として出されないんですかって言いようだけなんで

すよ。今言わっしゃあように今はないかもしれんけど、財源が今からまだ出ますよね、すぐ。国からもいろんな方法を出してますから。やっぱりこれは陰の力っていうか、見えないところの力なんですよ、保育所の事業の人たちは。いろんな会社は出ますよ、その保育所じゃなくて、医療関係は国からも県からも出ますよ。粕屋町から医療は応援してますから、私たちもそうです。ただ、陰の力のところにもスポットを当ててほしいというのが私のなんです。だから私こんなふう聞いてるんですがね。

今、通告書に載ってないと言われましたけど、この1番最後には町長の考えを問いますことと言って、事務局にもちゃんとその旨は伝えております。そしてそのあとで、何でこれ私が①②③番で書いたかというと、いろんな雇い方があって、その人たちの給料自体が分からんとですよ、私たちは。そして実際この難しい今、国の方針かもしれんけど、会計年度任用職員とか、もう一つ何かありますよね。よく聞かれるけど、私は説明できないんですこれ。いろんなところで。だから私はわざわざ、公立保育所の会計年度の任用数の数とか、そのほかの保育所の事業に関する人の人数とかを聞いてるんですよ。そして、これで何人位をおったら幾ら位の金がかかるかなっちゃうことを計算したかっただけなんですよね。

だから私はその金が云々じゃなくて、国からもあれだけ支援金がどんどん降りてきようから、まず私はやっぱその医療関係を出してあるから、陰の力になるところも出していいじゃないかなと思って。前も言ったように言ったんですよ。そしたらある課長はいろんなこと言われましたけど、ちごとったから、町長に言ったら今年は見送りましたってやったけど、私はいろんなところ調べてこんなふうで出てるものですからね。できたらこれこそ、町長自身のフェイスマスクのごたあことでパッと決まってしまうことではないですか。これがもう粕屋町がガタガタになるっていうなら私も言いませんけど。

やっぱこの陰の力の人だけの人がおればですね。粕屋町は結局、子育てしやすいまちいうことを必ず言いますよね。そしたらその人たちの陰では結局、保育所がいっぱいあるからなんです。だからそれを言ってるんですよ。だから今から、私はもう会計年度の職員の数とか、そっちよりはここの質問したかったんです。だから今すぐ町長に決断してくださいと言いませんけど、やはりこれは粕屋町の今後における、子育て支援のため大事な大事なところと思うんですよ。確かに、65歳の以上の人も出されました。8,800万。だけどやっぱ陰で働いて、力なんです。この人たちは。縁の下の力持ち。結局ここに、仮に粕屋町の保育所が1か所、コロナが出るとそこ閉鎖ですよ。そしたらもう職場は預けられんから働けないんですよ。だから神経をものすごく尖らせてあるんですよ今。だから私ここで改めて質問あげ

たんですけど。

今後とも町長がさっき言われたように、今後のことながら出す気がないっておっしゃるならそれ構わんとですけどね。ただ、粕屋町の言う子育てしやすい町っていうあれが、自負があるなら、陰の力なんですよ、この人たちは。だから是非私は、何とか決裁してほしいという質問を上げたわけです。

町長どんなふうですか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルスの感染による様々な業種・職場で、相当の苦勞をしてある方々が多いと。その中の一つが、確かに保育所のことでしょう。

議員が言われるように、子育てがしやすい町ということはこの町の一つ、スローガンとしては挙げておりますが、それ以外でも様々な福祉関係のこともあります。高齢者のこともあります。支援を必要としてある子どもさんの事業所もごございます。様々な観点から鑑みて、今のところはそれぞれの施設に対して、感染防止対策事業として衛生関係の薬剤、あるいはその器具あたりの支援をしておる状況でございます。

先ほど申し上げましたように、今後、国のほうの交付金の展開があれば、その時点でまた検討もしていきたいと思っておるところです。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

久我議員。

**◎10番（久我純治君）**

もうこれ以上私が言ってももう、町長それで乗り切られると思いますから、私書いとおり、公立保育所の会計年度任用の職員の数をまず教えてください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

人数についてのお尋ねでございます。ちょっと保育部局でございますけど、総務課のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

会計年度任用職員の方の場合、年度の途中での任用ですとか退職があらわれましたり、また週に2日勤務とか、時間が短いとかいろんな雇用形態がございます。ちょっと人数がパッと数えにくい部分はございますけれども、現状、任用中ということで登録のお名前のある方の数としまして、保育所3園で56名程度ということになっ

ております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

すいません、その他の保育所の事業に関する職員の数は、  
そこでいいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

その他ということで、保育所関係で言いますとあと保育所給食センターのほうが  
ございます。

こちらまた、週2日勤務とかいろんな方がいらっしゃいますけれども、会計年度  
任用職員の方として5名、ご登録がございます。また、職員、なんですかね、会計  
年度任用職員は公務員なんですけれども、それと別に包括委託の事業者の方も入っ  
ておられます。こちらの方が保育所の3園で全部で9名、勤務をいただいております  
ところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

これだけで足ってるんですかね、公立のほうは。保育所の数ちゅうのは。えら  
い少ないですけど。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

あと正職員ももちろんおりますし、保育所、今3園でございますのでこの人数で、  
はい。全部でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

正職の人はもう何人かずつしかおらんから分かつうから、あと20何人おられま  
すよね、保育所関係は。だからその人たちが、その数がこれだけで足るんですかっ  
て今言ってるんですよ。前は嘱託職員と、何とか職員ということで、結局3分の2  
以上とか何かおられましたよね。

それを聞いたかったんですよ。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

神近子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（神近秀敏君）**

先ほど申しました、総務課長が言った会計任用職員につきましては、56名というところでの人数でございますが、あと職員が20名おります。

それと再任用が3名、育休の職員もおりますが、すべてで今82名というところで業務を行っているところです。それに先ほど申しました包括委託という部分で9名というところがございますので、全部で91名というところでの保育事業を今やるところでございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

久我議員。

**◎10番（久我純治君）**

そこでさっき言ったこれに載ってないんですがね、この会計年度任用職員と包括何とかちゅうの、よう分からんとですよ。私説明せられて言われていつも聞かれるんだけど、どんなことですか。ちょっと説明してもらえませんか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

会計年度任用職員のほうは、正職員でございませぬけども、私どもと同じ公務員という扱いになります。

会計年度1年度単位で、基本的には雇用する職員でございます。一方包括業務のほうは、あくまで事業を民間事業者に委託をしております、その事業を請け負っていただいている事業者の社員さんという形でございますので、公務員ではない一般の企業の社員さんが、勤務のほうに来ていただいているという扱いになります。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

久我議員。

**◎10番（久我純治君）**

そしてこれ3番目に移っていくんですが、会計年度任用職員の人は公務員と同じと言うたら、体制も給料も結局職員と同じになるんですか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

堺総務課長。

**◎総務課長（堺 哲弘君）**

業務内容が違いますんで、当然金額等は変わってまいりますけれども、職員と同じように給料表を定めまして、給料を提示して、そこに募集を、公募をかけて募集

をして、応募していただいて任用しているという形でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

だから本来のこの二つとの賃金差ってどの位あるんですか、大体。

会計年度の人と普通の職員とその働き方が違うと言われるけど、今まで嘱託でずっと同じごと仕事してきたってずっと聞いてったから、こんななったから別に何か横に移してされるかなというその今と聞きよったら、そんなふうにしかな聞こえんから、今までと仕事内容が違うのかなと思ったから再度聞きますけど。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

まず従来の臨時・嘱託という制度から、会計年度任用職員あるいは包括委託というふうに制度移行を今年度初めにしますときに、一応年収ベースですけども、現給を保障するという形で制度移行しております。

そういう意味では、賃金格差と言われますものはないという考え方になるかと思えますけども、先ほどから申しておりますように、いろんなそもそも勤務形態がございますし、公務員から非公務員に制度移行するに当たって、業務内容等がかなり変わっている部分もございますので、人によって上がったたり下がったり、そこら辺の差は当然出てきておる、出てきうるものかなというふうには考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

ただ私たちは第三者で見るようなことで申し訳ないんですが、これよう分からんとです。いつもが。よく説明せられて言われるけど、内容的に私が知らんやっただから今聞いたんですがね。

結局公務員と同じなら私は、その3. 何か月の給料が出るとかと思うし、結局今までは嘱託やったら1.7か月とか何とか言ってましたよね、ボーナスが。ボーナス違う賞与が。

そんなことの違いが、どんなもんですかって聞いたかったんですね、これ。

◎議長（鞭馬直澄君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

議員が聞かれてるのはその前の嘱託さん、または臨時さんがどういうふうになっ

ていったのかっていうところでのご質問だと思いますので、基本的にはその囑託さん、またその臨時さんっていうふうに言われる方たちが、今年度すべて会計年度任用職員のほうに移行していったというところでございます。

先ほど総務課長の答弁の中にもありましたけど、現給保障というところでやっておりますので、そういう形でいっております。ただ民間業者包括委託の分に関しましては、給食の配膳員、それと事務員っていうのが包括委託のほうに9名おるという分でございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

久我議員。

**◎10番（久我純治君）**

もうこの件ではこれでやめますけど、とにかく町長の決断をお願いして、この質問は終わります。

2問目に入ります。総合計画基本構想や粕屋町都市計画マスタープランは、誰のためのものか、また何のためのものか。

「粕屋町が目指す未来の姿、基本構想で、町民と行政の共通の目標とし、まちづくりの基本理念で町の将来像を明らかにし、それぞれ達成するためにまちづくりの目標、施策の大綱を示すものです」とあり、まちづくりの基本理念、町の将来像では、「都市と自然と調和し、身近に自然を感じながらゆとりある生活空間の中で、町民一人一人が誇りと愛着を持って暮らせる太陽と緑のまちづくりを基本理念としています。その中で実感指数を述べてあります。

地域個性を生かした活力ある生産のまちづくりで、地域活力をもたらす商工業の振興の中、地域の商工業が活性化していると思う町民は22.8%、創業塾、創業セミナー、年間28人の出席者、子育て世代が明るく暮らせるまちづくりの中で、子どもの健やかな成長を支える支援の充実で、妊婦出産期における支援が充実していると思う町民は24.5%、誰もが安心して幸せに暮らせる安らぎのまち、住みなれた地域での生活を支援の充実の中、高齢者に対する支援が充実していると思う町民は28.3%。障がい者と共に暮らせるまちづくり、地域で安心し、暮らせる環境づくりの推進の中で、障がい者が地域の社会の中で、ひとり暮らしすると思う町民は18.7%、誰もが心豊かに暮らせるまちづくり、人権と平和を尊重し合う地域社会の確立で、一人一人の人権の尊重されていると思う町民は38%、共に支え合う地域福祉の推進と福祉、補償制度の運営、困ったときの福祉相談窓口を知っている町民は33.8%。町民のための行政運営のまちづくり、簡素で合理的な行政運営の強化、町民のニーズにこたえ、行政運営に行われていると思う町民は26%。持続可能な財政基盤の強化では、税金が有効に使われているかと思う町民は19.8%。



このように、実感指数にあらわれているように、本当に町民のためになっているのでしょうか。町民の1番大切なのは自分自身の財産と家族ではないでしょうか。まちづくりの基本理念で、都市と自然と調和し、身近に自然を感じながらゆとりある生活空間の中で、町民一人一人が誇りと愛着を持って暮らせる太陽と緑のまちとありますが、粕屋町はどのところを指して言うのですか。

是非、お答えしてほしいです。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。質問内容を簡単明瞭にまとめていただけませんか。

恐らく久我議員がおっしゃってる今の中では、何を回答していいかっていうのは、つかめてないような気がしますけど。はい。

◎10番（久我純治君）

要するに実感指数が出てましたとおり、これで本当に町民の、結局住民ファーストでよく使われますが、それでなってるんですかということと、結局何ですかね、このゆとりある空間とか、それがどこのことをされているんですかって言いたいです。それを聞きたい。

◎議長（鞭馬直澄君）

再度私から質問内容について確認しますが、今、質問したいことは、総合計画のほうですか。

◎10番（久我純治君）

総合計画。

◎議長（鞭馬直澄君）

都市計画マスタープラン、どっちのこと。

◎10番（久我純治君）

それ書いてあったとおりですよ、誰のためしてるんですかということを書いてるんですから。そして、たらいいですか、はい。

◎議長（鞭馬直澄君）

総合計画は、特別委員会を作ってやりましたよね。だから都市計画マスタープランのほうかなと思ってるんですけど。明確にお願いします。

◎10番（久我純治君）

ここで書いてるとおり、令和2年度には後期基本計画の見直しの年であると言われてましたが、どっか変わったところを教えてくださいゅうことですね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

都市計画マスタープランについての後期の分で、何が変わるかということを担当所管のほうから申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

私のほうからは、質問書のほうには令和2年度後期計画の見直しの年で何が変わったかというご質問内容で、今のご質問の内容でしたが、こちらといたしましては、都市計画マスタープランのことを問われておるのかなということで、回答させていただきたいと思いますが、それでもよろしいですか。

都市計画マスタープラン自体が、何を变えるかというようなことじゃなくて将来のまちづくりを進める際の指針というようなことで、マスタープランの設定はしております。平成22年に以前の都市計画マスタープランがございましたが、その10年経過しておるといようなことで今回見直しを行ったというところでございます。

具体的な細かな内容で何が変わったかっていうのは、それぞれ部分的なことになってくるので取上げては言いにくいんですが、市町村が定めます都市計画、こちらのほうをマスタープランに即した内容で変えていくと。まちづくりを進めていくために、このマスタープランに基づいた内容で変更をかけていくといようなことになってきます。我が町におきましては、人口構造の変化、これに対応、それから都市機能、公共交通サービスの向上、地域コミュニティの活性化や財政基盤の確立、こういった課題の解決がより重要になってくるということが想定されておりますので、快適で魅力ある都市生活を身近な町の中で、おくることのできる市街地の形成を目指すため、将来のまちづくりを検討、計画する際の指針というようなことで、今回の見直しを行ってきておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

文書に書かれるともものすごく格好いいんですけどね、実際それが町民ファーストというときにどこがどげんいいのかがよく分らんとですよ、いつも。だからそれを言ってるんですよ。

さっき言ったように、空間とか出されるけど、どこを目標を持ってその空間を言うか。緑の町であります。私たちが来た、50年近くなりますが、来たときは緑の町ものすごく恰好よかったです。緑ばかりで。今は田んぼは半分以下に減ってますよね。緑もどンドンどンドン減ってますよね。だから言うんですよ。この緑のまちいつまでこれをつこうてやるか、その文字で残すか。だから私きれい過ぎる文字

っていつも言うんですけど。

だから今言われたように、言葉はいいんですけど、実際これが町民にどこにどんなふう役に立つんですか。立ってるんですか、実際。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

どういった点が変わっていくかというのは、今現在手元に資料がないので分かりにくいと思いますが、都市計画マスタープランの中では、土地の利用の方針図と、こういったものを示しております。

これはどういったものかといいますと、今現在用途地域というような形で都市計画がはられておりますが、それを将来的にはこういうふうに変えていったほうがいいのではないかと、そういったことを示しております。それ、そういったことを示すことが、都市計画マスタープランの方向性を示すと。将来のまちづくりに向けて、このマスタープランに即した形を近づけていこうと。そういったふうな目標の姿ということになっております。部分的に見て見比べていただくと、実際、調整区域とか農地とか、そういうふうなことがなってる部分についても将来においては、住宅として活用しようとか、そういう色が変わられております。そういったことが、将来に向けて、まちづくりを動かしていくための指針になって、方向性が出てくると。

こういうふうにご理解していただければと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

先日から私たちも講習ちゅうか、いろいろやってきたんですがね。駅を中心につちゅう言葉が必ず出ますよね。果たして駅から歩いて、粕屋町ちゅうのは、もう博多駅から10分位のところですよね。駅も6つありますよね。インターもある、高速も入ってる。地の利がいいですよ。だからどうしてもここベッドタウンになってしまったんですけどね。

だから、駅の周辺じゃなくて、町全体かさ上げせんといかんっちゃないかと私ずつと思うんですよ。その調整区域を外してどうのこうのって、住宅を建てるっていうのはよく分かりますけど。私が来てからもう大分減ってますよね。私んこの家の周りは田んぼばかりですよ。ここ20年位でもう田んぼ一つもありませんよね。その位周りは変わってるんですよ。それは農地が転用なったごたあとしか私思えんとですよ。農地だけが転用されて、それになったと思ってるんで、変わった変わったと言われるけど、ほかのところは全然変わってないと思うんですよね、私は。

だからこれを、自体が誰のものですかって言いたかったんですよ。町民ファーストと言われるんやったら、町民重視、いろんな議会で視察行ったところもそうなんですけど、やっぱり町民の意見を取り込んでやってるんですよ、何でも。粕屋町も取り込んでるって聞きますけど、その反面、実感がわからないんで私はいつも。確かに田んぼとかいろいろ転用はしてあります。それは分かります。変わったところは分かります。だけど、私がこの2本目にまた入っていく、なんですけどね。昔からおる人っちゅうのは、入ってきた人じゃ何の恩恵もないんですよ。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

2問目に入りました。まだ入ってないでしょう。

**◎10番（久我純治君）**

はい。2問目に入りますけど。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

入るなら、30分経過してますので休憩とりたいんですが。

**◎10番（久我純治君）**

はい。大丈夫ですよ。いいですよ。

2問目、次から始めますから。休憩とっていいです。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

分かりました。

それではただ今から休憩といたします。

再開を13時30分といたします。

（休憩 午後1時21分）

（再開 午後1時30分）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

再開いたします。

久我純治議員。

**◎10番（久我純治君）**

2問目に入ります。

第1種低層住宅の建ぺい率と容積率の緩和はなぜ進まないのですか。

この件は、何度も言いますが、最後には県とか、今度見直しますからという返事で、その後何の変化もなく、数年前、住民の人からも請願もあったとあります。あったこととあります。町民が大事という言葉という文字、いつも言うようにきれい過ぎます。粕屋町は数十年前まで、土地の分譲地は40坪からの面積が多くあります。その土地が1種低層住宅で多いのです。40分の60で高さ10mとなっています。約24坪の家ができます。平成19年度都市計画基本調査で、第1種低層住宅用途地域別

の面積は122ha。町全体は1,412haに対する割合は8.64%です。市街化区域766haに対して割合は18.05%です。と広い面積が第1種低層住宅で専用地域です。

何度も言いますが、この地区の建物は築40年、50年経った家が多いのです。家主も80歳前後の人たちが多いのです。やっとの思いで子育てを終え、その子たちがそれぞれ世帯を構え、我がふるさとに里帰りしてきても泊まる部屋がないのです。24坪と狭い家で、泊まる部屋がないのですよ。子どもにとって、粕屋町はふるさとです。その子どもたちも親の老齢化により、住み続けた財産をもらおうともしません。なぜならば、24坪の家しか建たないからです。これが現状です。売ろうとする値ぶみされるのです。粕屋町は地価がどんどん上がっております。何か対策はないのでしょうか。

上位が県なら、粕屋町の状況を訴え、何かアクションを起こす必要があると思います。粕屋町は皆さん御承知のように、福岡市のベッドタウンです。博多駅から10分余りでJR駅が6個あります。空港からも近いし都市高速もあります。福岡インターもあります。人口も自然増で行政が何かしたか、人口が増えたとは思いません。住みついてくれた人たちがいるから、人が増加したものです。その人たちが今困っているのです。これは住民の財産であるし、町の財産でもあります。

行政は、農業のことはよく心配されます。農業をされなくしているのは農家自身の人たちではないかと私は思っております。先日ある農家の人と話したのですが、今、農家の人たちは、昔一軒でした分の耕作二町前後を10数人の農家で作っているそうです。おまけに、農業機械も国の補助金によって買い替えているということです。農業することなくその分不動産のほうで、農業の数倍も利益が収益資産になっているのです。今こそ、町を挙げてどうかしようと思います。

町の方針を聞きますし、何でこれができないのかお答えください。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

都市計画マスタープラン上のかかわりがございます。

そのかかわりの中で、この問題についてどう考えていくかと、検討していくかということについて、担当のほうからお答えします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山本都市政策部長。

**◎都市政策部長（山本 浩君）**

先ほど、休憩前のところで議員のほうから何点か言われましたので、その点についてもちょっと申し述べさせていただきたいと思います。

確かに粕屋町、農地のほうが減ってきて、宅地が増えているんじゃないかと。それは今回見直しをかけております都市計画マスタープランの中でも、現状の検証というようなことを行わせていただいております。実際、平成19年度と29年度、この10年間で比べますと農地のほうは、町域の21.1%から18.8%というようなことで減ってきております。それに対しまして、住宅地、こちらのほうは20%から21.6%と。こういうふうにして、確かに住宅地が増えてきているというのは間違いのない事実でございます。どうしても調整区域の中が農地が多いことから、居住区域を広げようとした場合は、都市計画の手法を用いながら地区計画とかそういった編入とかいろいろありますけどそういったものを用いながら、農地が住宅地に変わってきたということは事実であろうかというふうに私たちも思っております。

あと駅というお話もされましたが、駅の利便性があるというのは確かで、22年度都市計画マスタープランにおいても、駅を拠点としてまちづくりを進めていこうというようなことで方針を出してきておりますし、今回のマスタープランにおきましても交通の要衝、この駅とかバスのターミナル、こういったものがある大型商業施設。こちらを拠点として整備を進めるべきではないかと、こういうふうなことをうたってきております。

議員が言われましたけど、やはり町ですので、バランス。居住区域だけでは駄目でしょうし、やはり財源を生み出すためには、企業が進出してくるような土地も必要になってくるかと思えます。こういった全体のバランスをとった中で、まちづくりを進めていくためにどういうふうな用途の変更をかけていくか、活用していくかと。その将来像を描いているというのが、都市計画マスタープランとこういうふうにご理解していただけないかなと思っております。

そういった中で住民の意見ということで言われておりましたが、今回のマスタープランを作成するに当たりましては、平成30年度の9月の時期に町民のアンケート調査、こちらのほうを行わせてもらっております。その後、実際の策定委員会、こちらのメンバーの方につきましては農業関係、商工会、それから区長会、それと公募による代表の方、そういった方に入らせていただいて、住民のご意見をいただきながら策定委員会も進めておりますし、説明会やパブリックコメント、こういったものを実施する中でご意見をいただきながら、今回作成してきたということでございます。

今までも、何が変わったのかが分かりにくいと、こういうご意見をたくさんいただいておりますので、今回策定しましたマスタープランの資料の中では、過去の10年間でどういった事業が進められたかと。こういった内容も記述するようにしております。こういった中では、まちづくりに実際にあった、現在酒殿地区もあって

おりますが、その以前にありました「おひさまのまち」でありましたり、こういった実際の事業が進められた内容であったり、道路整備をした区域、こういったところの内容等も記載させていただいております。こういったように、都市計画マスタープランというのは、変えていくための指針を示すという内容になっております。そういった観点からただ今ご質問がありました、第1種低層住居専用地域の建ぺい率、容積率、こちらにつきましてですが、建ぺい率や容積率は土地利用の根幹をなしております。長期的に安定的なものとして定めるべき、ころころと変えていくようなものじゃなくて、ある一定のスパンですべて決めていくべきものであろうと思っております。

現在、第1種低層住居専用地域、こちらにつきましては、基本的には低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める区域ということで、建ぺい容積率を環境を保護する上で適切で考えられる数値が定められております。現在のこれら都市計画を次定める際には、市町村が、私どもが設定しております都市計画マスタープランに示される地域ごとの市街地の将来像に合った内容とすべきであります。指定に際しては、地域ごとの土地利用の現況及び動向などを勘案することが望ましいというふうになっております。今回改定します都市計画マスタープランの中では、実際今定められてる第1種低層住居専用、こちらの建ぺい、容積。これが町内に2種類ございます。先ほど議員さんが言われましたように、40の建ぺいが40で容積が60という地域と、建ぺいが80で容積が、すみません。建ぺいが50で容積80と。こういった2種類の規制があります。それで、地域の特性や公平性、将来の土地利用に当たっての柔軟性などに配慮し、規制の統一化を検討しますというようなことで、今回の新たな都市計画マスタープランのほうには掲げさせていただいております。

こういった内容を掲げることで、今後、こういう見直しをできる。実際見直す中で、建ぺい容積を扱っていくと。こういう方針が、町として定めたということになりますので、これを基づいて、今後動いていくというふうにご理解していただきたいと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

久我議員。

**◎10番（久我純治君）**

今の建ぺい率のことで、40の60と50の80というのがあるというの分かっておりますけれども、要するにこれ何十年前の話ですか、これ。決まったとは。

さっき言われたような、ある程度なったら保たないかんというけど、私に来たときからもう40年過ぎてるんですよ。ずっとなんですよ。だから今言ったように、もう年取ってどうしようもないんですよ、この人たちは。自分のこと言いよるって

言われるかも分かん。私はちゃんと覚悟してます。みんなが相談来るんですよ。どげんしたらいいっちゃろうかって言って。だから言うんですよ。だから、こんな昔決まったことをずっとこれが県が上位であって、県の言うことを聞かないかんとというようなこと、前からよく言われますけど、これが変えて粕屋町どれだけ負の財産になるんですか。何か損することあります、これ。50の80出したところで。一遍に私これ50の200とか変えると言うんじゃないんですよ。おんなし最低の50の80位にしてくださいって言ってるんですよ。そうすると公平ですよ。ほかもあるんですから。そしたら、40坪の土地でも32坪の家が建つんですよ。利用価値があるんですよ。以前私ここで行政の人そんなとおりますかと言ったら、前の議長から止められましたけどね。24坪の家がどんなもんだか分かってあります、みんな。ないでしょうが普通。前からずっと我慢してあるんですよ、これを。だから私その都度言うけど、県がとか、ねえ、変えられんようなこと言われる。県も行きました。県も言われました。一遍で変えられんけど、一つずつなら変えられますよという返事もずっともらってます。ところが粕屋町は変えません。だからこれ、粕屋町にこれ変えたけんちゅうて何か負担がかかるんですか、お金の。ほかの開発とか何か言うたら、金がかかってくるんじゃないですか、インフラでも何でも。住民のためやったら、早く50の80にしてなんかその差支えがあればいいけど。

さっき言われるように、きれいな写真はいいんですよ。実際にこげんあるから、ずっと私言ってるんですよ、これを。だからこの際、県が県がておっしゃるなら、県に行政も挙げて議員もそうですよ。みんなで請願でも陳情でも何でもやっていいと思うんですよ。それが住民の人のためなんですよ。今から住んでいる人の。そしたら息子たちも喜んで帰ってくるんですよ。帰って来れないんですよ今、家建てられんから。帰って来ても泊まれんとです、家には。そこをずっと言ってるんですよ。だからマスタープランもいいけど、そんなとこを見てやらんとです。ね。

住民ちゅうか、面積では一割ですよ。だからその人たちがずっとやっぱそんなふうにも悩んであるんですよ。だから行政に言ってもつまらんとされるから、私たちに言うてこられるんですよ。そこを考えてほしいんですよ。住民ファーストというなら、住民の立場で、もし自分がその立場やったら、私は工夫して変えていきますよ。行政やからできんことなんですよ、これは。以前は議員もみんな賛成しましたよ、請願きたときは。だけど、行政に上がったならなんのつぶてもないですよ。だから言うんですよ。新しいとこどうにでもできるんですよ。今度でも60坪区画と言われるけど、40坪区画で割った昔の人はもうそれ以上のことを望めないんですよ。それを前んときに質問したときしょうがないとか、火事るときはどうするとかって言われましたけど、実際その下に降りていって分るけど、家って



言ったらこんなひつついとうとこ、いっぱいあるやないですか。おんなじ粕屋町に住んどってですよ。私は何も望んで言いよっちゃないんですよ、50の80の最低限に合わせてくださいというだけなんですよね。それが県の上位で言うて、絶対聞かないかんとならいいばってん。県もやっぱ人間の集まりですよ、家帰れば。だから、やれることはできると思うんですよ、これを。だから、今しとかんと、仮に私質問やめたら、これずっと変わりませんよ、また。行政も変えないと思うんですよ、これ。議員も言わんと思いますよ、もう。言うたって同じことで。だけど苦しむのは、住民なんです。住民がやおいかんちゅうことは、町がやおいかんことになるんですよ、これ最後は。だから言うんです、いつも。

だから、農家の心配もいるかもしれんばってん、農家はいろいろできるんですよ。ただ、あの人たちはもう30年40、50年位前から、必死で守ってあるんですよ、土地を。どうしようもないんです、その土地は。だから言うんですよ、私がずっと。何回も言うても、また言いよかって思ふかもしれんけど。これが住民の声なんです。だから言うんですよ。なぜ変えられんとかって、決めたことを変えることは、多いやないですか。憲法さえが変えようんしゃあじゃないですか、偉い人は。粕屋町のことで、粕屋町の住民のことで、これ。よその町はどうでもいいんです、私は。農家って言ったら私も百姓の出なんです、糸島の。糸島の百姓は百姓以外、できんとですよ、なんもできん。だから、後継者もおらんごとなりよんですよ、みんな。粕屋は後継者じゃないんですよ。後継者おらんでいいごと、やり方やって全部やってあるんですよ。だから恵まれてるんです、粕屋町は、私に言わせると。

私の姪っこなんか、九大の道1本違うとこで百姓してますけど、反当100万で売れないんですよ、もう。ここは1反安い安いで、2千万の3千万の平気で言いんしゃあけど。それが現実なんです。昔から住んで、住みついてやっどほっとしたときに、息子にやろうて息子はいらん。それこそ1件のうなったら、3件も4件も古い家は建ちますよね。そして農家されんやっだけんってしたら、食われんごとなるかって違うんです。農家されん以上に収入があるんです、粕屋町の人。だから私は同じ財産やから、粕屋町の人も、せめてそこは一緒にされる位にやってほしいっちゅうのが、ずっと言う質問なんです、これ。さっちができんごとないでしょ、これ。やろうと思えば、できることやないですか。マスタープランがどうのこうのと言っても、それは自分たちが決めたこっちゃから、変えられることはあるんやないですか。だから、なぜできんですかって言うたら、前は県が言うたけど県は、1か所ずつやったらできますよちゅう返事も、ちゃんともらってるんですけど。粕屋町のことは、粕屋町で考えていかんと。今から将来、さっきから聞きよったら、

住宅が建てられんから市街化区域だけじゃなくて、調整区域外して家建てるとか言わっしゃあけど、建てませんよ、農家の人は。結局、営業収益になるようなことしかしませんよ。手放しませんよ。自分の財産ですから。先祖からもらった。

だから、おんなし人間であって住んでる人の、40坪、これを50の80にして、粕屋町はどれだけ負担がかかるとか、これだけ出さないかんと言うなら私、言いませんよ。ないやないですか、お金も要らん。そしたら、息子たちも帰ってきて、ひよっとしたらここで家建て替えて定住するかも分かん。新しい人も買うてきて、そこで新しい人も入ってくるか分かん。利用価値がないんですよ、これが。おんなし粕屋町に住んどって。さっきから言う、せやから私が空間って何ですかって、さっき聞きよったけど。その場所が違うとったからあれやけど。どこをもって空間とかなんか言うんですかっていうんですよ。だから、もう少し住民のファーストと言うなら、住んでる住民の、そんなとこ上げたけんって言うて、粕屋町に何か負担がありますか。痛みは、住んでる人なんですよ。それかて我慢してるんですよ、ずっと。だから私言うんですよ。

もう少し住民のことを住民ファーストと言うなら、そんな点を考えて、マスタープランのその、私は期待しとったんです、今度。見直します言うことやったから。ところが駅の周辺とかばっかり言わっしゃあから。駅の周辺は、粕屋町もベッドタウンやから、繁華街はできませんよ。現に行政もすべてでしょ。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

久我議員、何となく同じことの繰り返しになってますので、まとめてください。

**◎10番（久我純治君）**

だからとにかく私いわく、50の80にしてほしいというのが要望です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今、ご意見をちょうだいいたしましたが、そのご意見に沿った形だろうと思えますよ。

都市計画マスタープランの中で、今回この町内2種類の規制、これを統一化しよう、公平化しようということを、初めて都市計画マスタープランに謳ってるです。それに基づかないと、次のアクションは起こせないんですね。都市計画マスタープランが粕屋町、どこの自治体でもそうですが、このマスタープランに謳わないと、県のほうがないじゃないですかと、プランにないじゃないですかっていうことを指摘されるんですね。

従って、次のアクションを起こすために、都市計画マスタープランで今度のこの

規制の統一化を検討しますと、いうふうな一言を入れて次にも進もうということで、ご理解をよろしくお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

何年先になるか分らんけど、とにかく最低限を50の80の一定の、に欲しいという要望で、私はこの部分について質問を終わります。

3番目。古い規則と改めるべきは、改めるのが必要だと思うが。

さっきからやっておりますが、福岡市はどんどん変わっております。何十年も前に決めたことを、いつまでも現代に押しつけ、世の中はどんどん変化しておりますが、さっき言ったように、憲法さえから変えようとする現代です。粕屋町は、粕屋町独自でできるようなことがあると思います。先ほど県が上位みたいなこと言われましたが、もうこれは、言っていないか分らんけど、平成23年の3月議会のときに言ったんですが、行財政改革の件で、県からは指導が受けたらしいけど、県の言うことを聞かなく当時、部長制をひいたちゅうことがあります。その件で、私もすぐ市町村支援課のほうに行ってきたんですが、なぜかっていうとこれはどこやったですかね。視察に行ったところの杉戸町というところだったと思うんですが、やっぱ部長制をひいて、あの頃4,760万位の人口のどこなんですよね。そしてあがりあの一。はい、4,760万。あ、4万。4万7,600。あの粕屋町より当時、ちょっと大きい町やったんですけどね。やっぱ郊外で、合併する前提でいろいろしよったけど、部長制をひきよったら、県が出てきてフラット化にするとの行政改革、逆行しとるということで、チョウセンカンちゅう名前で10年ほどやったんですが、最終的に33年、23年ですかね。廃止になったそうですよ。

だから私そのとき思ったんですけど、いつも町長は県が県がと言われるから、県がすべてが上位あるかなと思ったらここだけ反発できたんかなと思って、あんどき、町長にも言ったんですけど、どげんして言うたんですかって言って聞いたことあるんですけどね。すべてが、私県とか国が言うことに、町は反発できないもんかと思ったんですけど。現にそげんしてできるんやったら、その古いこと変えていっちゃんないかなと思うんですよね。さっき言ったのは、計画道路も中の計画道路もそう。いろんなとこありますけど、もう県に言うと粕屋町の決断で言うんです、いつも。粕屋町がもうしませんって言えば、やめますよというようなことが多いんですよね、結構。だから、やっぱ古い規則とかやめるべきはやめて改める。今、時代がどんどんどんどん変わってますからね。さっきの建ぺい率も同じで、今まではもうそれでよかったんですけど。もうこれから先は、粕屋町独自で少しやっぱ変わっていかな

いかんと思うんですよ。

だから、3番目の質問こんなふうになったんですが、町長どんなふうですか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

県のその下にいるわけじゃありません。

県がそういった指導をするというのは、もう事実でございます。様々なことについては地方自治法で、県の指導の下にあるというような県が指導すべき立場であるという、これは定められたことでございます。その中であって、じゃあ1番ベスト、ベターな方法がないかなということ、今回のその都市計画でも、都市計画マスタープランで粕屋町の将来像を謳いながら、よりその粕屋町が発展するような、計画づくりをしておるわけです。そういった方針があればいや県はそうですねと。これは粕屋町が独自で決められた分で沿った形で、都市計画を今後進められますねということで、されるわけです。ですから、やはり、今言いましたように、計画がすべてだろうと思います。

蛇足になりますけども、先ほどの部長制の話ですが、これは私も県の指導を受けたことがございます。ただ、これは粕屋町が、どんどん人口が増えている状況の中で、部長制が必ず必須のものだということで、県にもご理解をいただいたものと私は思っております。

ただ、今も若干の指導があつてというようなことがございますけども、やはり粕屋町は粕屋町のことを考えてプランを練るというふうに、こういった姿勢は変えずにおきたいと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

久我議員。

**◎10番（久我純治君）**

今、町長の返事を聞いて半分安心しましたが、とにかく粕屋町独自でやっていけるようにですね、変えるべきは変えてやってほしいと思っておりますし、1番目に質問の保育園の先生たちとかの、従事者に対しての支援金。よかったら決断してやってください。

これで私の質問を終わります。

（10番 久我純治君 降壇）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

休憩といたします。

再開を14時10分といたします。

(休憩 午後 1 時58分)

(再開 午後 2 時10分)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

再開いたします。

議席番号15番、小池弘基議員。

(15番 小池弘基君 登壇)

**◎15番（小池弘基君）**

議席番号15番、小池弘基です。

今日は、1番最後の一般質問者ということでございまして、今年令和2年、ほんとコロナに始まりコロナに終わるといふ本当1年大変な年だったかなと思います。9月定例会では、粕屋町議会初めての一般質問者が15名といったような、ほんと粕屋町は他町と比べて一般質問される方が大変多く。そういった面では、町政に非常にやはり興味なり、期待なり、またいろんなふうな意見を出している同僚議員がたくさんいるのではないかなと思っております。私も、今日は最後ということで、締めくくりにふさわしいと言ったらおかしいですけども、簡単明瞭に質問をしたいと思っておりますので、答弁のほうもよろしく願いいたします。

まず、今回の場合は、都市計画マスタープランの見直しといったような観点から質問したいと思っております。一つは、計画道路に関するものが1点。また、町の都市計画、そういったものに関するものを1点、したいと思っております。合計6問の質問を準備しておりますので、順次始めていきたいと思っております。

まずは1番目。粕屋町には様々な計画道路が存在しておりますけども、実現可能な道路、また、非常に実現が厳しい道路。

そういったものがあるかどうか、その件につきまして、まず答弁をお願いしたいと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

都市計画道路の実現性ということでございます。

この件につきましては、長年この関係で携わっております、副町長のほうからお答え申し上げます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

吉武副町長。

**◎副町長（吉武信一君）**

議員のご質問にお答えいたします。

粕屋町14路線、総延長3万510mの都市計画道路として、決定がなされております。

これまで国や県の協力のもと、整備が進められた国道201号線、都市高速4号線、県道607号線などがございます。また、町単独で行った蒲田長者原線などもあり、優先度の高いところ、そういうふうを考えて整備を行ってきたところで、これまで1万4,027mが完成しております。都市計画道路の整備には多くの事業費と、それに伴う財源の確保。また、整備を行う路線の優先度や事業実施の際の地権者との理解、その協力が必要でございます。そのため、どの路線が実現可能かとか、今判断することは非常にちょっと難しいところでございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

小池議員。

**◎15番（小池弘基君）**

これはどうですか。もうちょっと早く言っていただければ、最初からきれいな声で話したと思っておりましたけども。

まず、今の1問目の答弁に関しまして、確かにどれが厳しいかどれができるかといったところの判断は、町ができることではなかなか難しいかなど。やはり私が思いますのは、ある程度やはりもう50年半世紀が過ぎてるという中では、やはりその当時、交通渋滞緩和のためとか、そういった町、ほんとの都市計画という観点から、計画されたものであろうと思います。そこでやっぱ半世紀たった現在、その当時の見直した基準であるとか、そういったものに対して、やはり実現可能なもの、やはり厳しいもの。50年たちますと町並みも随分変わってきております。そういったことが大事かなということで、1問目の質問をさせていただいたわけですけども。

これについてのことはこれで終わりにしまして、次2番目の質問に移りたいと思います。これは今、計画道路の一つであります千代粕屋線でございます。これも長年の年月がかかりまして、やっとな扇橋まで立派な道ができ上がりました。ですが、今、扇橋から以降、もともとの計画では大隈区門松のほうまで原町農場のほうずっと通りまして、若宮、長者原、大隈。ずっとその当時の国道201号線でございますけど、これから先。今扇橋で止まっていますけど、それから先の工事の計画は今、計画道路として存在しますが、これの実現、若しくはこれはそのまままだ生きてるのか。

その辺りをお尋ねしたいと思いますので、答弁お願いいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

吉武副町長。

**◎副町長（吉武信一君）**

都市計画道路として生きてるかっていったら、生きてるところですね。

そのままあります。だけど、今のところ工事予定っていうところでは、ちょっと厳しいところがございます。現在町内では、福岡東環状線や筑紫野古賀バイパス建設、そして都市計画道路の整備が進んでいる中で、ここに新たに整備となりますと多くの事業費が必要となり、町単独では到底できません。やっぱり国や県の協力のもと、事業を進めていくということになりますので、今のところ未整備区間の事業化を予定することはちょっと厳しい、難しい状況でございます。

まずは、現在事業中の早期完了に向けて関係機関と協力し、整備促進に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

小池議員。

**◎15番（小池弘基君）**

確かにいろいろと計画道路を一つ一つ、やはりできるところ、また計画に合わせて着工していただいていることは事実のとおりでございます。

ただ、粕屋町が今計画道路いろいろ策定してますけども、この次の3番目のほうにも今度かかりますけども、地権者の方と計画道路に関しての話合い、そういったものは実際に行われたかどうか、そこら辺りをまずはお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

吉武副町長。

**◎副町長（吉武信一君）**

議員、それは3番目の場所としては、福岡千代粕屋線のほうのことですか、全体ですか。

それでいけば、都市計画道路が事業化されますと、事業に関係する地権者の方々をはじめ、関係機関などへの協議、説明等を行いますけど。

事業予定が決定してないところがございますので、協議、説明は行ってはおりません。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

小池議員。

**◎15番（小池弘基君）**

今の答弁では、事業計画がなされないと具体的に地権者の方との協議、打合せはしないというようなことでございます。

特に、今私が言っております、粕屋町の計画道路たくさんある中で、今回は、千代粕屋線の中の特にまだ未着工部分、私もいろんな地権者の方からもう50年、もう

本当、今後どうなるのかといった、実際に道路ができるのか。若しくはできなければ、もう早くそれをもう解除してほしい、なくしてほしいといった相談もたくさん来ております。そういった中では、やはりこの残された全体の云々は難しいですけども、昔50年前計画されたこの千代粕屋線。それまで昔は田んぼがほとんどだったんですね。その田んぼのときに、国道201号線のバイパスという位置づけで計画されたのが千代粕屋線ではないかなと思っております。ただし、予算の問題とか、今は御存じのように粕屋町も福岡市のベッドタウンとして非常に人口も増え、住宅地も徐々にできており、原町区、若宮区もほとんど田んぼというものがなくなってきております。そういった中で、50年前の計画をしたときの、当然渋滞緩和であるとか、そういった何らかの基準があってそういった道が必要だということで、千代粕屋線が計画道路として認定されたのではないかなと推測はできるんですけども。

ここまで住宅地が立て込んでしまいますと、なかなかそれを今度は国の国道201号線のバイパスではなくて、県道607号線のバイパスという位置づけに変わってるわけですね。当然、国の国道のバイパスと県道のバイパスでは、やはり国の補助金もやはり違って来るかと思えます。それとやはり、ここの渋滞緩和ということですけども、今後、人口も減少にしております。そういった中、粕屋町は確かに人口増ですけども、今の県道607号線通ってるのは、飯塚方面から来る方、若しくは市内から飯塚方面に行く方、そういった方の通行の一つというところの中では、本当に今の交通渋滞、その他の問題がほんと50年前と比較してどうなのかといった分析。

そういったものが、粕屋町がそれを全部するわけではないにしろ、県土事務所のほうがそういったふうな検討というか見直し、そういったものが実際にされてるのかどうかもし分かれば、お答えいただきたいと思えますけど。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

吉武副町長。

**◎副町長（吉武信一君）**

現道の比較ということですよ。それはちょっと今のところ私聞いたところで、まだ県のほうからは全然そういうふうな話はございません。

あの場所が、千代粕屋線が非常に重要な道路ということは、もう本当に認識しております。要望としてはずっと言っているところなんですけど、粕屋町議員も御存じでしょうけど、粕屋久山線、それと筑紫野古賀線、それと福岡東環状線と。粕屋町の中では3本、補助金とかもらってやってるところなんで、それに加えて、千代粕屋線を要望しても、ちょっとすぐにはできないというところなんですよ。

それが現状です。



◎議長（鞭馬直澄君）

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

今の答弁で、この千代粕屋線の残り扇橋から門松までの工事の着工というのは非常に厳しいし、すぐできるといったものではなかなか難しいといったことだったと思います。

とって、じゃあこの今の残った扇橋から門松までの計画道路も廃止するといったこともなかなか難しいのかなという気はするんですけども。以前、こういったふうな計画道路の見直しについて質問させていただいたときに、粕屋町の中だけで解決する計画道路と、他町とずっと計画道路がまたがる道路とでは、なかなかその廃止するにしても簡単に自分のとこだけでの判断ではいけない、といったような答弁もいただいたことがございます。

そういった中では、千代粕屋線の残り部分、これ全部粕屋町の中だけで完結するような話ですので、着工時期もちょっと見通せない、今後どうなるか分からないということにつきまして、これ今4番目のほうのものにちょっと移ってきておりますけども、やはりこの辺もう少し何かこう考えられないのかなと。ほんとに駄目であれば、ほんとうややはり地権とか、それはまた相談なりして、これ廃止したときに、やはり地権者の方から損害賠償とかいろんなふうな形のものをやはり要求される。そういったものでは、またそれはそれで大変なことになります。とって、用地買収といってもそれもまた大変な話です。でもやはり地権者の方、私はこれ全部の方ではないと思いますけども、私に相談された方は、もう過去のことはもういいと。これからのことを考えたときに、やはりこう、もう賠償どうのこうのではなくて、もうそういったことじゃなくて、今後のことを考えると早く計画道路をなくす。そういったふうな結論を出してほしいといった要望がたくさんございます。

だからその辺の考え方を、町単独では難しいかも分かりませんが、隣の篠栗町のほうでは、やはり計画道路を廃止したり、そういった路線を決定されたということも聞いております。その辺の廃止に対する考えとかが、おありかどうかをお尋ねしたいと思いますけども。交通渋滞緩和のためといった形になると、バイパスを廃止してしまうと、交通の渋滞にどう向き合うのかといった問題が残ります。だから今の現道607号線を、片側でも拡幅していくとか、そういったふうな費用対効果みたいなものも、是非とも県土事務所なり国のほうに対してもそうですけど、1度地権者の方と打合せなり相談されながら、そういったふうな賠償問題ももう要りません、若しくはもう早く外してほしい。

でも、そのためにもバイパスがやはり必要だとなれば、現在ある県道607号線の

片側だけでも広くする。そういったふうな見直しも是非ともやっていただきたいと思いますが、その考えはございますでしょうか。

答弁願います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

吉武副町長。

**◎副町長（吉武信一君）**

先ほど申しとりませんでしたけど、県のほうが、平成22年と平成27年に交通量のセンサスを行っております。

扇橋の交差点から門松交差点までですね。5年ごとにはやっていますんで、今年のはまだ報告は来てないんですけど、多分後で来ると思うんですけど。そういうところを県と話しながらどういうふうを考えているか、議員がおっしゃるように片側でもできるのか。

そういうところを詰めてちょっといきたいと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

小池議員。

**◎15番（小池弘基君）**

今、やはり県とね、今の交通量の調査、そういったものを一つの裏づけとして、やはり見直すべきところは見直していただきたいと思っております。

それで次に移りたいと思っておりますけども、5番目でございます。これも同僚議員が何度も質問をしてもらっておりますけども、まちづくりというか、長者原駅、原町駅を中心としたにぎわいのあるまちづくりの構想実現に向けた取り組みについてお尋ねしますが。

実現に向けて何か問題点、そういったものがあれば、まず答弁をお願いしたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山本都市政策部長。

**◎都市政策部長（山本 浩君）**

問題点ということにはならないかと思っておりますけど、やはりこういうことを進めていくに当たりましては地域の方、地権者の方、事業者の方、それから町、こういったものの合意形成。これが1番のネックになってくるかと思っております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

小池議員。

**◎15番（小池弘基君）**

そうですね、確かにJR前っていうのは、まだ引く分長者原駅の前っていうのは口

一タリーがあったり多少車が出入りする。それとやはり、これは私が思うことなんですけども、駅を中心としたにぎわいのあるまちというイメージは、やはりそこに住民がたくさん集まる。集まるということは、今はもう車社会ですので駐車場、昔旧庁舎跡あたりもそうでしたし、今のフォーラムの駐車場もそうです。比較的長者原駅は、大きな駐車場が徒歩5、6分のところにありますので、買い物に行くにしろ何する人も便利なほうだと思います。ただ、いかんせん県道607号からは、中にちょっと入り込んだ位置に長者原駅がございまして、またサインっていいですか、長者駅はこちらですよといったそういったものも非常に見にくく分かりづらいと。

あの中の土地に対して、何か商業施設を持ってくるということは土台、今のところは難しい、無理と。やはり再開発といった形で、地権者の方と打合せ相談されながら、土地を買上げて代替地をまた決めてある程度の広い土地をキープしないと、にぎわいのあるまちづくりといったものはなかなか難しいのかなと、私は思います。ましてや、原町駅のほうに至っては、ほんとに月極駐車場はいくつかございます。でも、住民の方が、比較的ポツと停めるような駐車場がちょっとやはりないのかなと。それで、これも、長者原駅は南側と北側と両側から入れるような駅になってますけども、原町駅は北側からの一方。ただ、地下道といったものを作っていただいていますので、南側の方も、わざわざ迂回をしなくても地下道を通して駅のほうに行くことは可能にはなってますけども。なかなかやはり利便性の問題からいくと、ちょっと十分ではないのかなと。

私も、昨年12月にも、原町駅にエレベーターをつけてもらったらどうですか、みたいなバリアフリーの観点で1日も早くといったお話もさせていただきましたけども。あれから以降、いろいろとやはり自分なりに調査したりしますと、簡単にはいかない。また、3千人超えればまた、国からのいろんな補助金が出るでしょうけども、現在2千人足らずの乗降客では、それも厳しい。だからそういったものを一括して、具体的な計画をいつまでにどうしていくといった、予算立ても含めたその辺りがにぎわいのあるまちづくりというか、拠点の形になっていくのかなという気がいたします。

そこで再度聞きたいんですけども、そういった駐車場とかを、ある程度キープする。これ原町駅に関してですけども。幸い、ちょうど中野材木店の隣が空地がございまして、そこら辺りを何かこう町が買うなりして、長者原の駐車場とフォーラムの駐車場と同じように、住民が停められるような駐車場とか、そういったふうなことの考えはどうかと思いますので、答弁のほうお願いいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

原町駅の近傍は、非常に住宅が密集しております。

従来あった家がちょっと立ち退かれて、そこが空き地になってるところが点在はしておりますが、今おっしゃってる中野材木店の横っていうのは、現状、駐車場として経営してある部分だろうと思います。違いますか。向かい側のほうですね、はい。そういったもともとその家があったところ、そういったところがございしますが、今のところ具体的な計画がございません。

調査はさせていただきたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

小池議員。

**◎15番（小池弘基君）**

やはりこう、まちづくりっていう中には、今はやはりある程度駐車場だとかそういったものもセットでしていかないと、やはり人がなかなか来ない。集まれないといったところもございしますので、その検討は是非ともお願いしたいと思います。

続きまして次6番目、最後の質問になりますけども、粕屋町のまちづくりに欠かさない調整区域、用途地域、高さ制限、要はその高度制限ですけども、建ぺい率、容積率。先ほども久我議員が質問されましたけども、これのやはり見直しといったものも、今は先ほども山本部長のほうからは、都市計画マスタープランの見直しの中に、町の今後のあるべき姿そういったものをやはり方針としてというか、載せてからといった話もお聞きはしてますけども。

まずは、今もう全部1度には難しいかも分かりませんが、やはり今現在、市街化区域もだんだんとほとんどなくなってきてる状況だと思います。そうすると、やはりこの辺をやっぱり今、調整区域50%あるという話が、粕屋町にとって自慢できることなのかどうかっていうのが、ちょっと疑問に思うところですけども。やはり見直す時期にも来てるかなと思います。

だから調整区域は市街化編入するといった、そういった考えがまずあるかどうかをお尋ねしたいと思いますので、答弁をお願いいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山本都市政策部長。

**◎都市政策部長（山本 浩君）**

最後に、議員が言われましたように調整区域を市街化区域に編入する意向があるのかということですけど、久我議員さんのときにもちょっとお答えさせていただいた内容になってくるんですが、都市計画マスタープランの中では、土地利用の方針図というようなものを掲げております。

この土地利用の方針図というものが、現在の都市計画区域、用途地域を設定している内容と異なる部分があります。それはどういった部分かといいますと、調整区域の中に将来において活用すると。こういった位置づけで、住宅地域であったりとか、商業地域であったり、こういった活用が方針としていくほうがいいというような方針を出している区域があります。ですので、そういった区域については将来、何らかの地権者の方とか、地域の方、それから事業者の方とかの動きがある場合は、この都市計画マスタープランに基づいて変更をかけていくと。

こういうふうな動きになってきますので、もちろん変更する部分はあるというふうに理解されてよろしいかと思えます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

小池議員。

**◎15番（小池弘基君）**

私が今現在持つて、平成22年の都市計画マスタープラン。

今年もう製本できてるかどうかわかりませんが、まだ手元には来てませんので中身の確認ができておりません。同じように11年のときには、町の方向性というかその中では、粕屋中学校周辺、今農振農用地になっておりますけども、あのエリアは将来、商業エリアとして活用していきたいといった町の方針だったと記憶しております。

でも10年たった現在も、電柱一本増えてるわけではないと思えます。何かやはり農作物に、街路灯であり、防犯灯であるといったものは影響があるといったようなことで、なかなかそういった電柱が増えてはいないような気がします。特に中学校がもうすぐ近くにありますが、クラブ活動等していくと冬場になると、もうほんと早く真っ暗になったりするんですね。だからそういったふうなことも何かできるところから、それでまたいきなり開発に持つていくのは、農振農用地をまた用途変更いろいろと手続があったり、時間かかったりといったことも分かります。でも、今みたいに街路灯の電球を昔の白熱電球時からLEDに変わったり、また色をブルー色に変えたりすると、稲作にはあまり影響がないとか、いろんなふうな話も最近聞いております。ただそういったものに変えてでも、やはり防犯灯を増やしていくとか、子どもたちの安心・安全のためにも、暗い場所を極力減らすとかそういったふうなもの。

あくまで10年ごとの、もうそういった都市計画のマスタープランではなくて、毎年毎年、その辺は見直しをかけていって実現可能なことをやっていただきたいと思えますけど、その考えはいかがか答弁願います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

開発の関係も若干ちょっと触れたいと思いますが、これは今山本部長のほうで申しましたように、住宅そしてまた流通地域としての位置づけ。これは今回の作成中の都市計画マスタープランでも変わりません。

実際、そういった開発のお話もございますし、ただ、出ては消えという部分がございます。そういった中であって、あそこに粕屋中学校があって、今現在通学路になってるということで、若干暗い部分ではありますが、県と協議しながら、例えば切れている道路の街路灯についても、照度を保つようなことも連絡をしておりますし。

昨年、非常に不幸な犯罪事故がございました。ああいう事件の中で、暗い部分についての街灯の増設を昨年もしましたが、今年度も今鋭意努力して、増灯するように計画をしております。完全にすぐ十分に持続するような明るさじゃありませんが、農地等の関係も考慮しながら、安心・安全な通学路。そして大人に対する、なんでしょうかね、散歩される運動に使われるような道路の安全上の確保。

これは今からも努力してまいりたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

小池議員。

**◎15番（小池弘基君）**

今、町長の答弁で言われた防犯灯にしましても、県と協議しながら、少しでもやはり安全・安心のために、できる範囲どんどんやっていきたいといったお言葉をいただきました。ほんとにいいなと思っております。

先ほどっていうか昨日ですかね、町長のほうも今農水副大臣に就任されました宮内秀樹代議士も、やはり地元のやっぱり自民党衆議院議員の副大臣でございますので、やはりその辺の、今調整区域の中でも、農振農用地といったところの何か地目変更。早期にそれをやっぱできるものがあれば、やっぱ早く変えていただくような、やっぱ努力、また要望等を是非ともお願いしたいと思っておりますけども。

そこ辺は可能っていうか、できるできないは別としても、副大臣になっておられる時期っていうかその間にといいか、やはり粕屋町のために、やはり努力していただきたいと思っておりますけども。

そういった可能性ってありますか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

農振農用地の転用については、もう過去から非常に困難な問題があったのはも

う議員も御存じだと思います。

5、6年位はかかるだろう。そしてまた、その転用については、同じ転用する面積と同じ農振農用地の面積が確保。過去もそういった非常に大きなハードルがございいますが、まず若干、最近は少しは緩和されているようでございます。宮内代議士が今おられる中でっていうことでございますが、氏も非常にその選挙区のこと、選挙区の中の発展については、福岡選挙区第4選挙区が発展することについては、非常にやぶさかでもない、協力しますってことは申し上げられてますが、何せその手続上のことですので、これがいつ可能かどうかっていうのは、今断言はできませんが、最大限の努力はしていただけるようになります。

ただ、具体的な事業の開発の目的、あるいはその具体的な画といいましょうか、それがなくなかなか話としては持っていきづらいし、対応もできかねます。農政局とか農林水産省は、その辺も具体的な話が持ち上がって、現実的にこの画が描かれれば、私自身も農水省のほうに出向いて要望はしてまいりたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

小池議員。

**◎15番（小池弘基君）**

粕屋中学校前のね、農振農用地、単独の話ですと非常にまた難しいところも出てくるかと思えます。

でも、九州大学農学部の23ha、中には遺跡の問題も残っておりますけども。でもそれがもう来年3月には移転が終了します。当然その跡地利用も、まちづくりの中では重要な位置づけになってくるかと思えます。移転が終わった後には、今のある校舎っていいですか撤去をして、そこの下辺りをまた再度遺跡調査が必要になってくるかとは思いますが。それにしても2年後位には、もうある程度土地の有効活用といいいますか、都市計画。また、今も九大の中の今度道路が1本入ってますけども、それを改めてまた生活道路の見直し。それと阿恵地区の今の九大農場だけではなく、その周辺の市街化も合わせたまちづくりを検討する時期に入っていくかと思えます。

ただそういった中で、併せて粕屋中学校の前の土地も、一緒に開発といったところの話はどんなふうでしょうか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

その開発の話は、全くないわけじゃございません。

やはり、事業者の方々から問合せ等はあっておりますが、若干、今やっばコロナ

の関係で、その事業計画がなかなか先に進まないという部分があるんでしょう。具体的には私のほうの耳には聞こえてきませんが、ただこれは必ずあると。今現在も進行はしております。

具体的な計画があれば、町としても積極的に推進をしてまいりたいと思います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

小池議員。

**◎15番（小池弘基君）**

今後とも、是非とも、粕屋町の発展のためには、やはり町長に尽力していただくということが何よりかと思います。

また江辻区の江辻山のほうですね。以前、フランソアっていうところが進出してくるっていった計画がありましたけど、それも頓挫したということで。ただ今現在はまた、流通関係の業者がそこにまた入ってきてということで工事も進んでるようでございます。やはり粕屋町の土地、特に九州自動車道のインターを抱えた我が町の、これからの何かを事業計画を立てて実施するためには、財源が必要でございます。その財源を確保するために、このいろいろと町の土地の整備をして、企業誘致をして、そういったふうなあくまでも、やはり都市計画マスタープランに掲げたことを、一つ一つ実行していただくといったことが、ひいては粕屋町の財源を豊かにし、事業計画が少しでも実現し、住民が少しでも豊かになると私は信じております。

もう最後になりますけども、今日の新聞でしたか、粕屋町の町議会議員選挙が来年の4月の18日に予定というか。ああいう記事が、西日本新聞に載ってたと思いますけども。もうほんとあっという間に、また今年1年が終わり、私ももう3期12年が終わろうとしております。そういった中で、平成2年、すみません令和2年の、最後の12月定例会の1番最後の質問させていただいたことは、また一つの自分の記憶に残るかなと思っております。

これをもちまして一般質問は終了したいと思いますので、今後とも粕屋町の発展のためにご尽力のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。

（15番 小池弘基君 降壇）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

これにて、3日間に渡りました「一般質問」を終結いたします。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時51分）



令和2年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和2年12月15日（火）

## 令和2年第4回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

令和2年12月15日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

（追加）第1. 議案等の上程

（追加）第2. 議案等に対する質疑

（追加）第3. 議案等の委員会付託

第4. 委員長報告

第5. 委員長報告に対する質疑

第6. 討論

第7. 採決

第8. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

### 2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治

2番 井 上 正 宏

3番 案 浦 兼 敏

4番 安 藤 和 寿

5番 中 野 敏 郎

6番 太 田 健 策

7番 川 口 晃

8番 田 川 正 治

9番 福 永 善 之

10番 久 我 純 治

11番 本 田 芳 枝

12番 八 尋 源 治

13番 木 村 優 子

14番 山 脇 秀 隆

15番 小 池 弘 基

16番 鞭 馬 直 澄

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文

議会事務局主幹 山 田 成 悟

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（12名）

町 長 箱 田 彰

副 町 長 吉 武 信 一

教 育 長 西 村 久 朝

総 務 部 長 山 野 勝 寛

都市政策部長	山 本 浩	住民福祉部長	中小原 浩 臣
総務課長	堺 哲 弘	経営政策課長	今 泉 真 次
都市計画課長	田 代 久 嗣	道路環境整備課長	安 松 茂 久
総合窓口課長	渋 田 香奈子	介護福祉課長	石 川 弘 一

(開議 午前9時30分)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

改めまして、おはようございます。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

議題に入ります前に、去る12月8日の一般質問におきまして、太田議員が「旧焼却場解体について」と題しての質問されましたが、不適切な発言があったとして、お手元に配付のとおり、太田議員本人より発言の一部を取り消したいとの発言取消申出書が提出されております。

お諮りいたします。

粕屋町議会会議規則第64条の規定により、申し出のとおり、取り消しを許可することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。

よって、太田議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

なお、発言取消申出書の写しは、後ほど回収させていただきますので、議席の上にそのまま置かれておいてください。休憩中に回収いたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

本日、町長から、追加議案1件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、「議案等の上程」とし、議案第119号を議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、追加日程第1、「議案等の上程」として、議案第119号を直ちに議題とすることに決定いたしました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

追加日程第1、「議案等の上程」、議案第119号を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、本日提出されました議案等は1件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

**◎町長（箱田 彰君）**

おはようございます。

それでは、追加で提案させていただきます議案1件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第119号は、粕屋町立小中学校電子黒板及び実物投影機購入における「備品購入契約の締結について」でございます。

本議案は、文部科学省、GIGAスクール構想により、今年度進めておりますICT環境整備を、更に充実・促進し、また、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策が求められる中で、学びの保障を図るため、町内小中学校の各教室に、電子黒板及び実物投影機を整備するものでございます。この購入を実施するにあたり、令和2年12月10日、一般競争入札を行いましたところ、株式会社学映システム 福岡営業所 所長 松尾雄一郎が6,306万3千円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

以上で、追加する議案の提案理由の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

追加日程第2、「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

追加日程第3、「議案等の委員会付託」についてをお諮りいたします。

本日、追加で上程されました議案第119号「備品購入契約の締結について」につきましては、総務常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案第119号につきましては、付託表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

それでは、ただ今から追加議案の審査を行いますので、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時35分)

(再開 午前10時10分)

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

ただ今、審査を行いました追加議案第119号の討論及び採決につきましては、後ほど行います。

それでは、9月定例会において継続審査となっております、議案第96号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

#### ◎4番（安藤和寿君）

議案第96号は、令和2年第3回9月定例会で追加提案された「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について」でございます。

この議案は、9月定例会において継続審査となった議案でございます。付託を受けました総務常任委員会の継続審査の経過と結果につきまして、報告を行います。

まず、制定の趣旨を改めて報告いたします。令和元年度一般会計決算の中で、総務課所管の町有地普通財産売り払い申請による売却に関し、売払価格を決定する際の事務において、本来より安く売り渡すという不適切な処理があったことが判明し、このことについて監査委員から指摘を受け、損失額の補填をするための措置として、町長及び副町長の給与を臨時に減額するため、給与月額の特例を定められたものです。主な内容としましては、町長の給与月額20%、副町長の給与月額10%を、令和2年10月1日から令和3年6月30日まで、9か月間減額するというものです。

なお、この9月定例会で提出された議案の施行日は、令和2年10月1日から施行するとなっております。委員会において継続審査としました関係で、既にこの期日が過ぎていていることから、委員会として修正案を提出いたしております。修正の内容は、「施行期日を令和2年10月1日から施行する」を、「令和3年1月1日から施行する」に改め、失効を「令和3年6月30日限り、その効力を失う」を、施行期日はずれることに伴い、「9月30日限り、その効力を失う」と改めるものであります。付託を受けました総務常任委員会、閉会中の継続審査において、2回、審査を実施しました。

内容につきましては、1回目の審査において、総務常任委員会委員より意見の集

約を行い、2回目の審査において、参考人（監査委員）からの意見聴取及び所管課に対し再度質問を行い、双方の意見、答弁内容を集約し、審査しました。主な内容は、参考人より、普通財産（法定外公共物等）売払手続要領と、鑑定評価メモ及び令和元年度決算審査並びに定期監査の結果について説明を受け、令和2年8月6日、売り払いについて不適切と行政側に指摘。その結果、8月31日に内部情報が共有されていないことにより、不適切だと思われる事例が身受けられたとの行政側の回答がされております。

委員の主な質問は、所管課へ監査委員からの指摘を受けてからの進捗状況、前回の説明は担当職員の責任になっているが、売払い方法で、一般競争入札と随時売払い方法があるが、なぜ随時売払いになったのかとの質問や、固定資産の評価に対し、売買と課税評価の基準の見直しを図ることなどの意見が出されました。執行部の主な答弁は、売却の中で、粕屋町普通財産（法定外公共物）を内規で定めていた。その中で、今回指摘を受けている占有敷地補正等などから、慣例として補正率を適用した現在ルールを明確にするため、概要の整備を進めているとのことで、後日、改定要項資料は、委員会に提出される予定となっております。

まとめとして、要項の改正、職員の処分（文書訓告）、町長・副町長が責任をとるための給与の減額、今後、同じことが2度と発生しないように、要項改正の資料の提出を求めること。

当委員会で慎重に継続審査を行った結果、まず修正案を全員賛成で可決し、次に、修正案を除く原案を、全員賛成で可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

（総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これより討論に入りますが、ただ今、総務常任委員会委員長から報告がありましたように、本案（議案第96号）には修正案が提出されております。粕屋町議会会議規則第88条の規定により、修正案を先に採決いたしますので、先に議案第96号修正案の討論に入ります。

本修正案は、委員会提出の議案でありますので、まず、修正案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第96号修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、議案第96号修正案は、賛成多数により可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、ただ今修正議決した部分を除く、町執行部から提出されました議案第96号原案の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今修正議決した部分を除く、議案第96号を採決いたします。

修正議決した部分を除く原案に対する委員長の報告は、可決であります。修正議決した部分を除く原案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、ただ今修正議決した部分を除く議案第96号原案は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、議案第103号「監査委員の選任同意について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

（総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇）



#### ◎4番（安藤和寿君）

議案第103号を報告させていただきます。議案第103号は、「監査委員の選任同意について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして報告を行います。

令和2年9月15日付で退任されました、山田重徳氏に代わり、柴田俊一氏を新しく監査委員に選任、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求められたものです。経歴につきましては、参考資料に載せてありますが、同氏は、経済産業省九州経済産業局を歴任、平成28年4月から令和2年3月まで、古賀市の副市長を務められておられます。選任された場合の任期は、令和3年1月1日から4年間となります。

今回任期途中での退任を踏まえ、人事の選任方法について、活発な意見が総務常任委員会の中で出されました。主な意見として、公募による選任方法も取り入れるべきではないかなどの意見が出されました。

付託を受けました総務常任委員会での審査において、慎重に審査した結果、原案どおり全員同意にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

（総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇）

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、人事案件につき討論を省略し、これより議案第103号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第103号は、委員長の報告のとおり同意をいたしました。

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第104号「第5次粕屋町総合計画後期基本計画の策定について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

山脇粕屋町総合計画策定特別委員会委員長。

(粕屋町総合計画策定特別委員会委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎14番(山脇秀隆君)

議案第104号は、「第5次粕屋町総合計画後期基本計画の策定について」であります。付託を受けました総合計画策定特別委員会での審査の経過と結果につきまして、ご報告いたします。

粕屋町総合計画策定条例(平成26年12月19日粕屋町条例第29号)第6号の規定に基づき、これを報告し承認を得るため、議会の議決を求められたものでございます。内容につきましては、議員全員によります審査のため、審査の結果のみご報告いたします。

5回の特別委員会を開催し、執行部から提出されました前期5年間の検証を踏まえた策定案に対しまして、重点施策について意見・要望を執行部に提出いたしました。今回提出された策定案は、総合計画審議会におきまして、再度修正され、箱田町長に答申されたものであります。

当委員会で慎重に審査いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(粕屋町総合計画策定特別委員会委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

この議案につきましては、ただ今の委員長報告のとおり、議員全員による審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第104号の討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第104号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

賛成多数であります。よって、議案第104号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、議案第105号「粕屋町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」及び、議案第106号「粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」、以上、2議案を一括して議題といたします。

これらの議案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

#### ◎4番(安藤和寿君)

議案105から106号まで一括して報告させていただきます。

はじめに、議案105号、「粕屋町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、報告をいたします。

民法改正に伴い、条例の改正作業を行う中で、地方自治法第238条の4を引用している当該条例にずれが判明したため、今回改正するものです。なお、当該条例は、平成18年6月7日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法の一部が改正されたことに起因するものです。

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて原案どおり可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案106号は、「粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、報告をいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律が、令和2年6月12日に公布されたことに伴い、町村において条例を制定することで、町村議会議員及び町村長の選挙に関わる選挙運動用のビラの作成、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成について、町村が一定の金額の範囲内で公費負担することが可能となったものです。粕屋町においても、町民から幅広い人材が立候補しやすい環境を整備するため、本条例を制定するものです。当委員会の審査において、選挙運動用ポスターの規格、選挙運動用自動車費用の範囲など、確認の質問が上がりました。

当委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

#### ◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第105号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第105号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、議案第105号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

続きまして、議案第106号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

議案第106号「粕屋町議会議員選挙及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」、供託金導入について、この条例制定について、反対討論を行います。

国はこれまで供託金制度について、立候補者の乱立を防止するということが必要だということが一つあり、また町議会議員選挙では、町村議会議員選挙には供託金は必要ないというふうになっておりました。ところが今回、国会で公職選挙法を改正して、先ほど総務委員長が述べられたように候補者カー、ポスター、ビラなど、選挙期間中の選挙運動の費用として、税金、公費で負担するということを条件にして、供託金制度が導入されております。供託金の導入については、憲法の趣旨からも、国民の立候補の自由、また選挙活動の自由など、国民の基本的権利を守るとい

う立場からも反します。国民の被選挙権の行使を制約して、憲法に保障された参政権を侵害するものです。供託金制度を導入すれば、これからは幾らでも引き上げるということが容易になるわけです。それは国会で、今まで大幅な引上げを繰り返してきたことから見ても明らかです。若い人たちの中に、町村議会議員の歳費が少なく生活できないということも含め、議員になかなか立候補されないということあります。

もう一つは、議員のなり手不足ということも、この歳費の問題含め影響しております。それなのに、今回供託金制度を導入して、15万円拠出しなければ立候補できないということは、今の国民のすべてが立候補して、選挙で信を問うということに対しての新たなハードル、設けることになると思います。国民の政治離れや投票率の低下、このことについては、政治に対する不信が生み出した問題と言えます。こういう中で、地方選挙でも、この立候補を容易にして、むしろ議員になる若者を増やすために、この供託金問題が取上げられております。今からの人口減少や少子化・高齢化の課題を抱えた国と地方自治の中でも、大きな課題になってきております。総務省の研究会報告でも、供託金の引き下げに言及する声が出て、引下げの議論を起こっております。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員、田川議員、ちょっと発言を止めてもらえますか。今回のこの条例には、供託金は入っておりません。供託金は国の法律で決まってる話ですので、今回の条例については、それ以外の費用についての中身でございます、ということを申し上げます。

**◎8番（田川正治君）**

これは国会でも審議される中で、供託金問題も問題になつとんです。そういう点でいえば、含まれてるとということが前提になつとるから、この供託金問題について述べてるわけです。この条例を制定するということは、同じように今からの選挙にこの条例が適用されるということになれば、供託金制度は当然一体のものになるということです。そういう立場から、今回の条例について、反対討論を行っているものであります。

以上述べまして、今回の条例が国民のそういう選挙に対するですね、いうことを制約していくということに繋がるものであるし、条例に反対します。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案反対の方の発言を許します。

川口議員。

**◎7番（川口 晃君）**

田川君の発言と同様に、供託金制度問題について、内包している問題について、反対討論を述べます。静かに聞いてってください。

町村選挙では立候補者がなくて、無投票選挙が過疎地の町村では続出しています。粕屋町でも何度かありました。乱立を避けるためにとということで、供託金制度が作られたと聞いていますが、町村議会選挙では、そうした現状ではありません。立候補者が多いことは喜ぶべきことではないでしょうか。候補者の友人や知人、親戚の人や地域の人、人は大きな関心を持つでしょう。候補者、立候補者の所信を語られなければなりません。町中が政治の話題でにぎわいます。投票率も必ず上がります。議員に当選された方は、町民の期待、町政に責任を持たなければなりません。当選するかどうかわからないが、一言私の町の政治にものを申したい、この地域の声をこの人を通じて町政に届けたい、というような小さい声を抑える役割しか演じない供託金制度は、そういう意味では、国民の、町民の被選挙権を奪う役割を演じていくものではないでしょうか。

供託金制度を内包する第106号議案については反対いたします。

以上です。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

再度申し上げます。供託金については、国の法律のほうで決まってることで、今回の条例とは離れておりますので、再度そこだけは確認の意味で申し上げておきます。

田川議員。

**◎8番（田川正治君）**

今、議長がそういう立場で意見述べられるというのは非常に問題だと思う。この内容については、いろんな形、内容も含めて、今回の条例として、いわゆる選挙を行うにあたって、公営として町の税金を使ってすると、国の税金もね、いうことになっとなることが一つあるわけやけど、それに含めて、それと取引のような形で、その供託金の問題が入っとなるわけですよ。何も供託金が別にできとるわけでもないです。今までなかったんですから。町村議員選挙にはなかったんですよ。それで、これを今度国で、

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。2回目の討論になっておりますので、手短にお願いいたします。

#### ◎ 8 番（田川正治君）

だからそういう点で言えばね、議長がわざわざそのことを見解述べるということについては問題だと思います。それはそれぞれの議員の見解はあります。しかし私が述べたことについて、議長がそういうことでの制止するというか、やり方うちゅうのは問題だから意見というのを述べときます。

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

私は制止をするために言ったわけでございませぬ。条例の中身と国の法律が別々のところで決まっておりますからということで、供託金に関する反対意見のようにとられましたんで、そういうふうに申し上げただけで、私の意見ではありません。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

安藤議員。

#### ◎ 4 番（安藤和寿君）

議案第106号「粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」、賛成の立場から討論させていただきます。

この条例の元は、かねてから全国町村議会議長会でも要望していた、議会の機能の強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する重点の要望であります。令和2年6月12日、国会において成立した公職選挙法の一部を改正する法律により、町村議会議員選挙及び町村長選挙においても、候補者が選挙運動用のためのビラの頒布及び選挙運動用ポスター、選挙運動用自動車の使用の3項目において、町村の条例を制定することに対応するものに対して、公費負担のために条例制定を行うことは、いうまでもなく、新しい税金が投入されることとなります。選挙に更なる公費が投入されること、それが議会の議決によって決められることは、町民に疑問を持たれるかもしれません。しかしながら、この条例案を賛成する理由は、機会均等の観点です。

これまでに町が実施してきたポスターの掲示板、選挙公報紙の発行、投票率向上に向けた臨時のショッピングモールでの投票場の設置、また啓発活動は公費負担で選挙公営が行われてきました。これは、立候補や選挙運動の均等を図り、お金のかからない選挙を実現することを目的としています。今回、町村にも新たに求められた法定ビラの頒布についても、候補者の財力によって公平・不公平が生じることはあってはならず、公費負担を定めることは妥当と判断します。また選挙公報紙において、これまでの選挙運動では、候補者の氏名は伝えられても、何をしたいのかを伝えるのには不十分であり、また、インターネットによる選挙運動は、ICTに不慣れで、各候補者の情報が入手できない方も多くおられるのも事実でありました。こうした状況を打開し、判断材料を詳細に有権者に提供することで、候補者がどうい

った人物かだけでなく、何をしたいのかを伝わりやすくし、政策の比較による選挙がより行われるのと思います。

このことから、一層の質の高い選挙が行われ、町民から多様な人材が立候補ができる、そういった質の高い選挙が行われることを期待し、賛成討論とさせていただきます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

末若議員。

**◎1番（末若憲治君）**

議案106号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

この106号のこの趣旨が、先ほど安藤議員おっしゃったように、幅広い人材が立候補できる環境整備ということで、決してこれは私たちのためではなく、新しく立候補される方が、やっぱりその立候補しやすい環境を作るという条例、もうこのところに尽きると思いますので、やはり粕屋町にいらっしゃる人材の中で、議会また町長に立候補されるような方がどんどん出てくるような状況を、その環境を作っていくのがこの議案だと思いますので、そういった立場から賛成として討論をさせていただきます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第106号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

賛成多数であります。よって、議案第106号は、委員長の報告のとおり可決され



ました。

ここで場内換気のため、10分間休憩をいたします。

再開を10時55分といたします。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前10時55分)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

再開いたします。

議案第107号「粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

**◎5番（中野敏郎君）**

議案第107号は、「粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました建設常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

都市政策部道路環境整備課所管の本議案は、延滞金の徴収において、特例基準割合が導入されていることに伴い、道路占用料についても、延滞金の割合の特例を加えるものであります。また、税の督促手数料が廃止になっていることに伴い、道路占用料についても督促手数料を廃止するものでございます。

議員からは、道路占用に係る具体的なものは、というふうな質問等もございました。主たる占用物というのは、九電の電柱等でございます。

建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第107号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第107号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、議案第107号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、議案第108号「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第109号「粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第110号「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第111号「粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、以上、4議案を一括して議題といたします。

これらの議案に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

（厚生常任委員会委員長 久我純治君 登壇）

**◎10番（久我純治君）**

ただ今から、議案第108号から111号までを一括して報告いたします。

議案第108号「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

改正理由は、平成30年度税制改正における給与所得控除・公的年金等控除の引下げと、基礎控除の引上げによる国民健康保険税の課税所得への影響を減らすために、軽減判定所得の算出方法を変更するものです。世帯主給与収入・世帯員年金収入（65歳未満）の場合、軽減判定所得が、7割軽減では現行33万円が53万円に、5割軽減では現行90万円が110万円に、2割軽減では現行137万円が157万円に変わります。施行日は、令和3年1月1日、令和3年度の国民健康保険税から適用されます。

付託を受けました当厚生常任委員会におきまして、慎重に審査いたしました結

果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第109号「粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

改正の理由、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に施行され、地方税法に係る延滞金の特例に関する文言の見直しが行われたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。改正の内容は、改正前の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法等第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合）という表記を、延滞金特例基準割合（平均貸付割合に年1%の割合を加算した場合）に変更するものです。延滞金の割合に変更ありません。施行日は、令和3年1月1日です。

付託を受けました当厚生常任委員会におきまして、慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第110号、「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

理由は議案109号と同じ、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日にされ、地方税法の延滞金に係る規定が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するものです。以下、この条例において、附則第7条中「特例基準割合を第93条第22項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「特例基準割合適用年」と言うを削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改めるものです。経過措置として、この条例による改正後の附則第7条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるとします。この条例の施行日は、令和3年1月1日です。

付託を受けました当厚生常任委員会におきまして、慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第111号「粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が、令和2年6月5日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。改正の趣旨としまして、平成30年度介護報酬改定において設けられた、居宅介護支援事業所における管理者要件について、事業所の人材確保に関する

状況等を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間の延長を行うと共に、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であることなど、やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするため、所要の改正を行うものです。改正条例の施行日は、令和3年4月1日で、第2条は公布日からです。

質問として、管理者は無資格の人でいいのかとの質問がありましたが、答えは支援専門員の資格がいるということでした。

付託を受けました当厚生常任委員会におきまして、慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 降壇)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いします。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第108号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第108号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、議案第108号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

続きまして、議案第109号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第109号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

賛成多数であります。よって、議案第109号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

続きまして、議案第110号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第110号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、議案第110号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

続きまして、議案第111号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第111号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、議案第111号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、議案第112号「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題いたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇）

**◎10番（久我純治君）**

議案第112号「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございますので、要点のみご報告いたします。

歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ2億9,303万2千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ222億3,244万2千円とします。歳入は、地方特例交付金622万1千円、国庫支出金5,270万7千円、県支出金5,360万9千円、寄附金1億7千万円、繰入金944万5千円、諸収入105万円を増額し、歳出は、議会費40万7千円、総務費4,368万2千円、民生費1億7,201万1千円、衛生費629万4千円、土木費5万円、諸支出金1億7千万円を増額し、農林水産業費152万6千円、商工費9,368万1千円、教育費420万5千円を減額します。

質問があり、トイレの工事の件、ふるさと納税の増加のこと、間仕切り会議室のこと、清掃センターの解体に関する質問がありました。

付託を受けました予算特別委員会におきまして、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

先ほどの委員長報告の中で、繰入金を繰越金と言われましたので正式には繰入金です。訂正をいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

この議案につきましては、委員長の報告のとおり議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第112号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第112号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の方は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

賛成多数であります。よって、議案第112号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、議案第113号、「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第114号、「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第115号、「令和2年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、以上、特別会計3議案を一括して議題といたします。

これらの議案に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇）

**◎10番（久我純治君）**

議案第113号から第115号までを一括して報告いたします。

議案第113号「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございますので、要点のみをご報告いたします。

歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ44万3千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ37億2,882万5千円とするものです。歳入は、繰入金44万3千円を増額、歳出は、総務費44万3千円を増額するものでございます。

付託を受けました予算特別委員会の慎重審査した結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第114号「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございますので、要点のみをご報告いたします。

歳入・歳出予算の総額から、歳入・歳出それぞれ68万5千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ5億5,452万7千円とするものです。歳入は、繰入金を68万5千円減額、歳出は、総務費を23万8千円増額、後期高齢者医療広域連合納付金を92万3千円減額するものです。

付託を受けました予算特別委員会の慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第115号「令和2年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございますので、要点のみをご報告いたします。

保険事業勘定歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ、899万9千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を25億9,955万6千円とするものです。歳入は、国庫支出金1,094万3千円、繰入金60万4千円を増額、支払基金交付金174万2千円、県支出金80万6千円減額し、歳出は、総務費282万円、諸支出金1,263万1千円を増額します。地域支援事業費645万2千円を減額するものでございます。

付託を受けました予算特別委員会において慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第113号の討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**



次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第113号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、議案第113号は委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

続きまして、議案第114号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第114号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

賛成多数であります。よって、議案第114号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

続きまして、議案第115号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第115号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、議案第115号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

30分を経過しておりますので、場内換気のため、議場内換気のため5分間の休憩といたします。

再開を11時30分といたします。

（休憩 午前11時24分）

（再開 午前11時30分）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

再開いたします。

議案第116号「令和2年度粕屋町水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇）

**◎10番（久我純治君）**

議案第116号「令和2年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査につきましては、議員全員によります審査でございますので、要点のみご報告いたします。

拡張工事業費3億8,870万円を1億5,859万4千円に、改良工事業費3億7,227万4千円を3億1,086万円に、計7億6,097万4千円を4億6,945万4千円に改めるものでございます。資本的収入及び支出、企業債5億2,260万円を2億9,170万円減額し、2億3,090万円にします。支出は、資本的支出9億611万9千円を、2億9,152万円減額し、6億1,459万9千円に、します。建設改良費7億6,097万4千円を2億9,152万円減額し、4億6,945万4千円にするものです。工期の説明、発注の遅れの件等の質問がありました。

付託を受けました予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案ど

おり可決すべきことに決しましたことを、ご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

この議案につきましても、委員長の報告のとおり議員全員によります審査を行っております。よって質疑を省略し、これより議案第116号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第116号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、議案第116号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、議案第117号「財産の取得及び無償譲渡について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 登壇)

**◎10番（久我純治君）**

議案第117号「財産の取得及び無償譲渡について」、付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

新型コロナウイルスシニア世代応援事業の給付に用いるために商品券を買入れ、当該事業の対象者に無償譲渡するものです。無償譲渡の相手方は、令和2年12月議会の議決時点において、粕屋町に住民登録のある者で、昭和31年4月1日以前に出生したもので、議決日の翌日から起算して14日以内までの届出受領した転入分を含みます。事業内容は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内居住する65歳以上の高齢者への経済的支援として、1人当たり1万円の商品券を給付するものです。給付対象予定数は、約8,800人で、令和2年11月2日時点では、対象者数

8,749人です。

付託を受けました当厚生常任委員会におきまして、慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを、ご報告いたします。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 降壇)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第117号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第117号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、議案第117号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、議案第118号「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

**◎5番（中野敏郎君）**

議案第118号は、「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」でございます。付託を受けました建設常任委員会の審査の経過と結果に

ついて、ご報告いたします。

この議案は、住居表示の実施区域及び方法を定めるにあたり、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。求められたものです。都市政策部都市計画課所管で、平成17年度駕与丁区域よりスタートしてまいりました住居表示も、今回12区域目となっております。今回の区域につきましては、皆さん別図のほうにございますように、内橋二区、内橋三区、そしてサンライフ区が主な対象となっております。

議員からは、今後の予定区域や最終の整備面積等の質問等がございました。

建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第118号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第118号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、議案第118号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、本日追加提案されました、議案第119号「備品購入契約の締結について」

を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

#### ◎4番(安藤和寿君)

議案第119号は、「備品購入契約の締結について」でございます。付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、ご報告いたします。

本議案は、教育でのICT利活用の促進を図るため、粕屋町立小・中学校に導入される電子黒板及び実物投影機の購入を実施するにあたり、令和2年12月10日に一般競争入札が行われ、株式会社学映システム福岡営業所、所長松尾雄一郎が、購入金額6,306万3千円で落札しましたので、この者と備品購入契約を締結するにあたり、条例の定めるところにより、議会の議決を求められたものです。契約期間は、契約効力発生の翌日から令和3年3月31日までとしています。納入の概要につきましては、電子黒板210台、実物投影機210台、小・中6校合計です。これらを、町内小・中学校の各教室に整備するものでございます。

付託を受けました総務常任委員会におきまして、備品購入等の説明を受け、審査の主な内容は、今回落札率59.7%に対する質問に対し、所管課からの説明は、今回の全国的なGIGAスクール構想による当該備品が、増産体制であったことから、予定価格より安価になったとの説明がありました。

慎重に審査いたしました結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

#### ◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

#### ◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第119号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

#### ◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第119号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、議案第119号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、発議第2号、「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本発議は委員会提出の議案でありますので、委員会に付託することなく本会議で扱うこととなっております。

よってこれより、発議第2号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第2号を採決いたします。

本発議に賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

全員賛成であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、日程第8「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定をいたしました。

ここで、町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和2年度第4回議会定例会の閉会にあたりまして、自席からではございますが、一言ご挨拶申し上げます。

去る12月4日に招集をいたしました今議会におきましては、監査委員の選任同意議案を初め、令和2年度補正予算案など、多くの議案等の審議を賜り、活発なご議論をちょうだいしながら、すべての議案に可決承認をいただきました。誠にありがとうございました。

特に、9月議会より継続審査になっておりました、私及び副町長の給与を臨時に減額するための条例につきましては、慎重かつ真剣なご議論をいただき、修正案のとおりご承認をいただきました。重ねて感謝いたします。今後、このような不適切な事務処理を起こさないように、職員への指導を徹底し、研修や事務マニュアルの作成を通じ、情報の共有やチェック体制の強化など、内部統制の厳格化を図ってまいります。

さて、今議会の冒頭でも述べましたが、新型コロナウイルス感染の猛威が全国を襲っており、景気浮揚のための経済対策であるGoToトラベル事業の一時停止を政府が昨日発表したところでございます。国は、コロナウイルス根絶のため、新型ワクチン接種の早期の実施を目指し、今まさに具体的な検討を進めております。町といたしましても、4万8千人すべての町民に対して、円滑な予防接種の実施体制の構築を行うため、医療機関との協議や、人的、物的な準備体制を整えることを、既に着手しており、最優先課題として取り組みます。

今年は、1月より新型コロナウイルス感染の拡大に始まり、まさに国難というべき災害に立ち向かった1年でございました。来る新年は丑年です。丑の年は目標に向かい、着々と積み上げていく年と言われております。コロナ感染の終息に向けて歩を着実に進め、社会が明るく進展する年となるよう願うばかりでございます。

今年も残すところ2週間ばかりとなりました。この1年、議員の皆さまより数々のご協力とご厚情を賜りましたことを、改めてここに感謝を申し上げますと共に、輝かしい新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶



とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

今年も残すところ少なくなりました。来年の干支は丑年（辛丑）であります。牛は古くから農業や酪農で人間を助けてくれた大事な動物でした。大変な農作業を最後まで手伝ってくれる働きぶりから、丑年は「我慢・耐える」「これから発展する前触れ」というような年になると言われております。まさに今、国内はもとより、世界中の人々がコロナ禍の不便で苦しい生活に耐えている状況であります。来年は、コロナが早く終息し、新たな発展を願うばかりであります。そういったことから、コロナの感染にはくれぐれもご留意いただき、お風邪など召されませぬよう、お元気で年末・年始をお過ごしください。

また、町長をはじめ執行部関係各位におかれましては、今年1年、コロナの対応で大変な1年であったろうと思います。コロナ対策に町職員一丸となって取り組んでいただきましたことに、町民を代表し、また議会を代表しまして、心より感謝を申し上げます。来る2021年、令和3年が、粕屋町にとりまして、また皆さまにとりましても、幸多い年となりますことを、心からご祈念を申し上げます。

それでは、これにて令和2年第4回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。

よって、令和2年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前11時52分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鞭 馬 直 澄

署名議員 久 我 純 治

署名議員 八 尋 源 治